

# 野田村総合計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略  
国土強靱化地域計画

岩  
手

令和8年3月



野田村

ひとつながり  
みんなで創るミライ



## はじめに

本村は、『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』を将来像とした「野田村総合計画」を平成28年6月に策定し、その実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

また、令和3年度からの後期基本計画では、平成28年3月策定の「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び令和3年3月策定の「野田村国土強靱化地域計画」と整合及び調和を図り、人口減少及び国土強靱化施策との一体的な政策の推進を進めてまいりました。

しかしながら、本村を含め、国・地方ともに厳しい財政状況の中、人口減少、大規模自然災害、目まぐるしい社会・経済情勢の変動など、本村を取り巻く環境は日々変動しております。本村の掲げる将来像の実現のためには、計画的に事業を実施し、多様な地域課題に的確に対応していく必要があります。

そのため、令和8年度からの行政運営の基本方針、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立、国土強靱化の指針として「野田村総合計画 野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略 野田村国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

また、今回からこの3つの上位計画を合冊し、より一層の一体的な政策の推進を図ってまいります。

政策の推進に当たっては、緊急度と優先度を見極めながら効率的な行財政運営に努めることはもちろん、村民目線で、地域と行政がともに歩みながら将来像の実現を目指して計画を推進してまいります。

これまでの施策を引き継ぎつつ、村民の皆さんの声を大切に、「産業振興」「安心で住みよい地域づくり」「村財政運営・組織の改善」を推進し、本村の発展に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりご審議いただいた21世紀むらづくり委員会をはじめ、村民アンケートなどにより貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました村民の皆さま、特別委員及び関係各位に対し心から感謝申し上げます。

今後とも、住民の皆さまには積極的な村政への参画をお願い申し上げるとともに、関係各位におかれましては、より一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

野田村長 小野寺 勝 幸

## 野田村民憲章

---

私たち野田村民は、自立と勤勉の意志のもとに、先人が築いてきた郷土の歴史を誇りとし、その力強い伝統と新たな連帯感を基調として、すべての村民の喜びにつながる村勢躍進への気概をこめ、自らの規範とする村民憲章を定めます。

私たち野田村民は

- 1 創造と勤労の意欲を高め、豊かな村をつくります。
- 2 ふれあいと奉仕の心を広げ、あたたかい村をつくります。
- 3 きまりと礼儀を大切にし、明るい村をつくります。
- 4 たがいに学び高めあい、教育の村をつくります。
- 5 自然を愛し環境を整え、健康な村をつくります。

## 野田村のシンボル

---

私たちは美しい自然をいつくしみ、愛護精神をたつとび、明るく豊かな村を建設するためのしるべとして、次の鳥、花、木を制定します。

野田村の鳥

セキレイ



野田村の花

ハマナス



野田村の木

クロマツ



# 野 田 村 総 合 計 画

## 野 田 村 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略

### 野 田 村 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

## 一 目 次 一

### 第 1 部 野田村総合計画

---

#### 第 1 編 総論

第 1 章 計画の概要	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	1
第 3 節 計画期間	3
第 2 章 野田村の概況	4
第 1 節 自然的条件	4
第 2 節 歴史的条件	4
第 3 節 地理的条件	4

#### 第 2 編 基本構想

第 1 章 野田村の将来像	5
第 1 節 将来像	5
第 2 節 計画の主要な指標	5
第 2 章 施策の大綱	7
基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして	7
基本目標 2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして	8
基本目標 3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして	9
基本目標 4 魅力ある生活基盤をめざして	10
基本目標 5 安全で安心できる住みよいむらをめざして	11
基本目標 6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして	12

#### 第 3 編 前期基本計画

基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして	14
基本施策 1 農業の振興	14
基本施策 2 林業の振興	15

基本施策3	水産業の振興	17
基本施策4	商工業の振興	18
基本施策5	観光の振興	20
基本施策6	雇用対策の充実	23
<b>基本目標2</b>	<b>ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして</b>	<b>24</b>
基本施策1	学校教育の充実	24
基本施策2	生涯学習・生涯スポーツの振興	26
基本施策3	学びの環境づくり	28
<b>基本目標3</b>	<b>誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして</b>	<b>30</b>
基本施策1	地域福祉の充実	30
基本施策2	子ども・子育て支援の充実	31
基本施策3	高齢者福祉の充実	32
基本施策4	障がい者（児）福祉の充実	33
基本施策5	社会保障の充実	35
基本施策6	保健体制の充実	37
基本施策7	医療体制の充実	39
<b>基本目標4</b>	<b>魅力ある生活基盤をめざして</b>	<b>40</b>
基本施策1	適正な土地の利用と村土の保全	40
基本施策2	公共交通の充実	42
基本施策3	住宅・住環境の整備	43
基本施策4	水資源の確保と水道の整備	44
基本施策5	下水道の整備	45
基本施策6	道路網・道路環境の整備	47
基本施策7	地域情報化の充実	49
<b>基本目標5</b>	<b>安全で安心できる住みよいむらをめざして</b>	<b>50</b>
基本施策1	消防・救急体制の強化	50
基本施策2	防災体制の強化	51
基本施策3	震災伝承の充実	52
基本施策4	自然環境の保全と活用	53
基本施策5	環境衛生の充実	54
基本施策6	地域安全の推進	56
<b>基本目標6</b>	<b>住民と行政の連携による 持続可能なむらをめざして</b>	<b>58</b>
基本施策1	住民参画の推進	58
基本施策2	行政サービスの充実	59
基本施策3	健全な財政運営	61
基本施策4	広域連携の推進	62
基本施策5	地方創生の推進	62
基本施策6	交流活動の充実	63

## 第4編 前期主要事業計画

基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして	65
第1節 目標指標	65
第2節 主要事業計画一覧	65
基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして	69
第1節 目標指標	69
第2節 主要事業計画一覧	69
基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして	73
第1節 目標指標	73
第2節 主要事業計画一覧	73
基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして	78
第1節 目標指標	78
第2節 主要事業計画一覧	78
基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして	81
第1節 目標指標	81
第2節 主要事業計画一覧	82
基本目標6 住民と行政の連携による 持続可能なむらをめざして	85
第1節 目標指標	85
第2節 主要事業計画一覧	85

## 第2部 第3期野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 第3期総合戦略の策定方針	88
第1節 基本的な考え方	88
第2節 「地方創生に関する総合戦略」との関係	88
第3節 計画期間	88
第4節 野田村総合計画との関係	88
第5節 基本目標の設定と検証の枠組み	89
第6節 事業計画の見直し	89
第2章 第2期総合戦略の取組の成果と課題	90
基本目標1 野田村での仕事をつくる	90
基本目標2 野田村への人の流れをつくる	90
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	91
基本目標4 魅力的な野田村をつくる	92
第3章 第3期総合戦略の基本目標	93
基本目標1 産業の振興により稼げる野田村をつくる	93
基本目標2 安心して働き、暮らせる野田村をつくる	93

基本目標 3 野田村への人の流れをつくる……………	93
基本目標と施策の体系……………	94
<b>第4章 第3期総合戦略の施策及び重要業績評価指数（KPI）</b>	<b>95</b>
基本目標 1 産業の振興により稼げる野田村をつくる……………	95
基本目標 2 安心して働き、暮らせる野田村をつくる……………	96
基本目標 3 野田村への人の流れをつくる……………	101

## **第3部 第2期野田村国土強靱化地域計画**

<b>第1章 計画策定の趣旨と位置づけ</b>	<b>104</b>
第1節 計画策定の趣旨……………	104
第2節 計画の位置づけ……………	104
第3節 計画期間……………	104
<b>第2章 基本的な考え方</b>	<b>105</b>
第1節 基本理念……………	105
第2節 基本目標……………	105
第3節 事前に備えるべき目標……………	105
第4節 基本的な方針……………	105
<b>第3章 地域特性と想定するリスク</b>	<b>107</b>
第1節 地域特性……………	107
第2節 想定するリスク……………	107
第3節 施策分野……………	111
<b>第4章 脆弱性評価</b>	<b>112</b>
目標 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 直接死を最大限防ぐ……………	112
目標 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、 医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ……	120
目標 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な行政機能を維持する……………	124
目標 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない……………	125
目標 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信 サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、 早期に復旧させる……………	126
目標 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が 迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する……………	130

<b>第5章</b>	<b>リスクシナリオ別の対応方策とK P Iの設定</b>	<b>132</b>
目標1	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 直接死を最大限防ぐ……………	132
目標2	いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、 医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ……	141
目標3	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な行政機能を維持する……………	145
目標4	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない……………	145
目標5	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信 サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、 早期に復旧させる……………	147
目標6	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が 迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する……………	150
<b>第6章</b>	<b>個別施策分野別の対応方策</b>	<b>152</b>
個別施策分野(1)	行政機能・情報通信……………	152
個別施策分野(2)	地域・福祉・保健医療……………	154
個別施策分野(3)	産業エネルギー……………	155
個別施策分野(4)	防災教育・文化……………	156
個別施策分野(5)	国土保全・環境・交通……………	157
個別施策分野(6)	住宅・都市・基盤……………	157
<b>第7章</b>	<b>横断的分野別の対応方策</b>	<b>159</b>
横断的分野(1)	リスクコミュニケーション……………	159
横断的分野(2)	人材育成……………	160
横断的分野(3)	官民連携……………	160
横断的分野(4)	老朽化対策……………	161
横断的分野(5)	人口減少・少子高齢化対策……………	162
横断的分野(6)	デジタル活用……………	163
<b>第8章</b>	<b>計画の推進と進捗管理</b>	<b>164</b>
第1節	住民総参加による取組……………	164
第2節	計画の進捗管理と見直し……………	164

## 第4部 資料

### 第1編 野田村人口ビジョン

## 第2編 計画策定の経過及び策定委員会名簿等

第1章	計画策定の経過	195
第2章	策定委員会名簿等	197
第1節	野田村策定委員会委員名簿	197
第2節	野田村策定委員会幹事会幹事名簿	197
第3節	21世紀むらづくり委員会名簿	198
第4節	事務局名簿	199

## 第3編 村民アンケートの結果

第1節	回収結果	200
第2節	野田村の暮らしやすさ	201
第3節	これからも野田村に住みたいと思うか	202
第4節	分野ごとの満足度（項目別）	203
第5節	分野ごとの満足度（全体）	215
第6節	特に力を入れていくべきだと思う分野	218
第7節	その他自由意見	219
第8節	村民アンケートの内容	220

## 第4編 野田村の計画体系

野田村の計画体系	230
----------	-----

## 第5編 野田村総合計画の施策体系

野田村総合計画の施策体系	232
--------------	-----

※ 本文中にある略称は、その適用範囲を編ごととしている。



# 第1部

# 野田村総合計画

## 計画期間

基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期基本計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）

前期主要事業計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期主要事業計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）



# 第1編

## 総論

### 計画期間

基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期基本計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）

前期主要事業計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期主要事業計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

平成28年度に策定した「野田村総合計画」（以下「本計画」という。）は、甚大な被害を受けた東日本大震災からの復興を目指した「野田村東日本大震災津波復興計画」を継承するとともに、野田村の将来像である『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』の実現に向け、結と協働のむらづくりに取り組んできたところである。

また、「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「村総合戦略」という。）に基づき、人口減少をゆるやかにしながら、本村の将来像の実現に向けて取り組むことが今後ますます重要となっていく。

さらに、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風（台風第19号）等の大規模な自然災害も発生しており、「野田村国土強靱化地域計画」（以下「村国土強靱化計画」という。）に基づき、より一層の防災・減災対策を強化していく必要がある。

現行の本計画の計画期間が令和7年度をもって満了することや、本村を取り巻く国内外の社会・経済情勢、少子高齢化、産業振興、地域コミュニティの活性化等の多様な地域課題に的確に対応し、行政運営の基本方針とするため、村総合戦略及び村国土強靱化計画と足並みを揃えながら、本村の上位計画として、令和17年度を目標年次とした本計画を策定するのである。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、本村の上位計画として位置づけられ、同じく上位計画である村総合戦略及び村国土強靱化計画とともに、本村のその他計画及び全ての施策の基本方針となるものであり、毎年度の予算編成の指針となるものである。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「主要事業計画」の3編で構成している。

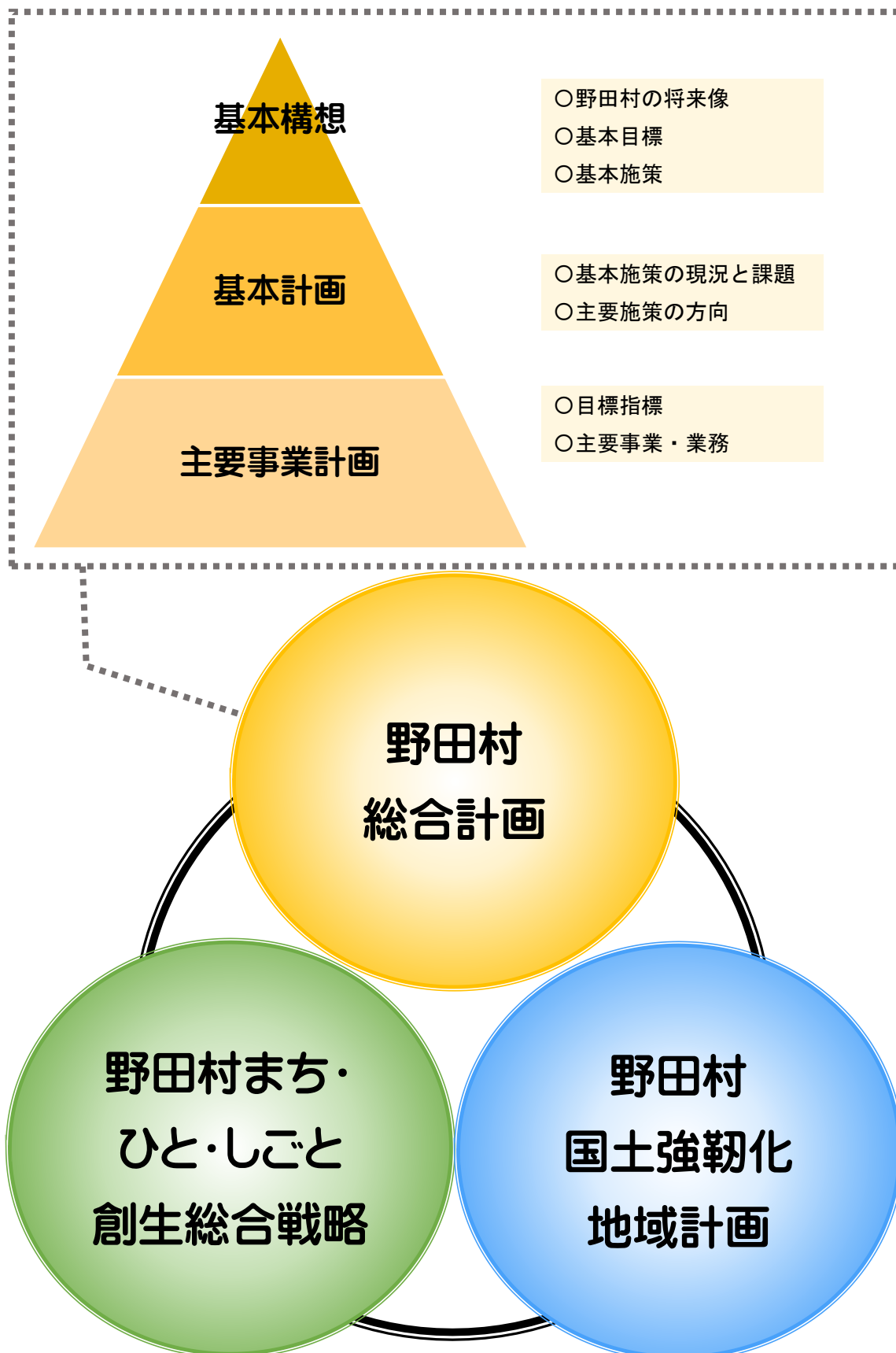
基本構想では、本計画の土台として、長期的な見通しに基づき、「野田村の将来像」を掲げ、それを実現するための「基本目標」及び「基本施策」を定めることで、結と協働のむらづくりの基本的な方向及び考え方を示している。

基本計画では、基本施策の「現状と課題」を明らかにし、それを達成・克服するための「主要施策の方向」を分野別に体系化することで、より具体的な事業・業務を展開するための基本的な指針を示している。

主要事業計画では、主要施策の方向から展開された5年ごとの主要な事業・業務を一覧にし、計画的に行政運営していくことを示している。

また、基本施策の具体的な達成度合いを測るための「目標指標」を定めることで、見直しの評価基準を示している。

<図表1 計画の位置づけ>



### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度まで（2026年4月から2036年3月まで）の10年間とする。そのうち基本計画及び主要事業計画は、計画期間を5年間とする。令和8年度から令和12年度まで（2026年4月から2031年3月まで）を前期基本計画及び前期主要事業計画とし、令和13年度から令和17年度まで（2031年4月から2036年3月まで）を後期基本計画及び後期主要事業計画とする。

<図表2 計画期間>

計 画 期 間		令和8年度	令和12年度	令和13年度	令和17年度
総野 合 田 計 画 村	基 本 構 想				
	基 本 計 画				
	主 要 事 業 計 画				
野 田 村 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略					
野 田 村 国 土 強 韌 化 地 域 計 画					

## 第2章 野田村の概況

### 第1節 自然的条件

本村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部にあり、北部及び西部は久慈市と接し、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積80.80km<sup>2</sup>の村である。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ（冷たく湿った東よりの風）が発生し、冷涼湿潤な地帯であるが、冬季は比較的温暖である。

降水量は、年間平均1,000mmの少雨域で、積雪量も比較的少ないが、春先に大雪をみることがある。

### 第2節 歴史的条件

本村の各地で縄文時代から平安時代にかけての遺跡が多く発見されており、古くから集落が形成されていたことが伺われる。

また、古代から中世にかけて製鉄が行われていた跡も確認されている。

藩政時代には、塩、砂鉄及び海産物の産地として栄え、「塩の道」を通じて盛岡などの内陸部や各地域との交流も盛んに行われていた。

明治維新後は、九戸県、八戸県、三戸県、江刺県及び盛岡県と変遷をたどり、明治5年には岩手県に編入、同22年の市町村制の実施に際し、野田、玉川両村が合併して野田村となった。以来、今日に至っている。

### 第3節 地理的条件

本村は、久慈地区広域市町村圏の南に位置し、村内には国道45号と三陸鉄道リアス線が並走しており、南北方向の交通路が整備されている。

さらに、三陸沿岸道路野田インターチェンジが整備され、各主要都市へのアクセスが改善している。

主要都市への距離及び車での所要時間は、県庁所在地の盛岡市まで約150km（約2時間10分）、北東北沿岸部の中核都市である青森県八戸市まで約65km（約1時間05分）、経済圏を一つにする久慈市までは約10km（約15分）、東北新幹線を利用する際の最寄り駅となる二戸市までは約65km（約1時間15分）である。



# 第2編

# 基本構想

(令和8年度～令和17年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

# 第1章 野田村の将来像

## 第1節 将来像

本村の将来像を『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』とし、これを実現するための基本目標として次の6つを掲げる。

### 基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして

農林水産業、商工業及び観光の振興を進め、地域活力のあるむらを実現する。

### 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、

#### 未来をたくましく創造する人づくりをめざして

村を愛し、新たな社会を創造する人づくりと、住民がやりがいと生きがいを実感しながら豊かに生活できるむらを実現する。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

全ての住民が、ライフステージや心身の状況に応じて、豊かに過ごすことのできるむらを実現する。

### 基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして

人々が安全に暮らし、快適で利便性の高い活動する場を提供するむらを実現する。

### 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

住民の生命と財産が安全に確保され、快適で安らぎのある生活環境のむらを実現する。

### 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

住民ニーズを把握しながら、有効で効率的な行財政運営に努め、持続可能なむらを実現する。

## 第2節 計画の主要な指標

令和17年度までの本村の人口、産業3分類別就業者数は、おおむね次のようになるものと想定される。

### 1 人口（表1）

#### (1) 総人口

本村においては、生産年齢人口（15-64歳）の進学、就職、結婚による近隣都市への流出、晩婚化・未婚化の進展等により、今後より一層の人口の減少が進むことが予測されている。就業機会の確保、生活環境の整備をはじめとした定住促進策の推進等の各般の施策を展開することにより人口減少をゆるやかにし、令和17年度における目標を3,400人程度とする。

#### (2) 年齢階層別人口

地方創生を推進し、人口流出の抑制及び流入につながる各種施策の展開により、令和17年の目標年齢階層別人口を、年少人口（0-14歳人口）は320人程度、生産年齢人口（15-64歳人口）は1,530人程度、老年人口（65歳以上人口）は1,560人程度と設定する。

## 2 産業3分類別就業者数（表2）

就業者数の総数は、生産年齢人口の減少に比例してゆるやかに減少し、令和17年の目標就業者数は1,500人程度になることが見込まれる。産業分類別就業者数についても、第1次産業、第2次産業及び第3次産業はいずれもゆるやかに減少すると見込まれる。

## 3 村民所得（表3）

村民所得については減少するものの、官公庁、民間事業者等による定年延長、第1次産業における高齢者の就業者数等を加味すると、令和17年の目標村民所得（人口1人当たり）は令和2年と同水準である2,500千円程度になることが見込まれる。

表1－人口の将来展望

単位：人、（％）

区 分		令和2年	令和7年	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
総人口		3,936	3,836	3,622	3,415
年齢別 人口	0～14歳	429 (10.9)	411 (10.7)	373 (10.3)	324 (9.4)
	15～64歳	1,989 (50.5)	1,837 (47.9)	1,673 (46.2)	1,530 (44.8)
	65歳以上	1,513 (38.5)	1,588 (41.4)	1,576 (43.5)	1,561 (45.7)

資料／国勢調査、野田村住民基本台帳

※ 令和2年は国勢調査人口、令和7年は住民基本台帳人口、令和12、17年は令和7年からの推計人口である。

※ 令和2年の年齢別人口に年齢不詳（5人）は含まれていない。

表2－就業者数の見通し

単位：人、（％）

区 分		平成27年 （参考年次）	令和2年 （基準年次）	令和7年 （現在年次）	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
就業者数		1,986	1,942	1,789	1,630	1,490
	第1次産業	298 (15.0)	280 (14.4)	258 (14.4)	235 (14.4)	214 (14.4)
	第2次産業	600 (30.3)	550 (28.3)	506 (28.3)	461 (28.3)	422 (28.3)
	第3次産業	1,085 (54.7)	1,112 (57.3)	1,025 (57.3)	934 (57.3)	854 (57.3)

資料／国勢調査、総務課

※ 平成27年、令和2年は国勢調査人口、令和7年、12年、17年は推計人口である。

表3－村民所得

単位：千円

区 分	平成22年 （参考年次）	平成27年 （参考年次）	令和2年 （基準年次）	令和7年 （現在年次）	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
人口1人当たり 村民所得	1,689	2,935	2,518	2,381	2,400	2,500

資料／市町村民経済計算、野田村村勢要覧

※ 平成22年、27年、令和2年は市町村民経済計算、令和7年、12年、17年は推計所得である。

## 第2章 施策の大綱

### 基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして

#### 1 基本方針

産業は、地域活力の原動力であることから、農林水産業・商工業の振興を進める。  
また、本村の自然環境や地域資源を活用した観光の振興を進める。

#### 2 基本施策

##### (1) 農業の振興

機械作業に対応した基盤整備や機械導入・施設整備による省力化・効率化を進めるとともに、担い手農業者の育成、新規参入者の支援を図る。

また、産地直売及び加工・販売までの6次産業化により、農業所得の向上を図る。

##### (2) 林業の振興

適正な森林の保全など、森林整備を推進するとともに、近年増加している鳥獣被害への対策の充実を図る。

また、特用林産物の生産振興を推進する。

##### (3) 水産業の振興

つくり育てる漁業や適正な漁場の管理を促進し、生産量の増大を図るとともに、漁業団体及び漁業者と連携し質の高い水産物の生産に取り組む。

また、養殖漁業の振興、新品目の導入及び増養殖の推進を図る。

さらに、就漁者の確保、販路の拡大等の総合的な施策を推進する。

##### (4) 商工業の振興

商業団体と連携してまちなかの賑わいを創出するとともに、消費者の多様化する需要動向に対応した経営改善などの支援に努める。

また、就業機会を拡大し若年層の地元定着を図るため、地域資源を活用した地場産品の商品開発やPR及び販路拡大に対する支援に努める。

さらに、空き地空き店舗等の活用による街のにぎわいづくり支援を図る。

##### (5) 観光の振興

恵まれた自然環境を生かした観光・レジャー資源、歴史・文化、郷土食等の活用促進を図るとともに、時代の変化に即した手法を取り入れ、魅力の発信にも努める。

また、観光需要や来村動機の定着を念頭に、交流の創出や深化を図り、それらがコンテンツ※の磨き上げ、特産品開発等とも有機的に連動する本村らしい観光振興を図る。

##### ※コンテンツ

メディアを通して伝えられる情報の内容、中身のこと。具体的には、文章、画像、動画、音声等のさまざまな形式で表現される情報が含まれる。

##### (6) 雇用対策の充実

雇用の確保を図るため、農林水産物など地域資源を生かした新たな雇用の創出及び

雇入れに対する支援により常用雇用の拡大に努める。

また、学校と連携したキャリア教育等により若者の雇用定着を推進する。

## 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく 創造する人づくりをめざして

### 1 基本方針

生まれ育った野田村を愛し、自ら将来に大きな夢と希望をもつとともに、住民の笑顔が輝く新たな社会（未来）を創造する、志の高い人づくりを目指していく。

そのために、学校教育では、地域学習・復興教育を重点とするとともに、バランスのとれた「生きる力」を身につけ、安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、小・中学校を力強く支援していく。

また、住民が「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習や生涯スポーツに取り組むことができ、やりがいと生きがいを実感しながら豊かに生活することができるよう、様々な環境づくりを着実に推進していく。

### 2 基本施策

#### (1) 学校教育の充実

学校教育は、豊かな人間を形成する基礎となる重要なものであり、小・中学校とも学習指導要領で示されている「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」の「確かな学力」、お互いが協調し思いやることができる「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」、これらの知・徳・体を総合的に兼ね備えた「生きる力」をもつ児童生徒の育成を目指す。

また、「地域学習・復興教育」を本村の学校教育の根幹に据え、東日本大震災大津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来をたくましく創造する児童生徒の育成を目指す。

#### (2) 生涯学習・生涯スポーツの振興

長寿社会など様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっている近年、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、社会教育事業をはじめとした、読書活動の推進、芸術文化の振興、生涯スポーツの普及推進等の各種事業を推進する。

#### (3) 学びの環境づくり

住民が相互に連携し協力し合いながら、学校や家庭、地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもとで、それぞれの年代の学びを豊かに達成できるよう、地域学校協働本部事業、学校運営協議会等の組織活動を推進するほか、校舎の適切な維持管理、進学支援としての育英制度の充実、インクルーシブ\*な教育の推進等の良好な学びの環境づくりを目指す。

※インクルーシブ

「包括的なさま」や「全てを包み込むこと」を意味する言葉。多様性を尊重し、あらゆる人を排除することなく、個々の特性や価値観を認め、受け入れ、支え合う姿勢を指す。

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

### 1 基本方針

急速な少子高齢社会の進展や厳しい経済環境の中において、地域で暮らす人々が互いに助け合い、多様なサービスや地域環境形成による支援を受けながら、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も全ての住民が、ライフステージや心身の状況に応じて、豊かに過ごすことのできる環境づくりを推進する。

### 2 基本施策

#### (1) 地域福祉の充実

福祉へのニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携し、地域社会全体で支え合う広がりのある福祉環境づくりを推進する。

#### (2) 子ども・子育て支援の充実

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、地域で支える子育て世代にやさしい環境づくりの充実のため、保育所及び放課後児童クラブの適正配置並びに保育料の無償化、子どもの医療費助成事業等の子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

#### (3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉サービス環境の充実のため関係機関と連携を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護・生活支援・介護予防事業に取り組む。

#### (4) 障がい者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援に取り組むとともに、広域的なサービス提供体制の確保を図る。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

#### (5) 社会保障の充実

国民健康保険については、財政の健全化と円滑な制度運営を図るため、被保険者及び住民に対し制度の理解・啓発を促し、適正な運用に努める。

また、特定健診を軸とし、適正受診による医療費の適正化、健康づくりへの取組などの促進に努める。

介護保険については、久慈広域連合と連携して、最適なサービスが提供されるよう、希望を把握の上、相談からサービス提供まで各関係機関と調整して取り組む。

国民年金については、社会保障制度を支える不可欠なものであることから、制度の理解を深め、無年金者の発生を防ぐため、より一層の啓発活動に努める。

(6) 保健体制の推進

保健需要の増大及び多様化に対応し、各種健康診断・がん検診、相談、訪問体制の充実等の質の高い健康づくり機運の醸成に取り組む。

(7) 医療体制の充実

野田村保健センターと医療機関の連携のもと、全ての住民が健やかで安心して暮らせるよう、総合的で包括的な地域医療体制の充実に努める。

## **基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして**

### **1 基本方針**

限りある土地・資源の有効活用、生活基盤の整備・活用等を通じて、人々が安全に暮らし、活動する場としての快適・利便性のより一層の向上に努める。

### **2 基本施策**

(1) 適正な土地の利用と村土の保全

限られた資源である土地の秩序ある計画的な利用を促進し、自然環境の保全などに努めるため、国土利用計画法に基づく適正な土地利用を進める。

また、本村の豊かで良好な環境の保全のため、治山・治水施設の総合的な防災対策と併せて河川改修や海岸保全施設の整備に努める。

(2) 公共交通の充実

高齢者などの交通弱者、通勤、通学、通院等の利便性を図るため、村営バスについて民間交通機関と相互の運行時間の調整を行い、快適で効率的な運行に努める。

(3) 住宅・住環境の整備

「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な改修を行うなど既存住宅の維持管理を適切に行うとともに、移住・定住対策の充実を図る。

また、空き家対策については、官民連携の上、総合的かつ計画的に進める。

(4) 水資源の確保と水道の整備

下水道などの整備や産業経済活動の活発化による水需要の増加に対応するため、安定的な水資源の確保を図るとともに水の有効利用及び有限性に対する意識の高揚に努める。

また、住民の快適な生活を支える安全な水を安定的に供給するため、計画的な水道施設の維持管理等を行うとともに、災害に強い水道施設の確立及び水質の安全性の確保に努める。

(5) 下水道の整備

快適で衛生的な生活や良好な居住環境を確保するため、公共下水道の計画的な維持管理等に努める。

また、浄化槽設置など、地理的条件を踏まえた効果的・効率的な下水処理環境の充実に努める。

(6) 道路網・道路環境の整備

幹線道路網の整備促進に係る要望活動を行うとともに、道路施設などの適正な維持管理を行い、住民の安全・安心と地域の活性化につながる道路の整備に努める。

(7) 地域情報化の充実

さまざまな情報の受発信と交流により住民の自主的なむらづくり活動が促進されるよう、高度情報基盤の適切な運用・管理に努め、学校教育及び生涯学習を通じた住民の情報活用能力の向上を図る。

また、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）※により行政サービスや業務プロセスを改善し、住民の利便性を高めるなど、総合的に地域情報化を充実させる。

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）

地方自治体がデジタル技術を活用して、行政サービスの質を向上させ、業務を効率化する取組のこと。

## 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

### 1 基本方針

快適で安らぎのある生活環境の実現のため、住民の生命と財産が安全に確保されるよう努める。

また、豊かな自然環境を保全・活用し、地球規模で叫ばれている環境問題に対し、さまざまな観点から取り組む。

### 2 基本施策

(1) 消防・救急体制の強化

住民が安心して生活できる環境を構築するため、消防団員の確保等の消防体制の充実及び消防車両、資機材、防火水槽等の消防施設の計画的な整備を進め、消防力の充実に努める。

また、救急資機材の整備など、救急体制の充実に努める。

(2) 防災体制の強化

「野田村国土強靱化地域計画」に基づく安全・安心なむらづくりを推進するとともに、「野田村地域防災計画」や「防災マップ」の随時見直し、自助・共助・公助による連携を推進し、地域の実状に応じた防災体制の充実に努める。

また、高齢化率の上昇などを踏まえて要配慮者の防災力の向上に努め、誰もが助かる社会の構築を目指す。

### (3) 震災伝承の充実

東日本大震災の記録や記憶を風化させないため、震災伝承施設等の維持管理、人材育成等を行い、後世へ永く継承されるよう各種施策を推進する。

### (4) 自然環境の保全と活用

歴史や文化、人々の暮らしを育んできた地域の自然環境について理解を深め、イベントやさまざまな学習機会を通して、本村への愛着醸成、質の高い情報の発信等の活用策の充実に努める。

また、緑の保全及び緑化に対する意識の高揚を図り、花と緑に囲まれた美しい環境づくりを推進する。

さらに、豊かな自然の中でスポーツやレクリエーションが楽しめるとともに、防災機能を備えた公園・緑地を官民協働で維持管理することで、健康増進と安らぎを提供する緑地空間の確保を図る。

### (5) 環境衛生の充実

資源ごみのより一層の分別収集の推進など、ごみに関わる環境の充実に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用など、総合的な省資源及び省エネルギー対策を進める。

また、生活空間を取りまく身近な汚染への対応と環境浄化に対する意識の啓発を行い、良好な環境保全に努める。

### (6) 地域安全の推進

交通安全については、交通安全施設を充実するとともに、交通安全教育、交通指導員等による街頭指導を推進する。

また、各季の交通安全運動をつうじて、交通安全思想の普及啓発に努める。

防犯活動については、推進体制の強化に努めるとともに、社会情勢及び地域の実状に応じた活動を推進する。

消費者の保護については、消費生活相談の充実、意識啓発活動等を通して、保護の充実に努める。

## **基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして**

### **1 基本方針**

複雑・多様化する住民ニーズの把握に努めながら、限られた財源の有効活用、効率性等を踏まえた行政運営に努める。

また、地方分権の進展に伴う事務機能の充実、人材の育成、住民参加の充実、行政サービスの広域化への対応等に努める。

## 2 基本施策

### (1) 住民参画の推進

場づくり、導線づくり等による住民コミュニティの醸成に努めるとともに、町内会をはじめとした住民組織や世代間交流など様々なコミュニティ機能の支援を図ることで、住民の自主的・自発的な活動の促進及び障がい者をはじめ多様な住民参画の充実による協働のむらづくりを推進する。

また、個人情報保護に配慮し、各種広報媒体を活用した情報提供に努める。

### (2) 行政サービスの充実

持続可能な行政サービスを提供していくため、合理的な行政組織の確立を図るとともに、複雑多様化する行政事務を効率的に処理するため、自治体DXの推進、事務手続きの簡素化等の事務事業の改善に努める。

また、住民ニーズの多様化に対応できるよう職員研修などによる人材育成を推進し、職員の資質の向上を図る。

### (3) 健全な財政運営

長期的な展望の基に健全財政を推進し、増大する行政需要に対応するため、有効な補助制度の活用、事務事業の効率化及び必要経費の見直しによる財源の確保に努め、行政施策の重点的かつ効果的な推進に努める。

また、公的施設や公共空間の活用充実を含めた、村有財産の活用検討による財政運営の改善を進める。

### (4) 広域連携の推進

構成市町村との連携を強化し、社会的需要に対応した施策事業の展開や処理など、圏域の一体的な振興発展に努める。

### (5) 地方創生の推進

少子高齢化社会の進行による人口減少をゆるやかにし、本村が持続できる人口規模を目指した「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進する。

### (6) 交流活動の充実

さまざまな交流をつうじて心を通わせる中で、互いの文化や資源を与えあい、相互に発展する地域づくりに取り組むとともに、地域振興に資するコミュニティの醸成を図る。

# 第3編

# 前期基本計画

(令和8年度～令和12年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

# 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

## 基本施策 1 農業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 農業従事者の高齢化及び担い手の減少が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が重要課題となっている。

久慈広域管内の関係機関と連携し、新規就農のための各種事業の実施及び就農イベントでの募集活動を継続するとともに、今後は、就農後の安定した生活のための環境づくりが必要である。
- (2) 中山間地域等直接支払制度には3地域が、多面的機能支払制度には7農地保全会が取り組み、農業生産活動及び農地保全に努めている。
- (3) 根井和野平地区の畑地かんがい施設について、国及び岩手県と連携して長寿命化のための調査、工事等を検討し、実施していく。
- (4) 農作物の振興については、地域計画実践支援事業等による施設整備補助や価格安定対策事業による支援を行っている。

今後は、認定農業者等に限らず、兼業又は小規模農家も含めた支援策の検討が必要である。
- (5) 畜産の振興については、価格安定対策事業による支援を行っている。

また、関係機関と連携を図り、家畜伝染病の防疫に努めている。
- (6) 三陸沿岸道路野田インターチェンジ付近に整備した交流物産等複合施設（以下「道の駅のだ」という。）を拠点とした地域の魅力発信を行う必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-1 農業の振興	(1) 活力ある農業の展開
	(2) 農業生産環境の充実

### 3 主要施策の方向

- (1) **活力ある農業の展開**
  - ① 新規就農者・後継者の確保及び将来に向けた担い手の育成を図る。
  - ② 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む団体へ支援を行うとともに、新規拡充の取組の掘り起こしを行い、農地や水路等の地域資源の適切な保全管理を推進する。
  - ③ 経営所得安定対策制度の周知を図り、農家収入の安定に向けた取組を推進する。
  - ④ 関係機関と連携し、地域に合った収益性の高い作物を検討し、その導入に向けた取組を支援するとともに、村内外のイベント等での地場産農畜産物の活用及びPR活動を支援する。
  - ⑤ 道の駅のだを拠点とした地域の魅力発信を支援する。
  - ⑥ 地場産農畜産物の活用や技術研究、消費者との交流等を行う村内農業者グループ

の活動を支援する。

- ⑦ 新規就農者の確保・育成のため、補助事業等の活用による支援を行い、後継者・担い手不足の解消に努める。

## (2) 農業生産環境の充実

- ① 農業関連施設、設備等の効果的な活用を図るため、関係機関、生産者等と連携し、担い手が農地を集積・集約しやすい環境を整備する。
- ② 農産物の生産については、種苗の確保及び資機材の購入に対する助成を行う。また、兼業農家や小規模経営農家の支援を図る。
- ③ 振興作目を中心とした生産に取り組む農家の作業の効率化及び省力化に向けた取組を支援する。
- ④ 山ぶどう、カモミール等の地域の特産品になりうる作物の定着化及び安定生産のための支援を検討する。

表 1 一年齢別農業就業者数

単位：人、%

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
16～29歳	11	2.8	8	2.6	1	0.5	3	2.3
30～49歳	42	10.6	22	7.3	14	6.5	10	7.6
50～69歳	161	40.5	118	38.8	74	34.4	43	32.8
70歳～	183	46.1	156	51.3	126	58.6	75	57.3
合 計	397	100.0	304	100.0	215	100.0	131	100.0

資料／農林業センサス（各年2月1日時点）

表 2 一経営耕地面積の状況

単位：a

区 分	平成 27 年	令和元年
田	6,728	7,543
畑	5,505	3,716
樹園地	1,622	1,105
総面積	13,855	12,364

資料／農林業センサス（各年2月1日時点）

## 基本施策 2 林業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 災害防止、村土保全、水源かん養等の公益的機能をもつ森林を適切に保護するため、森林経営管理制度の周知及び森林環境譲与税基金を主な財源とした事業を展開していく必要がある。
- (2) 特用林産物の振興については、原木しいたけの経営安定対策として種駒購入費に対

して補助を行っている。設備・資機材の共有化、高付加価値化等による単価向上に資する取組を推進し、経営の安定化を図る必要がある。

- (3) 病害虫による森林資源の被害の拡大が続いている。関係機関と連携し、被害状況に応じた対応が求められている。
- (4) 有害鳥獣対策については、「鳥獣被害対策実施隊」の組織強化のため、狩猟免許等取得費補助金を創設し、取得費用の一部を助成している。鳥獣による被害件数が増加していることから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を図る必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-2 林業の振興	(1) 森林整備の推進
	(2) 特用林産物等の振興
	(3) 公益的機能の保持

## 3 主要施策の方向

### (1) 森林整備の推進

適正な森林整備を推進するため、森林環境譲与税基金を主な財源とし、所有者及び施業者の森林整備への意欲を高める支援策を検討する。

### (2) 特用林産物等の振興

原木しいたけの栽培技術の向上のため、活動している村内生産者団体に対し支援するとともに、種駒の購入費用への支援による経営安定対策に加え、販路の拡大や単価向上につながる施策を検討する。

### (3) 公益的機能の保持

- ① 公益的機能を保持するために適正な間伐や森林の手入れを推進するための施策を実施する。
- ② ナラ枯れへの被害状況に応じた対策を関係機関と連携しながら、機動的に実施する。
- ③ 有害鳥獣対策については、農林業被害の抑制のため、狩猟免許等取得費補助金により取得費用の一部を助成し、狩猟者の確保に努める。

また、鳥獣による被害件数が増加していることから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を検討する。

表3－森林面積・人工林面積

単位：ha、%

区 面	域 積	国 有 林	民 有 林	人 工 林		合 計	森 林 率
				人 工 林	人 工 林 率		
8,080	1,838	4,989	2,923	58.6	6,827	84.5	

資料／産業振興課（令和6年度末時点）

表4-しいたけの生産量

単位：kg

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生しいたけ	原木	160	45	153	61	71
	菌床	21,715	26,183	26,340	30,258	34,673
乾しいたけ		5,227	3,733	3,295	3,429	3,049

資料/産業振興課

## 基本施策3 水産業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 本村の水産業は、ホタテガイ、ワカメの養殖業、定置網、刺網等の沿岸漁業が主である。担い手不足が顕在化しており、新規就漁者及び後継者の確保が重要課題となっている。

今後は、野田村漁業担い手育成協議会を中心に関係機関と連携を図り、新規就漁者の確保及び就漁後の安定した生活のための環境づくりが必要である。

- (2) 漁場の有効利用のため、養殖施設の生産台数拡大支援策を検討する必要がある。  
 (3) 貝毒の発生、水産資源の減少等により、漁業者をはじめとした関係者の安定経営に支障をきたす事態が続いている。

また、環境の変化に対応可能な魚種・品目への経営転換や複合経営化への取組を支援する必要がある。

- (4) 本村では、岩手県管理漁港が1港、本村管理漁港が2港あり、状況に合わせた修繕又は長寿命化工事を行っている。本村管理漁港では、近年の気象状況等による港内の静穏度不足、高潮による堤防の越波等への対策が求められている。

- (5) 村内の小中学生の学習や作業体験の場を設け、水産業に触れる機会を設けている。

また、本村の主要水産物である、ホタテガイ、ワカメ及びサケを使用した給食を提供し、児童生徒の地域学習や関係者の意識啓発を図っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-3 水産業の振興	(1) 漁業生産の安定向上
	(2) 流通体制の整備
	(3) 担い手の育成

### 3 主要施策の方向

#### (1) 漁業生産の安定向上

- ① 関係機関と連携し、サケ資源増大を図るための取組を支援する。
- ② 経営の維持・向上に資する取組及び環境変化に対応可能な魚種・品目の導入に向けた取組を支援する。
- ③ 岩手県栽培漁業協会と連携し、魚介類の安定した漁獲量の確保に係る取組を支援する。
- ④ 施設の長寿命化を図るため、効果的かつ効率的な維持管理、更新等を行う。

- ⑤ 越波による漁船の損傷、港内の波高による漁業作業の安全性が確保されないなど、漁業活動に影響が出ないように施設の整備及び就労環境の改善を行う必要がある。

## (2) 流通体制の整備

- ① ホタテガイ及びワカメ等の養殖漁業において、作業軽減のための機器の導入及び安定出荷できる施設整備に対し支援する。
- ② 関係機関と連携し、貝毒対策、貝毒検査の効率化及び貝毒検査に係る費用を支援する。
- ③ ホタテガイ、ワカメ等の品質をいかした水産加工品の開発及び消費者へのPR活動を支援する。

## (3) 担い手の育成

村内の小中学生に水産業に触れる機会を設けるとともに、後継者及び担い手不足の解消策として「野田村漁業担い手育成協議会」と連携し、新規就漁者確保のための環境づくりと受入れ体制の整備を促進する。

表5－主要魚種別漁獲量

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サケ	41.0	18.9	23.7	9.5	5.6
ヒラメ	6.7	7.1	6.3	3.0	8.5
その他鮮魚	1,226.7	2,207.0	3,225.9	2,310.8	2,102.0
アワビ	2.4	2.3	2.5	3.1	2.3
ウニ	3.2	0.8	3.6	6.5	7.7

資料／産業振興課

表6－主要養殖品目生産量

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホタテガイ	199.7	137.9	111.7	83.8	31.8
ワカメ	80.88	78.7	122.2	76.7	166.7

資料／産業振興課

## 基本施策4 商工業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 本村の商業は、ほとんどが個人経営の小規模事業者であり、多様な小売業態の展開に伴う競争の激化、消費者ニーズの多様化等により消費購買力が流出している状態が続いていることから、経営体制の強化のため、野田村商工会（以下「商工会」という。）の事業に助成を行っている。

また、金融機関との連携により、村内の中小企業向けの融資枠を設定し、利子補給及び保証料補給を行っている。

- (2) 商工会で取り組んでいる「リメンバーホープビレッジねま〜る」(以下『「ねま〜る」』という。)を拠点としたまちなかの賑わい創出事業等に対し支援しており、プチよ市等の各種イベントが行われている。
- (3) 地域経済の活性化を目的に道の駅の다가整備され、商店街との連携や施設の有効活用に資する施策展開が求められている。
- (4) 商工会等と連携し、企業誘致のための支援のほか、起業、事業拡大を志す者への支援が必要である。
- (5) 「岩手野田村荒海ホタテ」、「のだ塩」、「山ぶどうワイン」、「マリンローズ」、「のだ焼」等の本村の自然や伝統が生み出す様々な地場産業のPRを積極的に行うとともに、販路拡大支援を行う必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-4 商工業の振興	(1) 経営体質の強化
	(2) 商業環境の充実
	(3) 商業附帯施設の利用
	(4) 企業誘致の促進
	(5) 地場産業の振興

## 3 主要施策の方向

### (1) 経営体質の強化

- ① 商工会事務局体制の維持強化のため、財政状況等に応じた支援をする。
- ② 野田村中小企業振興資金制度を通して、事業者の継続的経営、業態拡大等を支援する。

### (2) 商業環境の充実

- ① 魅力的な商業空間の確立のため、関係機関と連携し、起業・事業承継の志望者への支援に努める。
- ② 「ねま〜る」などを中心とした各種イベント開催を支援し、地元消費志向の拡大に努める。
- ③ 道の駅の다가と商店街、起業者をつなぐ取組及び当該施設が地域経済に波及効果をもたらす取組を検討する。
- ④ 事業者の業務効率化及び販路拡大のため、商工団体が行う研修、相談窓口体制の整備及び賑わいづくりに関する取組を支援する。

### (3) 商業附帯施設の利用

- ① 買い物客のみならず、住民が気軽に集える場づくりとしての商業活動支援、景観整備等に対する取組を支援する。
- ② 消費購買力を喚起するイベント等の開催のため、愛宕参道広場、村民広場、道の駅の다가等のスペース活用を支援する。

- ③ 商工会が整備した「ねま〜る」の活用及び同施設を用いた商工会の賑わい創出の事業を支援する。

#### (4) 企業誘致の促進

- ① 企業立地に係る情報収集に取り組むとともに、進出意向のある企業には積極的な誘致活動を実施する。
- ② 岩手県等が主催する首都圏等での企業誘致イベントに積極的に参加する。
- ③ 村有施設の有効活用に資する情報発信及び情報収集に努める。

#### (5) 地場産業の振興

- ① 地場産品については、事業者が行う販路の拡大及び新商品開発への取組に対する支援策を検討する。
- ② 地場産品の認知度向上のため、野田村観光協会等と連携を強化し、魅力的な情報発信の方法等を検討する。

表7－商業（卸売・小売）の状況

単位：人、百万円

区 分	平成24年	平成28年	令和3年
事業者数	43	37	40
従業員数	174	171	200
年間販売額	1,818	2,531	2,315

資料／経済センサス（各年6月時点）

表8－工業の状況

単位：人、百万円

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数	4	5	3	4	4
従業員数	104	107	57	97	99
年間製造品出荷額	475	587	411	470	493

資料／令和2年は工業統計調査、令和3年以降は製造業事業所調査（各年6月時点）

## 基本施策5 観光の振興

### 1 現況と課題

- (1) 本村の東側には、三陸復興国立公園に指定され美しい海岸線が広がる「十府ヶ浦」が、西側には本村で最高峰の「和佐羅比山」がそびえ立つ。十府ヶ浦では古くから製塩が盛んに行われ、江戸時代には牛の背に塩を乗せて和佐羅比山を抜け盛岡、雫石、そして秋田県の鹿角地方まで運ばれたことから、その運搬ルートは「野田塩ベコの道」と呼ばれている。

本村には自然豊かな観光資源が存在し、現在においてもその資源の有効活用を図るべく様々な取組が行われている。

- (2) 「野田塩ベコの道」を活用したイベントとしては、塩の道を歩こう会実行委員会主催のトレッキングツアーが年に2回開催されている。近年、「みちのく潮風トレイル」を歩くハイカーが増加しており、今後も、村公式ウェブサイト等を活用したイベントの周知及び活動支援を継続する必要がある。
- (3) 玉川地区においては、日本有数のマンガン鉱床であった野田玉川鉱山の一部を観光坑道として公開している「マリンローズパーク野田玉川」がある。ここでは、採石の様子をうかがうことができるほか、鉱山で採れるバラ輝石の加工・販売も行っている。
- また、「涼海（すずみ）の丘ワイナリー」では、村内で採れた山ぶどうを活用したワイン醸造を行う等、観光資源の有効活用等も図られている。
- (4) 東北地方太平洋沿岸地域の豊かな自然環境を活用し、自然の驚異を学びながら東日本大震災からの復興に資することを目的に「みちのく潮風トレイル」が整備され、本村では「野田一普代コース」が開通している。
- このような本村の優れた自然環境とのふれあいの機会及び活用策の充実を図るとともに、環境保全に努めることが必要である。
- (5) 三陸地域は、地球活動の歴史を実際に見ることができるジオサイトに恵まれており、ジオサイトを教育、観光活動等にいかす取組が必要である。
- (6) ベアレン醸造所と「地域の未来創造と産業振興に関する連携協定」により連携を強化しているとともに、毎年春には「ベアレン×野田村ビアフェスト」を開催し、村内外から多くの来場者がある。
- また、ベアレン醸造所との連携により、のだ塩、野田産山ぶどう等を使った新たなビールも作られている。
- 今後も、プチよ市等のイベント開催及び支援を行い、連携を強固なものにし、地域振興につながる施策の展開が必要である。
- (7) 観光・宿泊拠点施設である国民宿舎えぼし荘は、指定管理者に、施設管理、観光推進等を委託し、住民サービスの向上及び支援に努めている。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-5 観光の振興	(1) 観光資源の魅力向上
	(2) 観光PRの強化
	(3) 広域観光の推進
	(4) 特産品の開発

## 3 主要施策の方向

### (1) 観光資源の魅力向上

- ① 地域の特色である海・山・里の文化をいかした観光地づくりを推進するため、観光施設等の適切な維持管理に努める。

また、野田村観光協会と連携し、体験観光コーディネーター、観光ガイドの育成等の受入れ体制の強化を図る。

- ② イベントの開催については、常に時代のニーズに合わせた企画及び研究を進める

とともに、新たなイベントの実施の在り方及び住民の積極的な参画の手法について検討を進める。

- ③ 関係機関と連携し、「塩の道を歩こう会」の継続を図るとともに、ほかのイベントとの相互連携、より一層の地域固有の歴史、文化資源の掘り起こし等のイベントの活性化及び付加価値の構築に努める。
- ④ 宿泊観光拠点である国民宿舎えぼし荘の円滑な運営を支援するとともに、魅力ある宿泊施設や人にやさしい観光地づくりの推進及び支援に努める。  
また、観光案内看板等の多言語表記、みちのく潮風トレイル関連の案内表示の拡充及び各種サービスの向上に努める。

## (2) 観光PRの強化

- ① 多様化する観光ニーズに対応し、本村の魅力を発信するため、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信に努め、関係機関及び団体との連携を強化し、観光案内標識の整備等の総合的な情報発信を図る。
- ② 各イベント及び企画のテーマ性を高め、固定的な参加者の確保を図るとともに、若者、高齢者等の年代を絞り込んだイベント及び企画の開催を図る。
- ③ 東北新幹線及び高速道路沿線からの誘客を狙った観光PRを推進するため、広域圏が連携して一丸となり、外国人を含めた観光客の誘致活動を図る。

## (3) 広域観光の推進

- ① 三陸ジオパーク推進協議会、三陸復興国立公園協会等の広域観光を目的とした団体に参画し、市町村域又は岩手県域を越えた観光ツアーの造成による幅広い連携を図り、広域観光を目的とした観光客等の誘客を推進する。
- ② みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等の広域的な取組を推進する。

## (4) 特産品の開発

- ① 特産品である「のだ塩」の生産拡大を支援するとともに、民芸工芸品が持つ特性又はストーリーをいかした情報発信及び販売支援に努める。
- ② 新たな地場産品の掘り起こしを進めるとともに、本村ならではの郷土食及び地場産品を浸透させるため、産業団体と連携したイベントの開催、事業者の物産展等への参加を支援する。

表9－主な観光施設の入込数

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観光物産館ばあふる	203,714	203,284	197,892	194,913	177,423
国民宿舎えぼし荘	10,751	9,697	11,188	12,092	12,302
宿泊	9,015	7,620	7,734	7,380	7,784
日帰り	1,736	2,077	3,454	4,712	4,518
アジア民族造形館	484	530	605	539	501
玉川野営場	217	408	665	658	617

資料／未来づくり推進課、教育委員会（アジア民族造形館のみ）

## 基本施策6 雇用対策の充実

### 1 現況と課題

- (1) 就職時における新卒者の地域外への流出が続いていることから、管内就職志向の若者への企業情報の提供及び求人企業の情報把握を通じた地域内就業の選択肢を広げる施策の実施が必要である。
- (2) 定年後や転職時における就業選択の機会創出のため、産業の多様化や拡大が求められている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-6 雇用対策の充実	(1) 雇用の安定と人材育成

### 3 主要施策の方向

#### (1) 雇用の安定と人材育成

- ① 求人情報の提供を行うとともに、専門的な職業訓練の情報を提供し、企業に求められる人材育成のための取組を支援する。
- ② 新分野に進出し、地域経済に活力を呼び起こす事業者に対して支援し、新たな雇用の創出を促進する。
- ③ 管内自治体及び企業と連携し、地域の生徒に対し、企業情報及び求人情報を提供し、地元就職率の向上を推進する。
- ④ 関係団体と連携し、地域の特色ある第一次産業の法人化への取組及び多様な働き方の導入を推進するための取組を支援する。

## 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして

### 基本施策1 学校教育の充実

#### 1 現況と課題

- (1) 東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育にいかし、未来をたくましく創造する児童生徒を育成する必要がある。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する中で主体的に学習に取り組もうとする態度及び人間性のかん養に努める必要がある。
- (3) 「命の教育」を一層充実させ、人間としての生き方を磨く道徳教育の充実と自分の大切さとともに、他者の人権を尊重する心の育成に努める必要がある。
- (4) 活力のある生活を送り、学力の向上及び情緒の安定のためには、体力の向上及び健康の保持増進を図る必要がある。
- (5) 一人ひとりの多様性を尊重し、自分らしく生きていく環境を整えることが大切であることから、子どもたちに応じた支援を講じ、一人ひとりの良さ、可能性を伸ばすことに力を注ぐ必要がある。
- (6) 生徒指導を充実させるためには、総合的に児童生徒を捉えながら、望ましい人間関係づくりとともに、適切な指導及び支援ができるように進めていく必要がある。
- (7) 教員の授業力向上とともに、その資質の向上も目指す必要がある。

#### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
2-1 学校教育の充実	(1) 地域学習及び復興教育の推進
	(2) 確かな学力の育成
	(3) 豊かな心の育成
	(4) 健やかな体の育成
	(5) 特別支援教育の推進
	(6) 生徒指導及びこころのケアの充実
	(7) 教員の授業力向上
	(8) その他

#### 3 主要施策の方向

##### (1) 地域学習及び復興教育の推進

- ① 児童生徒の心のサポートとともに、「震災の教訓を次世代へ継承すること」及び「未来をたくましく創造すること」を重点とした野田村だからこそできる復興教育を推進する。
- ② 地域と連携した「野田村ふるさと学習」を推進するとともに、「逃げ地図」の作成、避難所運営学習等による防災教育を推進する。
- ③ 外部人材の活用及び小中連携教育を含めた創作太鼓への取組を継続する。

## (2) 確かな学力の育成

- ① 主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、諸調査の実施及び結果分析をいかした授業改善の方策、今後のカリキュラムの作成等について、助言及び支援を行う。
- ② ICT環境整備事業を着実に推進するとともに、ICTの特性をいかした授業づくりに努める。
- ③ ICTの段階的な活用を推進し、教職員間での共有や保護者への周知に努める。
- ④ 野田村授業改善プランを活用した小中連携の授業研究を行う。
- ⑤ 久慈地区広域によるキャリア教育の充実に努める。

## (3) 豊かな心の育成

- ① 道徳教育の充実に努める。
- ② 安全教育を推進する。
- ③ 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成に努める。
- ④ いじめの積極的認知及び相手を思いやる心の教育の充実に努める。

## (4) 健やかな体の育成

- ① 運動の楽しさ、喜びを感じる授業の実践等による体力及び運動能力の向上に努める。
- ② 小中学生のスポーツ活動における適切な指導体制の確立に努める。
- ③ 地域の豊かな食材をいかした食育出前授業の実施、栄養教諭による食育授業等の健康教育の充実に努める。

## (5) 特別支援教育の推進

- ① 教育支援委員会の機能強化及び充実に努める。
- ② 小中学校の多様なニーズへの支援(特別支援教育支援員の配置等)の充実に努める。
- ③ 教職員の専門性の向上に努める。
- ④ 就学に関する保護者への事前情報の提供及び就学支援を行い、早期からの一貫した教育支援に努める。

## (6) 生徒指導及びこころのケアの充実

- ① 児童生徒理解、望ましい人間関係づくり及び生徒指導体制の充実に努める。
- ② 生徒指導連絡協議会の充実に努める。
- ③ 教育相談体制の充実及びこころのケアの継続に努める。
- ④ スクールカウンセラーの有効活用に努める。
- ⑤ 教育研究指定・学校公開研究会を計画的に実施する。

## (7) 教員の授業力向上

- ① 各種研修会の実施に努める。
- ② 学校公開研究会への積極的参加及び県内外への視察研修を企画し、実施する。
- ③ 小中連携教育協議会の充実に努める。

- ④ 学校要請訪問指導の充実に努める。

(8) その他

- ① 「岩手県クラウド版統合型校務支援システム」の活用促進に係る学校現場への支援に努める。
- ② 「保小の架け橋カリキュラム」\*を作成し、教育・保育の質の向上に努める。

\*保小の架け橋カリキュラム

架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、保育所及び小学校の先生が協働して作成するカリキュラムのこと。

表10-小・中学校の状況

区 分	児 童 ・ 生 徒 数	学 級 数	教 職 員 数	施 設 面 積		敷 地 面 積 合 計
				校 舎	体 育 館	
小 学 校	201	12	18	3,695	934	27,395
中 学 校	89	5	14	3,331	1,439	38,095

単位：人、㎡

資料／教育委員会（令和7年5月1日時点）

※ 野田小学校施設面積及び敷地面積は、令和7年8月5日時点（新築移転日）

## 基本施策2 生涯学習・生涯スポーツの振興

### 1 現況と課題

- (1) 人口減少、長寿社会等の様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっており、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、あらゆる機会及び場所において学習できるよう、生涯学習を推進する必要がある。
- (2) 野田村生涯学習推進本部を中心とした生涯学習活動に係る推進体制を整え、住民の多様な学習意欲に応じた生涯各期における学習活動の場の提供に努める必要がある。
- (3) 住民が生涯を通じて芸術文化に親しむ環境をつくる必要がある。
- (4) 住民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、健康及び体力の保持増進を図るとともに、スポーツを通して豊かな人間関係を構築し、地域を活性化できる環境をつくる必要がある。
- (5) 体育・社会教育施設については、短期及び中期の整備計画を検討し、適切な維持管理に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
2-2 生涯学習 ・生涯スポーツの振興	(1) 生涯学習社会の形成
	(2) 芸術文化活動の推進
	(3) 生涯スポーツの振興
	(4) 体育・社会教育施設の整備及び活用促進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 生涯学習社会の形成

- ① いきいきライフ、のだキッズセンター、青少年の体験活動等の社会教育事業を通じた世代間交流を推進する。
- ② 生涯学習の拠点である図書館については、新刊図書の紹介、企画展の実施、読書ボランティア団体との協働により、子どもたちが本と触れ合う機会をつくる等の読書活動の推進に努める。
- ③ 社会教育指導員及び図書館司書の専門性を高めるため、各種研修会に派遣する。
- ④ 野田村生涯学習大会については、各種関係団体と開催方法、内容等を協議しながら、大会の充実を図る。

#### (2) 芸術文化活動の推進

- ① 野田村芸術文化協会と連携を図り、所属団体の自主的な活動の支援に努める。
- ② 野田村総合文化祭、村民芸術鑑賞会等により、芸術文化に触れる機会を提供する。
- ③ 文化財の保護及び活用については、村内に所在する指定文化財を中心に適切な保存及び活用に努め、住民が地域の歴史及び文化に触れる機会を提供する。
- ④ 地域の風土及び歴史をいかした芸術文化の創造に努める。
- ⑤ 地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財の収集及び継承を図る。
- ⑥ 岩手県指定天然記念物「米田浜津波堆積物」を学校教育及び生涯学習関係の事業に活用するとともに、国指定天然記念物への上位指定について検討する。

#### (3) 生涯スポーツの振興

- ① 各種スポーツ大会の開催に対し支援する。
- ② 野田村スポーツフェスティバルを充実させるとともに、村民体育大会の円滑な大会運営に努める。
- ③ 少子化、教職員の働き方改革等により中学校の部活動がこれまでと同様に活動できなくなることが危惧されていることから、「部活動指導員」の確保及び地域クラブの設立に向けた取組を推進する。
- ④ 悠Y O Uスポーツクラブ推進事業のほか、幅広い年齢層を対象としたeスポーツ広場を実施することにより、各年代に合わせた生涯スポーツの推進に努める。
- ⑤ 各スポーツ団体が円滑な活動を推進できるよう、指導及び支援に努める。

#### (4) 体育・社会教育施設の整備及び活用促進

- ① 総合運動公園及び体育館を核とした体育施設については、各種大会の開催のほか、スポーツ少年団、中高生のスポーツ活動等の拠点として広く利用されている。そのほかの社会教育施設も含め、施設の適切な維持管理及び効率的な運営を図り、安全で快適な利用環境の確保に努める。
- ② 既存のスポーツ施設の適正で効率的な維持管理及び老朽化に伴う施設の改修に努めるとともに、施設管理計画を作成し、総合運動公園のLED化、スコアボードの改修等、利用者のニーズに合わせた施設の計画的かつ効率的な整備を検討する。

- ③ 各種広報媒体を通じ、住民にスポーツ活動の効用、スポーツイベント等の各種スポーツ情報をきめ細かに提供するよう努める。
- ④ アジア民族造形館については、施設の維持管理に努め、今後の施設の在り方や方向性について検討する。
- ⑤ 体育・社会教育施設における利用予約、申請手続き等について、電子申請の導入を検討し、利用者の利便性向上と事務の効率化を図る。

表11ー体育・社会教育施設の利用状況

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合運動公園	野球場	4,079	2,646	16,945	5,943	7,522
	テニスコート	4,583	6,437	5,276	7,011	7,929
山村広場		3,501	2,773	2,752	2,933	2,655
体育館		12,532	11,233	11,656	13,810	14,583
村民プール		1,736	2,031	1,046	1,904	2,015
中学校	体育館	70	90	0	353	200
	グラウンド	0	0	0	20	0
	テニスコート	0	0	0	0	0
小学校	体育館	0	0	0	339	60
	グラウンド	0	0	0	0	0
総合センター		3,620	3,379	4,459	4,616	4,940
生涯学習センター		3,818	5,046	6,061	8,906	10,331
アジア民族造形館		484	530	605	539	501

資料／教育委員会

## 基本施策3 学びの環境づくり

### 1 現況と課題

- (1) 住民が相互に連携し、協力し合いながら、学校、家庭及び地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもと、各年代の学びを豊かに達成できるようにする必要がある。  
また、家庭及び地域の教育力の向上を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を深める必要がある。
- (2) 児童生徒に良好な学習環境を提供するとともに、安全・安心な環境を確保する必要がある。
- (3) 野田村出身者の修学を奨励し、人材を養成する必要がある。
- (4) 村内の高校生への通学支援を行っているほか、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会では、通学定期補助事業、下宿等補助事業等を行っている。今後も、入学者数確保に向けた一層の支援が必要である。

## 2 基本施策の体系

基本施策	小施策
2-3 学びの環境づくり	(1) 家庭及び地域の教育力の向上
	(2) 学びの環境づくり
	(3) 育英制度の充実

## 3 主要施策の方向

### (1) 家庭及び地域の教育力の向上

- ① 地域学校協働本部事業を活用し、地域及び学校の協働活動の推進に努める。
- ② 学校及び地域が一体となった学校づくりのため、学校運営協議会の推進に努める。
- ③ 地域活動及び教育振興運動の支援に努める。

### (2) 学びの環境づくり

- ① 野田小学校及び野田中学校の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む野田中学校については、大規模な改修を検討する。
- ② 児童生徒就学支援事業を継続する。
- ③ のだキッズセンター、いきいきライフ等の生涯各期における学習活動を推進し、学びの場の提供に努める。
- ④ 教職員の働き方改革の適切な推進を図る。
- ⑤ 村内の高校生に対し、通学に対する支援を図り、学業のサポートを行う。  
また、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会の一層の活動支援を図り、入学者数の確保に向けた取組を強化する。

### (3) 育英制度の充実

野田村育英会の奨学金制度及び奨学金返還支援事業を継続する。

# 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

## 基本施策1 地域福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 福祉関係団体、関係機関と連携を図りながら、在宅福祉事業や生活支援事業等の推進、ボランティア活動の支援に努めている。
- (2) 広報紙への掲載のほか、各種機会での広報活動により広く福祉に関する情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図っている。
- (3) 野田村社会福祉協議会にコーディネーター、相談員を設置し、地域の様々な福祉に関する課題の調整をしている。  
また、近年の物価高騰、経済対策のため、支援事業を実施している。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-1 地域福祉の充実	(1) 地域福祉の推進
	(2) 在宅福祉サービスの向上
	(3) 生活環境の整備

### 3 主要施策の方向

#### (1) 地域福祉の推進

- ① 各種機会での広報活動及び普及啓発により、福祉に対する正しい知識及び情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図る。
- ② 福祉関係団体、関係機関との連携及びボランティア活動を通して、福祉の担い手となる人材の発掘及び育成をするとともに、ボランティア活動への支援を推進する。

#### (2) 在宅福祉サービスの向上

- ① 地域での生活を支援する様々なサービスの充実及び高齢者、障がい者、子ども等の総合的な福祉事業の展開をしていく。
- ② 在宅で介護に携わる人に対し、介護の知識及び技術の習得を支援し、介護者の負担軽減を図る。

#### (3) 生活環境の整備

- ① 全ての人々が安心して暮らすことができるよう、公共施設、民間施設及び住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の導入を推進する。

※ユニバーサルデザイン

全ての人々が利用しやすいように、製品、建物、空間などをデザイン（立案、設計）し、つくるという考え方。

- ② 被災者、生活困窮、独居等により生活に不安を抱える人に対する支援に努め、あわせて、物価高騰対策を実施する。

## 基本施策2 子ども・子育て支援の充実

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「地域で支える、親子にやさしい環境づくり」の下、地域力をいかした各種施策を実施している。
- (2) 保育料の無償化、新生児誕生祝品、エンゼル祝金の支給、在宅育児世帯に対する応援手当の支給等、経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めている。
- (3) 共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労及び育児の両立支援を推進するため、特別保育事業のうち、病児保育及び一時預かり事業を新たに追加拡充したほか、移転新築した野田小学校で放課後児童クラブを開設している。
- (4) ひとり親家庭に対する各種制度の普及啓発及び相談対応を実施している。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-2 子ども・子育て支援の充実	(1) 児童保育の充実
	(2) 子育て支援の充実
	(3) 少子化対策の推進
	(4) ひとり親家庭の支援

### 3 主要施策の方向

#### (1) 児童保育の充実

- ① 質の高い幼児期の教育・保育基盤の確保及び子育て支援事業の充実を図る。
- ② 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、特別保育事業を継続する。

#### (2) 子育て支援の充実

- ① 保育所、学校等の関係機関と連携し、安心して子育てできるよう支援に努める。
- ② 保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適正な遊びの場及び生活の場を与えるため、放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図る。

#### (3) 少子化対策の推進

子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全な育成に資する事業を継続する。

#### (4) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭を総合的に支援するため、関係機関と連携して制度の普及啓発及び相談体制の強化に努め、経済的自立を支援する。

表 12－保育所の入所状況

単位：人

区 分	利用定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
野田村保育所	60	87	81	70	66	63
日向保育所	30	34	33	37	33	33
玉川保育所	20	17	12	13	10	5
広域入所	—	9	11	14	13	10
合 計	110	147	137	134	122	111

資料／保健福祉課（各年4月1日時点、利用定員は令和7年4月1日時点）

※ 利用定員は、国や都道府県の基準に基づいた認可定員の範囲内で市町村が設定した定員のこと。

## 基本施策3 高齢者福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 直営の地域包括支援センターを中心に、保健、福祉及び介護に携わる関係機関と連携し、一体となった介護予防事業を展開している。
- (2) 地域でのいきいき百歳体操及びふれあいきいきサロンの実施を支援し、高齢者の交流をつうじ、相互の支え合い、見守り合い、コミュニティ形成等を図り、地域の福祉力の向上に努めている。  
 今後も、高齢者が活躍する場を提供し、活動を継続できるよう支援を行う必要がある。
- (3) 在宅福祉事業による介護用品支給、在宅高齢者食事サービス事業による栄養改善及び見守り、安否確認事業、認知症高齢者グループホーム及び生活支援ハウス等の高齢者福祉施策に幅広く取り組んでいる。
- (4) 高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生きがいを持ち、生活を継続できるよう、支援を行う必要がある。
- (5) 後期高齢者数の上昇は、今後も続くことが見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」、地域包括ケアシステムの推進等が必要である

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-3 高齢者福祉の充実	(1) 生きがいづくりの推進
	(2) 健康づくりと福祉サービスの充実

### 3 主要施策の方向

- (1) **生きがいづくりの推進**  
 高齢者が持つ豊富な知識、経験及び技能をいかし、幼児から高齢者までの世代間の交流及び生きがいづくりを推進する。
- (2) **健康づくりと福祉サービスの充実**
  - ① 保健師、栄養士等の専門職による健康相談、健康教育、栄養指導、家庭訪問等の保

健活動を展開し、健康づくりを推進する。

- ② 「野田村高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、総合的な生活支援及び介護予防の推進を図るとともに、個々の心身の状況に対応した事業を実施し、介護サービスの質的向上を図る。
- ③ 住民自ら行う見守り体制の構築を推進するとともに、事業所と協定を締結し、複数による体系的な見守り体制の整備を図る。
- ④ 増加傾向にある高齢者世帯に対して引き続き生活支援サービスを提供するとともに、在宅介護に携わる介護者の身体的・精神的な負担軽減を図り、地域で安心して暮らせるための支援事業を実施する。
- ⑤ コミュニティ形成及び活動の継続を支援するとともに、地域の創意工夫による自発的な活動を支援する。

表13－年齢別人口

単位：人、%

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～14歳	437	10.6	433	10.6	427	10.7	422	10.7	418	10.8
15～64歳	2,134	51.6	2,093	51.2	2,030	50.7	1,961	49.6	1,898	48.9
65歳以上	1,565	37.8	1,559	38.2	1,545	38.6	1,570	39.7	1,565	40.3
合 計	4,136	100.0	4,085	100.0	4,002	100.0	3,953	100.0	3,881	100.0

資料／野田村住民基本台帳

表14－高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯、%

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者のいる世帯	879	54.6	901	57.2	908	59.9	944	63.0
高齢者の単身世帯	128	8.0	152	9.7	170	11.2	220	14.7
高齢者の夫婦世帯	159	9.9	187	11.9	222	14.7	220	14.7
子等との同居世帯	592	36.7	562	35.6	516	34.0	504	33.6
総 世 帯 数	1,611	—	1,575	—	1,516	—	1,499	—

資料／国勢調査（各年10月1日時点）

## 基本施策4 障がい者（児）福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村障がい者プラン」に基づく各種事業の支援を実施している。事業の実施に当たっては、新たな課題、環境の変化等にも柔軟に対応できるよう、広域的な障がい福祉サービスの構築を目指し、関係機関との連携に努めている。
- (2) 自立支援給付事業による介護及び訓練サービスの提供と相談支援体制の強化、障がい者福祉タクシー助成制度による外出支援等により、日常生活を支援している。
- (3) 障がい児教育の充実を図るため、保育、教育、保健、医療及び福祉の関係機関と連携

したきめ細かな対応に努めている。

今後も、連携を密にし、学ぶ環境及び相談支援体制の整備に努める必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-4 障がい者（児）福祉の充実	(1) 障がい者（児）福祉の充実
	(2) 社会参加と生きがいつくり

## 3 主要施策の方向

### (1) 障がい者（児）福祉の充実

- ① 障がいがある人もない人も、障がいについて正しく理解し、互いに支え合えるような環境をつくるため、医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携して、障がい者の早期支援に努める。
- ② 関係機関との連携を強化しながら、新たな人的資源の確保に努め、広域的な障がい福祉サービスの推進を図る。

### (2) 社会参加と生きがいつくり

- ① 就労を希望する障がい者が社会的に自立できるよう、久慈地域障害者自立支援協議会、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者の就労相談会、企業説明会の開催等により、就労につなげるように支援する。
- ② 障がい者自らがスポーツ、文化及び芸術活動に興味関心を持ち、それをつうじて社会参加と生きがいつくりの機会を提供する。  
また、野田村社会福祉協議会と連携して障がい者団体の活動を支援する。
- ③ 既存の社会資源、人的資源等を十分活用し、障がい児に対する適切な教育環境及び子育て相談ネットワークの構築に努める。
- ④ 障がい者が情報を収集し、発信しやすいように、普及啓発に努めるとともに、障がい福祉サービスにより、障がい者の生活の充実を図る。

表 15－障がい者の状況

単位：人、（％）

障がい別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障がい者	157	161	161	157	156
知的障がい者	55	54	54	55	54
精神障がい者	54	57	56	48	49
合計	266 (6.4)	272 (6.7)	271 (6.8)	260 (6.6)	259 (6.7)
総人口	4,136	4,085	4,002	3,953	3,881

資料／岩手県

※ 身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数

※ カッコ内は、総人口に対する割合

## 基本施策5 社会保障の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村の高齢化率は増加傾向であるが、要介護者及び要支援者数は横ばい傾向にある。  
介護保険事業については、久慈広域連合と連携を図りつつ、「介護保険事業計画」に基づき、持続可能な運営に努める必要がある。
- (2) 地域包括支援センターによる介護予防事業、介護相談、包括的・継続的ケアマネジメントの支援等の事業の推進が必要である。
- (3) 国民健康保険の被保険者数は、人口の減少、後期高齢者医療への移行等により減少傾向である。  
反対に、保険給付費は医療の高度化、長期化等により、1人当たりの費用額の増加傾向が続いている。
- (4) 国民健康保険の広域化により、都道府県が財政運営の主体となって市町村と共同で運営を担っており、今後も適切な事業運営に努めていく必要がある。
- (5) 保健師による被保険者の特性に応じた保健指導を推進している。
- (6) 国民健康保険税の滞納者個々の状況に合わせた納税相談に対応し、引き続き国民健康保険事業の財源確保に努める必要がある。
- (7) 年金事務所と連携を図り、加入対象者の把握、国民年金制度の周知、保険料免除、納付猶予申請等に関する広報を行い、制度への理解促進に努めている。  
また、広報啓発により、無年金者の発生を防ぐことに努める必要がある。
- (8) 0歳から18歳までの子ども及び妊産婦への医療費助成を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めている。  
また、重度障がい、寡婦等への医療費助成を実施し、経済的負担の軽減及び適切な医療の確保を推進し、福祉の充実に努めている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-5 社会保障の充実	(1) 介護保険制度の適正運用
	(2) 国民健康保険の健全運営
	(3) 国民年金制度の理解促進
	(4) 医療費助成

### 3 主要施策の方向

- (1) **介護保険制度の適正運用**
  - ① 久慈広域連合と連携を図りながら、介護保険制度の適切な運用に努めるとともに、介護及び支援が必要な人が、その心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるように、介護ニーズの把握及び良質なサービスの提供に努める。
  - ② 介護保険制度をより深く住民及び利用者に理解してもらうため、積極的な情報提供を図る。

## (2) 国民健康保険の健全運営

- ① 岩手県及び岩手県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、適切な事業運営に努める。
- ② 国民健康保険制度への理解を促進するため、広報活動を継続する。
- ③ 特定健康診査を軸とした疾病の早期発見及び早期治療により、健康づくりを促進する。
- ④ 診療報酬明細書（レセプト）点検による、医療費の適正化を図る。
- ⑤ 国民健康保険事業の財源確保及び公平な負担の観点から、国民健康保険税の滞納解消に向け、滞納者の個々の状況に合わせた納税相談に対応する。

## (3) 国民年金制度の理解促進

- ① 住民に身近な窓口として、引き続き関係機関と連携し、相談事業の充実に努める。
- ② 国民年金制度への理解促進及び生涯をつうじて安心して生活できる環境づくりのため、国民年金保険料免除、納付猶予等の各種制度の周知及び広報啓発に努める。

## (4) 医療費助成

医療費助成の受給資格がある全ての人々が給付を受けられるよう、適切な申請勧奨に努める。

表16－要支援・要介護者の状況

		単位：人（％）				
区分	級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援	1	52	47	48	43	37
	2	51	46	30	28	35
	計	103 (2.5)	93 (2.3)	78 (1.9)	71 (1.8)	72 (1.9)
要介護	1	76	71	79	74	68
	2	44	42	38	44	44
	3	41	38	46	48	48
	4	50	61	49	55	55
	5	23	21	32	36	35
	計	234 (5.6)	233 (5.7)	244 (6.1)	257 (6.5)	250 (6.4)
合計		337 (8.1)	326 (8.0)	322 (8.0)	328 (8.3)	322 (8.3)
総人口		4,136	4,085	4,002	3,953	3,881

資料／保健福祉課

※ カッコ内は、総人口に対する割合

表17－介護保険給付額・支給額

単位：千円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅サービス	124,946	134,625	135,428	158,398	158,364
地域密着型サービス	82,410	81,062	87,334	87,643	92,962
施設サービス	196,418	199,105	199,949	192,825	223,181
合 計	403,774	414,791	422,711	438,865	474,508

資料／保健福祉課

- ※ 在宅サービスは、要介護認定を受けた人が可能な限り在宅で生活できるよう調整するサービスのこと。  
 ※ 地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を続けられるように提供されるサービスのこと。  
 ※ 施設サービスは、要介護認定を受け、自宅での生活が困難な人が特定の介護保険施設に入所して受けるサービスのこと。

表18－国民健康保険の加入状況

単位：人、世帯、%、千円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
国民健康保険	加入世帯数 (加入率)	658 (39.3)	666 (40.0)	644 (38.6)	639 (37.9)	591 (35.2)
	被保険者数 (加入率)	1,095 (26.5)	1,083 (26.5)	1,049 (26.2)	1,040 (26.3)	944 (24.3)
	1人当たり費用	317	279	248	283	329
総世帯数	1,674	1,661	1,666	1,683	1,678	
総人口	4,136	4,085	4,002	3,953	3,881	

資料／住民生活課

- ※ 加入世帯数、被保険者数は年間平均の数値  
 ※ 1人当たり費用は、療養給付額を被保険者数で割った1人当たりの療養給付額

表19－国民年金の状況

単位：人、%

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数	593	589	553	519	476
年金保険料免除率	36.0	36.2	37.0	38.4	37.4

資料／住民生活課

## 基本施策6 保健体制の推進

### 1 現況と課題

- (1) 野田村保健センターを保健活動の拠点とし、「健康のだ21プラン※」に基づく各種保健サービスに取り組んでいるほか、食生活改善推進員と協力し、食育活動の充実を図っている。

※健康のだ21プラン

正しい生活習慣及び食習慣を身につけ、生活習慣病の発生予防、重症化予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持向上に努めることができるよう、法律に基づき、健康増進及び食育推進に関する施策を定める市町村計画

- (2) 広報活動により各種検診の受診率向上に努めている。  
 なお、若い世代の受診率が低い傾向にあることから、一層の啓発活動が必要である。
- (3) 「野田村いのちを支える行動計画」に基づき、自殺対策として、精神保健的視点だけでなく、社会的及び経済的な視点を含む包括的な視点並びに多角的な取組を実施していく必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-6 保健体制の推進	(1) 保健活動の推進
	(2) 健康づくりの推進

## 3 主要施策の方向

### (1) 保健活動の推進

- ① 母子保健サービスの充実強化が求められる中、妊娠期からの面談、乳児家庭全戸訪問、健康教育、健康相談等を実施し、切れ目のない支援に努める。  
 また、妊産婦健診、乳幼児健診及び予防接種の受診率の向上に努める。
- ② 成人保健及び老人保健サービスの充実のため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づく健康教室、健康相談、健康講演会等を実施し、各種検診の周知徹底、受診率の向上及び未受診者対策に努める。
- ③ 生活習慣病、感染症等の予防については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及及び予防意識の啓発に努める。
- ④ 自殺及び引きこもりを予防するため、「野田村いのちを支える行動計画」に基づき、県や医療機関等関係機関と連携し、精神保健の知識の普及、相談活動等の包括的な取組を推進する。  
 また、こころの健康相談センターを引き続き開設する。

### (2) 健康づくりの推進

- ① 住民一人ひとりの健康づくりに関する知識の向上を図るため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までの各世代に応じた健康講座を実施し、生涯にわたる健康増進を図る。
- ② 食生活の面からの健康増進及び生活習慣病予防を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援を行い、「健康のだ21プラン」の「食育推進計画」に基づく健全な食生活の推進に努める。
- ③ 心の健康の重要性及び命の尊厳の認識を高めるため、保育所、小中学校及び教育委員会と連携を強化し、子どもから高齢者までの心の健康づくりを推進する。
- ④ 「歯と口腔の健康づくり基本計画」の「生涯にわたり、美味しく食べたり、楽しく話したりできること」を目標に、むし歯及び歯周病の予防に取り組み、各年代の特徴及び目標に応じた歯科保健サービスを受けられるよう、関係機関と連携し、推進する。

表20—各種検診の状況

単位：人、%

区 分	特定健康診査	後期高齢者検診	若年者検診	胃 検 診
対 象 者 数	753	831	87	951
受 診 者 数	312	228	30	258
受 診 率	41.4	27.5	34.5	27.2

区 分	子宮頸がん検診	乳 がん 検 診	肺 がん 検 診	大腸がん検診
対 象 者 数	516	497	1,163	1,139
受 診 者 数	140	151	556	502
受 診 率	27.2	30.4	47.9	44.1

資料／令和6年度保健年報

## 基本施策7 医療体制の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村には、一般診療所及び歯科診療所の2つの医療機関があり、久慈保健医療圏（以下「広域圏」という。）の医療機関とも連携しながら、健康増進、疾病の予防及び重症化の予防に取り組んでいる。
- (2) 地域医療体制の充実に向け、久慈保健所と連携しながら、関係機関に働きかけをしているが、岩手県立久慈病院の医師確保について難しい状況が続いている。  
安心して医療を受けられるよう、医師確保に向けての働きかけを継続する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-7 医療体制の充実	(1) 医療体制の充実

### 3 主要施策の方向

- (1) 医療体制の充実
  - ① 村内医療機関及び広域圏の医療機関との連携により、健康増進、疾病予防、早期発見、診断治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な地域医療体制の充実に努める。
  - ② 村内医療機関の医師及び医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療体制の充実に向け、広域圏と連携した取組を推進する。
  - ③ 医療系学部の学生及び関連する各分野の学生の参加による「多職種連携教育」を実施し、将来本村で就業する医療、福祉及び保育関連の人材確保を図る。

# 基本目標 4 魅力ある生活基盤をめざして

## 基本施策 1 適正な土地の利用と村土の保全

### 1 現況と課題

- (1) 自然環境に配慮した適正な利用を図るため、地域の特性や実情を踏まえた土地の適正な利用を推進する必要がある。
- (2) 「国土利用計画岩手県計画」に基づく適正な土地利用について啓発を行っている。  
今後も、関係法令及び計画に従い、適正な届出事務の処理に努めるとともに、土地の取引、利用等に関する情報を的確に把握し、計画的な利用を推進する必要がある。
- (3) 適正な土地利用のため、統合型地図情報システムの各種データ更新に努めている。  
今後も、登記情報及び航空写真情報の継続的な最新データの更新に努める必要がある。
- (4) 農地中間管理事業を活用し、優良農地の継続利用につながる所有者及び農業者のマッチングを支援するほか、実態に合った土地利用のため、「野田農業振興地域整備計画」の見直しを進めていく必要がある。
- (5) 海岸保全対策については、東日本大震災で被災した海岸堤防が整備された一方で、下安家地区の堤防及び水門の整備、十府ヶ浦海岸の砂浜の海岸侵食、野田玉川海岸の崩落等の対策を国及び岩手県に求める必要がある。
- (6) 治水対策については、明内川下流部の分水路による城内地区の浸水対策がなされているが、より一層の城内地区全体における浸水対策のためには、上流部で計画されている分流河川整備を完成させる必要がある。  
また、令和元年東日本台風では、初めて宇部川の堤防から越水し、家屋の浸水被害が発生したことから、岩手県による河川整備、河道掘削等の適正な維持管理及び整備が必要である。
- (7) 治山対策については、岩手県等の関係機関と連携を図り、事業を実施している。  
今後も、集中豪雨等による山地災害を未然に防ぐため、地域からの情報等により危険箇所の把握に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-1 適正な土地利用と村土の保全	(1) 土地利用計画体系の整備
	(2) 農業振興地域整備計画
	(3) その他の土地利用
	(4) 海岸保全対策の推進
	(5) 治水対策の推進
	(6) 治山対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 土地利用計画体系の整備

自然環境の保全を図り、引き続き土地の適正利用に努めるとともに、必要に応じて土

土地利用計画の策定を検討する。

## (2) 農業振興地域整備計画

「野田農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の確保・保全を図るとともに、遊休農地解消策を促進し、農地の有効利用に努める。

## (3) その他の土地利用

- ① 河川及び水路については、水資源の確保、水害の防止等の安全性を確保するとともに、自然環境の保全及び潤いある水辺空間としての利用を図る。
- ② 農業基盤整備については、環境配慮及び水害防止の観点から、用水、排水路等の整備に努める。
- ③ 統合型地図情報システムの登記情報の毎年更新及び航空写真情報の定期的更新を目指す。  
また、必要に応じて、関係機関相互の情報の利活用を推進する。

## (4) 海岸保全対策の推進

下安家地区の津波対策、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食及び野田玉川海岸の崩落等の対策について岩手県へ要望を行う。

## (5) 治水対策の推進

- ① 浸水被害を低減するため、明内川、泉沢川、米田川及び安家川を含めた計画的な河道掘削、宇部川の堤防かさ上げ及び法面のコンクリート被覆等の維持管理及び整備について、岩手県へ要望を行う。
- ② 城内地区の台風、豪雨等の浸水被害を防止するため、明内川上流の分流河川整備について岩手県への要望を行う。

## (6) 治山対策の推進

山地災害危険地区の把握に努め、岩手県及び関係者と連携し、治山事業を実施する。

表21－地目別面積

単位：ha、%

区 分	平成27年		令和2年		令和7年	
	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比
山 地	7,076	87.6	7,092	87.8	7,092	87.8
農 地	458	5.7	438	5.4	435	5.4
田	148	1.8	137	1.7	136	1.7
畑	310	3.9	301	3.7	299	3.7
宅 地	155	1.9	148	1.9	150	1.9
そ の 他	391	4.8	402	4.9	403	4.9
総 面 積	8,080	100.0	8,080	100.0	8,080	100.0

資料／土地に関する概要調書(各年1月1日時点)

## 基本施策2 公共交通の充実

### 1 現況と課題

- (1) 三陸鉄道は、自家用車の普及、生徒数の減少等により、利用者数が減少傾向にある中で、各種企画列車の運行及びイベントを実施している。

米田地区に十府ヶ浦海岸駅が整備され、久慈駅から大船渡市の盛駅（さかり駅）までがリアス線として運行されたことで、第3セクター鉄道として日本最長の総延長163kmとなっている。

なお、三陸鉄道の運営を維持していくために各種補助を実施しているが、利用者補助制度の周知等を行い、マイレール意識の醸成を図る必要がある。

- (2) 村営バス運行事業については、2台体制での運行、運賃の無料化等の利便性の向上に努めている。生活交通の役割を果たすため、運行ルート、運行方法の見直し等、利便性の向上につながる施策の推進が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-2 公共交通の充実	(1) 鉄道利用者の利便性の向上
	(2) バス利用者の利便性の向上

### 3 主要施策の方向

#### (1) 鉄道利用者の利便性の向上

- ① 鉄道利用者の利便性の向上を図るため、ほかの交通機関との連携に努めるとともに、三陸鉄道と村営バスとの接続調整を図る。
- ② 三陸鉄道の利用促進のため、各種イベントの実施及びマイレール意識の高揚を図る。

#### (2) バス利用者の利便性の向上

- ① 村営バス利用者の利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し及び停留所の新設・廃止等の住民のニーズに合った快適で効率的な運用に努める。
- ② 通学バスによる混乗バスの運行を継続し、住民ニーズに対応した輸送サービスを総合的に捉えた効率的かつ効果的な形態の研究を進める。

表22ー公共交通の利用状況

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
三陸鉄道	48,510	49,122	41,776	39,622	33,027
村営バス	10,241	9,131	7,747	7,443	7,948

資料／三陸鉄道株（三陸鉄道分）、未来づくり推進課（村営バス分）

※ 三陸鉄道分は陸中野田駅乗車数の状況

## 基本施策3 住宅・住環境の整備

### 1 現況と課題

(1) 村営住宅130戸を管理しており、引き続き「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、村営住宅整備等基金を活用した維持管理に努める。

(2) 空き家情報バンク制度を実施しており、移住者の住宅確保に係る経費を補助するなど定住促進事業を展開している。

今後も、各種広報媒体による周知を行い、移住・定住対策事業を充実させる必要がある。

(3) 空き家は全国的に増加傾向にあり、本村においても空き家が散見されており、適切な管理が行われていないことで防犯、衛生及び景観への悪影響が懸念されている。

所有者が遠方にいるケース、相続人不存在も含めて死亡者名義のままのケース等があり、所有者又は相続人（以下「所有者等」という。）が適切な管理をするよう意識啓発を図る必要がある。

また、所有者等の空き家に対する解体、修繕又は利活用に係る手続き及び費用に対する負担感は大きく、空き家が増加する原因となっているため、それを支援する対応が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-3 住宅・住環境の整備	(1) 良質な住宅の供給の促進
	(2) 定住対策の推進
	(3) 空き家対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 良質な住宅の供給の促進

今後も「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、村営住宅の計画的な改修を図り、良質な住環境の提供に努める。

#### (2) 定住対策の推進

① 空き家情報の充実を図り、移住・定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利活用した各種の施策も含め、積極的に定住者の受入れを図る。

② 移住者の住宅及び土地の購入、賃貸住宅家賃、移住・定住者向け住宅の改修等の支援を行い、本村への移住及び定住を図る。

#### (3) 空き家対策の推進

① 空き家の把握及び適正な管理の周知啓発を通して、空き家の発生抑制に努めるとともに、定住対策の推進を含めて利活用を促進していく。

② 地域の住環境の保全を図るため、特定空き家を含めた空き家への必要な対応に努める。

③ 空き家対策には、官民連携した総合的な取組が必要であるため、情報共有に努めるとともに、横断的に推進していく。

## 基本施策4 水資源の確保と水道の整備

### 1 現況と課題

- (1) 水源かん養保安林を指定し、水源地域の保全及び保水機能の確保に努めている。
- (2) 本村の主な水源は、2級河川が6河川、準用河川が2河川、合わせて8河川からなり、大部分の水需要を河川表流水でまかなっている。
- (3) 水道は、快適で衛生的な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、住民に豊かで清浄な水を安全に安定して供給する必要がある。  
下水道整備に伴う水需要の増加が見込まれる一方で、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少も見込まれる。
- (4) 農業用水については、ほ場整備事業による水路整備のほか、各地域の農地保全会及び水利組合が用水路の維持管理を行っている。
- (5) 水源及び水質汚濁については、公共下水道施設の整備及び浄化槽の設置により、生活雑排水の抑制に努めている。
- (6) 配水管布設事業、施設の改修事業等を実施し、有収率<sup>\*</sup>の向上に努め、水道水の安定供給に努める必要がある。

※有収率

水道事業で供給した配水量のうち、水道料金に反映される使用された給水量の割合のこと。施設の稼働状況の効率性を示す指標で、低い場合には、主に漏水が原因として考えられる。

- (7) 豊かで清浄な水を供給するため、水源流域の水質汚染等に対する監視体制及び水質検査を徹底する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-4 水資源の確保と水道の整備	(1) 水資源の確保
	(2) 農業用水の有効利用
	(3) 公営企業会計の運用
	(4) 水道施設の整備充実
	(5) 安定供給の確保
	(6) 安全性の確保

### 3 主要施策の方向

#### (1) 水資源の確保

- ① 引き続き森林伐採後の人工造林を推進し、森林の保水能力の確保に努める。
- ② 水需要に対応するため、適正な有収率を確保するとともに、節水意識を高めるよう努める。
- ③ 水源の汚染等を未然に防止するため、監視体制の充実を図るとともに、きれいな水が確保されるよう水洗化率の向上及び生活雑排水の抑制を呼びかける。

#### (2) 農業用水の有効利用

ほ場整備などの基盤整備により、安定した農業用水の確保に努める。

### (3) 公営企業会計の運用

「野田村簡易水道事業経営戦略」の改定と合わせて、アセットマネジメント計画※を策定し、適正な水道料金を設定するよう努める。

※アセットマネジメント計画

持続可能な水道事業の実現のため、中長期的な視点による資産管理計画のこと。

### (4) 水道施設の整備充実

- ① 計画的な水道施設の改修を行い、災害に強い水道施設の確立を図る。
- ② 下水道整備に伴う水需要の増加に対応するため、計画的かつ効率的な施設整備を推進する。

### (5) 安定供給の確保

- ① 計画的な施設の更新、維持管理等により、水道水の安定供給を図る。
- ② 水は有限かつ貴重な資源であることから、節水意識の高揚を促進する。

### (6) 安全性の確保

安全で安定した水道水を確保するため、住民及び関係機関と連携し、水源流域の水質汚染等に対する監視体制に努めるほか、法で定められた水質検査を実施する。

表23－水道施設の状況

単位：m<sup>3</sup>、%、人

年 度	配 水 量 ( A )	給 水 量 ( B )	有 収 率 ( B / A )	人 口 ( C )	給水人口 ( D )	普 及 率 ( D / C )
令和 2 年度	687,094	284,451	41.39	4,201	3,922	93.35
令和 3 年度	604,921	338,877	56.02	4,144	3,879	93.60
令和 4 年度	657,695	333,478	50.70	4,085	3,822	93.56
令和 5 年度	656,903	323,708	49.27	4,002	3,753	93.77
令和 6 年度	640,344	320,861	50.10	3,953	3,717	94.02

資料／地域整備課

※ 配水量は、浄水場から配水された総水量のこと。

※ 給水量は、水道料金の算定基礎となる水量のこと。

## 基本施策5 下水道の整備

### 1 現況と課題

- (1) 下水道は、住民の快適で衛生的な生活及び良好な居住環境の確保、河川、海等の公共用水域の水質保全を図るために極めて重要である。
- (2) 公共下水道施設及び各集落排水施設の整備により、供用開始区域内の水洗化率は向上しているが、健全な経営を推進するため、更に接続率の向上を図ることが必要である。集合処理区域以外については、水質保全及び快適で衛生的な生活環境を確保するために水洗化が必要であることから、浄化槽の普及促進に努める必要がある。
- (3) 北区地区の家屋浸水対策については、「野田村公共下水道事業計画」に基づき、3か所の排水ポンプ施設の整備が必要とされており、そのうち宇部川第3及び第5排水区

ポンプ場の2か所の整備が完了している。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-5 下水道の整備	(1) 公営企業会計の運用
	(2) 下水道施設の整備
	(3) 集落排水施設の整備
	(4) 浸水対策施設の整備
	(5) 浄化槽の設置整備

## 3 主要施策の方向

### (1) 公営企業会計の運用

「野田村下水道事業経営戦略」の改定を行い、その中で適正な下水道使用料を検討する。

### (2) 公共下水道施設の整備

野田浄化センター及びマンホールポンプの施設及び設備の老朽化が進んでいることから、「野田村下水道施設ストックマネジメント計画\*」に基づき、経済的かつ効率的に更新を進めるとともに、供用開始区域内の未接続世帯の接続の推進を図る。

※野田村下水道施設ストックマネジメント計画  
持続可能な下水道事業の実現のため、下水道施設の老朽化状況を把握し、効率的に維持管理する計画のこと。

### (3) 集落排水施設の整備

供用開始区域内の接続率の向上を図るとともに、集落排水施設の有効利用による健全な経営に努める。

### (4) 浸水対策施設の整備

北区地区の家屋浸水対策として、「野田村公共下水道事業計画」に基づき、残る宇部川第8排水区ポンプ場の整備について再検討する。

### (5) 浄化槽の設置整備

集合処理区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業の導入等により浄化槽の普及促進に努め、水洗化率の向上を図る。

表24－汚水処理施設の状況

単位：人、%

施設	処理区内人口 ( A )	接続人口 ( B )	水洗化率 ( B / A )
公共下水道施設	2,882	2,060	71.4
玉川地区農業集落排水施設	269	231	85.9
米田地区農業集落排水施設	171	159	93.0
下安家地区漁業集落排水施設	87	86	98.9
久喜地区漁業集落排水施設(中沢地区)	39	38	97.4
浄化槽	433	343	79.2
合計	3,881	2,917	75.2

資料／地域整備課(令和7年3月31日時点)

※ 浄化槽の処理区内人口は集合処理区域外の人口であるが、接続人口には公共下水道施設の処理区域内に設置している人口を含む。

表25－浄化槽の設置状況

単位：基

平成2年度～ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
186	2	2	2	1	0	193

資料／地域整備課

## 基本施策6 道路網・道路環境の整備

### 1 現況と課題

- (1) 三陸沿岸道路が全線開通したことから、沿岸北部と盛岡間を結ぶ新たな高規格道路の早期整備を関係市町村、団体等が国及び岩手県に対して訴えていく必要がある。
- (2) 広域的な道路には、国道45号が南北に縦走しているほか、主要地方道の県道野田山形線、一般県道野田港線、野田長内線及び安家玉川線の4路線がある。このうち、玉川地区の国道45号への歩道の設置、県道野田山形線の一部の狭あい区間の解消等の要望活動を継続していく必要がある。
- (3) 本村が復興交付金事業で整備した避難道路は、生活道路として活用され、住民の利便性が向上している。

本村の道路は改良率・舗装率とも年々向上しているが、それに伴う施設の維持管理の増加、除排雪範囲の拡大等があるため、計画的に維持管理を行い、安全で円滑な交通確保に努める必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-6 道路網・道路環境の整備	(1) 高規格幹線道路網等の整備
	(2) 広域幹線道路網等の整備
	(3) 生活道路網の整備
	(4) 道路環境の整備

## 3 主要施策の方向

### (1) 高規格幹線道路網等の整備

東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通体系へのアクセス道路の整備について、岩手県道路整備促進期成同盟会等と連携しながら関係機関への要望を行う。

### (2) 広域幹線道路網等の整備

① 広域的な幹線道路網の整備拡充を図るため、久慈市への迂回路として、県道野田山形線の狭あい部分の拡幅整備及び災害に強い道路網の整備促進について岩手県へ要望を行う。

② 沿岸北部と盛岡間の移動時間の短縮により、防災、医療、教育、観光等の多面的分野の改善及び充実を図り、安全で安心な住みよい生活の確保のため、沿岸北部と盛岡間を結ぶ新たな高規格道路の整備促進について岩手県へ要望を行う。

③ 玉川地区の国道45号への歩道の整備について国へ要望を行う。

④ 国道281号については、一般広域道路として位置付けられ、地域間の交流促進及び連携強化、観光振興等による地域経済の活性化、救急医療機関への搬送時間の短縮等に資する重要な路線である。

また、台風等の災害による不通箇所が多数発生したことから、全線の抜本的な改良整備について国及び岩手県へ要望を行う。

### (3) 生活道路網の整備

① 日常生活を支える生活関連道路等の老朽化した道路施設の補修を計画的に推進する。

② 良質な住宅及び宅地の供給を促進するためのアクセス道路を計画的に整備する。

③ 地域振興及び産業振興に資する道路を計画的に整備する。

### (4) 道路環境の整備

① 冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、除排雪対策の充実を図るとともに、国道及び県道の歩道除雪について関係機関に要望し、連携して進める。

② 地域住民、事業者等と連携を図り、道路の適正な維持管理を行うとともに、バリアフリー化等の人にやさしい道路環境の整備に努める。

表26―道路の整備状況

単位：m、%

区分	総延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道	17,670	17,670	100.0	17,670	100.0
県道	19,787	18,686	94.4	19,644	99.3
村道	138,462	115,506	83.4	111,045	80.2
合計	175,919	151,862	86.3	148,359	84.3

資料／地域整備課（令和7年3月31日時点）

※ 改良済延長は、法令の規格に適合した道路の長さをいう。

## 基本施策7 地域情報化の充実

### 1 現況と課題

- (1) 地域情報化事業により光ファイバー網が村内全域に整備され、社会情勢に合わせた事業展開ができる通信環境が整っている。
- (2) 情報伝達手段として活用している防災行政無線は、適正な管理運営を行っている。今後は、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討していく。
- (3) 村公式ウェブサイトでは、イベント、取組等の情報発信を行っている。住民に対する情報提供を迅速に行うとともに、各種SNSでの配信と合わせたペーパーレス化を推進する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-7 地域情報化の充実	(1) 情報通信網の整備充実
	(2) 情報化の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 情報通信網の整備充実

- ① 地域情報化事業により整備した光ファイバー網の適切な維持管理を実施する。
- ② 防災行政無線については、適切な管理の下、情報伝達手段として活用を図る。機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討していく。

#### (2) 情報化の推進

迅速に情報公開できる各種SNS及び村公式ウェブサイトを活用し、適正な情報発信及びサイト管理を行う。

# 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

## 基本施策1 消防・救急体制の強化

### 1 現況と課題

- (1) 久慈広域連合久慈消防署野田分署（以下「野田分署」という。）及び野田村消防団（以下「消防団」という。）により、火災予防について継続的に広報を行っているほか、火災予防運動においては、消防団が一般家庭予防査察を実施し、住民の防火意識の高揚に努めている。
- (2) 消防・救急体制の拠点となる野田分署において、消防団との連携を強化している。  
また、消防ポンプ車、高規格救急車等の消防・救急施設や機材については、計画的な更新を行っているほか、消防団の活性化については、久慈広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）と連携し、新入消防団員の育成を実施する等の知識及び技術の向上に努めている。一方で、消防団員の確保は課題となっている。
- (3) 救急体制の充実については、消防本部とともに救急体制の向上及び救急救命士の確保に努めているほか、今後も救急設備の更新等の整備を行う必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-1 消防・救急体制の強化	(1) 火災予防の推進
	(2) 消防体制の充実
	(3) 救急体制の充実

### 3 主要施策の方向

#### (1) 火災予防の推進

火災予防運動などをつうじて、防火思想の普及及び広報活動に努め、住民の防火意識の高揚を図る。

また、野田分署及び消防団と連携し、火災の未然防止に努める。

#### (2) 消防体制の充実

村内の消防水利が不足している地区を優先し、防火水槽を基本とした計画的な消防水利整備に努める。

また、消防団と連携し、消防団員の確保に努めるとともに、計画的に消防車両、施設、資機材等の整備を進める。

#### (3) 救急体制の充実

必要な救急資機材の整備に取り組み、救急体制の充実を図る。

表27－火災発生状況

単位：件、棟

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出火件数	0	0	2	1	1
焼損棟数	0	0	0	1	1

資料／野田分署（各年1月1日から12月31日までの発生件数・焼損棟数）

表28－消防体制状況

単位：台、%

区 分	消防ポンプ自動車	救急車	小型動力ポンプ積載車	その他両車	消防水利充足率
消防団	3	0	9	2	88.1
野田分署	1	1	0	0	

資料／野田分署（令和7年4月1日現在）

表29－救急出動件数

単位：件

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
救急出動件数	205	234	274	254	269

資料／野田分署（各年1月1日から12月31日までの出動件数）

## 基本施策2 防災体制の強化

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、過去の災害における経験等をいかした災害に強いむらづくりを推進していく必要がある。
- (2) 地域防災体制の強化については、防災訓練の実施、非常用物品等の備蓄を行い、津波、土砂災害等の災害に備えていく必要がある。  
また、「野田村地域防災計画」及びハザードマップを見直し、各種広報媒体を通じて避難場所及び土砂災害危険箇所の周知を図っている。
- (3) 現在、村内で自主防災組織が5団体活動しており、コミュニティ助成事業助成金等を活用した資機材購入や自主防災組織の活動に対する支援に努めている。今後、より一層の自主防災組織の結成支援に努める必要がある。
- (4) 広域防災体制については、日頃から近隣市町村との連絡体制を保持し、台風及び大雨等災害時に情報共有を図っており、今後も連携を密にしていく必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-2 防災体制の強化	(1) 村の地域防災体制の充実
	(2) 広域防災体制の確立
	(3) 住民による地域防災体制の強化

### 3 主要施策の方向

#### (1) 村の地域防災体制の充実

- ① 今後、発生が予想される大津波及び近年頻発する豪雨災害等への対応について多面的に検討するほか、海岸保全対策や下安家地区の津波対策等について岩手県へ要望を行う。
- ② 災害時に迅速かつ適正な対策を講じ、地域状況の変化に適応するよう、「岩手県地域防災計画」の改定に応じて、「野田村地域防災計画」の見直しを検討していく。
- ③ 災害等の発生に備え非常食などの備蓄及び管理を行う。
- ④ 「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、国及び岩手県と一体となって、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な暮らしづくりを推進する。

#### (2) 広域防災体制の確立

広域防災体制の確立を図るため、近隣市町村はもちろんのこと、消防、警察、自衛隊等の関係機関との連携を強化して災害発生時の対応に備える。

#### (3) 住民による地域防災体制の強化

- ① 住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性を考慮した防災訓練を実施する。  
また、自主防災組織の活動を活性化するため、補助金を交付する。
- ② 自主防災組織の結成支援を進めるとともに、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所を活用し、地域と一体となった災害弱者への支援体制を強化する。

## 基本施策3 震災伝承の充実

### 1 現況と課題

- (1) 東日本大震災の記録及び記憶を継承するための取組として、震災伝承ネットワーク協議会が行う「震災伝承施設」への登録を行うとともに、観光振興、震災学習等にも波及するコンテンツの充実のため、震災伝承専用ウェブサイトの作成、多言語表示等に取り組んでいる。

今後も震災伝承施設や専用ウェブサイトの維持管理に努めるとともに、観光振興や震災学習の枠組みを活用しつつ、総合的なガイドの育成の取組を推進していく必要がある。

- (2) 追悼・祈念の行事を継続し、震災の記憶を後世に伝えていくことが必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-3 震災伝承の充実	(1) 震災伝承の充実

### 3 主要施策の方向

#### (1) 震災伝承の充実

- ① 東日本大震災の記録及び記憶を継承するため、震災伝承関連施設や震災伝承専用ウェブサイトの維持管理に努めるとともに、観光振興や震災学習を通じ、ガイドの育成に取り組む。
- ② 東日本大震災の記憶と教訓を次世代へ確実に伝える必要があることから、東日本大震災追悼行事を継続していく。

## 基本施策4 自然環境の保全と活用

### 1 現況と課題

- (1) 本村は、海岸線一帯を三陸復興国立公園に指定されているほか、希少動植物を育む豊かな自然環境を有している。この豊かな自然環境を次世代へと継承するため、住民共通の責務として保全管理に努める必要がある。

また、住民、団体等と協働して、地域の自然環境への理解を深め、本村への愛着心の醸成のため、意識啓発、自然環境を活用した取組、景観美化活動等を充実させていく必要がある。

- (2) 十府ヶ浦公園、ひだまり公園等は、住民の散歩コース、子どもの遊び場、憩いの場等として多くの人々に利用されており、今後も利用者の多種多様な活用及び利便性の向上を図るため、適切な維持管理に努める必要がある。

また、十府ヶ浦公園、ひだまり公園等の維持管理は、官民協働で実施されているが、今後は、高齢化、地域コミュニティの変化等により、官民協働での維持管理が困難となる可能性があり、維持管理費用の増加が懸念される。

- (3) 農村公園及び緑地休養施設（以下「アジアの広場」という。）は、適切な維持管理に努めるとともに、利用実態や将来的な活用方法を勘案し、地域とともに施設の在り方の検討を進める必要がある。

また、安全に利用できるよう、老朽化した遊具及び設備の修繕、撤去等を検討していく必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-4 自然環境の保全と活用	(1) 自然環境の保全と活用の推進
	(2) 公園・緑地の維持管理

### 3 主要施策の方向

#### (1) 自然環境の保全と活用の推進

- ① 玉川野営場を含めた三陸復興国立公園の保護管理の強化を図るとともに、本村の豊かな自然環境を次世代へと継承するため、自然環境の保全管理に努める。
- ② 公共工事を実施する際には、自然環境との調和及び動植物の生育環境への影響を考慮した工法の選択に努める。

- ③ 住民、団体等と協働して、地域の自然環境への理解を深め、本村への愛着心の醸成のため、各種広報媒体による情報発信及び意識啓発、自然環境を活用した取組、景観美化活動等の充実を図る。

## (2) 公園・緑地の維持管理

- ① 十府ヶ浦公園、ひだまり公園等については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕等の適正な維持管理に努めるとともに、より一層の利活用を促進するため、利便性の向上を図る。

また、官民協働による維持管理体制の継続に努めるとともに、関係団体と連携して今後の体制を検討する。

- ② 農村公園及びアジアの広場については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕、撤去等の適切な維持管理に努める。

また、利用実態や活用方法を踏まえた施設の在り方の検討を進める。

## 基本施策5 環境衛生の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村におけるここ数年のごみの収集量をみると減少傾向にある。今後も、関係団体と協力しリサイクルに関する普及啓発活動を行うなど多角的な視点でごみの分別・減量化を促進する必要がある。

- (2) ごみの不法投棄については、定期的なパトロール及びごみの回収を実施したが、不法投棄が無くならない状況である。

また、産業廃棄物処理は排出者責任の原則に立ち、啓発活動により事業者から一定の理解を得られている。

なお、ごみの不法投棄、産業廃棄物のパトロール等を強化し、継続的・総合的な取組が必要である。

- (3) 本村では「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を宣言している。今後も、二酸化炭素排出量実質ゼロへの取組として、一般家庭における再生可能エネルギー設備の導入促進事業を継続し、普及・啓発活動を推進する必要がある。

- (4) 事務事業の効率化を図るため、久慈広域連合において広域的なごみ・し尿処理を行っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-5 環境衛生の充実	(1) ごみの減量化・分別収集の徹底
	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
	(3) 不法投棄の防止
	(4) リサイクルの促進
	(5) 公害防止対策の推進
	(6) エネルギー対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) ごみの減量化・分別収集の徹底

① ごみの排出抑制と再資源化を進めるため、野田村衛生班連合会（以下「衛生班連合会」という。）と連携し、ごみの減量化及び分別収集の意義、効果等を広報活動により啓発する。

また、正しい分別方法を再確認するとともに、資源回収ステーションの利用を促進する。

- ② 生ごみ処理機、コンポスト等の購入に対する補助制度の普及に努める。
- ③ ごみの分別・減量化マニュアルを作成し、ごみの減量化及び再資源化を推進する。
- ④ 地区や学校で行っている地域の環境衛生活動を、本村及び衛生班連合会が連携し、支援するとともに、資源回収ステーションの整備を支援し、集団回収に取り組む。

#### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出者責任の原則に立ち、事業者に対し適正な処理を促すとともに、引き続き啓発活動に努める。

#### (3) 不法投棄の防止

環境破壊につながるごみの不法投棄を防止するため、関係機関と連携しパトロールなどを実施するとともに、未然防止のための啓発活動に努める。

#### (4) リサイクルの促進

① 家庭ごみ分別収集計画表を配布し、資源ごみの分別を徹底するよう周知するとともに、プラスチック容器包装、小型家電、雑がみ等のリサイクルに取り組む。

また、資源回収ステーションの整備を支援する。

② 容器包装リサイクルや家電リサイクルに関し、各種広報媒体で再資源化の意識啓発を図り、ごみの減量化及び不法投棄の防止対策につなげるよう取り組む。

また、久慈広域連合での資源ごみ回収に加え、資源ごみの集団回収奨励金交付事業を継続し、再資源化を図るとともに、資源回収ステーションの管理運営などの資源回収システムの構築を図る。

#### (5) 公害防止対策の推進

① 関係機関と連携した調査、パトロールの実施等、監視体制の強化を図るとともに、発生源となる事業所などに対する指導強化及び公害の未然防止に努める。

② 住民の公害防止に対する協力を得るため、広報活動及び環境教育を推進し、住民の環境保全意識の向上に努める。

#### (6) エネルギー対策の推進

二酸化炭素排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用などについて、住民の意識啓発を図るとともに、導入を推進する。

また、北岩手循環共生圏等と連携し脱炭素社会の実現に取り組むとともに、新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を検討する。

表30—ごみ・し尿の収集状況

単位：t、KL

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ご み	可燃ごみ収集量	1,080.70	1,026.09	996.51	990.64	953.96
	不燃ごみ収集量	60.83	54.52	57.10	51.88	49.52
	資源ごみ収集量	128.85	127.05	118.68	110.18	101.60
	総 収 集 量	1,270.38	1,207.66	1,172.29	1,152.70	1,105.08
し 尿	し尿汲取収集量	1,177.21	1,108.78	1,024.09	953.45	906.75
	浄化槽汚泥収集量	732.50	704.50	475.00	495.10	451.70
	総 収 集 量	1,909.71	1,813.28	1,499.09	1,448.55	1,358.45

資料／住民生活課

## 基本施策6 地域安全の推進

### 1 現況と課題

(1) 交通指導員による交通安全教室の開催や街頭指導等による交通安全運動を始めとした啓発活動を実施している。

今後も、各種媒体での広報、街頭指導等の啓発運動を継続していく必要がある。

(2) 警察及び関係機関と交通安全施設の点検を行い、施設の改善要望や整備に努める必要がある。

(3) 被害者救済対策として交通災害共済への加入を推進している。

(4) 野田村地域安全協議会防犯部会を中心に、防犯指導や防犯に関する広報活動を行い、住民の防犯意識の啓発に努めている。

(5) 歩行者の安全・安心な通行を確保するため、町内会等が実施する防犯灯設置に対し支援を行い、防犯環境の整備に努めている。

(6) 悪徳商法などの詐欺被害や消費生活に関する相談・苦情に対応するため、久慈地区4市町村共同で開設している久慈広域消費生活センターと連携し、消費者保護対策を実施している。

消費者を取り巻く環境はインターネットの普及により大きく変化しており、相談体制の周知や消費者教育の充実、広報啓発が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-6 地域安全の推進	(1) 交通安全思想の普及
	(2) 道路交通の安全性の確保
	(3) 交通事故被害者の救済
	(4) 防犯意識の啓発
	(5) 防犯施設の整備
	(6) 消費者保護の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 交通安全思想の普及

交通安全教育、街頭指導等の交通安全運動を通じ、村ぐるみによる交通安全意識の高揚を図る。

#### (2) 道路交通の安全性の確保

- ① 道路安全標識などの交通安全施設の改善要望、整備に努め、安全で円滑な道路交通の確保を図る。
- ② 警察及び関係機関とパトロールを行い、道路環境の向上に努める。

#### (3) 交通事故被害者の救済

関係機関と連携し、交通事故被害者救済対策の交通災害共済の加入推進に努める。

#### (4) 防犯意識の啓発

- ① 防犯に関する広報啓発により、住民の自主防犯意識の高揚を図る。
- ② 野田村地域安全協議会防犯部会の研修会や関係機関の連携により、体制強化に努める。

#### (5) 防犯施設の整備

地域の要望を踏まえ、防犯環境の整備に努める。

#### (6) 消費者保護の推進

- ① 消費者の安全と利益を守るため、的確な情報把握に努め、関係機関と連携した相談対応など迅速な対応に努める。
- ② 消費者教育の推進、消費者生活に関する広報啓発の充実に努める。

表31－交通事故発生件数

単位：件、人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人身事故件数	3	0	3	0	4
死者数	1	0	0	0	0
傷者数	4	0	3	0	6

資料／久慈警察署

# 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむら をめざして

## 基本施策1 住民参画の推進

### 1 現況と課題

- (1) 各地区、団体の代表者等で組織する21世紀むらづくり委員会において、全体会のほか、総務、住民福祉、産業振興及び地域整備の4つの部会を設置し、審議を行っている。  
また、住民懇談会を開催し、住民と直接対話する機会を設け、住民参画によるむらづくりに努めている。  
今後は、地域住民からの声を聴く多様な機会の確保に努め、協働型のむらづくりを進めていく。
- (2) 男女共同参画社会の推進については、「野田村男女共同参画基本計画」に基づく各種活動を実施している。  
今後も、各種広報媒体を通じた意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を推進していく必要がある。
- (3) 村政に関する広聴広報については、毎月発行する広報紙やカレンダーのほか、各種SNS、村公式ウェブサイトによる情報発信を行っている。  
今後は、各種SNSを更に活用しチラシなどの削減に努める必要がある。
- (4) 情報公開の推進については、行政の説明責任を果たすとともに、保有する行政情報を有効に活用することが重要である。今後も、環境の整備に努め、保有する個人情報の取扱いについて留意しながら、適正に運用していく必要がある。
- (5) コミュニティ活動の推進については、野田村むらづくり運動推進協議会（以下「むらづくり運動推進協議会」という。）が村土クリーン作戦や小正月行事などを各種団体の協力により実施しているほか、地域などの自主的な地域づくりを支援するため、各種補助金により助成している。
- (6) 人口減少及び高齢化に伴い、町内会、自治会等の地域コミュニティ活動の継続が懸念されることから、今後の地域コミュニティの活性化に向けた対策が求められている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-1 住民参画の推進	(1) 協働型むらづくりの推進
	(2) 男女共同参画社会の推進
	(3) 広聴広報の充実
	(4) 情報公開の推進
	(5) コミュニティ活動の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 協働型むらづくりの推進

- ① 協働型のむらづくりを推進する上で、住民と懇談する機会を確保し、住民の声が一層届く住民参画によるむらづくりを進める。

- ② 各種計画の策定、施策の方向決定等の際には、住民を代表する主体的な機関として21世紀むらづくり委員会の機能を強化するとともに、アンケート、パブリックコメント等の取組を促進し、住民との協働を推進する。

## (2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進協議会と連携し、男女共同参画社会実現への意識の醸成を図るとともに、推進体制の充実に努める。

## (3) 広聴広報の充実

広報紙やカレンダー、各種SNS、村公式ウェブサイトなどを活用した情報提供を継続する。情報提供の手段については、情報ごとに適切な媒体での周知に努めるとともに、紙媒体主体からの脱却を進める。

## (4) 情報公開の推進

様々な行政情報を整理し、共有化を図ることで、住民の利便性を高め、情報を入手しやすい環境を整備する。

また、情報公開における個人情報保護については、個人の権利利益を適切に保護するため、十分なセキュリティ対策を行う。

## (5) コミュニティ活動の推進

① むらづくり運動推進協議会の活動を継続的に支援し、より多くの住民を活動に巻き込む運営を進めることで、住民の意見を尊重した特色あるむらづくり運動を推進する。

② 地域の自主的な地域づくり及びコミュニティ活動への支援を行い、地域活動の活性化を図る。

# 基本施策2 行政サービスの充実

## 1 現況と課題

- (1) 本村の上位計画である本計画を基本とした行政運営及び各種施策を推進しながら、持続可能な行政運営に組織全体で取り組む必要がある。
- (2) 多様化する行政需要に対応し、効率的な行政運営を推進するため、時代に即した事務事業の整理を行うとともに、職員の能力開発及び資質向上を図る必要がある。
- (3) 行政の情報化の推進については、今後も、計画的かつ合理的な事務機器の導入を行い、適切に運用していくとともに、情報管理の徹底を図る必要がある。
- (4) 窓口サービスについては、住民の利便性の向上を図るため、窓口延長を継続するほか、デジタル化の検討を進め、より一層の住民サービス向上を図る必要がある。
- (5) 指定管理者制度の推進については、各地区のコミュニティセンター、農村公園、観光施設等で導入している。今後も、運用を継続する必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-2 行政サービスの充実	(1) 行政機構の見直し
	(2) 施策及び事務事業の適正化
	(3) 職員の能力開発
	(4) 行政の情報化の推進
	(5) 窓口サービスの向上
	(6) 指定管理者制度の推進

## 3 主要施策の方向

### (1) 行政機構の見直し

増大する行政需要及び多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、自治体DX<sup>※</sup>の検討を進め、新たな組織形態、運営手法、働き方等について柔軟に取り組む。

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）  
地方自治体がデジタル技術を活用して、行政サービスの質を向上させ、業務を効率化する取組のこと。

### (2) 施策及び事務事業の適正化

- ① 行政関与の必要性、効率性、効果等を勘案し、引き続き事務事業の整理及び合理化を図る。
- ② 野田村総合計画を基本とした行政運営を推進するとともに、地方分権、県からの権限移譲等を含め、社会情勢の変化に対応した弾力的かつ効率的な行政運営に努める。

### (3) 職員の能力開発

多様化する社会情勢に合わせた職員の能力開発ができるよう、各種研修、人事交流、職員提案制度及び人材育成制度などを推進し、職員全体のスキルアップを図る。

### (4) 行政の情報化の推進

情報化に係るコストを見直しながら、効率的な機器の導入及び更新を進めるとともに、職員の情報リテラシー及びデジタル技術の活用に係る意識を醸成する。

### (5) 窓口サービスの向上

住民の利便性及び効率性の向上を図るため、窓口サービスの向上を図るとともに、時代に即した多様な行政サービスの展開について、デジタル技術の活用を検討する。

### (6) 指定管理者制度の推進

民間活力の積極的な活用及び住民ニーズに寄り添った施設運営に取り組むため、指定管理者制度が未導入の施設について、導入を検討するとともに、より効果的かつ効率的な指定管理者制度の活用を図っていく。

## 基本施策3 健全な財政運営

### 1 現況と課題

(1) 本村の財政構造は、自主財源の割合が低く、地方交付税、国庫支出金等の依存財源の割合が高い状態が続いている。

また、道の駅のだ及び野田小学校の整備事業の完了に伴い、実質公債費比率の増加による財政の硬直化が懸念される。住民ニーズに沿った柔軟な施策運営に資するよう、財政状況を注視していく必要がある。

(2) 村税の滞納繰越額は、滞納整理により減少傾向となっているが、滞納解消が困難なケースもある。負担の公平性の秩序を守りつつ、財源を確保していかなくてはならない。

(3) がんばるのだ応援寄附金（ふるさと納税）では、いただいた寄附金を子育て支援及び環境整備などに充てている。

今後も、各種媒体を使った広報戦略を行うなど周知に努めるとともに、返礼品の充実を進める必要がある。

(4) 公有財産は適正に管理運用していく必要があるが、特に公共施設は長期的な視点による修繕、更新、統廃合、長寿命化等を計画し、財政の見通しの正確性を担保する必要がある。

また、公共施設には、災害時に避難所、防災拠点等として活用する施設があるため、防災対策及び適正な維持管理に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-3 健全な財政運営	(1) 財政運営の健全化
	(2) 公有財産の適正な管理運用

### 3 主要施策の方向

#### (1) 財政運営の健全化

- ① 経費削減及び自主財源の確保に努め、健全な財政運営となるよう適正な健全化判断比率を維持していく。
- ② 住民ニーズに沿った事業を最大限実施するため、国、県等の各種補助制度及び交付税算入率の高い起債の活用を十分に検討する。
- ③ 財源確保及び公平な負担の観点から、滞納解消に向け、必要に応じて滞納整理を実施するとともに、滞納者の個々の状況に合わせた納税相談に対応する。
- ④ ふるさと納税による寄附金などを有効活用しながら各種施策を実施し、もって本村の発展に寄与する。

#### (2) 公有財産の適正な管理運用

「野田村公共施設等総合管理計画」及び「野田村公共施設等個別施設計画」に基づき、長期的な視点による施設の修繕、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公有財産の適正な管理運用を行っていく。

また、災害時に避難所、防災拠点等として活用する公共施設については、防災対策及び適正な維持管理にも留意して管理運用を行っていく。

表32－財政指標

単位：％、財政力指数は指数値

財政指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質収支比率	9.6	9.3	9.9	9.2	12.3
経常収支比率	87.4	81.4	87.3	86.8	90.1
財政力指数	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20
実質公債費比率 (早期健全化基準)	7.1	6.6	6.4	6.9	6.2
	(参考) 25.0 (起債制限は18.0以上)				

資料／総務課

※ 実質収支比率は、実質収支額（純剰余金・実質赤字）の標準財政規模に占める割合。3～5％が望ましいとされる。

※ 経常収支比率は、経常的経費に充当された経常一般財源、臨時財政対策債等に占める割合。財政構造の弾力性を示し、90％以上は財政構造が硬直化しているといえる。

※ 財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力を示し、通常1を超えると普通交付税の不交付団体となる。

※ 実質公債費比率は、実質的な公債費相当額が標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値。健全化判断比率の1つ。

## 基本施策4 広域連携の推進

### 1 現況と課題

北奥羽開発促進協議会、岩手三陸連携会議等の幅広い圏域との連携を取りながら、広域のメリットをいかした効果的・効率的な質の高い行政サービスの推進を図っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-4 広域連携の推進	(1) 広域連携の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 広域連携の推進

- ① 広域的メリットをいかした効果的・効率的な質の高い行政サービスを推進するため、広域市町村と連携し、広域市町村圏における各種計画の着実な実現に努め、地域の活性化を図る。
- ② 社会情勢に合った広域行政を推進するとともに、北奥羽開発促進協議会、岩手三陸連携会議等のほかの圏域との連携を図り、本村の発展に寄与する。

## 基本施策5 地方創生の推進

### 1 現況と課題

- (1) 本村においても人口減少の傾向にあり、2050年には人口2,104人まで減少し、より一層の少子高齢化が進むと予測されている。

人口減少が続く事態を正面から受け止め、生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築するとともに、社会・経済が機能する適応策も講じることで、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる野田村を目指し、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を推進することとしている。

総合戦略の実現に向けた基本目標「産業の振興により稼げる野田村をつくる」「安心して働き、暮らせる野田村をつくる」「野田村への人の流れをつくる」の達成のため、各種施策を検討し、実施することとしている。

- (2) 岩手県で実施するいきいき岩手結婚サポートセンターの入会登録料を全額助成し、お見合い事業、婚活イベント情報の提供等の男女の出会いづくりの支援を継続している。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-5 地方創生の推進	(1) 総合戦略の推進
	(2) 結婚活動の支援

## 3 主要施策の方向

### (1) 総合戦略の推進

総合戦略の基本目標を達成するため、各種の具体的施策を講じる。

### (2) 結婚活動の支援

- ① 少子化対策として、結婚支援団体等各種関係団体と連携し、結婚を望む男女の活動をサポートする。
- ② 結婚に伴う新生活を応援するため、スタートアップのための支援を図る。

## 基本施策6 交流活動の充実

### 1 現況と課題

- (1) スポーツ合宿や移住希望者の短期滞在施設として「移住交流体験施設」が活用されている。今後も利用促進に向けた広報活動の充実を図る必要がある。
- (2) 地域間交流については、東日本大震災の支援等を契機とした各種団体との交流を継続しており、「大阪大学オムニサイト協定※」やチーム北リアスなど本村の政策にも寄与する発展した取組となっている。

また、友好町村である北海道様似町との相互交流についても、東日本大震災の職員派遣等を契機に活性化している。

※大阪大学オムニサイト協定

東日本大震災後の大阪大学による復興支援と相互交流を目的とした活動で、本村と大阪大学とは協定を平成30年2月に締結している。

- (3) 東日本大震災を機に、多くの方々からの支援とともに新たなつながりが生まれた。本村への愛着や興味をもち、交流や支援を続けている人々を準村民登録制度である「心はいつものだ村民」として登録している。登録者数は年々増加しており、今後も広報活動

などを行いながら登録者の増加を目指す取組を行う必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-6 交流活動の充実	(1) 地域間交流の推進
	(2) 交流活動の支援

## 3 主要施策の方向

### (1) 地域間交流の推進

- ① グリーン・ツーリズムの推進のため、本村の資源をいかしたツアー、体験プログラムの開発、民間受入れ農漁家の発掘及び育成等を推進する。
- ② 友好町村や本村とゆかりのある地域との交流、東日本大震災をつうじた各種団体との交流を通して、幅広い分野で住民相互の交流の活発化を促進する。

### (2) 交流活動の支援

- ① 本村と交流のある大学や企業等民間団体とのより一層の交流事業の推進、情報発信に努める。
- ② 移住交流体験施設の活用促進、新たな交流機会の創出等、本村と交流のある大学、企業等も含めた交流深化を図り、関係人口の拡大と地域活性化に資する。
- ③ 準村民登録制度である「心はいつものだ村民」の登録者数の増加を図るため、村公式ウェブサイト等の各種広報媒体での広報活動を継続的に行う。  
また、登録会員に対する情報発信に努めるとともに、新たな交流機会の創出等の関係性の深化に繋がる取組を進める。

表33ー心はいつものだ村民登録者数

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録者数	79	85	33	25	79
累 計	1,115	1,200	1,233	1,258	1,337

資料／未来づくり推進課

※累計は、登録開始から各年度末までの累計登録者数

# 第4編

# 前期主要事業計画

(令和8年度～令和12年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

## <主要事業計画の見方>

### 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

基本構想で掲げた「本村の将来像を実現するための6つの基本目標」のうち、主要事業がどの基本目標に結びついているのかを示す。

#### 第1節 目標指標

基本目標を実現するための「基本施策ごとの具体的な達成基準」を示す。(数値目標の設定にそぐわない一部の基本施策には、目標指標は設定されない。)  
5年ごとの本計画の評価・見直しに活用される。

「基本目標 - 基本施策 基本施策名」

基本目標1の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移
1-1 農業の振興 ① 1戸当たりの耕地面積	8,300 m <sup>2</sup>	<p>10,000 — 5,983 — 6,600 — 7,400 — 8,300 — 0 参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>

①②③……  
は基本目標ごとの指標の連番

計画期間満了年度である令和17年度を最終目標とした指標の推移を示す。(一部指標には、過去の参考数値がない場合がある。)

#### 第2節 主要事業計画一覧

基本施策ごとの主要事業の一覧

##### 基本施策1 農業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
1-1-(1)-1	新規就農者支援対策事業	新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等を行う。	産-農林 ◇◆

「基本目標 - 基本施策 - 主要施策 - 番号」

主要事業を所管している課等

- ・総-庶務 総務課庶務防災班
- ・総-財政 総務課財政班
- ・住-住生 住民生活課住民生活班
- ・住-住環 住民生活課住まい・環境班
- ・保-福祉 保健福祉課福祉班
- ・保-保健 保健福祉課保健班
- ・産-農林 産業振興課農林班
- ・産-水商 産業振興課水産商工班
- ・税-税務 税務会計課税務班
- ・地-土木 地域整備課土木班
- ・地-水道 地域整備課上下水道班
- ・未-未来 未来づくり推進課未来づくり推進班
- ・未-移観 未来づくり推進課移住定住観光班
- ・教-学校 教育委員会事務局学校教育班
- ・教-生涯 教育委員会事務局生涯学習班

主要事業と関連のある上位計画  
◇……野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
◆……野田村国土強靱化地域計画

# 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標1の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移
1-1 農業の振興 ① 1戸当たりの耕地面積	8,300 m <sup>2</sup>	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-2 林業の振興 ② 経営計画策定森林面積 ※R2からの累計	2,466 ha	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-3 水産業の振興 ③ 養殖品目の単価上昇率 ※野田村漁協が持つ養殖品目（ホタテガイ・ワカメ）の漁獲高を漁獲量で割った単価でR2を100とする。	107.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-4 商工業の振興 ④ 新規創業者数 ※野田村商工会会員の新規入会者数・地域チャレンジ補助金の対象者数 ※R2からの累計	55人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-5 観光の振興 ⑤ 観光客入込数 ※道の駅のだばあぶるの観光客入込数	22万人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-6 雇用対策の充実 ⑥ 久慈管内就職率 ※管内新規高卒者の久慈管内の就職率	65.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 農業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
1-1-(1)-1	新規就農者支援対策事業	新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等を行う。	産-農林 ◇◆
1-1-(1)-2	農業経営基盤強化資金利子補給事業	資金借入れに対する利子補給を行う。	産-農林 ◇◆
1-1-(1)-3	肉豚経営安定交付金制度補助金	市場価格と基準価格との差額の補填を行う。	産-農林 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-1-(1)-4	農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金に係る利子補給を行う。	産-農林 ◇
1-1-(1)-5	久慈地方ほうれんそう価格安定対策事業	補填基準単価と精算単価の差額の補填を行う。	産-農林 ◇
1-1-(1)-6	経営所得安定対策等推進事業	野田村農業再生協議会へ補助する。	産-農林 ◇
1-1-(1)-7	多面的機能支払交付金事業	農地保全活動団体へ活動経費を交付する。	産-農林 ◆
1-1-(2)-8	地域農業計画実践支援事業	地域計画実践支援のため、農業者の施設又は機械導入に対し、岩手県と本村で補助する。	産-農林
1-1-(2)-9	園芸作物等生産拡大支援事業	園芸作物等の生産拡大支援のため、農業者の種苗費及び生産資材等の導入に対し補助する。	産-農林
1-1-(2)-10	野田牧野農業協同組合補助事業	野田牧野農業協同組合へ補助する。	産-農林
1-1-(2)-11	中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する。	産-農林 ◆
1-1-(2)-12	鳥獣被害対策事業	鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に対し補助する。	産-農林
1-1-(2)-13	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	根井和野平地区畑地かんがい施設の機能保全と長寿命化のため、県営事業に対して負担金を支出する。	産-農林 ◆

## 基本施策2 林業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-2-(1)-1	村有林経営管理事業	交流物産等複合施設に隣接する村有林の有効活用に向けた事業を実施する。	産-水商 ◆
1-2-(1)-2	村産材を利用した地域コミュニティ向上事業	公共広場等に村産材を利用した木製備品を整備する。	産-水商
1-2-(2)-3	しいたけ種駒購入補助事業	種駒購入費を補助する。	産-水商
1-2-(3)-4	森林づくり支援事業	森林の多面的機能を発揮させるための森林整備を実施する林業経営体等に補助金を交付する。	産-水商 ◆
1-2-(3)-5	森林病虫害等駆除業務委託事業	森林病虫害等の被害を受けたナラの木を伐倒くん蒸又は立木くん蒸により処理する。	産-水商
1-2-(3)-6	鳥獣被害対策事業 ※再掲	鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に対し補助する。	産-水商

## 基本施策3 水産業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-3-(1)-1	(仮称) 水産物生産流通支援事業	環境変化に対応するために漁協・漁業団体等が実施する調査・研究・試験繁殖等に要する経費、水産物の生産拡大・安定経営のため漁業者等が購入する資機材購入等経費、貝毒検査に要する経費等を補助する。	産-水商 ◇◆
1-3-(1)-2	漁村再生交付金事業	漁港内の静穏度の向上、浚渫(しゅんせつ)による泊地・航路の確保、越波対策等を実施する。	地-土木 ◆

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-3-(1)-3	漁港施設機能強化事業	越波による港内の静穏度対策等を実施する。	地-土木 ◆
1-3-(1)-4	水産物供給基盤機能保全事業	漁港施設の機能保全計画に基づく適正管理を実施する。	地-土木 ◇◆
1-3-(1)-5	広域漁港整備事業負担金	岩手県管理漁港及び漁場整備に係る負担金を支出する。	地-土木
1-3-(2)-6	荒海団補助事業	荒海団が行う水産物のブランディング活動、取引先との連携事業、地元学生等への愛着醸成活動及び水産振興イベントに対し補助する。	産-水商 ◇
1-3-(3)-7	新規就漁者支援対策事業	新規就漁者の確保・育成支援を行う。	産-水商 ◇

#### 基本施策4 商工業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-4-(1)-1	商工会補助事業（経営改善普及事業）	野田村商工会運営費に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(1)-2	中小企業振興資金利子補給事業	制度利用者へ利子補給を行う。	産-水商 ◇
1-4-(1)-3	中小企業融資保証料補給事業	制度利用者へ保証料補給を行う。	産-水商 ◇
1-4-(1)-4	住宅・店舗リフォーム奨励事業	村内施工業者によるリフォーム工事に対し奨励金を交付する。	産-水商
1-4-(2)-5	商工会補助事業（賑わい創出事業）	野田村商工会が実施するイベント等に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(2)-6	地域新事業チャレンジ応援補助金	村内の新たな起業・新分野への進出に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(4)-7	企業立地補助事業	村内に工場又は事業所を新設、増設する企業に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(4)-8	広域連携雇用促進補助事業	久慈広域市町村に工場・事業所を新設又は増設する企業に対し補助する。	産-水商 ◇

#### 基本施策5 観光の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-5-(1)-1	交流物産等複合施設指定管理事業	交流物産等複合施設の指定管理を委託する。	産-農林 ◇
1-5-(1)-2	交流物産等複合施設効果促進事業	交流物産等複合施設の有効活用に向け、施設と県道間の未舗装エリアの芝張りなどを実施する。	産-農林 ◇
1-5-(1)-3	NODAまんぷくマルシェ開催事業	NODAまんぷくマルシェ実行委員会に対し補助する。	産-農林
1-5-(1)-4	アジア民族造形館休憩施設等管理運営事業	施設の適切な維持のため、アジア民族造形館休憩施設等の管理委託を行う。	未-移観 ◇
1-5-(1)-5	観光協会補助事業	受入れ体制の強化やイベント等の活性化のため、観光協会に補助する。	未-移観 ◇
1-5-(1)-6	玉川野営場管理委託事業	施設の適切な維持のため、玉川野営場の管理委託を行う。	未-移観 ◇
1-5-(1)-7	日形井地区さわやかトイレ管理委託事業	施設の適切な維持のため、日形井地区さわやかトイレ浄化槽管理委託を行う。	未-移観
1-5-(1)-8	トレイル振興会補助事業	トレイル振興会へ塩の道を歩こう会及び各トレイルイベント等の開催経費を補助する。	未-移観 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-5-(2)-9	情報発信事業	インターネットや各種広報媒体を活用した情報発信及び準村民等との交流深化を推進する。	未-移観 ◇
1-5-(3)-10	みちのく潮風トレイル普及事業	広域での観光促進のため、トレイル振興会と連携したイベントや広報活動等を行う。	未-移観 ◇
1-5-(3)-11	三陸ジオパーク推進事業	広域での観光促進のため、三陸ジオパークの広報・普及活動を推進する。	未-移観 ◇

#### 基本施策6 雇用対策の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-6-(1)-1	久慈地域キャリア教育実行委員会負担金	各種キャリア教育や若者の就職支援活動の運営に対する負担金を支出する。	産-水商 ◇

# 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標2の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移																									
2-1 学校教育の充実 ① 特別支援教育支援員の充足率 ※特別支援教育支援員数を実学級数で割ったもの。	100.0%	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <td>参考R2</td> <td>当初R7</td> <td>中間R12</td> <td>最終R17</td> </tr> <tr> <th>割合</th> <td>66.7</td> <td>81.8</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </table>	年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	割合	66.7	81.8	100.0	100.0															
年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17																							
割合	66.7	81.8	100.0	100.0																							
2-2 生涯学習・生涯スポーツの振興 ② 体育・社会教育施設の利用者数 ※1 野球場 目標 10,000人 2 テニスコート 目標 8,100人 3 野田村体育館 目標 14,700人 4 生涯学習センター 目標 10,500人	合計 43,300人	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>参考R2</th> <th>当初R7</th> <th>中間R12</th> <th>最終R17</th> </tr> <tr> <td>1 野球場</td> <td>4,079</td> <td>9,930</td> <td>9,950</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>2 テニスコート</td> <td>4,583</td> <td>6,814</td> <td>8,000</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>3 村体育館</td> <td>12,532</td> <td>13,000</td> <td>14,600</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>4 生涯学習センター</td> <td>3,818</td> <td>10,000</td> <td>10,400</td> <td>10,500</td> </tr> </table>	年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	1 野球場	4,079	9,930	9,950	10,000	2 テニスコート	4,583	6,814	8,000	8,100	3 村体育館	12,532	13,000	14,600	14,700	4 生涯学習センター	3,818	10,000	10,400	10,500
年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17																							
1 野球場	4,079	9,930	9,950	10,000																							
2 テニスコート	4,583	6,814	8,000	8,100																							
3 村体育館	12,532	13,000	14,600	14,700																							
4 生涯学習センター	3,818	10,000	10,400	10,500																							
2-3 学びの環境づくり ③ 奨学金返還支援者数 ※奨学金返還支援事業の補助金交付者数	10人	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <td>参考R2</td> <td>当初R7</td> <td>中間R12</td> <td>最終R17</td> </tr> <tr> <th>人数</th> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </table>	年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	人数	5	6	8	10															
年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17																							
人数	5	6	8	10																							

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 学校教育の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
2-1-(1)-1	野田中学校太陽プロジェクト事業	震災からの復興のため、「野田村の太陽になろう」をスローガンとして活動する中学校に対し、その活動費を補助する。	教-学校 ◇
2-1-(1)-2	学校給食供給事業	学校給食の安定した供給のため、野田村学校給食協会に運営費を補助する。	教-学校
2-1-(1)-3	通学バスの整備・更新事業	導入から相応の年月を経て老朽化し、故障が常態化してきた通学バス2台(ちどり、さざなみ号)の整備更新を検討する。	教-学校

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-1-(1)-4	田んぼ体験事業	小学生を対象に田んぼ体験を実施する。	産-農林
2-1-(2)-5	小中連携教育推進事業	児童・生徒の学力の向上及び健全な心身の育成のため、小中学校が連携して教育を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(2)-6	国際理解事業	英語授業の推進のため、外国語指導助手の配置を行う。	教-学校
2-1-(2)-7	I C T環境整備事業	小中学校の教職員P C及び周辺機器等の賃貸借を行う。	教-学校 ◇
2-1-(4)-8	食育出前教室事業	本村の特産品を活用した食育を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(5)-9	特別支援教育支援員配置事業	誰一人取り残すことない授業の実践のため、小中学校に対し、授業の補助(支援)を行うことを目的として支援員を配置する。	教-学校 ◇
2-1-(6)-10	スクールカウンセラー配置事業	岩手県と連携し、児童・生徒が安心して学校に通学出来るよう定期的にカウンセラーの巡回を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(7)-11	野田村立学校教員視察研修事業	岩手県内外の先進校の視察を実施することで、小中連携教育の推進及び教員の授業力の向上を目的として実施する。	教-学校 ◇
2-1-(7)-12	指導主事市町村派遣負担金事業	岩手県教育委員会から野田村教育委員会への指導主事の派遣に係る人件費について負担金を支出する。	教-学校
2-1-(8)-13	岩手県統合型校務支援システム運用事業	小中学校で使用する統合型校務支援システムの運用に係る費用を負担する。	教-学校 ◇

## 基本施策2 生涯学習・生涯スポーツの振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-2-(1)-1	むらづくり推進事業	自主的な地域づくりを支援するため、野田村青年会が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。	教-生涯
2-2-(1)-2	野田村校外指導連絡会補助事業	青少年の健全育成、安全確保を図るため、野田村校外指導連絡会事業に要する経費に対し補助金を交付する。	教-生涯
2-2-(1)-3	図書等購入事業	図書館の蔵書の充実のため、新刊図書や閲覧用雑誌等の購入を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(2)-4	芸術文化振興事業	本村の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化協会が主体となって実施する事業に要する経費に対して補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(2)-5	埋蔵文化財発掘調査事業	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる各種開発事業に伴う発掘調査を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-6	野田村体育協会補助事業	地域スポーツの振興を図るため、野田村体育協会の事業に要する経費に対して補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-7	野田村悠Y O Uスポーツ推進事業	小・中学生から高齢者までの各年代を対象に各種スポーツ事業や体験教室を開催することで、住民の自発性・主体性に基づくスポーツ活動や健康づくり、スポーツを通じた地域づくりに取り組む。	教-生涯 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-2-(3)-8	野田村スポーツ少年団活動費補助事業	子どもたちの健全育成、地域スポーツの振興を図るため、スポーツ少年団の活動費に要する経費に対して、補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-9	e - スポ広場 ※野田村悠Y O Uスポーツ推進事業内	住民の健康増進と地域交流の促進を目的として、若者からお年寄りまで幅広い世代を対象に、野田村体育館において週1回レクリエーション運動を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-10	総合運動公園管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、野球場のグラウンド整備、芝管理、敷地内の環境整備等の業務を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-11	村民プール管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、プール及び施設周辺の清掃、水質管理等の業務を委託契約により行う。	教-生涯
2-2-(4)-12	体育館管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、衛生的で快適な利用環境を確保するため、野田村体育館内の清掃業務を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-13	総合運動公園機能充実事業	老朽化している施設について、利用者の利便性・快適性の向上、大規模大会の誘致を促進するため、照明のLED化、スコアボードなど、計画的な設備の改修を検討する。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-14	体育館設備機能充実事業	利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、ステージ照明のLED化や音響機器の更新、空調設備の設置など、計画的な設備の改修を検討する。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-15	村民プール設備機能充実事業	利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、当面は屋根の腐食に伴う補修など必要な施設及び設備の改修を行い、施設の安全性確保と機能維持を図る。 また、利用状況や老朽化の進行を踏まえ、将来的な施設の在り方について検討を進める。	教-生涯
2-2-(4)-16	総合センター管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、総合センター内の清掃業務等を委託契約により行う。	教-生涯
2-2-(4)-17	生涯学習センター管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、生涯学習センター内の清掃業務等を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-18	アジア民族造形館施設運営管理事業（村文化資料館の充実）	アジア民族造形館は、本村の保管史料も活用するなど展示の工夫を行いながら、施設の適切な維持管理を図る。 また、将来的に、本村の歴史文化を伝承する施設として、旧野田小学校の活用も含め、総合的に資料館の在り方を検討していく。	教-生涯 ◇

### 基本施策3 学びの環境づくり

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-3-(1)-1	地域学校協働本部事業	地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割として小中学校へ地域学校協働活動推進員を配置し、多様な地域学校協働活動を実施するほか、子どもたちが多様な体験活動ができるよう、放課後子ども教室「のだキッズセンター」を実施する。	教-生涯
2-3-(2)-2	野田中学校改修事業	老朽化が進む野田中学校校舎及び体育館の改修工事を検討する。	教-学校 ◆
2-3-(2)-3	岩手県立久慈翔北高等学校 野田校舎振興会補助事業	入学者数確保に向け、通学定期券購入費用や下宿費用に対し、補助を行う。	未-未来
2-3-(3)-4	九戸地方育英会負担金事業	九戸地方育英会の運営に要する経費に対し、負担金を支出する。	教-学校
2-3-(3)-5	奨学金返還支援事業	本村に定住かつ就業している人に返還金の一部又は全額を補助する。	教-学校

# 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標3の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
3-1 地域福祉の充実 ① 地域福祉の事業数 ※主要事業計画の事業数	16 事業	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>事業数</th><td>8</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	事業数	8	14	15	16
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
事業数	8	14	15	16								
3-2 子ども・子育て支援の充実 ② 子ども・子育て支援事業数 ※「野田村子ども・子育て支援事業計画」に定める事業数	9 事業	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>事業数</th><td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	事業数	6	8	9	9
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
事業数	6	8	9	9								
3-3 高齢者福祉の充実 ③ 75歳以上の介護保険認定者割合 ※75歳以上の人口で割った割合	35.0%	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>割合</th><td>34.4</td><td>34.0</td><td>35.0</td><td>35.0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	割合	34.4	34.0	35.0	35.0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
割合	34.4	34.0	35.0	35.0								
3-4 障がい者(児)福祉の充実 ④ 障害福祉サービス受給者数 ※障がい児を含む障害福祉サービスを利用した延べ人数	1,100 人	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>人数</th><td>1,176</td><td>1,050</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	人数	1,176	1,050	1,100	1,100
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
人数	1,176	1,050	1,100	1,100								
3-5 社会保障の充実 ⑤ 国民健康保険税収納率 ※現年課税分	99.30%	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>収納率</th><td>98.12</td><td>98.30</td><td>99.21</td><td>99.30</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	収納率	98.12	98.30	99.21	99.30
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
収納率	98.12	98.30	99.21	99.30								
3-6 保健体制の推進 ⑥ 特定健康診査受診率	60.0%	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>受診率</th><td>37.7</td><td>41.4</td><td>50.0</td><td>60.0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	受診率	37.7	41.4	50.0	60.0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
受診率	37.7	41.4	50.0	60.0								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 地域福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
3-1-(1)-1	野田村社会福祉協議会補助事業	地域福祉事業などの実施団体である野田村社会福祉協議会へ人件費などを補助する。	保-福祉 ◇
3-1-(1)-2	心配ごと相談所運営事業	生活上のさまざまな困りごとなどのため、心配ごと相談所の運営を委託する。	保-福祉 ◇
3-1-(1)-3	久慈地域成年後見センター運営委託事業	判断能力が不十分な人を支援するため、成年後見制度等に係るセンター運営を久慈管内市町村共同により委託する。	保-福祉

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-1-(2)-4	地域福祉事業	高齢者等の生活支援体制づくりのため、有償ボランティアの育成・マッチング、地区サロンの運営支援、通院支援バスの運行を委託する。	保-福祉 ◇
3-1-(2)-5	福祉有償運送事業	公共交通機関を利用することが困難な要介護者・障がい者等を対象に、通院、買い物等の日常生活に必要な目的地までの移動支援を行う。	保-福祉 ◇
3-1-(2)-6	高齢者等安否確認事業	高齢者のみ世帯等の見守りが必要な世帯を対象に、週1回の電話による安否確認や訪問による事業説明・利用勧奨をする。	保-福祉 ◇◆
3-1-(3)-7	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	要介護高齢者及び重度身体障がい者の自宅のバリアフリー改修費を補助する。	保-福祉 ◇
3-1-(3)-8	災害援護資金貸付事業	被災者の生活の立て直しに必要な災害援護資金の借入者に対し、貸付を行う。	保-福祉
3-1-(3)-9	災害援護資金利子補給事業	災害援護資金借入者に対し、償還金利子分を補助する。	保-福祉
3-1-(3)-10	生活困窮者冬季特別対策等事業	原油価格の高騰による冬期間の経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、灯油購入費の一部を野田村共通商品券で助成する。	保-福祉
3-1-(3)-11	生活者支援対策事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため全世帯に対し、野田村共通商品券を助成する。	保-福祉
3-1-(3)-12	物価高騰緊急支援事業	物価・賃金・生活総合対策として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税である世帯と、その世帯内の18歳未満の児童1人につき一律の現金を給付する。	保-福祉
3-1-(3)-13	定額減税補足給付金事業	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、定額減税にて税金がひききれないと見込まれる者に対し、不足分を現金にて給付する。	保-福祉
3-1-(3)-14	エアコン設置支援事業	低所得世帯を対象にエアコンの購入・設置費用を助成することで、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する。	保-福祉

## 基本施策2 子ども・子育て支援の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-2-(1)-1	安心子育て環境づくり事業	保育料の完全無償化を実施する。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-2	特別保育事業	延長保育・障がい児保育・世代間交流・乳児保育促進・地域子育て支援センター・病後児・一時預かり事業を社会福祉法人野田村保育会に委託を実施する。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-3	保育所運営委託事業	子ども・子育て支援法に基づき、適切な利用調整を図り、施設型給付等を行う。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-4	保育対策総合支援事業	多様な保育需要に対応するため、野田村保育会に対し、保育支援者や保育補助者への人件費を補助する。	保-福祉 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-2-(1)-5	旧玉川児童館解体事業	児童クラブの統合により供用を終了した旧玉川児童館を解体する。	保-福祉
3-2-(2)-6	放課後児童健全育成事業	児童への遊びや生活の場を与える放課後児童クラブの運営を社会福祉法人野田村社会福祉協議会に委託する。	保-福祉 ◇
3-2-(2)-7	在宅子育て応援手当事業	生後8週から満3歳までの在宅育児世帯に対し野田村共通商品券を交付する。	保-福祉 ◇
3-2-(2)-8	児童手当支給事業	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、児童手当を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(3)-9	エンゼル祝金事業	子の誕生を祝福し、子育て支援も含むエンゼル祝金を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(3)-10	新生児誕生祝品支給事業	新生児の誕生を祝福するとともに、健全な育成に資するため、祝品を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(4)-11	母子寡婦福祉協会補助事業	助け合いや地域活動への参加などのため母子寡婦福祉協会へ補助する。	保-福祉 ◇

### 基本施策3 高齢者福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-3-(1)-1	長寿祝い事業	長寿を祝う敬老会の実施及び米寿等歳祝い品の贈呈を行う。	保-福祉
3-3-(1)-2	老人クラブ育成事業	高齢者の生活を健全で豊かにするため、老人クラブ連合会及び各クラブへ補助する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-3	認知症カフェ運営事業	高齢者等の集いの場である認知症カフェの運営を委託する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-4	いきいき百歳体操普及事業	地域における百歳体操の実施を支援する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-5	生活支援コーディネーター事業	地域の生活支援を図るための生活支援コーディネーターを配置委託する。	保-福祉
3-3-(2)-6	老人保護措置事業	環境上・経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者への養護老人ホーム等の入所措置を行う。	保-福祉
3-3-(2)-7	生活支援ハウス運営事業	独立して生活することに不安がある60歳以上のひとり暮らしを対象とした生活支援ハウスの管理・運営を委託する。	保-福祉
3-3-(2)-8	地域包括支援センター運営事業	高齢者やその家族から介護・福祉など生活全般を相談受付し、包括的に支援する地域包括支援センターを運営する。	保-福祉
3-3-(2)-9	一般介護予防事業	介護予防に関する普及啓発及び活動場所を提供する。	保-福祉
3-3-(2)-10	認知症初期集中支援推進事業	認知証が疑われる人やその家族に対して支援する認知症初期集中支援チームの運営及び専門医師を委託する。	保-福祉
3-3-(2)-11	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員等の養成や普及・啓発活動を行う。	保-福祉
3-3-(2)-12	在宅福祉事業	紙おむつ券の支給及び見守り通報サービスの提供を行う。	保-福祉
3-3-(2)-13	在宅高齢者等食事サービス事業	在宅高齢者等に対し配食サービスを提供する。	保-福祉
3-3-(2)-14	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業	地域の健康課題の分析、後期高齢者の健康状態の把握、フレイル予防、健診・医療の受診勧奨などに取り組む。	保-福祉

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-3-(2)-15	高齢者補聴器購入助成事業	難聴で悩む高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成する。	保-福祉

#### 基本施策4 障がい者（児）福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-4-(1)-1	地域生活支援事業	障がい者への日中活動事業へ補助するほか、相談支援及び日常生活用具を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-2	障害者自立支援給付事業	障がい者の日常生活及び社会生活の支援のため、介護・訓練サービス及び補装具を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-3	障害児通所給付事業	障がい児が発達支援を受けられるよう、通所サービス等を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-4	障害者医療費助成事業	心身の障がいを除去・軽減するため、障害者医療費（更生医療・育成医療・療養介護）の一部を助成する。	保-福祉 ◇
3-4-(2)-5	身体障害者協議会補助事業	身体障がい者相互の親睦を図るため、野田村身体障害者協議会に補助する。	保-福祉 ◇
3-4-(2)-6	障がい者福祉タクシー助成事業	非課税世帯の重度障がい者に対し、タクシー助成券を交付する。	保-福祉 ◇

#### 基本施策5 社会保障の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-5-(1)-1	介護保険事業	介護保険制度の理解促進、周知、相談及び受付事務を行う。	保-福祉
3-5-(1)-2	久慈広域連合負担金（介護保険給付）	久慈広域連合が実施する介護保険給付に係る費用について、負担金を支出する。	保-福祉
3-5-(2)-3	国民健康保険事業	国民健康保険事業の適切な事業運営を行う。	住-住生
3-5-(2)-4	国民健康保険税賦課徴収業務	国民健康保険税の賦課徴収を行う。	税-税務
3-5-(3)-5	国民年金事業	窓口での相談対応の充実を図るとともに、国民年金への理解促進のため、各種制度の広報啓発を行う。	住-住生
3-5-(4)-6	医療費助成事業	適切な医療を確保し心身の健康を保持するため、受給対象者へ医療費の一部を給付する。	住-住生

#### 基本施策6 保健体制の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-6-(1)-1	1歳6か月児及び3歳児健診事業	1歳6か月児及び3歳児の健診を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-2	歯科検診事業	幼児歯科検診、妊婦歯科検診を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-3	妊婦乳幼児健康診査事業	妊婦乳幼児の健康診査を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-4	人間ドック補助事業	人間ドック利用料の補助を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-5	各種検診事業	国保特定健診、結核、各種がん検診等を行う。	保-保健 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-6-(1)-6	健康増進事業	地区健康相談、訪問指導等を行い生活習慣病予防等の相談を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-7	インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ予防接種(本村住民無料※高容量ワクチン除く)を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-8	带状疱疹予防接種事業	带状疱疹予防接種一部助成を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-9	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	新型コロナウイルスワクチン接種一部助成を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-10	各種予防接種事業	定期接種、任意接種(高齢肺炎、成人麻しん・風しん)を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-11	献血推進事業	献血推進協議会へ補助を行う。	保-保健
3-6-(1)-12	保健センター維持管理事業	保健センターの施設及び設備の維持管理を行う。	保-保健
3-6-(1)-13	産婦健康診査事業	産後2週間及び1か月前後の産婦健康診査に対し助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-14	新生児聴覚検査事業	生後1週間から1か月までに行う新生児の聴覚検査に対する助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-15	妊婦支援給付金事業	妊婦に対する支援を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-16	妊産婦健康診査交通費助成事業	妊産婦への交通費助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-17	子育て世代包括支援センター事業	母子の実情把握、相談・情報提供・助言、保健指導、関係機関との連絡調整など包括的な支援を行う。	保-保健 ◇
3-6-(2)-18	食生活改善推進事業	食生活改善推進員協議会に対して食生活改善普及事業を委託する。	保-保健
3-6-(2)-19	こころの健康相談センター事業	こころの健康相談事業を実施する。	保-保健
3-6-(2)-20	野田村精神障がい者家族会補助事業	野田村精神障がい者家族会へ補助を行う。	保-保健
3-6-(2)-21	地域自殺対策強化事業	相談先や予防の普及啓発、関係機関との連携、こころの健康づくり講演会・健診等を行う。	保-保健

## 基本施策 7 医療体制の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-7-(1)-1	医療機関バス運行事業	村内2か所の医療機関へのバス運行を行う。	保-保健
3-7-(1)-2	野田村診療所維持管理事業	野田村診療所の施設及び設備の維持管理を行う。	保-保健

# 基本目標 4 魅力ある生活基盤をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標4の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
4-3 住宅・住環境の整備 ① 村営住宅改修事業の実施戸数	9戸	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>3</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	3	7	7	9
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	3	7	7	9								
4-3 住宅・住環境の整備 ② 定住促進事業の新規申請件数	5件	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>6</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	6	8	5	5
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	6	8	5	5								
4-3 住宅・住環境の整備 ③ 特定空き家件数	0件	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	0	0	0	0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	0	0	0	0								
4-6 道路網・道路環境の整備 ④ 修繕橋梁数 ※R8～R17の期間に合計5橋を修繕(R9.10.12.14.16に1橋ずつを計画)	5橋	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>R2～7(実績)</td><td>R8～12</td><td>R13～17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr> </table>	時期	R2～7(実績)	R8～12	R13～17	数値	3	3	2		
時期	R2～7(実績)	R8～12	R13～17									
数値	3	3	2									
4-7 地域情報化の充実 ⑤ 村公式LINE登録者数 ※令和7年1月開設	2,300 アカウント	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>0</td><td>1,850</td><td>2,100</td><td>2,300</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	0	1,850	2,100	2,300
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	0	1,850	2,100	2,300								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 適正な土地の利用と村土の保全

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
4-1-(3)-1	統合型地図情報システムデータ更新事業	土地の適正利用のため、統合型地図情報システムの登記情報の更新及び航空写真情報の定期的更新を行う。	税-税務
4-1-(6)-2	治山事業負担金	岩手県施行治山事業に係る負担金を支出する。	産-水商 ◆

### 基本施策2 公共交通の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
4-2-(1)-1	三陸鉄道支援事業	三陸鉄道の利用促進及び健全な運営に資するため、補助金及び負担金を支出する。	未-未来 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-2-(1)-2	三鉄鉄道利用促進事業	三陸鉄道の利用促進及び地域経済の活性化を図るため、三陸鉄道を利用する生徒の通学に対し、奨励金を交付する。	未-未来 ◇
4-2-(2)-3	村営バス運行事業	村営バス利用者の利便性の向上を図るため、時刻表・運行ルートの見直しや停留所の新設・廃止を実施する。	未-未来 ◇

### 基本施策 3 住宅・住環境の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-3-(1)-1	村営住宅改修事業	入居者に良質な住環境を提供するとともに、村営住宅の長寿命化を図るため、計画的に改修する。	住-住環
4-3-(2)-2	定住促進事業	本村への移住及び定住を図るため、住宅を新築・購入又は賃貸住宅へ居住する移住者等に対して補助する。	未-移観
4-3-(2)-3	空き家情報バンク事業	空き家及び宅地等の有効活用により、本村への移住促進や地域活性化を図る。	未-移観

### 基本施策 4 水資源の確保と水道の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-4-(4)-1	簡易水道施設維持管理事業	簡易水道施設の維持管理を実施する。	地-水道 ◆
4-4-(4)-2	泉沢浄水場施設更新事業	泉沢浄水場のろ過池の改修及び既設構造物の解体工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-3	玉川浄水場施設更新事業	玉川浄水場の取水・送水ポンプの更新及びろ過池の改修工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-4	明内浄水場施設更新事業	明内浄水場のポンプ室改修工事、ポンプの更新及びろ過池の改修工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-5	水質検査事業	安全な水を供給するため、各浄水場の水質の法定検査を実施する。	地-水道

### 基本施策 5 下水道の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-5-(2)-1	公共下水道施設整備事業	老朽化している野田浄化センターの施設・設備及びマンホールポンプについて、野田村下水道施設ストックマネジメント計画に基づき更新工事を実施する。	地-水道 ◆
4-5-(4)-2	雨水排水施設整備事業	北区地区の浸水対策として、第8排水区ポンプ施設の整備について再検討する。	地-水道 ◆
4-5-(5)-3	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の設置に対し補助を行う。	地-水道

### 基本施策 6 道路網・道路環境の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-6-(4)-1	村道土内和野平線排水施設整備事業	地域要望に応えるため、水路式側溝を落蓋式側溝へ入れ替える工事を実施する。	地-土木 ◆

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-6-(4)-2	村道中平上明内線舗装修繕事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道中平上明内線の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-3	村道岩山線舗装修繕事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道岩山線の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-4	村道路面性状調査事業	村道路面性状調査によるひび割れ率を測定することで、今後の舗装修繕工事のリストアップを行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-5	村道舗装修繕等事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-6	新規インターチェンジ設置に係る事業	地域要望に応えるため、玉川地区へ三陸沿岸道路新規インターチェンジを設置するための事業を行う。	地-土木
4-6-(4)-7	道路維持等業務	通行の安全を確保するため、村内全域の村道に対して、道路維持等業務を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-8	道路除排雪業務	冬季の安全な道路交通を行うため、村内全域の村道に対して、除排雪業務委託を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-9	道路台帳整備業務	改良等を行った村道に対して、道路台帳補正業務委託を行う。	地-土木
4-6-(4)-10	橋りょう定期点検事業	道路法に基づき、5年毎に点検が義務付けられているため、村内の道路橋定期点検業務委託を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-11	橋りょう修繕事業	村内の道路橋定期点検業務委託の結果、判定Ⅲ及びⅣとなった橋梁の修繕業務委託及び修繕工事を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-12	野田村内河川維持修繕（草刈）業務	村内の岩手県管理河川区域内について、河川管理上、環境衛生上、景観上、そして、河川利用上特に必要な範囲について、草刈等の河川維持修繕を行う。	地-土木

## 基本施策 7 地域情報化の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-7-(1)-1	地域情報通信施設維持管理事業	地域情報通信施設（光ファイバー等）の維持管理を行う。	未-未来 ◇
4-7-(1)-2	農村情報連絡施設（防災行政無線）維持管理事業	防災行政無線の維持管理を行うとともに、老朽化した機器の更新についての検討を行う。	未-未来 ◇◆

# 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標5の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
5-1 消防・救急体制の強化 ① 消防水利充足率	94.1%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>84.2</td><td>89.1</td><td>91.1</td><td>94.1</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	84.2	89.1	91.1	94.1
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	84.2	89.1	91.1	94.1								
5-2 防災体制の強化 ② 自主防災組織数	7団体	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>6</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	6	5	6	7
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	6	5	6	7								
5-3 震災伝承の充実 ③ 震災学習受入れ件数 ※令和4年度事業開始	30件	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>0</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	0	20	25	30
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	0	20	25	30								
5-4 自然環境の保全と活用 ④ トレイルカウンター ※みちのく潮風トレイル年間利用者数	1,500人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>1,226</td><td>1,000</td><td>1,250</td><td>1,500</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	1,226	1,000	1,250	1,500
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	1,226	1,000	1,250	1,500								
5-5 環境衛生の充実 ⑤ ごみ総排出量 ※R17……R7比15%削減 ※R2 ごみ総収集量1,271t	R7比 △15% (884t)	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>1,271</td><td>1,041</td><td>962</td><td>884</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	1,271	1,041	962	884
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	1,271	1,041	962	884								
5-5 環境衛生の充実 ⑥ 資源化率 ※リサイクル率	15.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>12.8</td><td>15.0</td><td>15.0</td><td>15.0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	12.8	15.0	15.0	15.0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	12.8	15.0	15.0	15.0								
5-6 地域安全の推進 ⑦ 人身事故件数	0件	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	3	2	0	0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	3	2	0	0								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 消防・救急体制の強化

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-1-(2)-1	消防水利整備事業	火災時の消火活動を円滑に行うことができるよう、消防水利が不足している地区を中心に、防火水槽等の設置を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-2	消防団車両・施設等整備事業	円滑な防火・防災活動に資するため、消防団に配備している車両、施設、資機材等の計画的な整備を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-3	水槽付き消防ポンプ自動車整備事業	円滑な防火・防災活動に資するため、久慈広域連合久慈消防署野田分署に配備している水槽付き消防ポンプ自動車の更新を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-4	消防団活動費補助金交付事業	消防団活動の充実を図るため、消防団が行った警戒活動や予防活動に対し補助を行い、消防団活動のより一層の充実を図る。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-5	久慈広域連合負担金（消防）	久慈広域連合が実施する消防関係施設や業務に係る費用について、負担金を支出する。	総-庶務

### 基本施策2 防災体制の強化

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-2-(1)-1	自主防災組織育成補助金交付事業	住民による地域の防災体制を強化するため、自主防災組織が地区の防災・減災のために購入する資機材等に対して補助を行う。	総-庶務 ◇◆
5-2-(1)-2	非常食等備蓄事業	災害時における避難者の生活を支援するため、食糧、飲料水等の計画的な備蓄を行う。	総-庶務 ◇◆
5-2-(1)-3	防災マップ作成事業	新たに浸水想定が公表された場合や、避難所等が変更になった際に、住民への周知啓発のため、ハザードマップの更新を行う。	総-庶務 ◇
5-2-(1)-4	農地海岸堤防水門等管理事業	農地海岸堤防水門等管理委託を行う。	産-農林 ◇◆
5-2-(1)-5	河川水門及び海岸堤防水門等管理業務	水門、陸閘（りっこう）、樋門、樋管及び排水施設の作動開閉操作及び維持管理を行う。	地-土木 ◇

### 基本施策3 震災伝承の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-3-(1)-1	東日本大震災追悼行事事業	東日本大震災の記憶と教訓を次世代に確実に伝えていくため、追悼行事を開催する。	総-庶務
5-3-(1)-2	震災伝承事業	震災の記録及び記憶を継承するため、震災伝承施設や専用ウェブサイトの管理及びガイドの育成に取り組む。	未-未来

#### 基本施策4 自然環境の保全と活用

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-4-(1)-1	自然公園保護管理委託事業	豊かな自然環境を次世代へと継承するため、三陸復興国立公園（自然公園）の保護管理を実施する。	未-移観
5-4-(2)-2	十府ヶ浦公園等遊具保守点検業務	利用者が安全に遊具を利用できるよう、定期点検を行う。	地-土木
5-4-(2)-3	十府ヶ浦公園等管理事業	十府ヶ浦公園等は広大であることから、官民協働で維持管理を行う。	地-土木
5-4-(2)-4	緑地休養施設指定管理	緑地休養施設「アジアの広場」の管理を行う。	産-水商

#### 基本施策5 環境衛生の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-5-(1)-1	衛生班連合会補助事業	野田村衛生班連合会に対し、組織の育成及び助長に努めるため、衛生活動を推進するための活動・運営費を補助する。	住-住環
5-5-(1)-2	久慈広域連合負担金（し尿処理）	久慈広域連合が実施する、し尿処理施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(1)-3	久慈広域連合負担金（火葬）	久慈広域連合が実施する、火葬場施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(1)-4	久慈広域連合負担金（ごみ処理）	久慈広域連合が実施する、じん芥処理施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(2)-5	産業廃棄物適正処理推進業務	排出者責任の原則に立ち、事業者に対し適切な処理を促す。	住-住環
5-5-(3)-6	不法投棄防止啓発業務	不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、パトロールなどの啓発活動に取り組む。	住-住環
5-5-(4)-7	リサイクル資源集団回収奨励事業	ごみの減量化と資源のリサイクルを推進するため、地区等でリサイクル資源の集団回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。	住-住環
5-5-(5)-8	公害防止対策業務	公害の未然防止のため、関係機関と連携した調査・パトロール、発生源となる事業所に対する指導などに取り組む。	住-住環
5-5-(5)-9	粗大ごみ収集運搬事業	住民の利便性向上のため、9月と3月に粗大ごみの収集運搬業務を委託契約により行う。	住-住環
5-5-(6)-10	住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	二酸化炭素排出量実質ゼロへの取り組みとして、住宅用の再生可能エネルギーを導入する一般家庭に対し、野田村共通商品券による助成を行う。	未-未来 ◆

#### 基本施策6 地域安全の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-6-(1)-1	交通安全対策事業	村ぐるみによる交通安全意識の高揚を図るため、各種交通安全運動を行うほか、野田村地域安全協議会（交通安全対策部会）へ補助を行う。	住-住生

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-6-(3)-2	交通災害共済	交通事故被害者救済対策として交通災害共済の加入を推進する。	住-住生
5-6-(4)-3	防犯対策事業	住民の交通安全意識の高揚を図るため、広報啓発活動や野田村地域安全協議会（防犯部会）へ補助を行う。	住-住生
5-6-(5)-4	防犯灯設置事業	夜間の犯罪防止と通行の安全を確保するため、町内会等の防犯灯設置に対し補助を行う。	住-住生
5-6-(6)-5	消費者保護対策事業	消費者の安全と利益を守るため、久慈広域消費生活センターを共同運営するほか、消費者教育、広報啓発を行う。	住-住生

# 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標6の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
6-3 健全な財政運営 ① 一般村税の収納率 ※一般村税は、個人村民税、固定資産税、軽自動車税（種別割） ※現年課税分	99.40%	<table border="1"> <tr> <th>年次</th> <th>参考R2</th> <th>当初R7</th> <th>中間R12</th> <th>最終R17</th> </tr> <tr> <td>収納率</td> <td>99.48</td> <td>99.30</td> <td>99.35</td> <td>99.40</td> </tr> </table>	年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	収納率	99.48	99.30	99.35	99.40
年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
収納率	99.48	99.30	99.35	99.40								
6-3 健全な財政運営 ② ふるさと納税寄附件数	2,000件	<table border="1"> <tr> <th>年次</th> <th>参考R2</th> <th>当初R7</th> <th>中間R12</th> <th>最終R17</th> </tr> <tr> <td>寄附件数</td> <td>450</td> <td>700</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> </tr> </table>	年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	寄附件数	450	700	1,500	2,000
年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
寄附件数	450	700	1,500	2,000								
6-3 健全な財政運営 ③ 経常収支比率 ※財政構造の弾力性を示し、90%以上は硬直化しているといえる。	89.0%	<table border="1"> <tr> <th>年次</th> <th>参考R2</th> <th>当初R7</th> <th>中間R12</th> <th>最終R17</th> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>87.4</td> <td>90.0</td> <td>89.5</td> <td>89.0</td> </tr> </table>	年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	比率	87.4	90.0	89.5	89.0
年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
比率	87.4	90.0	89.5	89.0								
6-6 交流活動の充実 ④ 心はいつものだ村民登録者数 ※「心のふるさと」として準村民登録している人数（年度末累計）	1,900人	<table border="1"> <tr> <th>年次</th> <th>参考R2</th> <th>当初R7</th> <th>中間R12</th> <th>最終R17</th> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>1,115</td> <td>1,380</td> <td>1,650</td> <td>1,900</td> </tr> </table>	年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	登録者数	1,115	1,380	1,650	1,900
年次	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
登録者数	1,115	1,380	1,650	1,900								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 住民参画の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
6-1-(1)-1	住民懇談会事業	活力あるむらづくりのための住民と村の対話機会を創出する。	総-庶務
6-1-(1)-2	21世紀むらづくり委員会事業	広く住民の意見を施策に反映させるため、21世紀むらづくり委員会を開催する。	総-庶務
6-1-(2)-3	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会実現への意識醸成を図るとともに、推進体制の充実のため、野田村男女共同参画推進協議会に補助する。	住-住生
6-1-(3)-4	広報のだ発行事業	住民等へ行政情報を発信するため、広報紙やカレンダーを定期的に発行する。	未-未来
6-1-(3)-5	文書配布事業	広報やカレンダーのほか、村からのお知らせやイベント情報等を行政連絡員を通じて住民へ配布する。	総-庶務
6-1-(3)-6	村公式ウェブサイト保守管理事業	適時適切な情報発信を行うため、ウェブサイト管理業務を委託契約により行う。	未-未来

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-1-(5)-7	むらづくり推進事業費補助事業	コミュニティ活動の推進を図るため、地域の自主的な地域づくりに対し、補助する。	未-未来
6-1-(5)-8	コミュニティ助成事業	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備を補助する。	未-未来
6-1-(5)-9	野田村地域づくり交付金交付事業	地域コミュニティの活性化を図るため、各自治会等の活動経費に対し、交付金を交付する。	未-未来

## 基本施策 2 行政サービスの充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-2-(3)-1	職員研修事業	職員の資質及び能力向上のための研修機会を創出する。	総-庶務 ◇◆
6-2-(4)-2	事務機器・ソフトウェア整備事業	効率的な事務事業を実施していくため、事務機器やソフトウェアの導入、更新及び保守管理事業を行う。	総-庶務 ◇

## 基本施策 3 健全な財政運営

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-3-(1)-1	滞納整理業務	村税滞納者に対して、納税相談の対応や差押処分等を実施し、村税の滞納解消に取り組む。	税-税務
6-3-(1)-2	がんばるのだ応援寄附金	納税者の拡大のため、各種媒体を活用した広報及び周知の推進、返礼品の充実に向けて検討する。	未-未来 ◇
6-3-(2)-3	「野田村公共施設等総合管理計画」等改定業務	公有財産の適正な管理運用のため、「野田村公共施設等総合管理計画」及び「野田村公共施設等個別施設計画」の改定を行う。	総-財政 ◆

## 基本施策 4 広域連携の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-4-(1)-1	北奥羽開発促進協議会負担金	北奥羽地域の各自治体及び広域での課題解決のため、北奥羽開発促進協議会が実施する要望活動等に必要となる費用の一部を負担する。	未-未来 ◇

## 基本施策 5 地方創生の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-5-(1)-1	野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業	誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる野田村を目指すため、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に掲げた地方創生や人口減少対策に係る各種事業を推進する。	未-未来 ◇

## 基本施策6 交流活動の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-6-(1)-1	交流・関係人口創造事業	準村民制度登録者との交流事業、震災学習及び大学のフィールドワーク受入れなど、交流の活性化や深化を図る。	未-移観 ◇
6-6-(1)-2	〇〇S協定交流事業	東日本大震災の支援等を契機とした大学等との交流の充実を図るため、各種交流事業を実施する。	未-未来 ◇
6-6-(1)-3	友好町村交流事業	友好町村間の相互交流の深化を図るため、両自治体職員の相互訪問等や民間団体を含めた交流の活性化など、事業の充実を図る。	未-未来 ◇
6-6-(1)-4	移住交流体験活動推進事業	移住交流体験施設を活用し、本村での短期滞在体験や交流活動の推進を図る。	未-移観 ◇
6-6-(2)-5	野田はまなす会事業	本村出身者等で構成する野田はまなす会の運営を行う。	未-未来 ◇
6-6-(2)-6	心はいつものだ村民事業	本村への愛着と共に「心のふるさと」として応援してくださる方を「心はいつものだ村民」として登録し、各種の広報活動や交流活動を実施する。	未-移観 ◇



# 第2部

## 第3期野田村まち・ひと・

## しごとと創生総合戦略

### 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

# 第1章 第3期総合戦略の策定方針

## 第1節 基本的な考え方

本村は、『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』を将来像とした「野田村総合計画（以下「村総合計画」という。）」を平成28年6月に策定し、その実現に向けて計画的なむらづくりを推進してきた。

現行の村総合計画の計画期間が令和7年度をもって満了することから、令和17年度を目標年次とした、新たな村総合計画を策定することとしており、引き続き本村の将来像を『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』と定め、当該将来像の実現に向けて計画的なむらづくりを推進することとしている。

各種施策を推進するに当たり、上記の基本構想の理念を踏まえつつ、現行の村総合計画の後期基本計画に基づく取組の検証を踏まえ、今後5年間のむらづくりに向けた令和8年度からの村総合計画の前期基本計画を策定することとしている。村総合計画では、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性が高いことから、整合性を図り、一体的に推進することを示している。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づいて国が策定した「地方創生に関する総合戦略」及び岩手県が策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」を踏まえつつ、今後5か年の人口減少対策や地方創生の取組を一体的に推進するため、「第3期野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」という。）を策定する。

## 第2節 「地方創生に関する総合戦略」との関係

国が策定した「地方創生に関する総合戦略」の基本的な考え方や、岩手県が策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」を基に、『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』を地域ビジョン（目指すべき理想像）とし、人口減少が続く事態を正面から受け止め、人口規模が縮小しても地域経済の成長や地域社会を維持できるよう、生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する等の適応策も講じることで、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。

## 第3節 計画期間

第3期総合戦略は、村総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和8年度から令和12年度まで（2026年4月から2031年3月まで）の5年間とする。

## 第4節 野田村総合計画との関係

令和8年度を始期とする村総合計画は、『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』を将来像として、本村が進むべき方向と実現のために必要となる施策の大綱を定め、行政運営の基本方針とするため策定するものである。

第3期総合戦略の基本的な考え方は、村総合計画に掲げるむらづくりの取組のうち、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策を重点化するもので、客観的・主観的な指標を設定し、PDCAサイクルによる施策展開を図る内容となっている。

## **第5節 基本目標の設定と検証の枠組み**

政策3分野ごとに基本目標を設定し、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」に基づき、施策を進めていく。

あわせて、持続可能な開発目標である「SDGs」や目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society 5.0」等に基づく取組を進める。

政策分野ごとに講ずべき施策の基本方向と具体的な施策を策定し、各施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指数（KPI）を設定する。

施策の策定に当たっては、村総合計画の基本計画及び主要事業計画等から用いることとし、5年後の目標数値を設定する。

なお、第3期総合戦略の進捗管理は、村総合計画と併せて21世紀むらづくり委員会で行うこととする。

## **第6節 事業計画の見直し**

今後は国や岩手県の総合戦略等との整合を図りながら、広域的な連携を進めるとともに、「地域経済分析システム（RESAS）」や「国立社会保障・人口問題研究所」の推計による、詳細な経済・人口分析を加味する等、必要に応じて見直しを行っていく。

また、取組の推進に当たっては、地方創生人材支援制度等の人的支援制度を含め、国の支援制度を積極的に活用することとする。

## 第2章 第2期総合戦略の取組の成果と課題

令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「第2期野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「仕事」が「人」を呼び、「人」の流れをつく好循環を確立するとともに、その好循環を支える「むら」をより魅力的にするため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を踏まえ、「野田村での仕事をつくる」、「野田村への人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な野田村をつくる」の4つの基本目標を設定し、人口減少対策及び地方創生の取組を進めてきた。

4つの基本目標ごとの、主な取組内容と成果（達成状況）、今後の課題等は、次のとおりである。

### 基本目標1 野田村での仕事をつくる

本村の人口減少に歯止めをかけるためには、若い世代の就職等による転出を抑え、合計特殊出生率を増加させる必要があるため、野田村の発展を支える産業と魅力ある雇用（就業）の創出を目指す。

数 値 目 標	計算方法	令 和 2 年 度 ( 基 準 値 )	令 和 7 年 度 ( 目 標 値 )	令 和 7 年 度 (実績見込値※)
人口1人当たりの 村民所得	単年	2,518千円	2,518千円以上	2,381千円

資料／野田村村勢要覧

※ 実績見込値は、推計値である。

#### 1 主な取組内容と成果（達成状況）

- (1) 三陸沿岸道路開通に伴い整備を進めてきた、交流物産等複合施設「道の駅のだ」が令和7年6月に開業したことで、村内への集客や雇用の確保、特産品等の販売促進に一定の効果があつた。
- (2) 村外の事業者の進出及び村内での起業により、村内の雇用の拡大に繋がった。

#### 2 今後の課題

- (1) 新規就農者、新規就漁者及び後継者の確保のため、地域おこし協力隊の積極的な募集のほか、地域内や近隣の志望者の掘り起こしと受入先とのマッチング支援や初期投資のハードルを低くするための施策も検討する必要がある。
- (2) 今後も道の駅のだを活用した集客イベントを定期的実施し、村内の訪問者及び施設の来場者数の増加に向けた取組を推進する必要がある。
- (3) 起業や企業進出を促す取組を継続して進めるとともに、既存事業の持続的展開のため、事業承継に係る事業や、関係機関と連携した人材育成に係る事業も検討する。

### 基本目標2 野田村への人の流れをつくる

本村の観光の核となるエリアや施設等について、テレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス等に利用できるよう通信・滞在環境を整備し、関係人口の拡大と経済の活性化を図る。

子育て世代や若い世代の移住・定住を促進するため、空き家・空き地バンク事業の促進及

び空き家改修等の支援を行う。

数 値 目 標	計 算 方 法	令和4年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	令和5～7年度(実績(見込)値)			
				令和5 年 度	令和6 年 度	令和7 年 度※	累 計
転入者数の増加	累計	77人	240人以上	92人	79人	67人	238人

資料/野田村村勢要覧、野田村住民基本台帳(令和7年度のみ)

※ 令和7年度は、令和7年12月末時点の転入者数を基に算出した実績見込値。

## 1 主な取組内容と成果(達成状況)

野田村観光協会と連携し、みちのく潮風トレイルや塩の道等の本村の観光資源を活用した取組を実施するとともに、震災学習の受入れや準村民(心はいつものだ村民)登録との交流を図るイベントを実施したことにより、観光客等の交流人口の拡大に加え、本村と定期的に関わる方々(関係人口)の増加にも繋がった。

## 2 今後の課題

観光施策の効果により、観光客は増加傾向にあることから、みちのく潮風トレイルと震災学習の連携した取組等、受入態勢や提供できるサービスの質の向上及び充実に努める必要がある。

また、交流人口や関係人口の増加に向けた取組の推進と並行して、関係の深化や持続可能な関係性を築くためのイベント開催等の取組を推進していく必要がある。

## 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代が安心して結婚・出産・育児をしやすい地域社会をつくとともに、確かな学力と豊かな郷土愛を育む教育や人材の育成を推進する。

数 値 目 標	計 算 方 法	令和3年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	令和5年度 (実績値※)
合計特殊出生率	単年	1.30人	1.30人以上	1.40人

資料/岩手県人口動態統計

※ 最新の実績値は、令和5年度である。

## 1 主な取組内容と成果(達成状況)

妊産婦の交通費助成の上限の引上げや出産・子育て応援給付金等の助成等各種支援策の充実に努め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進した。

## 2 今後の課題

妊婦の交通費助成の継続や妊婦支援給付金の助成に努めるとともに、保育料の無償化及び子どもの医療費助成事業等の子育て家庭の経済的負担の軽減を図る各種子育て施策を実施する等、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

## 基本目標4 魅力的な野田村をつくる

「仕事」が「人」を呼び、「人」の流れをつくる好循環を支えるため、野田村での暮らしのすばらしさを実感し、家族や地域の絆の中で生涯心豊かに生活でき、安全で安心に暮らすことができる魅力ある野田村の実現を目指す。

数 値 目 標	計 算 方 法	令和4年度 (基準値)	令和7年度 (目標値)	令和5～7年度(実績(見込)値)			
				令和5 年 度	令和6 年 度	令和7 年 度※	累 計
転出者数の減少	累計	98人	300人以下	88人	97人	106人	291人

資料/野田村村勢要覧、野田村住民基本台帳(令和7年度のみ)

※ 令和7年度は、令和7年12月末時点の転出者数を基に算出した実績見込値。

### 1 主な取組内容と成果(達成状況)

- (1) 保守期間が終了する地域情報通信施設の代替となる情報発信手段として、村公式LINEを開始し、住民への効果的な情報発信に努める等、地域情報化の推進を行った。
- (2) 学校での職場体験・部活動、スポーツ少年団の指導者育成等、授業以外の活用についても、充実を図る取組を実施することができた。
- (3) ふるさと納税について、返礼品の増加や各種PR活動の影響により、徐々に寄附件数が増加した。

### 2 今後の課題

防災、公共交通、福祉等の日常生活の利便性に繋がる取組の推進や、教育、生涯学習、スポーツ、芸術文化等の地域振興に繋がる取組を推進し、住民にとって、生涯心豊かに生活でき、安全で安心に暮らすことのできる魅力的な野田村の実現に向けて推進していく必要がある。

## 第3章 第3期総合戦略の基本目標

第3期総合戦略では、「仕事」が「人」を呼び、「人」の流れをつくる好循環を確立するとともに、その好循環を支える「むら」をより魅力的にするため、国の「地方創生に関する総合戦略」等を踏まえ、次の3つの基本目標を設定し事業展開を行う。

### 基本目標1 産業の振興により稼げる野田村をつくる

本村の人口減少を緩やかにするためには、若い世代の就職等による転出を抑え、合計特殊出生率を増加させる必要があり、産業の振興により活力のある稼げる地域の創出を目指す。

数 値 目 標	計算方法	令和7年度 (基準値※)	令和12年度 (目標値)
人口1人当たりの村民所得	単年	2,381千円	2,400千円

※ 基準値は、野田村村勢要覧を基にした推計値である。

### 基本目標2 安心して働き、暮らせる野田村をつくる

若い世代が安心して結婚・出産・育児をしやすい地域社会をつくるとともに、確かな学力と豊かな郷土愛を育む教育や人材の育成を推進する。

また、野田村での暮らしのすばらしさを実感し、家族や地域の絆の中で、生涯心豊かに生活でき、安全で安心して暮らすことができる魅力ある地域の実現を目指す。

数 値 目 標	計算方法	令和7年度 (基準値※)	令和8～12年度 (目標値※)
転出者数の減少	累計	106人	500人以下

※ 基準値は、野田村住民基本台帳の令和7年12月末時点の転出者数を基に算出した単年度の推計値である。

※ 目標値は、令和8年度から令和12年度までの累計目標値である。

### 基本目標3 野田村への人の流れをつくる

本村の観光の核となるエリアや施設等について、快適な滞在環境を整備し、関係人口の拡大及び経済の活性化を図る。

子育て世代や若い世代の移住・定住を促進するため、空き家・空き地バンク事業の促進、空き家改修等の支援を行う。

数 値 目 標	計算方法	令和7年度 (基準値※)	令和8～12年度 (目標値※)
転入者数の増加	累計	67人	350人以上

※ 基準値は、野田村住民基本台帳の令和7年12月末時点の転出者数を基に算出した単年度の推計値である。

※ 目標値は、令和8年度から令和12年度までの累計目標値である。

## 基本目標と施策の体系

基本目標	施策
1 産業の振興により稼げる野田村をつくる	1-1 農業の振興 1-2 水産業の振興 1-3 商工業の振興 1-4 観光の振興
2 安心して働き、暮らせる野田村をつくる	2-1 雇用対策の充実 2-2 学校教育の充実 2-3 生涯学習・生涯スポーツの振興 2-4 地域福祉の充実 2-5 子ども・子育て支援の充実 2-6 高齢者福祉の充実 2-7 障がい者（児）福祉の充実 2-8 保健体制の推進 2-9 公共交通の充実 2-10 地域情報化の充実 2-11 防災体制の強化 2-12 行政機構の見直し、行政の情報化の推進及び窓口サービスの向上 2-13 広域連携の推進
3 野田村への人の流れをつくる	3-1 観光の振興 ※再掲 3-2 住宅・住環境の整備 3-3 ふるさと納税の推進 3-4 交流活動の充実

## 第4章 第3期総合戦略の施策及び重要業績評価指数 (KPI)

### 基本目標1 産業の振興により稼げる野田村をつくる

#### 施策1-1 農業の振興

- (1) 補助事業等の活用による支援を行い、新規就農者・後継者の確保及び将来に向けた担い手の育成を図る。
- (2) 経営所得安定対策制度等の周知を図り、生産者の収入安定に向けた取組を推進する。
- (3) 関係機関と連携し、地域に合った収益性の高い作物を検討し、その導入に向けた取組を支援する。  
また、村内外のイベント等での地場産農畜産物の活用及びPR活動を支援する。
- (4) 交流物産等複合施設（以下「道の駅のだ」という。）を拠点とした地域の魅力発信を支援する。
- (5) 振興作目を中心とした生産に取り組む農家の作業の効率化及び省力化に向けた取組を支援するとともに、山ぶどう、カモミール等の地域の特産品になりうる作物の定着化及び安定生産のための支援を検討する。

重要業績評価指数 (KPI)	計算方法	令和7年度 (現行)	令和12年度 (目標)	担当
1戸あたりの耕地面積	単年	6,600 m <sup>2</sup>	7,400 m <sup>2</sup>	産業振興課
道の駅のだ来場者数	単年	180,000 人	200,000 人	

#### 施策1-2 水産業の振興

- (1) 関係機関と連携し、サケ資源増大を図るための取組を支援する。
- (2) ホタテガイ及びワカメ等の養殖漁業において、作業軽減のための機器の導入及び安定出荷できる施設整備に対し支援する。
- (3) ホタテガイ及びワカメ等の品質をいかした水産加工品の開発及び消費者へのPR活動を支援する。  
また、環境の変化に対応した水産業への取組を支援するほか、水産業の持続に必要な支援をする。
- (4) 村内の小中学生に水産業に触れる機会を設けるとともに、後継者及び担い手不足の解消策として「野田村漁業担い手育成協議会」と連携し、新規就漁者確保のための環境づくりと受入れ体制の整備を促進する。

重要業績評価指数 (KPI)	計算方法	令和7年度 (現行)	令和12年度 (目標)	担当
養殖品目の単価上昇率 ※野田村漁協が持つ養殖品目（ホタテガイ・ワカメ）の漁獲高を漁獲量で割った単価でR2を100とする。	単年	91.0%	98.0%	産業振興課
新規就漁者数	累計	0 人	1 人	

#### 施策1-3 商工業の振興

- (1) 中小企業融資制度を通して、事業者の継続的経営及び業態拡大等を支援する。

また、魅力的な商業空間の確立のため、野田村商工会等の関係機関と連携し、起業・事業承継の志望者への支援に努める。

- (2) 道の駅のだと商店街や起業者をつなぐ取組及び当該施設が地域経済に波及効果をもたらす取組を検討する。
- (3) 企業立地に係る情報収集に取り組むとともに、進出意向のある企業には積極的な誘致活動を実施する。
- (4) 地場産品について、事業者が行う販路の拡大及び新商品開発への取組に対する支援策を検討する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度（現行）	令和12年度（目標）	担当
新規創業者数 ※野田村商工会会員の新規入会者数・ 地域チャレンジ補助金の対象者数 ※R2からの累計値	累計	25人	40人	産業振興課
起業又は企業の進出数	累計	0社	1社	

#### 施策1-4 観光の振興

- (1) 地域の特色である海・山・里の文化をいかした観光地づくりを推進するため、観光施設等の適切な維持管理に努める。

また、野田村観光協会と連携し、みちのく潮風トレイルや塩の道など、本村の街並みや自然資源を活用した取組を推進し、野田村スタイルの観光振興を図る。

- (2) ほかのイベントとの相互連携、より一層の地域固有の歴史及び文化資源の一層の掘り起こし等のイベントの活性化及び付加価値の構築に努める。
- (3) 多様化する観光ニーズに対応し、本村の魅力を発信するため、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信に努め、関係機関及び団体との連携を強化し、観光案内標識の整備等の総合的な情報発信を図る。
- (4) 三陸ジオパーク推進協議会、三陸復興国立公園協会等の広域観光を目的とした団体に参画し、市町村域や岩手県域を越えた観光ツアーの造成による幅広い連携を図り、広域観光を目的とした観光客等の誘客を推進する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度（現行）	令和12年度（目標）	担当
観光客入込数 ※道の駅の観光客入込数	単年	180,000人	200,000人	未来づくり推進課
みちのく潮風トレイル年間利用者（トレイルカウンター）数	単年	1,000人	1,250人	
村公式Xフォロワー数	累計	2,980人	3,500人	

## 基本目標2 安心して働き、暮らせる野田村をつくる

#### 施策2-1 雇用対策の充実

- (1) 新分野に進出し地域経済に活力を呼び起こす事業者に対し支援し、新たな雇用の創出を促進する。
- (2) 求人情報の提供を行うとともに、専門的な職業訓練の情報についても提供し、企業に

求められる人材育成のための取組を支援する。

- (3) 管内自治体及び企業と連携し、地域の生徒に対し、企業情報及び求人情報を提供し、地元就職率の向上を推進する。
- (4) 関係団体と連携し、地域の特色ある第一次産業の法人化への取組及び多様な働き方の導入を推進するための取組を支援する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担当
管内新規高卒者の久慈管内就職率	単年	54.0%	59.5%	産業振興課

## 施策2-2 学校教育の充実

- (1) 児童生徒の心のサポートとともに、「震災の教訓を次世代へ継承すること」及び「未来をたくましく創造すること」を重点とした野田村だからこそできる復興教育を推進する。
- (2) 地域と連携した「野田村ふるさと学習」を推進するとともに、「逃げ地図」の作成、避難所運営学習等による防災教育を推進する。
- (3) ICT環境整備事業を着実に推進するとともに、ICTの特性をいかした授業づくりに努める。  
また、ICTの段階的な活用を推進し、教職員間での共有や保護者への周知に努める。
- (4) 野田村授業改善プランを活用した小中連携の授業研究を行う。
- (5) 久慈地区広域によるキャリア教育の充実に努める。
- (6) 自他の生命を大事にし、他者の人権を尊重する心の育成に努める。
- (7) 地域の豊かな食材をいかした食育出前授業の実施、栄養教諭による食育授業等の健康教育の充実に努める。
- (8) 小中学校の多様なニーズへの支援（特別支援教育支援員の配置等）の充実に努める。
- (9) 児童生徒理解、望ましい人間関係づくり及び生徒指導体制の充実に努める。
- (10) 学校公開研究会への積極的参加及び県内外への視察研修を企画し、実施することで教員の授業力向上を図る。
- (11) 小中連携教育協議会の充実に努める。
- (12) 「岩手県クラウド版統合型校務支援システム」の活用促進に係る学校現場への支援に努める。
- (13) 「保小の架け橋カリキュラム」※を作成し、教育・保育の質の向上に努める。

※保小の架け橋カリキュラム

架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実に図るため、保育所及び小学校の先生が協働して作成するカリキュラムのこと。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担当
特別教育支援員の配置（充足率）	単年	81.8%	100%	教育委員会 事務局
職場体験に係る訪問事業所数	単年	21事業所	25事業所	

### 施策2-3 生涯学習・生涯スポーツの振興

- (1) いきいきライフ、のだキッズセンター、青少年の体験活動等の生涯各期における学習活動の場を提供するとともに、各種事業を通じた世代間交流を推進する。
- (2) 生涯学習の拠点である図書館については、新刊図書の紹介、企画展の実施、読書ボランティア団体との協働により、子どもたちが本と触れ合う機会をつくる等の読書活動の推進に努める。
- (3) 野田村芸術文化協会と連携を図り、所属団体の自主的な活動の支援に努める。  
また、野田村総合文化祭、村民芸術鑑賞会等の開催により、芸術文化に触れる機会を提供する。
- (4) 地域の風土及び歴史をいかした芸術文化の創造に努めるとともに、地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財の収集及び継承を図る。
- (5) 文化財の保護及び活用については、村内に所在する指定文化財を中心に適切な保存及び活用に努め、住民が地域の歴史及び文化に触れる機会を提供する。  
また、岩手県指定天然記念物「米田津波堆積物」を学校教育及び生涯学習関係の事業に活用するとともに、国指定天然記念物への上位指定について検討する。
- (6) 各種スポーツ大会の開催に対し支援する。
- (7) 野田村スポーツフェスティバルを充実させるとともに、村民体育大会の円滑な大会運営に努める。
- (8) 少子化、教職員の働き方改革等により中学校の部活動がこれまでと同様に活動できなくなることが危惧されていることから、「部活動指導員」の確保及び地域クラブの設立に向けた取組を推進する。
- (9) 悠YOUスポーツクラブ推進事業のほか、幅広い年齢層を対象としたe-スポ広場を実施することにより、各年代に合わせた生涯スポーツの推進に努める。
- (10) 各スポーツ団体が円滑な活動を推進できるよう、指導及び支援に努める。

重要業績評価指数（KPI）		計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担 当
生涯各期における各種事業の実施	いきいきライフ	単年	6回	7回	教育委員会 事務局
	のだキッズセンター	単年	56回	60回	
悠YOUスポーツクラブ推進事業の実施		単年	7事業	9事業	

### 施策2-4 地域福祉の充実

- (1) 福祉関係団体、関係機関との連携及びボランティア活動を通して、福祉の担い手となる人材の発掘及び育成をするとともに、ボランティア活動への支援を推進する。
- (2) 地域での生活を支援する様々なサービスの充実及び高齢者、障がい者、子ども等の総合的な福祉事業の展開をしていく。
- (3) 全ての人々が安心して暮らすことができるよう、公共施設、民間施設及び住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*の導入を推進する。

※ユニバーサルデザイン

全ての人々が利用しやすいように、製品、建物、空間などをデザイン（立案、設計）し、つくるという考え方。

重要業績評価指数（K P I）	計算方法	令和 7 年度 （現行）	令和 12 年度 （目標）	担 当
地域福祉関連の実施事業数	単年	14 事業	15 事業	保健福祉課

### 施策 2-5 子ども・子育て支援の充実

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育基盤の確保及び子育て支援事業の充実を図る。
- (2) 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、特別保育事業を継続する。
- (3) 保育所、学校等の関係機関と連携し、安心して子育てできるよう支援に努める。
- (4) 保護者が昼間家庭にいない児童に対し適正な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図る。
- (5) 子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全な育成に資する事業を継続する。
- (6) ひとり親家庭を総合的に支援するため、関係機関と連携して制度の普及啓発及び相談体制の強化に努め、経済的自立を支援する。

重要業績評価指数（K P I）	計算方法	令和 7 年度 （現行）	令和 12 年度 （目標）	担 当
子どもの居場所づくり整備事業実施団体数	累計	1 団体	2 団体	保健福祉課
子ども・子育て支援事業の実施数	単年	8 事業	9 事業	

### 施策 2-6 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者が持つ豊富な知識、経験及び技能をいかし、幼児から高齢者までの世代間の交流及び生きがいを推進する。
- (2) 高齢者等のコミュニティ形成及び活動の継続を支援するとともに、地域の創意工夫による自発的な活動を促進する。

重要業績評価指数（K P I）	計算方法	令和 7 年度 （現行）	令和 12 年度 （目標）	担 当
いきいき百歳体操実施団体数	累計	7 団体	7 団体	保健福祉課
老人クラブ数	累計	7 団体	7 団体	

### 施策 2-7 障がい者（児）福祉の充実

- (1) 関係機関との連携を強化しながら、新たな人的資源の確保に努め、広域的な障がい福祉サービスの推進を図る。
- (2) 障がい者が情報を収集し、発信しやすいように、普及啓発に努めるとともに、障がい福祉サービスにより、障がい者の生活の充実を図る。

重要業績評価指数（K P I）	計算方法	令和 7 年度 （現行）	令和 12 年度 （目標）	担 当
障がい福祉関連の実施事業数	単年	6 事業	7 事業	保健福祉課

## 施策2-8 保健体制の推進

- (1) 母子保健サービスの充実強化が求められる中、妊娠期からの面談、乳児家庭全戸訪問、健康教育、健康相談等を実施し、切れ目のない支援に努める。  
また、妊産婦健診、乳幼児健診及び予防接種の受診率の向上に努める。
- (2) 成人保健及び老人保健サービスの充実のため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づく健康教室、健康相談、健康講演会等を実施し、各種検診の周知徹底、受診率の向上及び未受診者対策に努める。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度（現行）	令和12年度（目標）	担当
妊婦支援給付金の給付件数	単年	16件	20件	保健福祉課
特定健康診査受診率	単年	41.4%	50.0%	

## 施策2-9 公共交通の充実

- (1) 鉄道利用者等の利便性の向上を図るため、ほかの交通機関との連携に努めるとともに、三陸鉄道と村営バスとの接続調整を図る。
- (2) 三陸鉄道の利用促進のため、各種イベントの実施及びマイレール意識の高揚を図る。
- (3) 村営バス利用者の利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し及び停留所の新設・廃止等の住民のニーズに合った快適で効率的な運用に努める。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度（現行）	令和12年度（目標）	担当
該当なし	-	-	-	未来づくり推進課

## 施策2-10 地域情報化の充実

- (1) 防災行政無線について、適切な管理の下、情報伝達手段として活用を図るとともに、機能強化も含めた機器の更新を検討する。
- (2) 迅速に情報公開できる各種SNS及び村公式ウェブサイトを活用し、積極的な野田村のPRに努めるとともに、適正な情報発信及び管理を行う。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度（現行）	令和12年度（目標）	担当
村公式Xフォロワー数 ※再掲	累計	2,980人	3,500人	未来づくり推進課
村公式LINE登録者数	累計	1,850人	2,100人	

## 施策2-11 防災体制の強化

- (1) 今後、発生が予想される大規模地震、大津波及び近年頻発する豪雨災害等への対応について多重的に検討するほか、海岸保全対策や下安家地区の津波対策等について引き続き岩手県へ要望を行う。
- (2) 住民等が瞬時に災害情報を得られるよう、本村が有している情報伝達手段の多重化や適正な操作及び維持管理に努めるほか、住民への周知を徹底する。
- (3) 災害等の発生に備え非常食などの計画的な備蓄及び管理を行う。
- (4) 住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性を考慮した防災訓練、学校施設や住民を対象とした防災学習等を実施する。

また、自主防災組織の活動を支援するため補助金を交付する。

- (5) 自主防災組織の結成支援を進めるとともに、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所を活用し、地域と一体となった災害弱者への支援体制を強化する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担 当
自主防災組織数	累計	5団体	6団体	総務課
防災学習・出前講座の実施	単年	5回	7回	

### 施策2-12 行政機構の見直し、行政の情報化の推進及び窓口サービスの向上

- (1) 増大する行政需要及び多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）※の取組を進めるとともに、職員の情報リテラシー及びデジタル技術の活用に係る意識を醸成する。

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）  
地方自治体がデジタル技術を活用して、行政サービスの質を向上させ、業務を効率化する取組のこと。

- (2) 住民の利便性及び効率性の向上のため、窓口サービスのより一層の質の向上を図るとともに、時代に即した多様な行政サービスの展開について、デジタル技術の活用を検討する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担 当
デジタル技術に関する職員研修の実施	累計	1回	5回	総務課

### 施策2-13 広域連携の推進

- (1) 広域的メリットをいかした効果的・効率的な質の高い行政サービスを推進するため、広域市町村と連携するとともに、広域市町村圏における各種計画の着実な実現に努め、地域の活性化を図る。
- (2) 社会情勢に合った広域行政を推進するとともに、北奥羽開発促進協議会や岩手三陸連携会議など他の圏域との連携を図り、本村の発展に寄与する。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担 当
広域道の駅「いわて北三陸」イベント参加	単年	1回	2回	未来づくり推進課

## 基本目標3 野田村への人の流れをつくる

### 施策3-1 観光の振興 ※再掲

- (1) 地域の特色である海・山・里の文化をいかした観光地づくりを推進するため、観光施設等の適切な維持管理に努める。

また、野田村観光協会と連携し、みちのく潮風トレイルや塩の道など、本村の街並みや自然資源を活用した取組を推進し、野田村スタイルの観光振興を図る。

- (2) ほかのイベントとの相互連携、より一層の地域固有の歴史及び文化資源の一層の掘り起こし等のイベントの活性化及び付加価値の構築に努める。
- (3) 多様化する観光ニーズに対応し、本村の魅力を発信するため、各種広報媒体を活用し

た効果的な情報発信に努め、関係機関及び団体との連携を強化し、観光案内標識の整備等の総合的な情報発信を図る。

- (4) 三陸ジオパーク推進協議会、三陸復興国立公園協会等の広域観光を目的とした団体に参画し、市町村域や岩手県域を越えた観光ツアーの造成による幅広い連携を図り、広域観光を目的とした観光客等の誘客を推進する。

重要業績評価指数 (K P I)	計算方法	令和 7 年度 (現行)	令和 12 年度 (目標)	担 当
観光客入込数 ※道の駅のでの観光客入込数	単年	180,000 人	200,000 人	未来づくり 推進課
みちのく潮風トレイル年間利用者 (トレイルカウンター) 数	単年	1,000 人	1,250 人	
村公式 X フォロワー数	累計	2,980 人	3,500 人	

### 施策 3-2 住宅・住環境の整備

- (1) 村営住宅の計画的な改修を図り、良質な住環境の提供に努める。
- (2) 空き家情報の充実を図り、移住・定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利用した宅地分譲などによる定住者の受入れを図る。
- (3) 移住者の住宅及び土地の購入、賃貸住宅家賃、移住・定住者向け住宅の改修等の支援を行うことで、本村への移住及び定住を図る。

重要業績評価指数 (K P I)	計算方法	令和 7 年度 (現行)	令和 12 年度 (目標)	担 当
村営住宅改修事業の実施戸数	単年	7 戸	7 戸	住民生活課 (未来づくり推進課)

### 施策 3-3 ふるさと納税の推進

- (1) 次世代につながる村づくりのため、ふるさと納税の寄附件数の増加に向けた取組を推進する。
- (2) 本村に対する寄附を行ってくれた方との関わりを続ける方法を検討し、新たな交流の創出を図る。

重要業績評価指数 (K P I)	計算方法	令和 7 年度 (現行)	令和 12 年度 (目標)	担 当
ふるさと納税寄附件数	単年	700 件	1,500 件	未来づくり推進課

### 施策 3-4 交流活動の充実

- (1) 本村の資源をいかしたツアー、体験プログラムの開発、民間受入れ農漁家の発掘及び育成等を推進するとともに、震災学習の推進による各学校や企業との関係強化など、本村独自の誘客手法を取り入れ、交流を伴った誘客を積極的に推進する。
- (2) 本村と交流のある大学や企業等民間団体とのより一層の交流事業の推進、情報発信に努める。
- (3) 移住交流体験施設の活用促進、新たな交流機会の創出等、本村と交流のある大学、企業等も含めた交流深化を図り、関係人口の拡大と地域活性化に資する。
- (4) 準村民登録制度である「心はいつものだ村民」の登録者数の増加と交流深化を図るため、村公式ウェブサイト等の各種媒体での広報活動を継続的に行う。

また、登録会員に対する情報発信に努めるとともに、既存のイベント等と連携し会員同士の交流を促す取組を行う等、新たな交流機会の創出等の関係性の深化に繋がる取組を進める。

重要業績評価指数（KPI）	計算方法	令和7年度 （現行）	令和12年度 （目標）	担 当
震災学習受入れ件数	単年	20件	25件	未来づくり 推進課
準村民（心はいつものだ村民） 登録者	累計	1,380人	1,650人	



# 第3部

## 第2期野田村国土 強靱化地域計画

### 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 第1節 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国のほかの計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定された。

また、令和5年6月には、基本法が改正され、同年7月に新たな基本計画が策定されている。

岩手県においても、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、岩手県の強靱化を推進する指針として「岩手県国土強靱化地域計画」を策定している。

本村においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波被害や平成28年8月30日に岩手県から上陸した台風第10号、令和元年10月12日から13日にかけての令和元年東日本台風(台風第19号)による本村初の大雨特別警報の発表、過去に例のない2級河川宇部川の越水等の甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が発生している。

こうした状況から、想定外の大規模自然災害が常に発生するという意識を持ち、被害を最小限にとどめるため、平時から備えを行うことが重要になっている。

これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、岩手県と一体となって、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心なむらづくりを推進するため、本村の強靱化を推進する指針として「第2期野田村国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定するものである。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村における国土強靱化の観点から、村政の基本方針となる「野田村総合計画」と整合・調和を図り、災害に対処するための基本的な計画である「野田村地域防災計画」等と連携しながら、本村における国土強靱化施策を推進する指針として位置付ける。

## 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度まで(2026年4月から2031年3月まで)の5年間とする。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 基本理念

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画では、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「野田村の強靱化」を推進する。

### 第2節 基本目標

基本計画や岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、本村における国土強靱化を推進する上で、基本目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする。

### 第3節 事前に備えるべき目標

本村における国土強靱化を推進する上での基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する。
- (4) 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 第4節 基本的な方針

本村における国土強靱化を推進する上での基本的な方針を次のとおり設定する。

#### 1 住民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

切迫する大規模地震災害、頻発化・激甚化する気象災害等、村土や地域の持続性を脅か

す危機に備え、住民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

## **2 経済発展の基盤となる交通、通信、エネルギー等のライフラインの強靱化**

社会・経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通、通信、エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

## **3 デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化**

デジタルが持つ力を最大限活用し、本村が直面する災害への対応力を強化する。

また、多様化・複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を取り残さない取組を推進する。

## **4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化**

多様化する価値観に即して、本村が直面する災害リスクに対応するため、国や岩手県、他市町村との適正な連携・補完関係を強化するとともに、住民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

## **5 地域における防災力の一層の強化**

人口減少、少子高齢化の加速等、村土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の力を結集し、村土全体でつなぎ合わせ、高齢者、障がい者、子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

## 第3章 地域特性と想定するリスク

### 第1節 地域特性

本村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部にあり、北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西 11.3 km、南北 13.8 km、総面積は 80.80 km<sup>2</sup> の村である。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ（冷たく湿った東よりの風）が発生し、冷涼湿潤な地帯であるが、冬季は比較的温暖である。

降水量は、年間平均 1,000 mm の少雨域で、積雪量も比較的少ないが、春先に大雪をみることがある。

### 第2節 想定するリスク

#### 1 自然災害の想定

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える際の前提となる災害の想定を、過去の大きな被害を基に次のとおり設定した。

想定される自然災害	岩手県の想定	野田村での想定
地震	●	●
津波	●	●
火山噴火	●	—
風水害・土砂災害	●	●
雪害	●	●
その他 林野火災	●	●

## 2 野田村が対象とする自然災害

住民生活や経済に影響を及ぼすリスクについては、基本計画や岩手県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえて、被害が生じる恐れのある大規模災害を考慮し、過去に大きな被害をもたらした災害以下の規模に想定した。

自然災害		想定する主な災害	過去の主な災害（被害状況）
1	地震	過去の主な災害から想定	<p><b><u>東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）</u></b>  <b><u>（平成23年3月11日）</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の規模 マグニチュード9.0</li> <li>○野田村の震度 5弱</li> <li>○津波高さ 約18m  （最大遡上到達高 37.8m 米田入口付近）</li> <li>○浸水区域 2.3 km<sup>2</sup></li> <li>○被害状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 37人（うち村民 28人）</li> <li>※行方不明者なし</li> <li>・ 負傷者 17人</li> <li>・ 住家被害 515棟（うち全壊 311棟、大規模半壊 136棟、半壊 32棟、一部損壊 36棟）</li> <li>・ 避難者 912人（最大時）</li> <li>・ 避難場所 11か所（最大時）</li> <li>・ [ライフライン]停電 869世帯、電話 1,800回線不通、上水道 1,200世帯断水、下水道 743世帯使用不可能</li> </ul> </li> </ul> <p>※出典：野田村復興記録誌</p>
2	津波	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、東日本太平洋沖地震、明治三陸地震、昭和三陸地震のシミュレーション結果を重ね合わせた最大となる津波浸水想定区域 ※出典：野田村津波防災マップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 37人（うち村民 28人）</li> <li>※行方不明者なし</li> <li>・ 負傷者 17人</li> <li>・ 住家被害 515棟（うち全壊 311棟、大規模半壊 136棟、半壊 32棟、一部損壊 36棟）</li> <li>・ 避難者 912人（最大時）</li> <li>・ 避難場所 11か所（最大時）</li> <li>・ [ライフライン]停電 869世帯、電話 1,800回線不通、上水道 1,200世帯断水、下水道 743世帯使用不可能</li> </ul> <p>※出典：野田村復興記録誌</p>

自然 災害	想定する主な災害	過去の主な災害（被害状況）
3	<p>風 水 害</p> <p>想定最大規模の降雨 (1,000年に1回程度の大 雨)により河川が氾濫した 場合に想定される洪水浸水 想定区域 ※出典：野田村土砂災害・ 洪水防災マップ</p>	<p><u>令和元年東日本台風（台風第19号）</u> <u>（令和元年10月13日）</u></p> <p>○一時間最大雨量 69.5 mm ※野田港雨量計</p> <p>○降り始めからの総雨量 344.0 mm ※明内川雨量計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本村初の大雨特別警報が発令される</li> </ul> <p>○最高水位 431 cm（宇部川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野田橋付近の宇部川堤防から越水する</li> </ul> <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家被害 52 棟（うち半壊 8 棟、準半壊 1 棟、一部損壊 43 棟）</li> <li>※非住家 16 棟</li> <li>・ 避難者 264 人（指定避難所等 224 人、福祉避難所 7 人、自主避難所 33 人）</li> </ul> <p>○特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大潮の満潮時刻 13 日 2 時 57 分</li> </ul> <p>※出典：野田村</p>
4	<p>土 砂 災 害</p> <p>土砂災害の危険が想定され る区域 ※出典：野田村土砂災害・ 洪水防災マップ</p>	<p><u>平成 28 年台風第 10 号(平成 28 年 8 月 30 日)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県から上陸した初めての台風</li> </ul> <p>○一時間最大雨量 59.5 mm ※和野平雨量計</p> <p>○降り始めからの総雨量 116.5 mm ※和野平雨量計</p> <p>○最高水位 267 cm（宇部川） ※1 時間 30 分で、147 cm 上昇</p> <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下安家さけ・ますふ化場全壊</li> <li>※東日本大震災による津波でも全壊</li> <li>・ 住家被害 20 棟（うち全壊 2 棟、大規模半壊 4 棟、半壊 1 棟、一部損壊 13 棟）</li> <li>※非住家 20 棟</li> <li>・ 避難者 258 人（指定避難所 255 人、福祉避難所 3 人）</li> </ul> <p>※出典：野田村</p>

自然災害		想定する主な災害	過去の主な災害（被害状況）
5	雪害	過去の主な災害から想定	<b>豪雪被害（昭和38年1月6日）</b> <b>※県内の被害</b> ○積雪量 最大積雪3m <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者11人</li> <li>・ 土木被害（道路） 87か所</li> </ul> <b>※出典：岩手県国土強靱化地域計画</b>
6	その他林野火災	過去の主な災害から想定	<b>三陸フェーン火災（昭和36年5月28日）</b> ○異常乾燥における林野火災 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県北沿岸2市7町村で出火</li> </ul> ○被害状況（2市7町村の合計） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者4人</li> <li>・ 負傷者95人</li> <li>・ 住家668棟及び山林約29,898haが焼失</li> </ul> <b>※出典：久慈広域連合消防本部消防年報</b>

### 3 野田村で想定する“起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）”

第2章第3節で設定した事前に備えるべき目標ごとに本村の地域特性等を考慮し、以下の24項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や、村中心部の大規模火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を維持する	3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
4	必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響
		4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響
		4-3 食糧等の安定供給の渋滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響
		4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大
5	情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

### 第3節 施策分野

基本計画や岩手県国土強靱化地域計画に掲げられている個別施策分野や横断的分野を参考に、本村の実情に即して、統合、組替え等を行い、6つの個別施策分野及び6つの横断的施策分野を設定した。

#### 1 個別施策分野

- (1) 行政機能・情報通信
- (2) 地域・福祉・保健医療
- (3) 産業エネルギー
- (4) 防災教育・文化
- (5) 国土保全・環境・交通
- (6) 住宅・都市・基盤

#### 2 横断的施策分野

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) 人口減少・少子高齢化対策
- (6) デジタル活用

## 第4章 脆弱性評価

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされている。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされている。

基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本村においても、本計画策定にあたり、国が実施した評価手法等を参考に、主に本村が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施した。

第3章第2節で定めた24項目の起きてはならない最悪の事態ごとに、本村が取り組んでいる現行施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価結果は次のとおりである。

### 目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や、村中心部の大規模火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

##### (1) 住宅・学校等建築物の耐震化

① 住宅の耐震化率は74%（令和7年度）で、耐震診断・耐震改修の件数はおおむね横ばいとなっていることから、耐震化に対する意識啓発とともに、住宅の耐震診断・耐震改修の支援制度の周知を行い、耐震化率を向上させる必要がある。

② 小中学校の耐震診断・耐震改修は実施済みである。

また、小学校については移転新築が完了したが、中学校については建設から年数が経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、改修を検討する必要がある。

##### (2) 公営住宅の老朽化対策

村営住宅管理戸数は130戸で、「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、維持管理を実施しているが、一部公営住宅では施設等の老朽化が進んでいることから、建物の経年劣化に応じた適切な修繕を実施するとともに、段階的な用途廃止を含めた検討が必要である。

##### (3) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

① 本村をはじめ県北の各市町村間と盛岡市を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となることから、非常時における緊急輸送、救命・救助、物資運搬等の通行確保及び所要時間短縮等の災害に強い道路ネットワークの整備が必要である。

② 東日本大震災からの復旧事業等において、村中心部の村内幹線道路や生活関連道

路は、新設や拡幅が完了している。

しかし、村中心部以外においては、道路幅員が狭く、急カーブなどにより大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所があることから、災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭あい区間の計画的な解消が必要である。

#### (4) 道路施設の長寿命化

橋梁等の道路施設については、「野田村橋梁長寿命化修繕計画」等を策定している。

今後も、「野田村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、補修工事等を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

#### (5) 公共施設の防災対策及び維持管理

社会教育施設、体育施設等の公共施設の中には、災害時に避難所、防災拠点等としての活用を見込んでいる施設があることから、「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理が必要である。

#### (6) 市街地整備

本村の市街地の公園の住民1人当たりの敷地面積は約45㎡となっている。東日本大震災後、津波防災緑地として十府ヶ浦公園等を整備したことから、津波に対する減災効果のほか、火災の延焼を遮断する等の防災機能を持つ公園の平時の際の活用について、周知していくことが必要である。

#### (7) 空き家対策

老朽化した空き家は、耐震性が大きく不足し、地震、台風、積雪等で倒壊の危険性が高くなり、防災上のリスクとなる。現時点で本村には、所有者の適正な管理により、近隣へ危険を及ぼすと認定された特定空き家はないものの、人口減少や高齢化により、特定空き家の増加が懸念されることから、空き家の適正な管理とともに、有効活用の普及啓発を図る必要がある。

#### (8) 防火対策

① 消防水利の計画的な整備及び住宅用火災警報器の設置を推進しており、消防水利の充足率は89.1%（令和7年度）、住宅用火災警報器設置率は98.1%（出典：久慈広域連合消防本部消防年報令和5年版）となっている。

今後も、消防水利の充足率の低い地区を中心に整備を進めるとともに、住宅用火災警報器を未設置の家庭への設置指導及び機器の更新指導を継続していく必要がある。

② 新たに林野火災警報等の運用が開始された。林野火災警報等が久慈広域連合消防本部から発令された場合には、住民に対して周知を徹底する必要がある。

#### (9) 地震災害避難所等の指定及び整備

本村では、災害ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

しかし、岩手県で新たに最大クラスの津波浸水想定区域が公表されたことから、地震災害における安全で明確な避難所等の見直しが必要である。

#### (10) 指定避難所の環境改善

- ① 「指定避難所開設・運営マニュアル」は作成済みであることから、大規模災害が発生した際に、避難所の運営が円滑に行われるよう、マニュアルに基づいた訓練等を実施する必要がある。

また、実情に合わせ、作成済みのマニュアルを随時見直す必要がある。

- ② 本村で保有している簡易トイレやパーティション等は、備蓄から年数が経過してきていることから、スフィア基準\*に基づく生活空間の確保や、避難所生活環境の質を向上させるため、十分なトイレの確保、プライバシーに配慮した生活スペースの確保等、多様なニーズに応じた備蓄品の見直しや更新をする必要がある。

※スフィア基準

災害や人道危機の際に、被災者が人間らしい生活を送るために必要な最低限の支援基準を定めた国際的な指針。

水・食料・住居・保健の分野で具体的な指標が示されている。(例：1人あたり3.5㎡以上の居住空間など)

- ③ 災害時に避難所としての機能を果たす施設について、学校施設、社会教育施設、体育施設等の公共施設が該当することから、施設の改修等を検討・実施する際は、トイレ、空調設備等の整備や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン\*化等の環境改善を考慮する必要がある。

※ユニバーサルデザイン

全ての人が利用しやすいように、製品、建物、空間などをデザイン（立案、設計）し、つくるという考え方。

#### (11) 避難行動の支援

- ① 災害時の避難に支援が必要な住民について、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ配付するとともに、同意者名簿も併せて提供している。

今後も、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図ることが必要である。

- ② 避難時においては、消防団、自主防災組織等の共助による情報提供や避難誘導が行われている

しかし、消防団員の確保が困難になってきているため、消防団員の減少、高齢化、就業形態の変化等に対応した活動の見直しが必要である。

あわせて、自主防災組織の育成や、未設置地区への組織化の支援が必要である。

#### (12) 自主防災組織等の育成強化

自主防災組織の数は現在5団体となっていることから、自主防災組織が未設置の地域での新たな組織化を促進するとともに、自主防災組織等が実施する訓練への指導、活動に必要な資機材の整備・購入に対する支援等による地域防災力の強化が必要である。

#### (13) 消防団の災害対応力強化

- ① 消防車両、消防施設及び消防団活動に必要な資機材の整備、消防団員の募集、消防団員の教育訓練並びに消防水利の整備を推進している。

今後も、消防団員の確保やスキルアップを図るとともに、消防施設等の計画的な更新に努める必要がある。

- ② 消防団が行った警戒、予防活動等に対し、各分団等に補助金を支給している。

今後も、消防団による警戒、予防活動等のより一層の充実に向け、活動を支援していく必要がある。

## 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

岩手県が公表した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」では、本村の津波による最大死者数が140人と想定されたことから、東日本大震災津波の経験を踏まえ、最大クラスの津波を想定しつつ、防災訓練の実施、避難所等の見直し、防災教育等の犠牲者ゼロを目指した対策を実施する必要がある。

また、令和7年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震により津波警報が発表され、その対応の中で浮き彫りとなった避難所での暑さ対策等の新たな課題への対応を進める必要がある。

### (2) 津波等防災施設の整備等

東日本大震災津波等の被災の経験から、ハード事業とソフト事業による防災対策を組み合わせて、被害を最小限にしていくことが求められている。よって、津波による被災の恐れが高い沿岸地域については、再び同様の被害を受けないよう減災の考えに基づいた、ハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型の防災対策が必要である。

### (3) 津波災害避難所等の指定及び整備

- ① 本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

しかし、国、岩手県から示された巨大地震によるシミュレーション結果を重ね合わせた最大クラスの津波浸水想定区域を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを行う必要がある。

- ② 東日本大震災の教訓から、逃げ遅れた方が緊急的に屋上に避難できる避難タワー（保健センターや北区地区コミュニティセンター）を整備している。

今後も、緊急的に命を守る施設として、適切な利活用について周知徹底を図る必要がある。

### (4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1(10)から再掲 (P114)

### (5) 津波避難路の整備

東日本大震災の復旧・復興事業により、津波避難場所等に至る経路に避難誘導標識等を整備している。

今後も、避難誘導標識等を必要に応じて設置していくほか、適正な維持管理等を実施していく必要がある。

## (6) 津波避難体制の整備

避難計画の周知を図るため、「野田村津波防災マップ」を作成し、全戸に配布している。  
今後も、国、岩手県から示される津波浸水想定を反映したハザードマップに適宜更新を行う必要がある。

## (7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P114)

## (8) 津波防災訓練、防災教育の実施

- ① 地震・津波を想定した防災訓練や、村内の小中学校・高等学校、住民を対象とした防災教育等を実施し、防災知識の伝承と普及を図っている。
- ② 東日本大震災等の記録や記憶を伝える施設として、保健センターの3階に「復興展示室」を整備している。

今後も、内容を充実させ、東日本大震災のほか過去の災害の歴史や教訓などを紹介し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備え、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての周知等の防災・減災の取組を進める必要がある。

## (9) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P112)

## (10) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P113)

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水

#### (1) 河川改修等の治水対策

平成 28 年台風第 10 号においては、明内川法理橋付近から流木等の流出障害により越水し、宇部川の増水により秋田川のバックウォーターの発生したことにより、市街地の浸水被害が発生した。

さらに、安家川の増水により、下安家さけ・ますふ化場が全壊し、家屋被害も発生した。

また、令和元年東日本台風においては、野田橋付近の宇部川堤防から越水し、市街地に大規模な浸水被害が発生した。

今後も、村内の岩手県管理河川の計画的な河道掘削の継続実施、明内川分流整備計画の早期着手、宇部川の堤防嵩上げ及び法面のコンクリート被覆等の対策を岩手県等関係機関へ要望する必要がある。

#### (2) 内水危険箇所の対策

城内地区の浸水対策として、明内川分水路工事が完了している。

また、北区地区の浸水対策として、宇部川第 3・第 5 排水区ポンプ場を整備したが、宇部川第 8 排水区ポンプ場の整備には未着手であることから、残る宇部川第 8 排水区ポンプ場の整備について再検討する必要がある。

あわせて、整備した施設等の定期的な点検及び適正な維持管理を行う必要がある。

**(3) 避難情報に対応した警戒・避難体制**

緊急時に、避難指示等発令基準・災害時行動計画に応じた適切な判断ができるように警戒・避難体制を講じていることから、これまでどおり空振りを恐れず、早期の避難情報を周知徹底するとともに、避難者の受入れ体制を充実する必要がある。

また、避難しない住民への避難の働きかけ方及び各種感染症、障がい、傷病等により、自ら安全な場所を確保し、自主避難をする住民の把握方法を検討する必要がある。

**(4) 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備**

本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

今後も、村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合は、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う必要がある。

**(5) 指定避難所の環境改善**

※ 1-1 (10)から再掲 (P114)

**(6) 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備**

避難計画の周知を図るため、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を作成し、全戸に配布している。

今後も、村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合は、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を随時更新する必要がある。

**(7) 避難行動の支援**

※ 1-1 (11)から再掲 (P114)

**1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

**(1) 土砂災害対策施設等の整備・改修**

① 本村には、土砂災害の恐れのある箇所が 74 か所（出典：岩手県HP）あり、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風では多数の土石流・斜面崩壊が発生した。

しかし、土砂災害からの被害を受けない緩衝地帯としての機能を持つ防災空地は整備されていないことから、土砂災害等の被害があり、今後も災害発生の恐れが高い区域については、再び同様の被害を受けないための対策が必要である。

② 岩手県において、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の整備を進めている。

今後も、事業箇所の早期完成、未整備箇所の早期事業化等を岩手県に要望していく。

**(2) 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備**

土砂災害警戒情報の発表等の土砂災害のリスクが高まった際に、避難指示等発令基

準・災害時行動計画に応じた適切な判断をするための警戒・避難体制を講じている。

今後も、危機管理型水位計、気象庁HP等の情報入手手段を住民へ周知し、住民が土砂災害時に、より正確かつリアルタイムに避難行動を判断できるよう、警戒・避難体制を講じる必要がある。

**(3) 土砂災害避難所等の指定及び整備**

本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

今後も、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う必要がある。

**(4) 指定避難所の環境改善**

※ 1-1 (10)から再掲 (P114)

**(5) 土砂災害避難体制の整備**

避難計画の周知を図るため、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を作成し、全戸に配布している。

今後も、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を随時更新する必要がある。

**(6) 避難行動の支援**

※ 1-1 (11)から再掲 (P114)

**1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**

**(1) 除雪車両等の維持**

年ごとの除雪回数に隔たりがあり、除雪車両等の維持管理費が問題となっているため、除排雪機械の維持管理経費の一部負担を含めて、村内の建設業者に業務を委託している。

今後も、除排雪機械の維持管理経費の一部負担を含めた業務委託を継続する必要がある。

**(2) 除雪体制の強化**

本村で除雪車両を借り上げ、地域の運転有資格者へ除雪を依頼している。

また、地域住民が自ら除雪できるよう小型除雪機の貸出しを行っている。

今後も、除雪車両の運転有資格者の掘り起こしが必要であるほか、小型除雪機の貸出制度の充実を図る必要がある。

**(3) 長期にわたる停電時の支援体制**

地区の公民館等へ可搬型の発電機を配備しており、停電時に問題なく使用できるよう、使用方法の周知や定期的な点検を行う必要がある。

#### (4) 事前伐採の実施

東北電力ネットワーク(株)久慈電力センターと支障木の事前伐採についての協定を締結していることから、大雪により倒木の恐れがある樹木の事前伐採を実施し、停電や道路寸断の発生を防止することが必要である。

### 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

#### (1) 情報連絡体制の強化

大規模災害時には、行政や防災関係機関のほか、広域的な各種機関との迅速な情報連絡体制を確保するとともに、複数の連絡手段を確保していることから、多様な関係機関の参加による防災訓練等での通信訓練が必要である。

#### (2) 住民等への情報伝達の強化

住民等への情報提供のため、村公式ウェブサイト、防災行政無線、J-ALERT(全国瞬時警報システム)、各種SNS、エリアメールなど多様な情報伝達手段を確保している。

今後も、住民等が瞬時に災害情報を得られるよう、引き続き情報取得方法を住民に周知するとともに、防災訓練等で情報伝達の訓練を実施する必要がある。

また、避難施設には、特設公衆電話が設置されているが、訓練の際には繰り返し使用方法を周知する必要がある。

#### (3) 防災教育の推進

東日本大震災を契機として、村内の小中学校・高等学校、住民を対象とした防災学習を実施している。

今後も、継続して防災学習を実施することにより、東日本大震災の状況や教訓を後世に伝えるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備えや、北海道・三陸沖後発地震注意情報の周知等のほか、近年の豪雨災害に備えた学習も実施する必要がある。

#### (4) 防災訓練の推進

地震・津波、土砂災害・洪水を想定した防災訓練を実施し、防災力の向上を図っている。

今後も、防災訓練等は、より多くの関係機関の参加の下に継続して実施することで、大規模災害時に備え各種機関と連携強化を図る必要がある。

#### (5) 要配慮者の避難行動支援

① 要配慮者利用施設が実施する避難訓練に対する支援及び避難確保計画の作成支援を行っている。

今後も、要配慮者利用施設に対する避難情報の正確な知識の周知徹底及び避難訓練等の実施に対する支援が必要である。

② 避難行動要支援者名簿について、避難支援者等関係者へ配布するとともに、避難時において、消防団、自主防災組織等の共助による情報提供や避難誘導を円滑に行うた

め、訓練を行っている。

今後も、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図ることが必要である。

あわせて、地区ごとの災害時の避難行動におけるルール作りの推進や、消防団や自主防災組織などの共助による支援体制の構築を図る必要がある。

#### (6) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1 (12)から再掲 (P114)

#### (7) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害時の停電による信号機の停止、災害時の通行止め・通行規制、迂回路等の情報が伝わらない事態が想定されることから、道路通行規制等の情報提供について、今後も国や岩手県などの関係機関と連携が必要である。

## 目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

#### (1) 災害用備蓄品の確保

「野田村地域防災計画」に定める最大想定避難者数に基づき、計画的に食糧、飲料水等の物資を備蓄している。

しかし、災害が多様化しており、加えて各種感染症対策、暑さ・寒さ対策等も考慮する必要があることから、備蓄内容の見直しを図る必要がある。

#### (2) 物資の調達・供給体制の強化

他市町村や民間企業と物資の調達・供給に関する協定を締結していることから、災害時に協定が問題なく機能するよう、日頃から訓練等により顔の見える関係づくりを行う必要がある。

#### (3) 水道施設の防災機能の強化

浄水施設及び配水管などの水道施設の老朽化調査を実施する予定である。

また、水道施設のアセットマネジメント計画<sup>※</sup>を策定し、浄水施設や配水管の脆弱性及びリスクを適切に管理し、防災機能強化を図る必要がある。

※アセットマネジメント計画

持続可能な水道事業の実現のため、中長期的な視点による資産管理計画のこと。

#### (4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

日本水道協会岩手県支部、八戸圏域水道企業団等との災害時における相互応援協力に関する協定等により、応急給水の確保に係る連携体制が整備されていることから、災害時に給水拠点を早急に指示できるよう、日頃から訓練等により連携強化を図る必要がある。

(5) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P112)

(6) **道路施設の長寿命化**

※ 1-1 (4)から再掲 (P113)

**2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

(1) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P112)

(2) **道路施設の長寿命化**

※ 1-1 (4)から再掲 (P113)

(3) **連絡体制の強化**

大規模災害時には、固定電話、携帯電話等の通信ネットワークにアクセスが集中し、接続不良が発生する可能性が高く、孤立が懸念される集落（中沢地区）に衛星携帯電話を設置していることから、防災訓練等に合わせて、衛星携帯電話等の利用方法の習熟や通信訓練を行う必要がある。

また、必要に応じて、現在整備している衛星携帯電話の更新や、ほかに孤立が懸念される集落等に設置を行う必要がある。

**2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足**

(1) **災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化**

① 庁舎は、東日本大震災で浸水したが、庁内のサーバを2階に移していたため、窓口に係る住民サービスに大きな影響はなかった。現在はクラウド化を実施し、災害時のバックアップ体制を確保している。

② 非常用発電機は、津波浸水高を考慮し、新たに整備が済んでいることから、庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的に行う必要がある。

③ 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、移転新築した小学校に災害対策本部の代替施設としての機能を備えている。

今後も、防災訓練等をつうじて、代替施設と併せて災害対策本部運営や避難所開設等の訓練を行う必要がある。

(2) **救助・救急等の補完体制強化**

救助・救急業務は、被害状況の把握、情報の共有、応急対応等を消防機関と連携している。

今後も、救助・救急体制の強化に向けて、常備消防の充実・強化（消防車両、資器材等の計画的な更新）を図る必要がある。

### (3) エネルギー・資機材の確保

電力（東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手三菱自動車販売(株)、(株)野田バイオパワー J P）・石油燃料（岩手県石油商業協同組合久慈支部）・プロパンガス（(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部）については、民間企業との災害協定を締結している。災害発生の混乱時に円滑な燃料調達を実現するため、防災訓練等をつうじて協定先との連絡・連携体制を確認し、顔の見える関係を維持しておく必要がある。

### (4) 消防団の災害対応力強化

※ 1-1 (13)から再掲 (P114)

### (5) 各種機関と連携した防災訓練の実施

防災訓練を毎年実施している。

今後も、村、消防、警察、自主防災組織、福祉施設等の訓練参加機関を増やし、連携して災害想定ごとに多種多様な訓練を実施することが必要である。

### (6) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P112)

### (7) 災害対応に係る職員の人材育成

大規模災害時には、課を超えて職員一人ひとりが様々な災害対応業務に従事することが求められることから、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所等の運営管理、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成を推進する必要がある。

### (8) 防災DXの推進

これまで災害時の対応や情報収集・管理、平時の防災業務について、アナログなものが多く、デジタル技術の体系的活用は十分に進んでいない。災害時は、災害現場の状況把握が必要不可欠であるが、これを安全かつ適切に行うため、今後はデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する必要がある。

また、災害時にシステム等を利活用できる人材の確保・育成も必要である。

あわせて、災害時に被災状況や道路・河川状況を安全に把握するために、ドローンの活用を進めるとともに、ドローンを操作できる人材の確保・育成も必要である。

## 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

### (1) 災害時における医療体制の強化

医療機関と連携した総合防災訓練を平成 29 年度に実施している。

今後も、医療機関と連携した総合防災訓練が必要である。

## (2) 医療・保健・福祉の連携強化

平時から、岩手県、医師会及び各医療機関と連携した事業の推進や住民への支援体制の構築に取り組んでいる。

今後も、災害に関する研修会等に、広く職員が参加できるような体制づくりや、職員の確保が必要である。

また、地域包括支援センターに設置している北三陸ネット等のシステムの有効活用を図る必要がある。

## (3) 業務継続体制の整備

東日本大震災の経験をいかし、救護所や仮設診療による診療体制の確保、DMAT※、訪問診療等による後方支援の体制づくりに取り組んでいる。

今後も、災害発生時に医療活動等の継続が図られるよう、早期の救護所設置、診療体制、医薬品等の確保が必要である。

※DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム)

大規模災害や事故が発生した直後に急行し、救命を目的として活動する医療チーム。医師、看護師、調整員等で編成され、被災地でのトリアージ、応急処置、医療搬送の調整、被災医療機関の支援等を行う。

## (4) 要配慮者等への福祉的支援

災害発生時における福祉避難所の設置運営について、村内の社会福祉施設等6施設と協定締結済みとなっていることから、各施設の現状等と避難者のニーズが、可能な限り合致するよう努める必要がある。

## (5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※1-1(3)から再掲 (P112)

## 2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

### (1) 感染症対策の実施

岩手県と連携し、感染症の発生状況、予防対策に関する情報発信や啓発活動を実施している。

また、必要に応じて感染症対策用品の備蓄に努めていることから、感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進、予防対策に関する啓発活動を継続して実施し、住民の意識の向上を図る必要がある。

### (2) 保健体制の整備

災害発生時には健康相談窓口の開設や住民の健康調査等を実施し、早期に医療機関に繋げるとともに、感染が拡大しないような保健活動を展開している。

今後も、関係者が災害発生時に即時対応できるよう、研修会や訓練に広く職員が参加し、対応や手順を理解する必要がある。

また、活動内容を職員間で情報共有する必要がある。

### (3) 下水道施設の防災機能の強化

野田浄化センターが東日本大震災や令和元年東日本台風において浸水し、一時的な機能不全に陥ったことから、施設の改修を実施し、非常用発電機を設置した。

今後も、整備した施設等の定期的な点検と適正な維持管理を行う必要がある。

## 目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

### 3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### (1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

※ 2-3(1)から再掲 (P121)

#### (2) 各種機関と連携した防災訓練の実施

※ 2-3(5)から再掲 (P122)

#### (3) 地域防災計画の策定

「野田村地域防災計画」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、災害発生時の応急・復旧体制の強化に努めるほか、職員への周知・共有を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「野田村地域防災計画」を随時見直す必要がある。

#### (4) 業務継続計画の策定

「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、業務継続体制の強化に努めるほか、職員への周知・共有を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」を随時見直す必要がある。

#### (5) 広域連携体制の確保

本村は、岩手県内市町村、八戸・久慈・二戸の三圏域市町村、北海道様似町と大規模災害時における相互応援協定を結んでおり、東日本大震災においても、様々な支援を受けている。

今後も、協定先との様々な分野における交流をつうじながら、関係を継続していく必要がある。

## 目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響

#### (1) エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化

電気、ガス、石油事業者等のエネルギー供給事業者について、業務継続体制の強化を促進している。

今後も、エネルギー供給事業者の業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しを促進するため、関係団体と連携を図る必要がある。

#### (2) エネルギー供給事業者との連携

エネルギー供給事業者（東北電力ネットワーク㈱久慈電力センター、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部、岩手三菱自動車販売㈱、(株)野田バイオパワーJ P）と災害協定を締結していることから、エネルギー供給事業者と防災訓練等をつうじ、災害時に円滑に電気、燃料等を確保できるよう、連携を強化する必要がある。

#### (3) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進しており、住宅用太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備の導入費用の一部補助を実施している。

今後も、多様な再生可能エネルギー設備の導入検討や、住宅用太陽光発電システム等の導入への支援の継続が必要である。

### 4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響

#### 金融機関の業務継続体制の強化

金融機関における、業務継続体制の強化を促進している。

今後も、金融機関の業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しを促進するため、関係団体と連携を図る必要がある。

### 4-3 食糧等の安定供給の停滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響

#### (1) 物流機能の維持・確保

東日本大震災では、避難所、孤立集落等に、職員が食糧等の支援物資の配送を行った。今後も、緊急時の食糧、水、生活物資等の確保を円滑に行うため、災害時の連携及び集積場所等について、訓練等により継続して確認する必要がある。

#### (2) 生産基盤の災害対応力の強化

基盤整備・長寿命化対策を実施している。

今後も、地域経済を支える生産基盤の維持に向けて、施設整備・長寿命化の推進、事前の減災対策の強化及び環境変化に対応した体制整備を進める必要がある。

また、業務継続体制の強化を促進し、災害時における生産機能の維持及び早期復旧を確保する必要がある。

### (3) 食糧等の確保

「野田村地域防災計画」に定める、最大想定避難者数である 500 人分の備蓄を実施している。

今後も、定期的に賞味期限や在庫数を点検するなど、計画的な備蓄が必要である。

### (4) 住民による備蓄の推進

防災マップに非常時持ち出し品リストを掲載している。

今後も、非常時に必要な持ち出し品を住民に対し周知することで、自助・共助の意識啓発及び地域防災力の向上を図る必要がある。

## 4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

### (1) 農地侵食防止対策の推進

近年の台風による豪雨災害については、村内の農地も大きな被害を受けていることから、農道等、農業用施設の補強改修などが必要である。

### (2) 農地の荒廃抑制

中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の活用により、遊休農地の解消に努めている。

今後も、後継者不足による耕作放棄地の増加等への対応が必要である。

### (3) 治山事業の推進

近年は、甚大な被害をもたらす台風災害等が頻発していることから、治山申請箇所は今後増加するものと思われる。

今後も、山地災害を減少させるため、事前の治山事業が必要となる。

また、山地災害箇所の二次災害を防ぐため、治山事業において迅速な対応が必要である。

### (4) 適切な森林整備の推進

森林整備面積は横ばいで推移していることから、森林の持つ多面的機能の発揮のため、森林整備を促進する必要がある。

## 目標 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### (1) 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備

① 庁舎は、東日本大震災で浸水したが、庁内のサーバを 2 階に移していたため、窓口

に係る住民サービスに大きな影響はなかった。現在はクラウド化を実施し、災害時のバックアップ体制を確保している。※2-3(1)から内容抜粋 (P121)

② 非常用発電機は、津波浸水高を考慮し、新たに整備が済んでいることから、庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的に行う必要がある。※2-3(1)から内容抜粋 (P121)

③ 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、移転新築した小学校に災害対策本部の代替施設としての機能を備えている。

今後も、防災訓練等をつうじて、代替施設と併せて災害対策本部運営や避難所開設等の訓練を行う必要がある。※2-3(1)から内容抜粋 (P121)

## (2) 住民等への情報伝達の強化

※1-6(2)から再掲 (P119)

## (3) 防災行政無線の活用

防災行政無線については、適正な管理の下、災害時の有効な情報伝達手段として活用を図っている。

今後も、適正な維持管理に努める必要があるとともに、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討する必要がある。

## (4) 情報収集・発信体制の強化

災害発生直後の初動段階における災害対策業務についての行動等を示した「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」を整備していることから、計画に基づき、訓練を実施することで、情報収集・発信時の具体的な行動の習得や課題を把握する必要がある。

また、災害対策業務について、業務ごとの具体的なマニュアルが未作成の業務があるため、作成を進めるとともに、実情に合わせマニュアルを随時見直す必要がある。

## (5) 住民組織等と連携した情報提供

防災訓練時に町内会等を単位とした自主防災組織と連携して、特設公衆電話等の取扱い訓練を実施している。

今後も、実際の情報提供手段を使った情報収集訓練の実施により、情報収集手段の種類や方法を習得することが必要である。

また、特設公衆電話の使用方法を習得することも必要である。

## (6) 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知

防災訓練等をつうじ、災害用伝言ダイヤル(171)の周知を行っている。

今後も、防災訓練参加者をはじめ、住民へ災害時の情報伝達手段について周知を徹底する必要がある。

## 5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

### (1) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1(3)から①②再掲 (P112)

③ 東日本大震災の際、中沢地区が孤立したが、林道中沢広内線の整備により、2方向避難が可能になった。

今後も、林道中沢広内線の維持管理が必要である。

あわせて、中沢地区中心部の道路が通行に支障があるため、解消を図る必要がある。

### (2) 道路施設の長寿命化

※ 1-1(4)から再掲 (P113)

### (3) 災害時の公共交通ネットワークの確保

公共交通は、三陸鉄道リアス線及び村営バスによって構成されている。そのほかに、通学バスや福祉有償運送等により公共交通が補完されている。

今後も、災害時の連携体制、復旧体制など、災害時のネットワークの確保にも考慮し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を目指す。

## 5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

### (1) 再生可能エネルギーの導入促進

※ 4-1(3)から再掲 (P125)

### (2) 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保

① 指定避難所である小学校には、自家発電設備及び太陽光発電システムが整備されている。

しかし、中学校には太陽光発電システムが整備されているものの、蓄電設備がないため、施設内に電気を供給できない(売電のみ)ことから、指定避難所である中学校の蓄電設備の整備について検討する必要がある。

② エネルギー供給事業者(東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部、岩手三菱自動車販売(株)、(株)野田バイオパワーJ P)と災害協定を締結していることから、エネルギー供給事業者と防災訓練等をつうじ、災害時に円滑に電気、燃料等を確保できるよう、連携を強化する必要がある。※ 4-1(2)から内容抜粋 (P125)

③ 東日本大震災後に避難所となる公民館等及び主要施設の一部には、蓄電設備を備えた太陽光発電システムが整備されている。村内医療機関、玉川地区活性化センター、総合運動公園、生涯学習センター、北区地区コミュニティセンター、国民宿舎えぼし荘には整備済であるが、今後も未整備施設へ整備を検討する必要がある。

### (3) 非常用発電機の装備

庁舎には、東日本大震災後に浸水高を考慮した非常用発電機を備えている。

また、保健センター、旧新山保育所、各地区の公民館等には発電機を設置しており、防災訓練の際など、定期的に設備の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。

#### 5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

##### (1) 水道施設の防災機能の強化

※ 2-1 (3)から再掲 (P120)

##### (2) 水道施設の復旧体制の強化

久慈市上下水道工事業共同組合と災害時における早期復旧に資することを目的に協定を締結しており、連携体制が整備されていることから、災害発生時の混乱時においても、早期復旧を実現するため、日頃から協定先との連絡・連携体制を確認しておく必要がある。

##### (3) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

※ 2-1 (4)から再掲 (P120)

##### (4) 水道事業の業務継続計画の策定

水道事業の業務継続計画は未策定であることから、計画を策定する必要がある。

##### (5) 下水道施設の防災機能の強化

※ 2-5 (3)から再掲 (P124)

##### (6) 下水道施設の復旧体制の強化

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部と災害時における早期復旧に資することを目的に協定を締結しており、連携体制が整備されていることから、災害発生時の混乱時においても、早期復旧を実現するため、日頃から協定先との連絡・連携体制を確認しておく必要がある。

##### (7) 下水道事業の業務継続計画の策定

「野田村下水道事業業務継続計画」は策定済であることから、計画に基づき、発災時から復旧・復興まで円滑に実施できるよう事前準備を行う必要がある。

##### (8) 仮設トイレ等の確保

災害時には、関係機関等と連携して、被災した地域からの要望により仮設トイレ等を設置している。

今後も、災害発生時に、早急に仮設トイレ等の必要数を把握し、確保・設置する体制を構築する必要がある。

## 目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 廃棄物の処理体制の整備

東日本大震災をはじめ、近年の災害において、膨大な量の災害廃棄物が発生したことから、災害廃棄物の処理には、平常時から災害廃棄物処理置場候補地を事前に選定し、共有しておくなど、迅速かつ円滑に処理するための体制の確保が必要である。

### 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) ボランティア受入れ体制の整備

東日本大震災、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風において、災害ボランティアセンター設置を支援した。

今後も、災害ボランティアセンターの設置支援の人員確保のため、野田村社会福祉協議会と連携を図る必要がある。

#### (2) 受援体制の整備

「野田村災害時受援計画」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、受援体制の強化に努めるほか、職員への周知を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「野田村災害時受援計画」を随時見直す必要がある。

#### (3) 復旧・復興計画等策定の事前準備

① 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」は策定済みであることから、発災時からを想定した訓練を実施し、業務の継続について確認しておく必要がある。

また、復旧・復興計画等策定が円滑に実施できるよう、事前準備を行う必要がある。

② 迅速な復旧・復興計画等策定に対応するため、住宅等の被害判定を行う人材が不足していることから、住宅等の被害判定を行う人材を育成する必要がある。

#### (4) 自主防災組織等の育成強化

※1-1(12)から再掲 (P114)

#### (5) 職員によるデジタル技術の活用

職員のDX推進、業務効率化の向上として、AI等の研修会を開催している。

今後も、国土強靱化の取組を効率的に進めるために、ドローン、AI等の活用、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

### 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 地域コミュニティ力の強化

東日本大震災からの復旧・復興を経て、新たな地区割り等により、町内会組織や地域コミュニティの在り方に変化が見られることから、各コミュニティ及び本村全域での持続可能な体制づくりに向けた人材育成を行う必要がある。

#### **6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響**

##### **風評被害の防止**

災害発生後、観光客来訪数が減少する傾向にあることから、災害からの復旧状況について、正確な情報発信をする必要がある。



具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北岩手・北三陸横断道路に関する国、岩手県等への要望活動</li> <li>・ 災害に強い道路整備及び幹線道路ネットワークの構築に関する要望活動</li> <li>・ 村内幹線道路の整備事業</li> </ul>
--------	--

#### (4) 道路施設の長寿命化

老朽化した道路施設等の補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、道路施設等の点検等の適切な維持管理に努めることで、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村道橋梁老朽化対策事業</li> <li>・ 村道排水施設整備事業</li> <li>・ 村道舗装修繕事業</li> <li>・ 村道拡幅事業</li> </ul>
--------	---

#### (5) 公共施設の防災対策及び維持管理

社会教育施設、体育施設等の公共施設の中には、災害時に避難所、防災拠点等として活用する施設もあるため、「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理</li> </ul>
--------	---

#### (6) 市街地整備

防災機能を持つ公園としても活用するため、住民へ防災機能の周知や適正な維持管理に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十府ヶ浦公園等の適正な維持管理</li> </ul>
--------	---

#### (7) 空き家対策

地域の住民の安全を確保するため、空き家の適正な管理を促進し、空き家を有益な資産として利活用を図ることを普及啓発するなど、空き家の流動化を促進し、特定空き家の発生を抑制する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報等による空き家の適正管理及び利活用の普及啓発</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定空き家の件数 0件→0件</li> </ul>

#### (8) 防火対策

- ① 防火水槽を基本とした消防水利については、充足率の低い地区を中心に引き続き整備を進めるとともに、住宅用火災警報器の設置及び機器の更新を推進し、住宅での火災予防対策を進める。
- ② 林野火災警報等の発令時は、久慈広域連合久慈消防署野田分署と連携しながら、各種広報媒体による周知を徹底し、火災の発生防止に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火水槽整備事業</li> <li>住宅用火災警報器の設置促進</li> <li>各種広報媒体による林野火災警報等の周知</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利充足率 89.1%→91.1%</li> <li>住宅用火災警報器設置率 98.1%→100%</li> </ul>

#### (9) 地震災害避難所等の指定及び整備

最大クラスの地震災害に対応した、安全で明確な指定緊急避難場所及び指定避難所について、津波災害と一体的に見直しを行うとともに「野田村津波防災マップ」として住民への周知を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「野田村津波防災マップ」の更新及び配布</li> </ul>
--------	---

#### (10) 指定避難所の環境改善

- ① 災害時における避難所運営等を円滑に行うための訓練を実施するとともに、「指定避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行う。
- ② 避難所生活環境の質を向上させるため、多様なニーズに対応した備蓄品目や数量の確保を行うことで、ストレスの軽減、避難者の生命・健康の維持等、二次被害の防止に努める。
- ③ 災害時には、全ての人が安全で快適に避難所生活ができるよう、指定避難所等のトイレ・空調設備等の整備や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等の環境改善の推進に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害を想定した避難所開設、運営訓練の実施</li> <li>「指定避難所開設・運営マニュアル」の見直し</li> <li>避難所生活環境改善のための備蓄品や施設設備等の整備</li> <li>指定避難所等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進</li> </ul>
--------	---

#### (11) 避難行動の支援

- ① 災害時における避難行動要支援者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別避難計画の作成を推進し、関係団体との情報共有を図るとともに、事前の名簿の提供について同意を促す。
- ② 避難時においては、情報提供や避難誘導を担う消防団や自主防災組織など共助による避難支援が重要であるため、日頃から避難者と支援者の連携を深めるとともに新入消防団員の確保と自主防災組織の結成促進に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成、啓発</li> <li>消防団員の確保及び育成</li> <li>自主防災組織の結成促進及び育成</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織数 5団体→6団体</li> </ul>

## (12) 自主防災組織等の育成強化

災害時に「自助・共助・公助」が効果的に発揮される体制を整えるため、自主防災組織の結成と、育成を促進する。

また、自主防災組織等による訓練への指導、活動用資機材の整備に対する支援を継続し、共助による地域防災力の強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>自主防災組織の結成支援</li><li>自主防災組織育成補助金交付事業の継続</li><li>町内会等に対する防災に関する講話の実施</li></ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"><li>自主防災組織数 5 団体→6 団体</li><li>出前講座実施回数（年間） 2 回→3 回</li></ul>

## (13) 消防団の災害対応力強化

① 減少傾向にある消防団員の確保による消防団員数の現状維持に努めるとともに、教育訓練への参加等により、スキルアップを図る。

また、消防車両や消防施設及び消防団活動に必要な資機材の整備、消防水利等の計画的な更新に努める。

② 消防団の警戒・予防活動等の活動を支援するため、活動に対する補助金の支給を継続していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>消防団員募集事業</li><li>消防車両・施設、資機材等整備事業</li><li>防火水槽整備事業</li><li>消防団活動費補助金支給事業</li></ul>
--------	--

## 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

岩手県が公表した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、最悪の事態を想定した訓練の実施や、避難所等の見直し、防災教育の実施などを推進していくとともに、避難所等における新たな課題への対応を進めていく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>最悪の事態を想定した防災訓練の実施</li><li>指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し</li><li>暑さ、寒さ対策等に対応した備蓄品の整備</li></ul>
--------	---

### (2) 津波等防災施設の整備等

津波による被災の恐れが高い沿岸地域については、再び同様の被害を受けないよう減災の考えに基づいた、ハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型の防災対策を推進していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>十府ヶ浦公園の維持管理</li></ul>
--------	---

### (3) 津波災害避難所等の指定及び整備

① 国、岩手県から示された巨大地震の津波シミュレーションの結果を重ね合わせた

最大クラスの津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを行う。

- ② 避難タワー（保健センターや北区地区コミュニティセンター）について、緊急的に命を守る施設として、適切な利活用の周知徹底を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し検討</li><li>避難タワー等への避難に対する考え方の周知</li></ul>
--------	--

**(4) 指定避難所の環境改善**

※ 1-1 (10)から再掲 (P134)

**(5) 津波避難路の整備**

津波災害時の的確かつ円滑な避難誘導を行うため、必要に応じて避難誘導標識等を設置していくほか、適正な維持管理等に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>避難誘導標識等の設置及び適正な維持管理等</li></ul>
--------	--

**(6) 津波避難体制の整備**

今後、国や岩手県から示される津波浸水想定を反映した「野田村津波防災マップ」へ適宜更新し、住民へ周知を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>「野田村津波防災マップ」の更新及び配布</li></ul>
--------	---

**(7) 避難行動の支援**

※ 1-1 (11)から再掲 (P134)

**(8) 津波防災訓練、防災教育の実施**

- ① 防災訓練の内容がより充実したものとなるよう、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、村内の学校施設、住民への防災教育の実施、自主防災組織等の共助を重視した訓練の実施に努める。
- ② 復興展示室を活用し、震災の記録や記憶を後世に伝え、住民の防災意識の向上に努めるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、北海道・三陸沖後発地震注意情報について周知啓発する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>地震・津波を想定した防災訓練の実施</li><li>復興展示室の内容充実、周知啓発</li></ul>
--------	---

**(9) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P132)

**(10) 道路施設の長寿命化**

※ 1-1 (4)から再掲 (P133)

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水

#### (1) 河川改修等の治水対策

記録的な豪雨等に対して、宇部川をはじめとした主要河川の堤防嵩上げや河道掘削などの対策を講じることが急務であることから、引き続き岩手県等へ対して要望を継続していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 堤防嵩上げ工事に関する要望</li><li>・ 河道掘削に関する要望</li></ul>
--------	--

#### (2) 内水危険箇所の対策

- ① 近年の豪雨災害において、秋田川と宇部川の合流地点など内水氾濫が発生した箇所については、事前に可搬型の排水ポンプを設置するなど再発防止に努める。
- ② 内水対策として整備した宇部川第3・第5排水区排水ポンプ場が、緊急時に支障なく稼働できるよう、定期的な点検と適正な維持管理に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 内水氾濫危険箇所の把握及び事前の対策</li><li>・ 排水ポンプ場の定期点検及び適正な維持管理</li><li>・ 宇部川第8排水区ポンプ場の整備の再検討</li></ul>
--------	---

#### (3) 避難情報に対応した警戒・避難体制

- ① 避難指示等については、これまでどおり空振りを恐れず、早期の避難情報を周知徹底するとともに、発令のタイミングを逸脱しないよう、災害種別や地域の実情に合わせた避難の判断基準を再確認し、必要に応じて防災計画等に反映するなど、警戒・避難体制の強化に努める。
- ② 危機管理型水位計や気象庁HPなど情報入手方法の周知などにより、住民が河川水位等を正確かつリアルタイムに確認し、避難行動を判断できるよう警戒・避難体制の強化及び、避難者の受入れ体制の充実に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 警戒体制、避難体制の定期的な見直し</li><li>・ 災害情報入手方法の住民周知</li></ul>
--------	---

#### (4) 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備

村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定緊急避難場所、指定避難所の見直し</li></ul>
--------	--

#### (5) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P134)

#### (6) 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備

村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水

防災マップ」を随時更新する。

具体的な取組	・ 「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新及び配布
--------	----------------------------

#### (7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P134)

### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (1) 土砂災害対策施設等の整備・改修

- ① 土砂災害等の被害があり、今後も災害の発生の恐れが高い区域については、再び同様の被害を受けないよう対策を検討する。
- ② 岩手県において、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の整備を進めているところであるが、事業箇所の早期完成や、未整備箇所の早期事業化などを岩手県に要望していく。

具体的な取組	・ 急傾斜地崩壊対策事業に関する要望活動 ・ 砂防ダム整備事業に関する要望活動
--------	--

#### (2) 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備

土砂災害警戒情報や危機管理型水位計、気象庁HPなどの情報入手方法を住民へ周知し、土砂災害時により正確かつリアルタイムに避難行動を判断できるよう警戒・避難体制の強化及び、避難者の受入れ体制の充実に努める。

具体的な取組	・ 警戒体制、避難体制の見直し ・ 災害情報入手方法の住民周知
--------	------------------------------------

#### (3) 土砂災害避難所等の指定及び整備

土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを適宜行う。

具体的な取組	・ 指定緊急避難場所、指定避難所の見直し
--------	----------------------

#### (4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P134)

#### (5) 土砂災害避難体制の整備

土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新を適宜行い、住民への周知に努める。

具体的な取組	・ 「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新及び配布
--------	----------------------------

#### (6) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P134)

## 1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生

### (1) 除雪車両等の維持

村内の建設業者への除雪作業の業務委託を継続していくほか、除排雪機械維持管理経費を含めた業務委託を継続していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 除排雪業務委託事業の継続</li><li>・ 除排雪機械維持管理経費一部負担事業の継続</li></ul>
--------	---

### (2) 除雪体制の強化

除雪車両を借り上げ地域に除雪を依頼していく。

また、小型除雪機の貸し出しを継続していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 除雪車両の借り上げと有資格者の掘り起こし及び小型除雪機の貸し出しの継続</li></ul>
--------	---

### (3) 長期にわたる停電時の支援体制

長期にわたる停電時に各地区公民館等に配備した発電機が問題なく使用できるよう、使用方法の周知や定期的な点検に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可搬型発電機の使用法周知</li><li>・ 可搬型発電機の定期点検</li></ul>
--------	--

### (4) 事前伐採の実施

大雪により倒木の恐れがある樹木の事前伐採を実施し、停電や道路寸断の発生の防止に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支障木の事前伐採の実施</li></ul>
--------	---

## 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

### (1) 情報連絡体制の強化

大規模災害時に備え、多様な関係機関の参加による防災訓練等での定期的な通信訓練に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 多様な関係機関との情報伝達訓練の実施</li></ul>
--------	--

### (2) 住民等への情報伝達の強化

① 住民等が瞬時に災害情報を得られるよう、本村が有している情報伝達手段の適正な操作及び維持管理に努める。

② 各種事業をつうじて高齢者世帯等の見守りに努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災行政無線、J-ALERT、エリアメール等情報伝達手段の適正な運用及び保守</li><li>・ 高齢者等安否確認事業</li></ul>
--------	---

### (3) 防災教育の推進

- ① 東日本大震災など、大災害の記憶を風化させないよう、村内外からの視察や防災学習の積極的な受入れに努める。
- ② 村内の小中学校・高等学校を対象とした防災学習を継続し、東日本大震災の状況、教訓を後世に伝えるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備えや、北海道・三陸沖後発地震注意情報の周知等のほか、近年の豪雨災害に備えた学習など若い世代の防災意識の向上に努める。
- ③ 自主防災組織や各地区町内会などを対象として出前講座を実施し、住民の自助・共助の意識向上に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災に係る視察や防災学習の受入れ</li> <li>・ 学校施設を対象とした防災学習の実施</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座実施回数（年間） 2回→3回</li> <li>・ 学校施設を対象とした防災学習（年間） 3回→4回</li> </ul>

### (4) 防災訓練の推進

- ① 特定の災害を想定した訓練の実施や、より多くの関係機関等が参加する総合防災訓練を実施し、本村の防災体制の検証や見直しを図る。
- ② 訓練の実施に当たっては、自主防災組織や住民の参加を促進し、住民の防災意識の向上に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波、土砂災害・洪水を想定した訓練の実施</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練実施回数（年間） 1回→1回</li> </ul>

### (5) 要配慮者の避難行動支援

- ① 要配慮者利用施設に対する避難情報等の周知を徹底し、避難訓練等の実施に対する支援を継続していく。
- ② 避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別避難計画の作成を推進し、関係団体と情報共有を図るほか、町内会、消防団、自主防災組織など日頃から避難者と支援者の連携を深めるための呼びかけや訓練の実施を継続していく。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設が実施する訓練や避難確保計画作成等の支援</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成、啓発</li> <li>・ 訓練等の実施による避難行動要支援者支援体制の構築</li> </ul>
--------	---

### (6) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1 (12)から再掲 (P135)

### (7) 災害に備えた道路交通環境の整備

国・県道等の通行止め・通行規制などの災害情報を受け、村道等の情報を伝えるなど、道路交通規制等の情報連携強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路災害情報の共有化</li> </ul>
--------	--

## 目標 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

#### (1) 災害用備蓄品の確保

「野田村地域防災計画」に定める最大想定避難者数に基づき、食糧、飲料水等の備蓄を継続するとともに、避難所における感染症対策資機材や暑さ、寒さ対策の備蓄も検討するなど、必要に応じて備蓄品目の見直しを行う。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に基づく備蓄品購入の継続</li> <li>・ 備蓄品目の見直しの検討</li> </ul>
--------	---

#### (2) 物資の調達・供給体制の強化

災害時における物資の調達・供給に関する協定を締結している他自治体や民間企業については、日頃から訓練等により顔の見える関係づくりを図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結先との訓練実施による体制強化</li> </ul>
--------	--

#### (3) 水道施設の防災機能の強化

浄水施設及び配水管などの水道施設の老朽化調査を実施し、その結果に基づき、アセットマネジメント計画を策定して、浄水施設や配水管の脆弱性及びリスクを適切に管理し、防災機能強化を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセットマネジメント計画の策定</li> </ul>
--------	---

#### (4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

応急給水の確保に係る相互応援協定締結先である日本水道協会岩手県支部、八戸圏域水道企業団等との情報連絡体制や、具体的な活動内容、受入れ体制の確保など、連携体制の強化を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練等の実施による応急給水体制の強化</li> </ul>
--------	--

#### (5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P132)

#### (6) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P133)

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### (1) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P132)

## (2) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P133)

## (3) 連絡体制の強化

防災訓練に合わせて、衛星携帯電話などの通信手段の利用方法を確認し、災害時に効果的な使用ができるよう通信機器の利用方法の習熟に努めるほか、必要に応じて機器の更新や、孤立が懸念される集落に対し設置を行う。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>通信訓練の実施</li><li>衛星携帯電話の更新</li></ul>
K P I	・ 訓練実施回数 (年間) 1回→1回

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

### (1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

- ① 庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的実施する。
- ② 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、代替施設として新たに移転新築した小学校を災害対策本部とした運営や、避難所の開設等について訓練を実施する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>庁舎設備の機能確保</li><li>代替庁舎の防災機能維持管理</li><li>災害対策本部機能移転等の訓練の実施</li></ul>
--------	---

### (2) 救助・救急等の補完体制強化

救助・救急体制の強化に向けて、常備消防の充実・強化（消防車両、資機材等の計画的な更新）を図る。

具体的な取組	・ 消防車両・施設、資機材等整備事業
--------	--------------------

### (3) エネルギー・資機材の確保

東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手三菱自動車販売(株)、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部等、(株)野田バイオパワー J Pとの災害協定が有効なものとなるよう、災害発生時の混乱時においても円滑な燃料調達を実現するため、協定先との顔の見える関係の維持に努める。

具体的な取組	・ 協定締結先との防災訓練等による連携強化
--------	-----------------------

### (4) 消防団の災害対応力強化

※ 1-1 (13)から再掲 (P135)

### (5) 各種機関と連携した防災訓練の実施

防災訓練等において、各種機関が連携して多種多様な訓練を実施するとともに、隔年で災害想定を変えるなど、災害種別に応じた対応が行えるよう実践に近い訓練の実施に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合防災訓練の実施</li> <li>・ 地震・津波、土砂災害・洪水を想定した訓練の実施</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練実施回数（年間） 1回→1回</li> </ul>

(6) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P132)

(7) **災害対応に係る職員の人材育成**

被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所等の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応力を高めるための研修、訓練の実施</li> <li>・ 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」に基づいた訓練の実施</li> <li>・ 防災士の資格取得に対する支援</li> </ul>
--------	--

(8) **防災DXの推進**

災害時の情報収集や、ドローンの活用など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに努める。

また、災害時にシステム等を活用できる職員や、ドローンを操作できる職員の育成に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に使用するシステム等を活用した訓練の実施</li> <li>・ 避難情報等の迅速かつ多重的な情報伝達の実施</li> <li>・ 庁内DXグループを中心としたDX人材の確保・育成</li> <li>・ 積極的なドローンの活用及び人材の確保・育成</li> </ul>
--------	---

**2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺**

(1) **災害時における医療体制の強化**

医療機関と連携した総合防災訓練の実施により、災害時における傷病者等の発生への早期対応が行えるよう、日頃からの連携強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関と連携した総合防災訓練の実施</li> </ul>
--------	--

(2) **医療・保健・福祉の連携強化**

災害発生時に後方支援が適切に図られるよう、引き続き関係機関と連携した取り組みを推進するとともに、災害に関する知識の向上、システムの有効活用やあらゆる場面における連携強化を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続した医療・保健・福祉分野の連携事業の推進</li> <li>・ 災害に関する研修会等への参加</li> </ul>
--------	--

### (3) 業務継続体制の整備

災害時の医療活動の継続が図られるよう、診療体制の確保や医薬品等の調達体制の確保に取り組む。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>診療体制の確保</li><li>医薬品等の調達体制の確保</li></ul>
--------	--

### (4) 要配慮者等への福祉的支援

要配慮者に対しての個々のニーズに順応した支援や、福祉避難所の利活用に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉避難所施設の適切な利活用</li><li>要配慮者の特徴に合わせた支援の検討</li></ul>
--------	--

### (5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※1-1(3)から再掲 (P132)

## 2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

### (1) 感染症対策の実施

- ① 感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進、手洗い・うがいの励行等の予防対策に関する啓発活動を継続して実施する。
- ② 岩手県と連携し、感染症の発生状況を把握し、予防対策に関する情報発信や啓発活動を速やかに実施する。
- ③ 避難所での感染症まん延を防ぐため、消毒液や間仕切りなどの感染症対策用資機材の備蓄を進める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>予防接種の推進</li><li>感染症予防対策の啓発事業</li><li>感染症対策用品の備蓄</li></ul>
--------	---

### (2) 保健体制の整備

災害発生時にすぐに対応できるよう、研修会や訓練に広く職員が参加し、活動内容について知識の向上を図る必要がある。

また、後方支援等による連携した保健体制の整備に努める必要がある。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>後方支援等による連携した保健体制の整備</li><li>研修会や訓練への職員の参加</li></ul>
--------	---

### (3) 下水道施設の防災機能の強化

停電時においても下水道施設が稼働できるよう整備した非常用発電機が、緊急時に問題なく稼働できるよう、定期的な点検と適正な維持管理に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>「野田村下水道施設ストックマネジメント計画※」による社会資本整備総合交付金の活用</li><li>下水道施設の非常用発電機の定期的な点検及び適正な維持管理</li></ul>
--------	---

※野田村下水道施設ストックマネジメント計画  
持続可能な下水道事業の実現のため、下水道施設の老朽化状況を把握し、効率的に維持管理する計画のこと。

## 目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

### 3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### (1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

※2-3(1)から再掲 (P142)

#### (2) 各種機関と連携した防災訓練の実施

※2-3(5)から再掲 (P142)

#### (3) 地域防災計画の策定

「野田村地域防災計画」は、随時見直しを行うこととしており、必要に応じて計画の更新を行い、職員への周知・共有を図る。

具体的な取組	・ 「野田村地域防災計画」の更新
--------	------------------

#### (4) 業務継続計画の策定

策定済みの「大規模災害時業務継続計画《野田村BCP》」は、適宜見直しを行うこととしており、必要に応じて計画の更新を行い、職員への周知・共有を図る。

具体的な取組	・ 「大規模災害時業務継続計画《野田村BCP》」の更新
--------	-----------------------------

#### (5) 広域連携体制の確保

災害が広域に及ぶ場合に備えて、岩手県内市町村、八戸・久慈・二戸の三圏域市町村、北海道様似町との大規模災害時における相互応援協定により、円滑な応急対策及び復旧対策が行えるよう、平常時から協定締結先との連絡体制の構築等、連携体制の強化に努める。

具体的な取組	・ 関係機関との連携体制強化
--------	----------------

## 目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響

#### (1) エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化

大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないよう、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の連携強化を図る。

具体的な取組	・ 大規模災害時業務継続計画《野田村BCP》の強化及び見直しの促進
--------	-----------------------------------

#### (2) エネルギー供給事業者との連携

大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないよう、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の強化を図る。

具体的な取組	・ エネルギー供給事業者との防災訓練等による連携強化
--------	----------------------------

### (3) 再生可能エネルギーの導入促進

自然資源を活用した多様な再生エネルギーの導入、住宅用太陽光発電システム等の導入拡大により、エネルギー供給源の多様化を進め、災害時等にも自立可能なエネルギー確保を推進する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>多様な再生可能エネルギー設備の導入の検討</li><li>住宅用再生可能エネルギー等設備導入費用の一部補助の継続</li></ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅用再生可能エネルギー等 118件→126件 導入件数（総数）</li></ul>

## 4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響

### 金融機関の業務継続体制の強化

大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しの実施を金融機関へ働きかけるよう努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>業務継続体制の強化及び見直しの促進</li></ul>
--------	---

## 4-3 食糧等の安定供給の停滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響

### (1) 物流機能の維持・確保

災害における緊急時に避難所や孤立集落等に食糧、水、生活物資等を円滑に供給するため、災害時を想定した行動確認を実施し、体制強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>物流業者との協定締結へ向けた取組</li></ul>
--------	--

### (2) 生産基盤の災害対応力の強化

災害発生時の被害を最小限におさえるため、農林水産業施設の生産基盤の整備、補修、減災対策等適切な維持管理や管理技術者の育成、確保など、管理体制の強化を促進し、災害対応能力及び業務継続体制の強化を図る。

また、気候変化や災害による影響を最小限に抑え、早期復旧を確保するため、関係機関と連携した支援体制の確保に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>農林・水産業施設の被害軽減のための適切な維持管理</li><li>農林・水産業施設の計画的な施設機能の保全</li><li>被災した農林・漁業施設等の復旧</li><li>被災した農林・水産事業者への支援</li></ul>
--------	--

### (3) 食糧等の確保

食糧、飲料水等の計画的備蓄を継続して実施する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>食糧、飲料水等の計画的備蓄の継続</li></ul>
--------	--

### (4) 住民による備蓄の推進

住民に対する非常時の持出し品についての周知を継続し、自助・共助の意識啓発、地域防災力の向上を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>家庭備蓄の推進</li></ul>
--------	---

#### 4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

##### (1) 農地侵食防止対策の推進

豪雨災害による農地の侵食、土砂流出を防ぐため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

具体的な取組	・ 農業用施設の維持補修
--------	--------------

##### (2) 農地の荒廃抑制

荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するとともに、後継者不足の解消を図るため、各種補助事業等の活用等を推進する。

具体的な取組	・ 農業経営基盤強化促進事業 ・ 野田村新規就農者支援対策 ・ 多面的機能発揮促進事業 ・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業
--------	---

##### (3) 治山事業の推進

山地災害の恐れのある山地災害危険地区等において、災害の原因となる山崩れ、地すべり、土石流等の被害を防止し、被害を最小限に抑えるため、治山ダムや土留の設置など治山施設や計画的な森林整備を行う。

具体的な取組	・ 治山事業
--------	--------

##### (4) 適切な森林整備の推進

大規模な森林被害を防ぐため、適切に施業がなされていない森林に対し、間伐や造林等の適切な森林整備を推進する。

具体的な取組	・ 森林整備に関する事業
--------	--------------

### 目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

#### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### (1) 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備

- ① 庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的実施する。  
※2-3(1)から内容抜粋 (P142)
- ② 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、代替施設として新たに移転新築した小学校を災害対策本部とした運営や、避難所の開設等について訓練を実施する。※2-3(1)から内容抜粋 (P142)

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎設備の機能確保 ※2-3(1)から内容抜粋 (P142)</li> <li>・ 代替庁舎の防災機能維持管理 ※2-3(1)から内容抜粋 (P142)</li> <li>・ 災害対策本部機能移転等の訓練の実施 ※2-3(1)から内容抜粋 (P142)</li> </ul>
--------	--

(2) **住民等への情報伝達の強化**

※1-6(2)から再掲 (P139)

(3) **防災行政無線の活用**

防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守点検の実施</li> <li>・ 適正な時期の機器の更新</li> <li>・ 機能強化</li> </ul>
--------	--

(4) **情報収集・発信体制の強化**

- ① 大規模災害時に備え「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」や災害対策マニュアルに沿った訓練を実施し、時間経過に対応した防災体制の整備に努める。
- ② 災害対策マニュアルが未作成の業務については、順次作成を進めるほか、作成済みの業務についても随時マニュアルを見直し、防災体制の強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策マニュアルに沿った訓練の実施</li> <li>・ 災害対策マニュアルの作成（未作成分）及び見直し</li> </ul>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練の実施（年間） 1回→1回</li> </ul>

(5) **住民組織等と連携した情報提供**

災害時においては、自助・共助による災害対応も必要になることから、自主防災組織と連携した情報の共有化を図るため、日頃の訓練等により情報の伝達手段の確認を行うなど、情報連携体制の強化に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特設公衆電話を活用した訓練の実施</li> </ul>
--------	--

(6) **災害時に利用可能な情報伝達手段の周知**

防災訓練等をつうじ、住民に対して災害時の情報伝達手段について周知を徹底し、住民の防災意識の向上を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害用伝言ダイヤル（171）等情報伝達手段の周知啓発</li> </ul>
--------	--

**5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響**

(1) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※1-1(3)から①②再掲 (P132)

- ③ 中沢地区の孤立対策等について、引き続き岩手県等へ要望する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ※1-1(3)から再掲 (P132)</li> <li>・ 中沢地区孤立対策に関する岩手県等への要望活動</li> </ul>
--------	--

(2) **道路施設の長寿命化**

※1-1(4)から再掲 (P133)

(3) **災害時の公共交通ネットワークの確保**

住民の移動手段を確保するため、災害時の連携体制、復旧体制などを関係機関等と検討し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を図る。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い公共交通ネットワークの構築</li> </ul>
--------	--

**5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止**

(1) **再生可能エネルギーの導入促進**

※4-1(3)から再掲 (P146)

(2) **避難所、緊急車両等への燃料等供給確保**

- ① 指定避難所である中学校に設置されている太陽光発電システムを施設内へ供給できるよう、蓄電設備の整備を検討し、災害時におけるエネルギー供給機能強化に努める。
- ② 大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないように、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の連携強化を図る。 ※4-1(1)(2)から内容抜粋 (P145)

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所におけるエネルギー供給機能強化</li> <li>・ エネルギー供給事業者との防災訓練等による連携強化 ※4-1(1)(2)から内容抜粋 (P145)</li> </ul>
--------	--

(3) **非常用発電機の装備**

庁舎や災害時の代替庁舎等について、停電等の非常時に備えるための非常用発電機等の適正な維持管理、燃料等の備蓄や調達手段の確保に努める。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未整備施設への非常用発電機等の整備</li> <li>・ 発電機用燃料の備蓄や調達手段確保</li> </ul>
--------	---

**5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止**

(1) **水道施設の防災機能の強化**

※2-1(3)から再掲 (P141)

(2) **水道施設の復旧体制の強化**

大規模災害時に水道施設に被害が生じた場合、水道施設の機能維持や迅速な復旧活動ができるよう、協定を締結済みである久慈市上下水道工事業協同組合等と連携を図り、訓練を行うなど復旧体制を強化する。

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結先との連携強化</li> </ul>
--------	---

(3) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

※ 2-1 (4)から再掲 (P141)

(4) 水道事業の業務継続計画の策定

水道事業の業務継続計画を策定し、水道事業の維持に努める。

具体的な取組	・ 業務継続計画の策定
--------	-------------

(5) 下水道施設の防災機能の強化

※ 2-5 (3)から再掲 (P144)

(6) 下水道施設の復旧体制の強化

災害発生時に下水道施設に被害が生じた場合、下水道施設の機能維持や迅速に復旧活動ができるよう、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部との協定に加えて、施工会社やし尿汲み取り会社とも連携を図ることで、復旧体制を強化する。

具体的な取組	・ 協定締結先等との連携強化
--------	----------------

(7) 下水道事業の業務継続計画の策定

「野田村下水道事業業務継続計画」に基づき、必要な業務手順の確認や訓練を実施し、災害時に業務が継続できるように努める。

具体的な取組	・ 「野田村下水道事業業務継続計画」に基づいた業務手順の確認、訓練の実施
--------	--------------------------------------

(8) 仮設トイレ等の確保

災害発生時における仮設トイレ等の調達について、早急に被災した地域の情報を確認し、関係機関等と協力し、必要数の確保・設置に努める。

具体的な取組	・ 仮設トイレ等調達における連携強化
--------	--------------------

**目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

**6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**廃棄物の処理体制の整備**

災害発生時に迅速かつ円滑に災害廃棄物やし尿処理を実施するため、災害廃棄物の処理体制の構築を図る。

具体的な取組	・ 災害廃棄物の処理体制の構築
K P I	・ 廃棄物処理場の選定 4件→4件

**6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

(1) ボランティア受入れ体制の整備

野田村社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターを養成するなど、ボ

ランティア受入れ体制の強化を図る。

具体的な取組	・ 発災時における災害ボランティアセンターの設置支援
--------	----------------------------

## (2) 受援体制の整備

総合防災訓練を実施する際、受援計画に基づいた内容を取り入れ、受援体制の確認を行った。

今後も、実情に合わせ適宜計画の見直しを行う等の受援体制の強化を図る。

具体的な取組	・ 受援計画に基づいた訓練の実施及び計画の見直し
--------	--------------------------

## (3) 復旧・復興計画等策定の事前準備

① 「大規模災害時業務継続計画<野田村BCP>」に基づいた訓練を実施し、必要に応じて計画の見直しを行い、災害時の初動体制の強化に努める。

② 迅速な復旧・復興計画等策定に対応するため、住宅等の被害判定を行う人材の育成に努める。

具体的な取組	・ 「大規模災害時業務継続計画<野田村BCP>」に基づいた訓練の実施及び計画の見直し ・ 住宅等の被害判定を行う人材の育成
--------	--

## (4) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1 (12)から再掲 (P135)

## (5) 職員によるデジタル技術の活用

国土強靱化の取組を効率的に進めていくため、ドローンの活用、AI等の活用による業務効率化、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進していく。

具体的な取組	・ ドローンの活用促進 ・ 庁内におけるAI等の研修会の開催 ・ システムデータの活用やリモート監視による管理の実施
--------	--

## 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 地域コミュニティ力の強化

町内会等において、担い手となる人材育成等、地域コミュニティの強化へ支援し、災害に強い地域づくりを推進する。

具体的な取組	・ 町内会等を対象とした研修会の開催
--------	--------------------

## 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

### 風評被害の防止

災害発生時における風評被害防止に向けて、正確なデータ収集や的確な情報管理を実施すると共に、関係団体と連携し、正確かつ速やかな情報発信に努める。

具体的な取組	・ 災害発生時の正確かつ速やかな情報発信
--------	----------------------

## 第6章 個別施策分野別の対応方策

第5章では、設定したリスクシナリオへの対応方策、現状で想定される具体的な取組及び指標をあげた。第6章では、本村の実情に応じ、第3章第3節で設定した6つの個別施策分野ごとに取組状況を明らかにし、整理を行った。

個別施策分野別の対応方策は、以下のとおりである。[ ]内はリスクシナリオの目標番号である。

### 個別施策分野(1) 行政機能・情報通信

大規模災害時の行政機能や情報通信機能を維持するため、防災拠点施設、防災体制、情報通信設備等の機能強化を図るとともに、避難体制の整備、地域防災力の強化等に取り組む。

<b>1 業務継続性の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 [2-3(1)、3-1(1)]</li><li>・ 災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)]</li><li>・ 防災DXの推進 [2-3(8)]</li><li>・ 地域防災計画の策定 [3-1(3)]</li><li>・ 業務継続計画の策定 [3-1(4)]</li><li>・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)]</li><li>・ 非常用発電機の装備 [5-3(3)]</li><li>・ 職員によるデジタル技術の活用 [6-2(5)]</li></ul>
<b>2 警戒体制の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]</li><li>・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]</li><li>・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]</li><li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]</li><li>・ 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]</li><li>・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li><li>・ 除雪車両等の維持 [1-5(1)]</li><li>・ 除雪体制の強化 [1-5(2)]</li><li>・ 事前伐採の実施 [1-5(4)]</li><li>・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)]</li></ul>
<b>3 地域等への情報発信</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li><li>・ 連絡体制の強化 [2-2(3)]</li><li>・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)]</li><li>・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]</li><li>・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]</li><li>・ 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)]</li></ul>

<b>4 関係機関との連携体制</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)]</li> <li>・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)]</li> <li>・ 広域連携体制の確保 [3-1(5)]</li> <li>・ 受援体制の整備 [6-2(2)]</li> </ul>
<b>5 災害時の物資の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)]</li> <li>・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)]</li> <li>・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)]</li> <li>・ 食糧等の確保 [4-3(3)]</li> <li>・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)]</li> </ul>
<b>6 要配慮者へ配慮した円滑な避難</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震災害避難所等の指定及び整備 [1-1(9)]</li> <li>・ 指定避難所の環境改善 [1-1(10)、1-2(4)、1-3(5)、1-4(4)]</li> <li>・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li> <li>・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)]</li> <li>・ 津波避難路の整備 [1-2(5)]</li> <li>・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]</li> <li>・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]</li> <li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備 [1-3(4)]</li> <li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]</li> <li>・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)]</li> <li>・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li> <li>・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]</li> <li>・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]</li> </ul>
<b>7 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]</li> <li>・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]</li> <li>・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li> <li>・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)]</li> <li>・ 防災教育の推進 [1-6(3)]</li> <li>・ 防災訓練の推進 [1-6(4)]</li> <li>・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)]</li> <li>・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)]</li> <li>・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li> </ul>
<b>8 その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理体制の整備 [6-1]</li> <li>・ 風評被害の防止 [6-4]</li> </ul>

## 個別施策分野(2) 地域・福祉・保健医療

病院、福祉施設等の維持を図るとともに、大規模災害時においても医療や福祉サービスが受けられるよう、業務継続体制を確保に取り組む。

また、地域での被災者への避難支援、生活環境の確保等を図る。

<b>1 病院などの耐震化・業務継続の維持</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)]</li><li>・ 業務継続体制の整備 [2-4(3)]</li></ul>
<b>2 医療・保健体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)]</li><li>・ 災害時における医療体制の強化 [2-4(1)]</li><li>・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)]</li><li>・ 感染症対策の実施 [2-5(1)]</li><li>・ 保健体制の整備 [2-5(2)]</li></ul>
<b>3 要配慮者へ配慮した円滑な避難</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地震災害避難所等の指定及び整備 [1-1(9)]</li><li>・ 指定避難所の環境改善 [1-1(10)、1-2(4)、1-3(5)、1-4(4)]</li><li>・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li><li>・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)]</li><li>・ 津波避難路の整備 [1-2(5)]</li><li>・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]</li><li>・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]</li><li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備 [1-3(4)]</li><li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]</li><li>・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)]</li><li>・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li><li>・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]</li><li>・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]</li></ul>
<b>4 物資等の供給体制</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)]</li><li>・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)]</li><li>・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)]</li><li>・ 食糧等の確保 [4-3(3)]</li><li>・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)]</li></ul>

<b>5 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]</li> <li>・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]</li> <li>・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li> <li>・ 防災教育の推進 [1-6(3)]</li> <li>・ 防災訓練の推進 [1-6(4)]</li> <li>・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)]</li> <li>・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li> </ul>
<b>6 災害に強い交通ネットワーク</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)]</li> <li>・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]</li> <li>・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]</li> <li>・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)]</li> </ul>

### **個別施策分野(3) 産業エネルギー**

各種産業の民間事業者等の災害対応力の強化、ライフラインの強靱化等の災害に強い供給体制の構築や関係機関との連携強化を図り、強靱な経済社会システムの構築に取り組む。

<b>1 企業の災害対応力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化 [4-1(1)]</li> <li>・ 金融機関の業務継続体制の強化 [4-2]</li> <li>・ 生産基盤の災害対応力の強化 [4-3(2)]</li> </ul>
<b>2 ライフラインの災害対応力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)]</li> <li>・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)]</li> <li>・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)]</li> <li>・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(5)]</li> <li>・ エネルギー供給事業者との連携 [4-1(2)]</li> <li>・ 再生可能エネルギーの導入促進 [4-1(3)、5-3(1)]</li> </ul>
<b>3 輸送体制と物資の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)]</li> <li>・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)]</li> <li>・ 物流機能の維持・確保 [4-3(1)]</li> <li>・ 食糧等の確保 [4-3(3)]</li> <li>・ 受援体制の整備 [6-2(2)]</li> </ul>

<b>4 業務継続体制の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化 [4-1(1)]</li> <li>・ 金融機関の業務継続体制の強化 [4-2]</li> <li>・ 水道事業の業務継続計画の策定 [5-4(4)]</li> <li>・ 下水道事業の業務継続計画の策定 [5-4(7)]</li> </ul>
<b>5 災害に強い道路ネットワーク</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)]</li> <li>・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]</li> </ul>
<b>6 農地、森林等の保全・整備</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地侵食防止対策の推進 [4-4(1)]</li> <li>・ 農地の荒廃抑制 [4-4(2)]</li> <li>・ 治山事業の推進 [4-4(3)]</li> <li>・ 適切な森林整備の推進 [4-4(4)]</li> </ul>

## 個別施策分野(4) 防災教育・文化

教育・文化施設等の耐震化や文化財の保護を図り、防災訓練の実施及び防災教育の推進により、自らの命は自らが守るなど、市民一人ひとりの防災意識を高め、防災に関わる人材を育成することで、地域全体の防災力向上に取り組む。

<b>1 公共施設の耐震化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)]</li> <li>・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)]</li> </ul>
<b>2 防災教育・普及啓発</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]</li> <li>・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li> <li>・ 防災教育の推進 [1-6(3)]</li> <li>・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]</li> <li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]</li> <li>・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li> <li>・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li> </ul>
<b>3 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の推進 [1-6(4)]</li> <li>・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)]</li> <li>・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)]</li> <li>・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]</li> <li>・ 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)]</li> <li>・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li> </ul>

## 個別施策分野(5) 国土保全・環境・交通

防災施設、道路施設等の整備などのハード対策及び分かりやすい防災情報の提供や関係機関との連携などのソフト対策を組み合わせ、気候変動の影響や環境との調和を踏まえた総合的な災害対応能力の強化などに取り組む。

<b>4 総合的な治水対策</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>河川改修等の治水対策 [1-3(1)]</li><li>内水危険箇所の対策 [1-3(2)]</li></ul>
<b>5 土砂災害対策</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]</li><li>土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]</li><li>土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li></ul>
<b>6 農地、森林等の保全・整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>農地侵食防止対策の推進 [4-4(1)]</li><li>農地の荒廃抑制 [4-4(2)]</li><li>治山事業の推進 [4-4(3)]</li><li>適切な森林整備の推進 [4-4(4)]</li></ul>
<b>7 災害廃棄物などの適正処理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>仮設トイレ等の確保 [5-4(8)]</li><li>廃棄物の処理体制の整備 [6-1]</li></ul>
<b>8 自然エネルギーの活用</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>再生可能エネルギーの導入促進 [4-1(3)、5-3(1)]</li></ul>
<b>9 災害に強い交通ネットワーク</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)]</li><li>道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]</li><li>災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]</li><li>災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)]</li></ul>

## 個別施策分野(6) 住宅・都市・基盤

大規模災害時に住宅被害を最小限に抑え、都市機能を維持するため、建物や都市基盤施設の耐震化及び防災対策を行うとともに、情報収集・提供手段、交通手段、生活基盤を確保するため、災害に強い都市・基盤の構築に取り組む。

<b>1 住宅・建築物などの耐震化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)]</li><li>公営住宅の老朽化対策 [1-1(2)]</li><li>公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)]</li></ul>

<b>2 市街地の防災対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地整備 [1-1(6)]</li> <li>・ 空き家対策 [1-1(7)]</li> <li>・ 防火対策 [1-1(8)]</li> </ul>
<b>3 情報の収集・伝達対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)]</li> <li>・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)]</li> <li>・ 防災行政無線のデジタル化 [5-1(3)]</li> <li>・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]</li> </ul>
<b>4 交通の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]</li> <li>・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)]</li> </ul>
<b>5 基盤施設の防災・減災対策</b>
<p>○道路施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)]</li> <li>・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]</li> <li>・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]</li> </ul> <p>○津波防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)]</li> <li>・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)]</li> <li>・ 津波避難路の整備 [1-2(5)]</li> </ul> <p>○河川等の防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)]</li> <li>・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)]</li> <li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害指定緊急避難場所等の指定・整備 [1-3(3)]</li> </ul> <p>○土砂災害等の防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]</li> <li>・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)]</li> </ul> <p>○除雪施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪車両等の維持 [1-5(1)]</li> </ul> <p>○上下水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)]</li> <li>・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)]</li> </ul> <p>○生産基盤施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産基盤の災害対応力の強化 [4-3(2)]</li> </ul>

## 第7章 横断的分野別の対応方策

第5章では、設定したリスクシナリオへの対応方策、現状で想定される具体的な取組及び指標を挙げ、第6章では、個別施策分野別の対応方策を挙げた。第7章では、第3章第3節で設定した6つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにし、整理を行った。

横断的分野別の対応方策は以下のとおりである。[ ]内はリスクシナリオの目標番号とである。

### 横断的分野(1) リスクコミュニケーション

行政、住民、地域等が意思疎通を図り、防災意識を高め、地域の連帯感・コミュニティの醸成を図ることで、自助・共助・公助による災害対応力を強化する。

また、防災情報提供・普及啓発の充実、防災教育等の推進に取り組む。

<b>1 防災情報の提供</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li><li>・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]</li><li>・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]</li><li>・ 風評被害の防止 [6-4]</li></ul>
<b>2 防災教育・普及啓発</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li><li>・ 防災教育の推進 [1-6(3)]</li><li>・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]</li><li>・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]</li><li>・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]</li></ul>
<b>3 警戒体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]</li><li>・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]</li><li>・ 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]</li></ul>
<b>4 関係機関との連携体制</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)]</li></ul>
<b>5 地域コミュニティの構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li><li>・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]</li><li>・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]</li><li>・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li></ul>

## 横断的分野(2) 人材育成

大規模災害時に被災者の生活の迅速な復旧を図るため、防災に関する人材育成、訓練、防災教育の推進等により、地域全体の防災力の向上を図る。

<b>1 訓練の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li><li>防災訓練の推進 [1-6(4)]</li></ul>
<b>2 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]</li><li>消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]</li><li>避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li><li>住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li><li>住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]</li><li>地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li></ul>
<b>3 防災教育・人材育成</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>防災教育の推進 [1-6(3)]</li><li>災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)]</li></ul>

## 横断的分野(3) 官民連携

大規模災害時の適切な官民連携、民間のスキルやノウハウ、施設・物資等の活用等をより一層図るとともに、平時からのコミュニティ醸成による関係機関との連携体制を強化する。

<b>1 体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]</li><li>避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]</li><li>土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]</li></ul>
<b>2 情報の受発信における連携</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li><li>情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]</li><li>住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]</li><li>災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)]</li></ul>
<b>3 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]</li><li>消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]</li><li>津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]</li><li>防災教育の推進 [1-6(3)]</li><li>防災訓練の推進 [1-6(4)]</li><li>地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li></ul>

<b>4 物資等の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)]</li> <li>・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)]</li> <li>・ 物流機能の維持・確保 [4-3(1)]</li> <li>・ 食糧等の確保 [4-3(3)]</li> <li>・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)]</li> <li>・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)]</li> <li>・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)]</li> <li>・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)]</li> </ul>
<b>5 要配慮者への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li> <li>・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]</li> <li>・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]</li> </ul>
<b>6 関係機関との連携体制</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)]</li> <li>・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)]</li> <li>・ 感染症対策の実施 [2-5(1)]</li> <li>・ 広域連携体制の確保 [3-1(5)]</li> <li>・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)]</li> <li>・ 受援体制の整備 [6-2(2)]</li> <li>・ ボランティア受入れ体制の整備 [6-2(1)]</li> </ul>
<b>7 復旧体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)]</li> <li>・ 水道施設の復旧体制の強化 [5-4(2)]</li> <li>・ 下水道施設の復旧体制の強化 [5-4(6)]</li> <li>・ 復旧・復興計画等策定の事前準備 [6-2(3)]</li> </ul>

## 横断的分野(4) 老朽化対策

大規模災害時に災害対策本部機能を維持するため、重要な公共施設等の耐震化とともに、老朽化対策を行い、適正な維持管理等を推進する。

<b>1 建築物などの老朽化対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)]</li> <li>・ 公営住宅の老朽化対策 [1-1(2)]</li> <li>・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)]</li> <li>・ 空き家対策 [1-1(7)]</li> </ul>

<b>2 設備の老朽化対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)]</li> <li>・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)]</li> <li>・ 非常用発電機の装備 [5-3(3)]</li> </ul>
<b>3 基盤施設の老朽化対策</b>
○道路施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]</li> </ul> ○津波防災施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)]</li> </ul> ○河川等の防災施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)]</li> <li>・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)]</li> </ul> ○土砂災害等の防災施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]</li> </ul> ○上下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)]</li> <li>・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)]</li> </ul>

## 横断的分野(5) 人口減少・少子高齢化対策

人口減少・少子高齢化が進む中、住民の共助による地域防災力の維持・強化、要配慮者を支援する環境や体制づくり、災害リスクの高い場所からのリスク分散等を推進する。

<b>1 要配慮者への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]</li> <li>・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]</li> <li>・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)]</li> <li>・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]</li> </ul>
<b>2 防災情報の提供</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)]</li> <li>・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]</li> </ul>
<b>3 地域防災力の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]</li> <li>・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]</li> <li>・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3]</li> </ul>
<b>4 公共交通の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)]</li> </ul>

## 5 資産の適正管理

- ・ 空き家対策 [1-1(7)]

## 横断的分野(6) デジタル活用

大規模災害への対応力を強化するため、デジタル技術を活用して、災害対処能力の向上、平時の施設管理等に取り組む。

### 1 デジタル技術の活用

- ・ 防災DXの推進 [2-3(8)]
- ・ 職員によるデジタル技術の活用 [6-2(5)]

### 2 円滑な通行の確保

- ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]

### 3 基盤施設の整備・老朽化対策

#### ○道路施設

- ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]

#### ○津波防災施設

- ・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)]

#### ○河川等の防災施設

- ・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)]
- ・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)]

#### ○土砂災害等の防災施設

- ・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]

#### ○上下水道施設

- ・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)]
- ・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)]

## 第8章 計画の推進と進捗管理

### 第1節 住民総参加による取組

本計画の推進に当たっては、住民、企業、国、岩手県、周辺市町村等の地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要である。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、住民総参加の取組として、本計画を着実に推進していく。

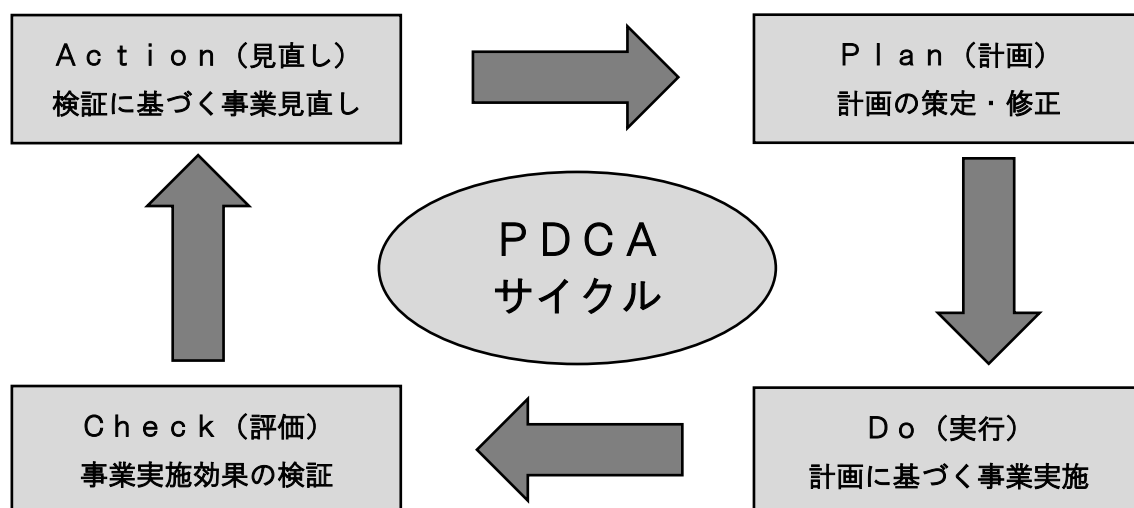
### 第2節 計画の進捗管理と見直し

#### 1 PDCAサイクルの徹底

本計画の実効性を高めていくためには、今回策定した本計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通して、次に実施する施策を見直していくことが重要である。

本村では、これまでも効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、住民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、達成状況や課題等を検証の上、次の政策等に適切に反映させる「行政評価」を行っている。

本計画においても、本村の行政評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」→「実行」→「評価」→「見直し」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行う。



## **2 KPIの進捗管理**

本計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、本計画の実効性を高め、その着実な推進を図る。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、その進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要な対策の追加や見直しを行い、施策・事業に反映する。

## **3 ほかの計画等の見直し**

本計画は、本村の強靱化の観点から、本村における様々な分野の計画等の指針となることから、ほかの計画等においては、本計画で示された指針に基づき、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。



# 第4部

## 資 料



第1編

野田村人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生



## 野田村 人口ビジョン

平成 28（2016）年 3 月 策定

令和 8（2026）年 2 月 一部改定



岩手県 野田村



## 目 次

1	はじめに.....	1
2	野田村の人口の現状.....	2
	（1）総人口の推移.....	2
	（2）年齢3区分別人口の推移.....	3
	（3）人口ピラミッドの推移.....	4
3	野田村の人口動向の分析.....	5
3-1	人口の動向.....	5
	（1）出生・死亡数、転入・転出数の推移.....	5
	（2）合計特殊出生率の推移.....	6
	（3）性別・年齢別未婚率の推移.....	6
	（4）自然増減と社会増減の推移.....	7
	（5）近年の年齢階級別の人口移動の状況.....	8
3-2	年齢階級別の人口動向分析.....	9
	（1）年齢階級別の人口移動の状況.....	9
	（2）転入転出の状況及び純移動数.....	10
	（3）5歳階級別・性別転入転出数、純移動数の状況.....	13
3-3	産業別就業・雇用に関する人口分析.....	17
4	人口の将来展望.....	19
4-1	目指すべき将来の方向.....	19
	（1）現状と課題の整理.....	19
	（2）目指すべき将来の方向.....	19
4-2	将来人口の推計.....	20
4-3	人口の将来展望.....	21
4-4	人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察.....	23
	（1）産業経済の状況.....	23
	（2）地域の産業における人材（人手）の過不足状況.....	23
	（3）都市構造に関する状況.....	23
	（4）公共サービスに関する状況.....	23
	（5）地域の産業経済に与える影響.....	23
	（6）住民生活に与える影響.....	24
	（7）財政に与える影響.....	24
5	おわりに.....	25



## 1 はじめに

野田村では、人口の減少や少子高齢化、産業の活性化、雇用の創出等の課題に対し、これまでも対策を進めてきたところ。

そのような中、国においては、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年 12 月には、人口の現状や将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向等を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

野田村においては、上記の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、平成 28 年 3 月に「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定した。また、その後、令和 5 年には第 2 期総合戦略を策定するなど、人口減少克服と地方創生に向けた取組を合わせて進めてきた。

今般、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による将来推計人口が公表されたことや、令和 8 年から令和 12 年度を計画期間とする第 3 期総合戦略策定の参考とするため、各種調査結果など最新のデータを基に改めて分析を行い、人口ビジョンを見直すこととしたものである。

本ビジョンは、現時点での人口減少がもたらす影響に関する認識をあらゆる主体の皆様と共有するとともに、今後目指すべき将来の方向を提示し、共に取り組んでいけるよう、人口の現状と将来展望を示したものである。

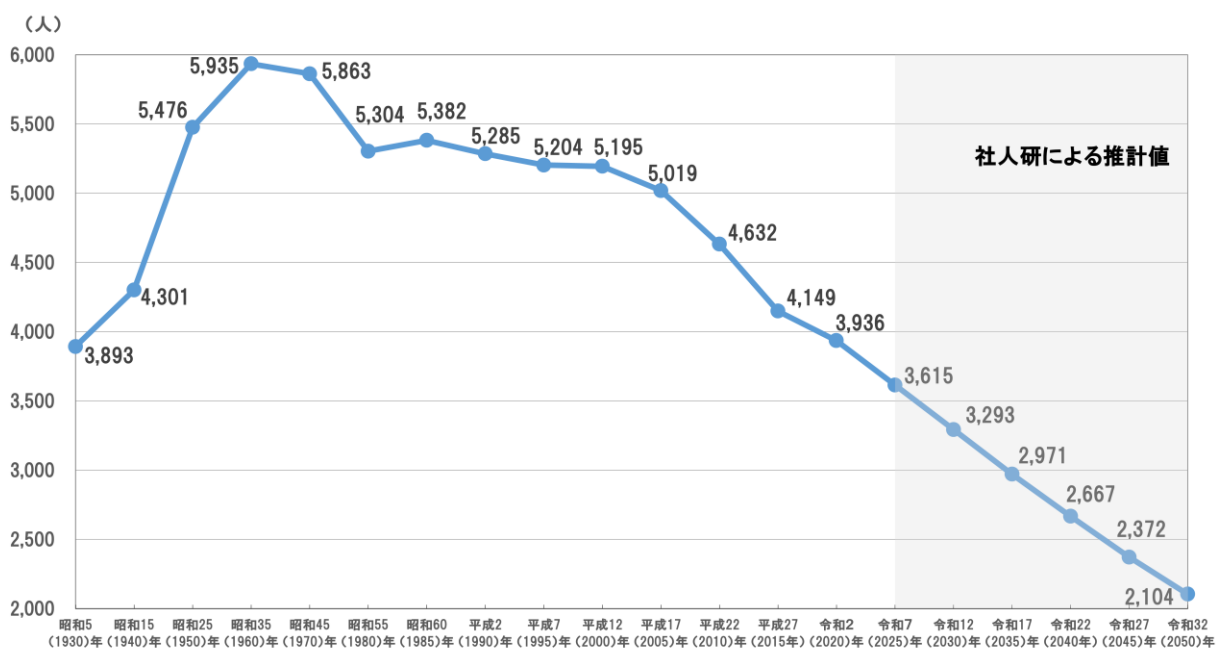
## 2 野田村の人口の現状

### (1) 総人口の推移

本村の人口は、昭和5（1930）年から昭和35（1960）年にかけて大幅に増加し、昭和35（1960）年の5,935人をピークに、その後は減少傾向が続いている。令和2（2020）年には、3,936人まで減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7（2025）年以降も減少傾向が続き、令和32（2050）年には、2,104人まで減少することが予測されている。

図表 総人口の推移



資料：国勢調査（1930～2020年）、国立社会保障・人口問題研究所令和5年12月推計

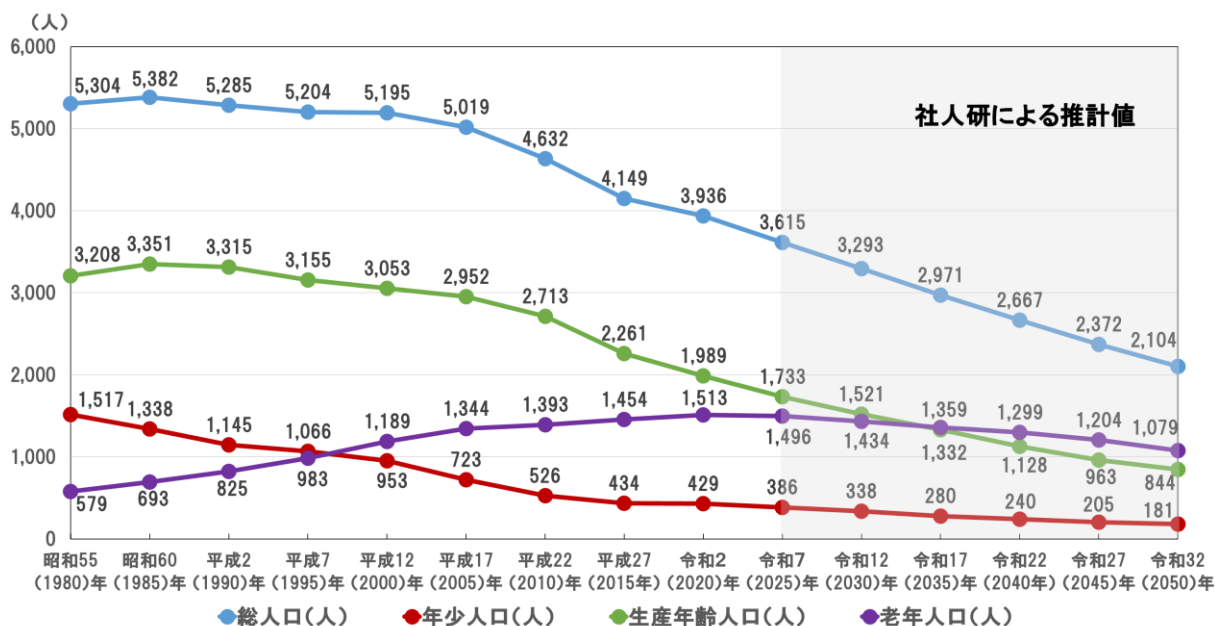
(2) 年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口（15～64歳）は、昭和60（1985）年の3,351人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には1,993人まで減少した。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、減少傾向がさらに続き令和32（2050）年には844人に減少すると予測されている。

年少人口（14歳以下）は、昭和55（1980）年以降減少傾向が続いており、令和2（2020）年に429人と約3分の1以下となっている。推計では、令和7（2025）年以降も減少傾向が継続し、令和32（2050）年には181人まで減少するとされている。

老年人口（65歳以上）は、昭和55（1980）年以降増加傾向にあり、令和2（2020）年には1,514人まで増加しました。推計では、令和2（2020）年をピークに減少傾向に転じ、令和32（2050）年には1,079人になるとされているが、老年人口が生産年齢人口を上回る状況になると予測されている。

図表 年齢3区分別の人口の推移



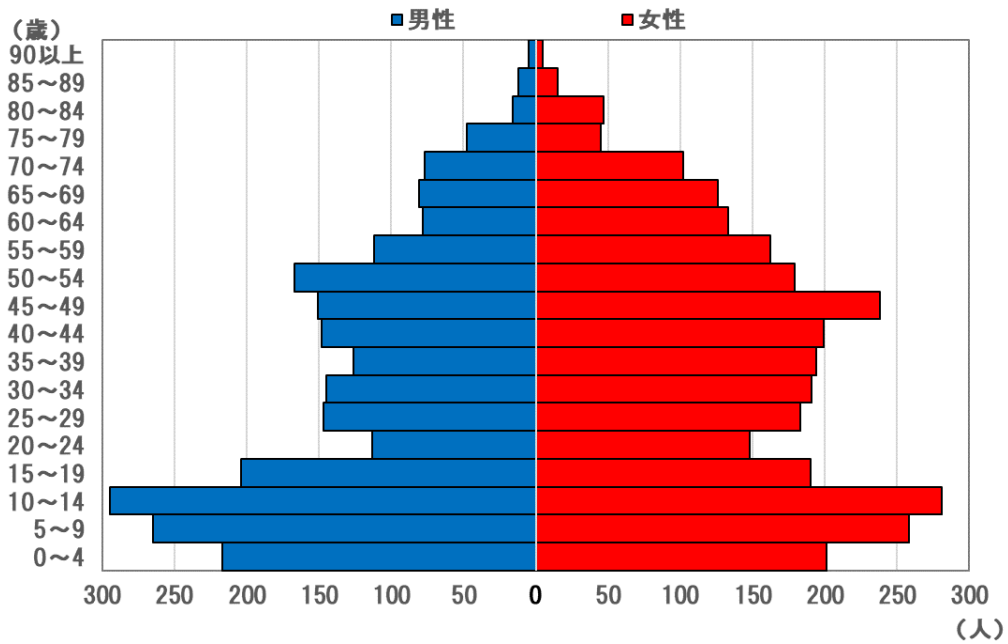
資料：国勢調査（1930～2020年）、国立社会保障・人口問題研究所令和5年12月推計

※令和2年の国勢調査結果においては、年齢不詳（5人）がいるため、「総人口」と「年少人口・生産年齢人口・老年人口の合算値」の値が異なるもの。

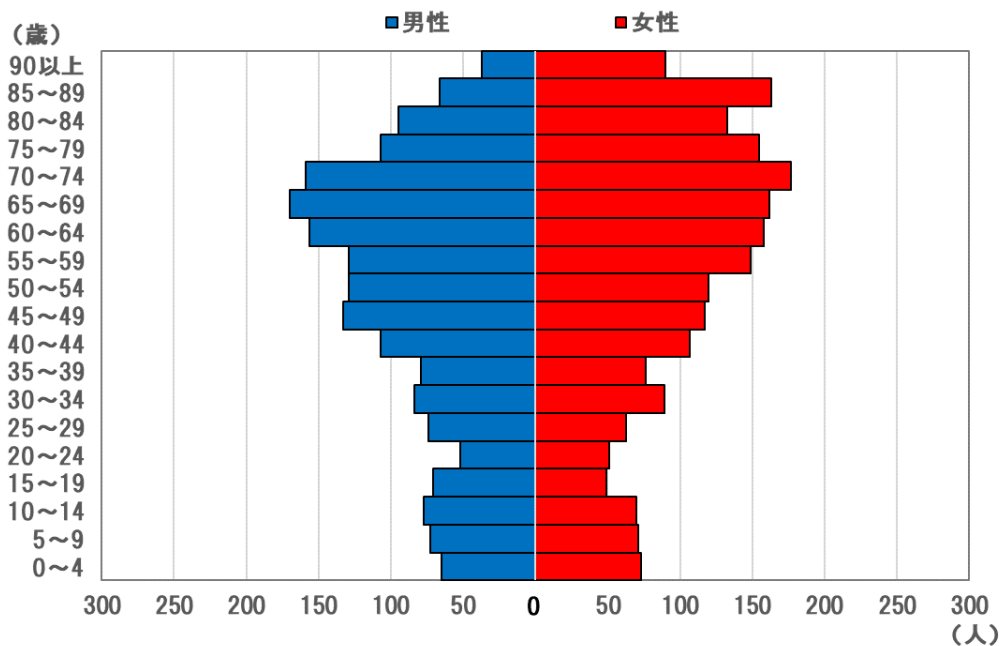
### (3) 人口ピラミッドの推移

人口ピラミッドの推移をみると、昭和 55（1980）年は男女ともに 10～14 歳の人口が最も多く、年少人口が多く老年人口が少ない「ピラミッド型」であった。一方、令和 2（2020）年になると、老年人口が増加し、年少人口が減少している。

図表 人口ピラミッド（昭和 55（1980）年）



図表 人口ピラミッド（令和 2（2020）年）



### 3 野田村の人口動向の分析

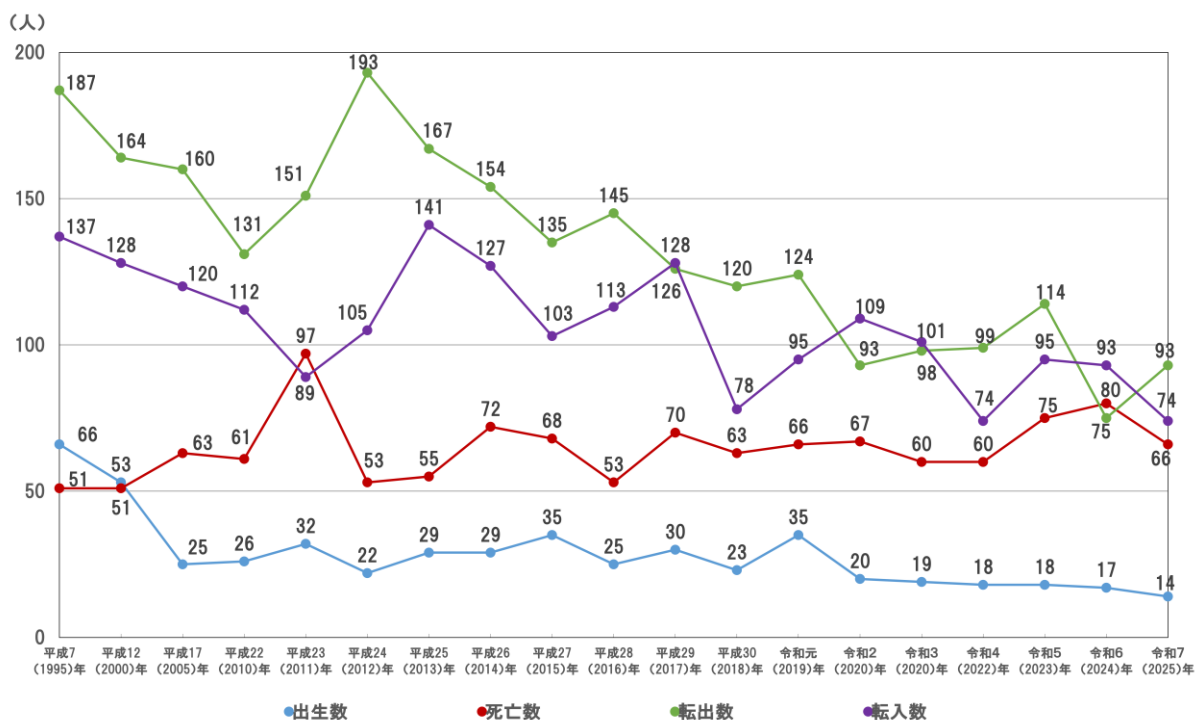
#### 3-1 人口の動向

##### (1) 出生・死亡数、転入・転出数の推移

出生数は、30人前後の水準で推移していたが、近年緩やかな減少傾向にある。死亡数は、平成23(2011)年を除いて、概ね60~70人程度で推移している。年により増減はあるものの、近年は死亡数が出生数を上回っている。

転入数は、長年減少傾向が続き、平成23(2011)年に初めて100人を下回った。その後は一時的に増加傾向に転じていたが、近年は年によって増減はあるものの緩やかな減少傾向にある。転出数は、年によって増減はあるものの減少傾向が続いていたが、100人程度の水準で推移しており、年によって転入数が転出数を上回って推移している。

図表 出生・死亡数、転入・転出数の推移

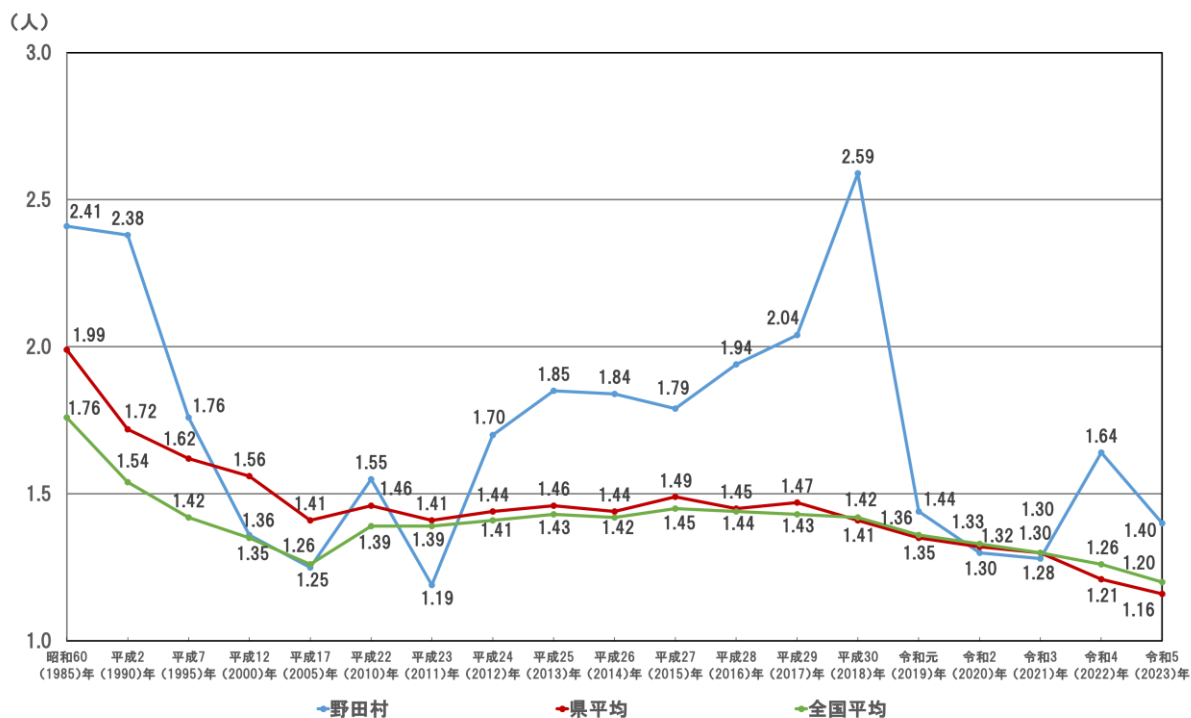


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

## (2) 合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、過去約40年間においては昭和60（1985）年の2.41をピークに減少傾向が続いていたが、平成24（2012）年から徐々に上昇し平成30（2018）年に2.59となった。令和元（2019）年以降は減少傾向が続いているが、全国平均及び県平均と比べ高い水準となっている。

図表 合計特殊出生率（昭和60（1985）年～令和5（2023）年）

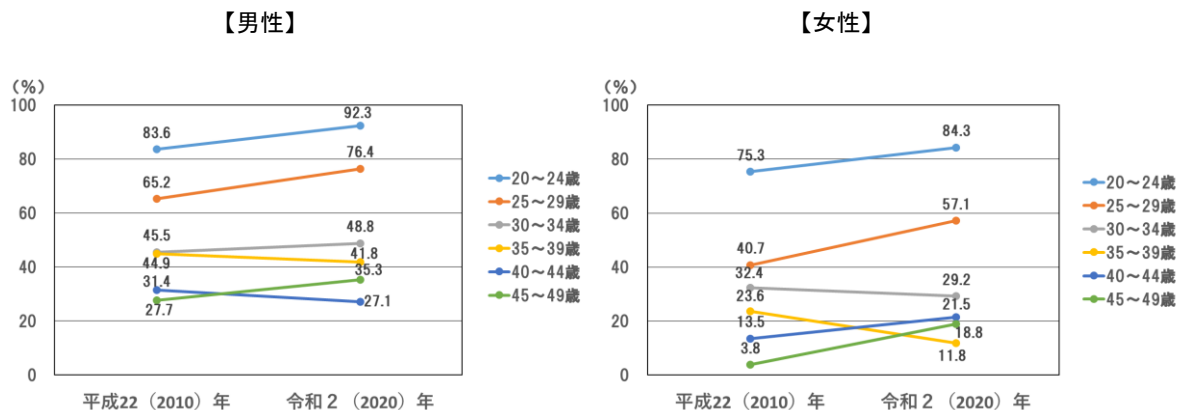


資料：岩手県人口動態統計

## (3) 性別・年齢別未婚率の推移

本村の性別・年齢別未婚率の推移をみると、男性は25～34歳及び45～49歳以上、女性は20～29歳及び40歳以上で未婚率が上昇しており、晩婚化の進行や生涯未婚者が増加しているものと推測できる。

図表 性別・年齢別未婚率の推移

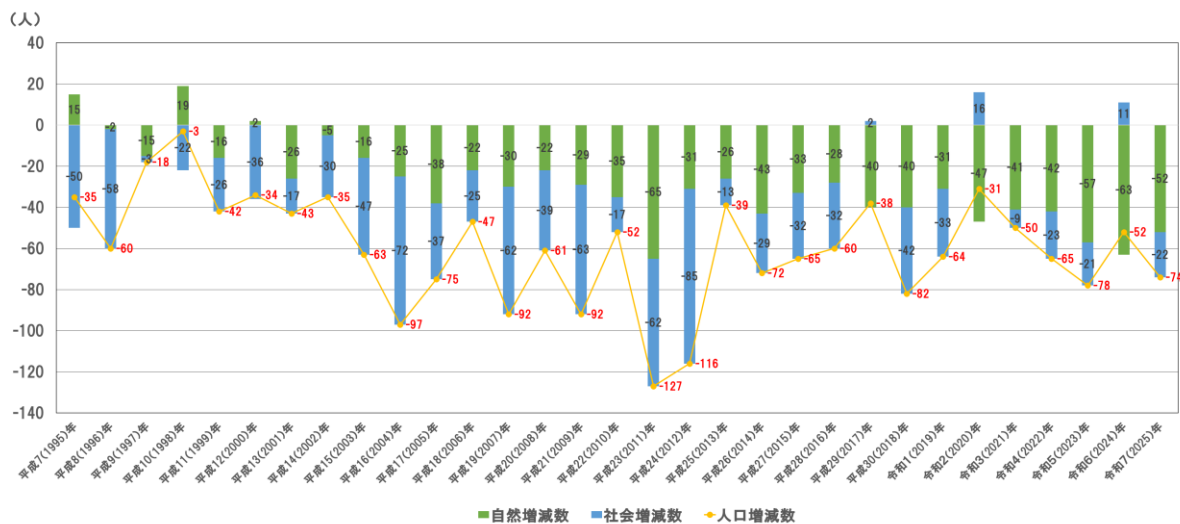


資料：国勢調査

(4) 自然増減と社会増減の推移

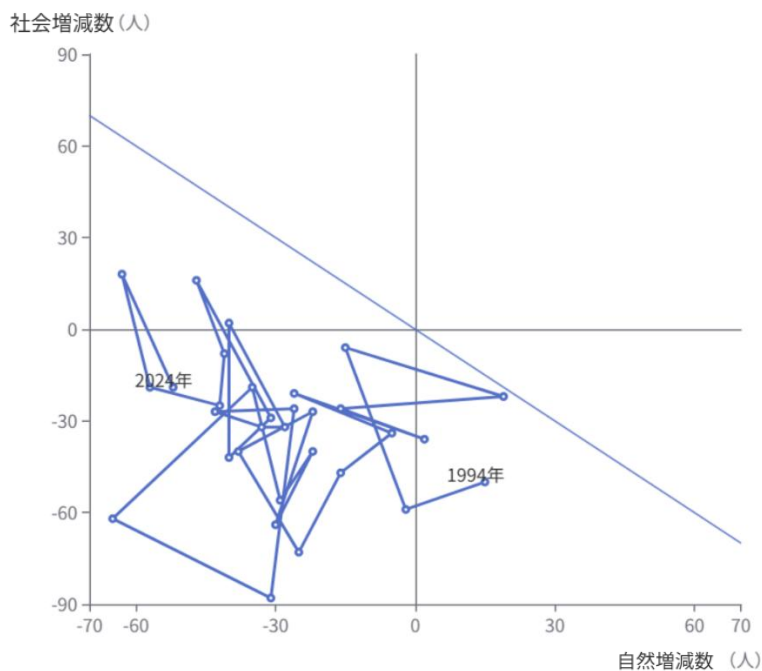
平成 17 (2005) 年以降の自然増減と社会増減の推移をみると、平成 29 (2017) 年、令和 2 (2020) 年及び令和 6 (2024) 年においては、社会増となっているが、その他の期間においては自然減、社会減となっており、人口減少が続いている。

図表 自然増減と社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

図表 自然増減と社会増減の推移 (散布図)



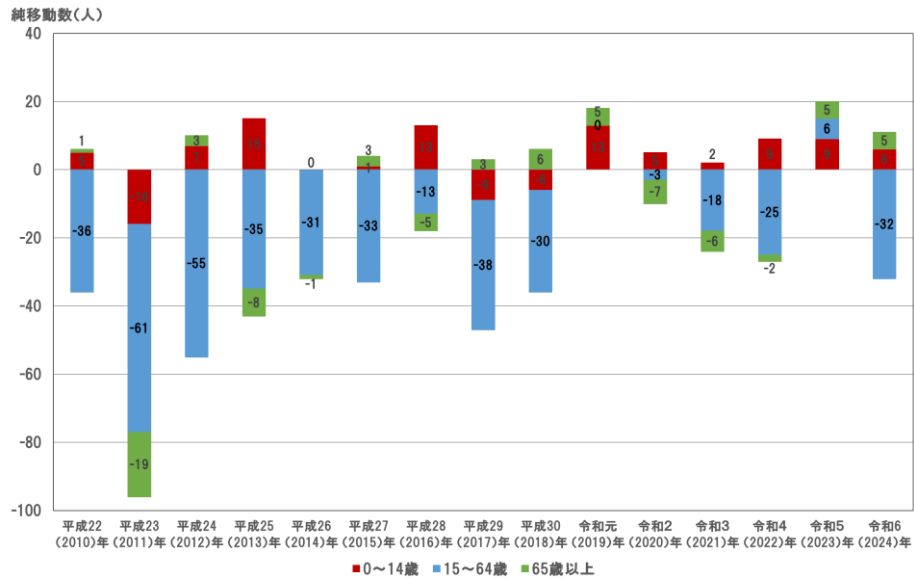
資料：「地域経済分析システム RESAS—人口増減分析」 (<https://resas.go.jp/population-sum/>)

「自然増減・社会増減の推移(散布図)」(出典元：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」再編加工)を加工して作成

(5) 近年の年齢階級別の人口移動の状況

近年の人口移動の状況をみると、平成22(2010)年以降、令和元(2019)年及び令和5(2023)年を除いた年において、転出者が転入数を上回る転出超過が続いている。特に、「15～64歳」において大幅な転出超過となっている。

図表 近年の年齢階級別の人口移動の状況



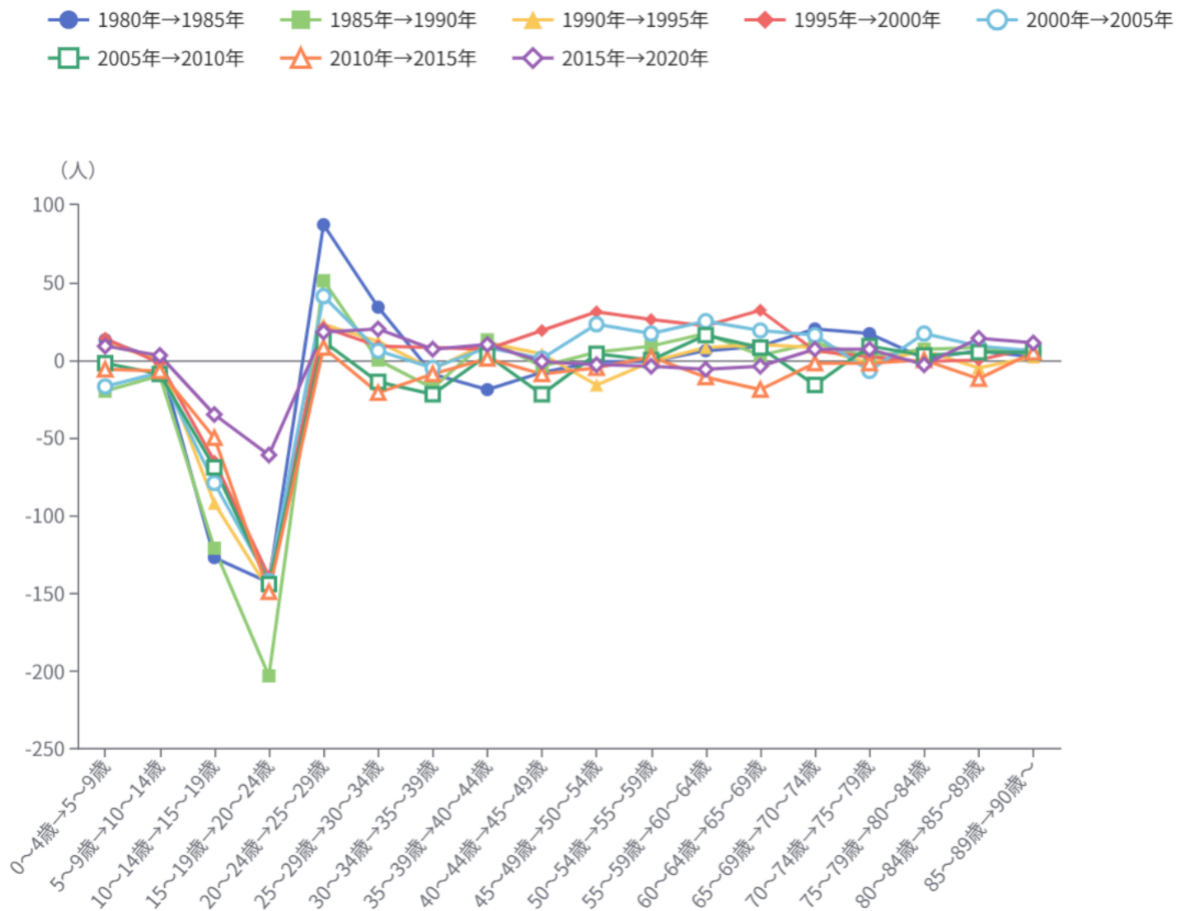
資料：住民基本台帳人口移動報告

### 3-2 年齢階級別の人口動向分析

#### (1) 年齢階級別の人口移動の状況

長期的な年齢階級別の人口移動の状況を比較すると、「15～19歳から20～24歳」までの年代で大幅な転出超過となっており、高校や大学への進学、就職に伴う転出の影響が大きいと考えられます。「20～24歳→25～29歳」にかけては転入超過となっており、大学卒業後等の段階で本村へ戻ってくる傾向が見られます。

図表 年齢階級別純移動数の推移（時系列分析）



資料：「地域経済分析システム RESAS－人口増減分析」 (<https://resas.go.jp/population-sum/>)

「年齢階級別純移動数の時系列分析」(出典元：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成)を加工して作成

## (2) 転入転出の状況及び純移動数

### ① 転入・転出と純移動数

令和6（2024）年における転入・転出と移動数をみると、転入数は71人、転出数は92人で、21人の転出超過となっている。

転入元・転出先はともに県内（通勤通学率10%圏外）が最も多く、転入数26人、転出数27人となっている。

通勤通学率10%圏とは、常住地における通勤・通学者数に占める、野田村で従業・通学する数の割合が10%以上の地域をいい、本村においては、久慈市が該当する。

図表 野田村の転入・転出と純移動数（令和6（2024）年）

	転入数	転出数	純移動数
県内（通勤通学率10%圏内）	14	16	-2
県内（通勤通学率10%圏外）	26	27	-1
県外（東北）	9	25	-16
県外（東北以外）	22	24	-2
合計	71	92	21

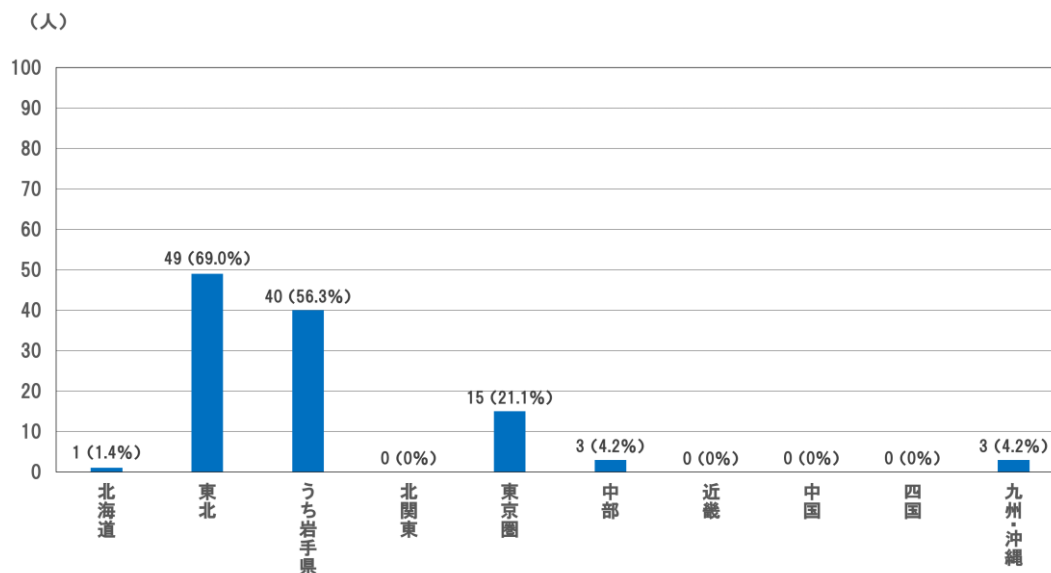
資料：住民基本台帳移動報告

## ②転入者の状況

本村への転入は、東北圏からの転入が最も多くなっており、そのうち6割近くが岩手県内からの転入となっている。続いて、東京圏からの転入が約2割となっている。

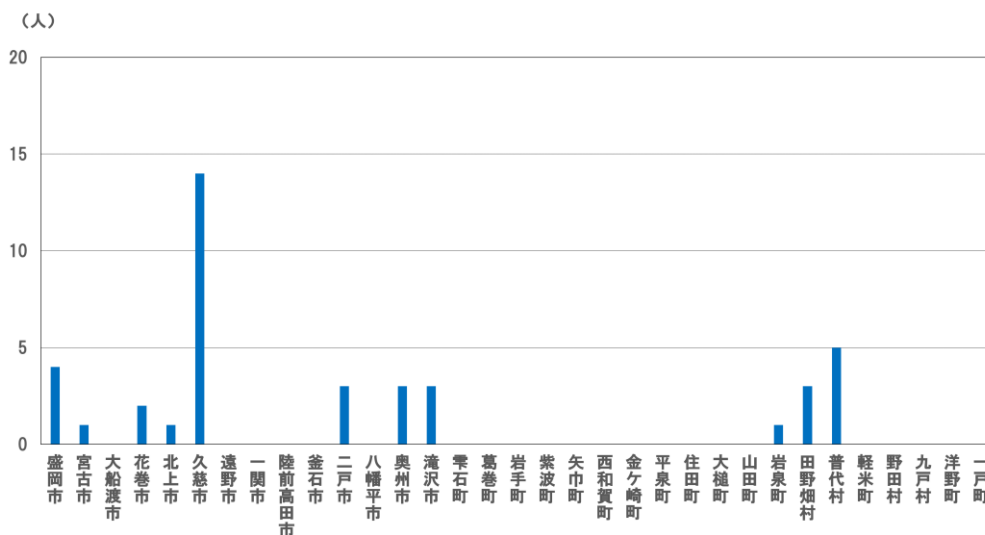
県内の市町村からの転入は、隣接する久慈市が最も多く、次に普代村、盛岡市と続いている。

図表 移動前の住所地別転入者数（地域ブロック別・令和6（2024）年）



資料：住民基本台帳移動報告

図表 移動前の住所地別転入者数（岩手県内市町村別・令和6（2024）年）



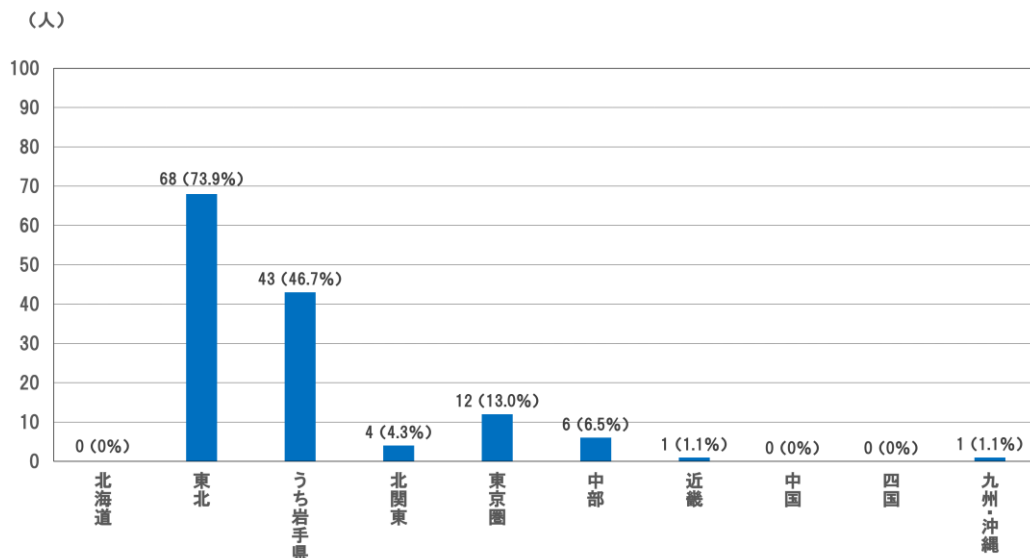
資料：住民基本台帳移動報告

### ③転出者の状況

本村の転出者数は、7割以上が東北圏への転出となっており、うち約6割が岩手県内への転出となっている。次に、東京圏への転出が3割弱となっている。

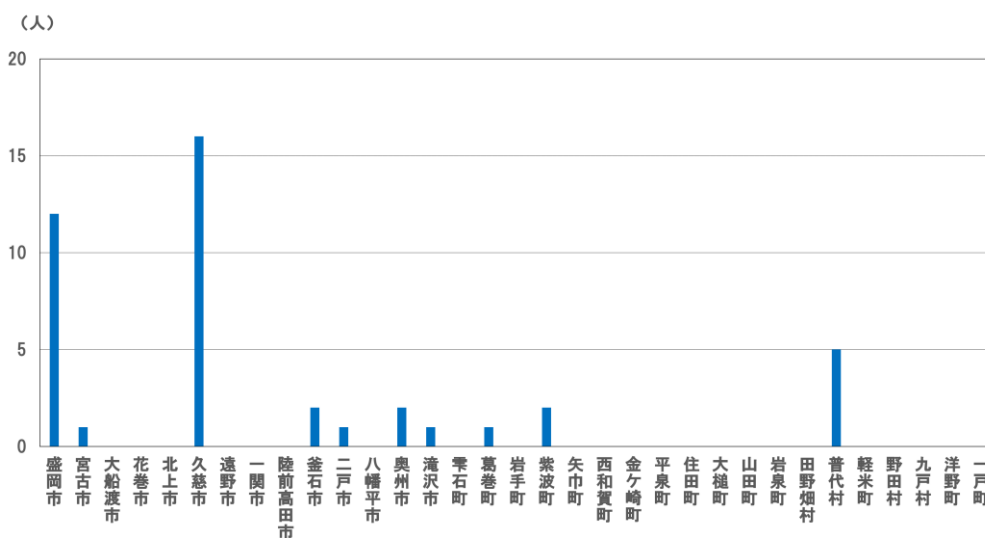
県内への転出者については、久慈市が突出して多く、次に盛岡市、普代村と続いている。

図表 移動後の住所地別転出者数（地域ブロック別・令和6（2024）年）



資料：住民基本台帳移動報告

図表 移動後の住所地別転出者数（岩手県内市町村別・令和6（2024）年）



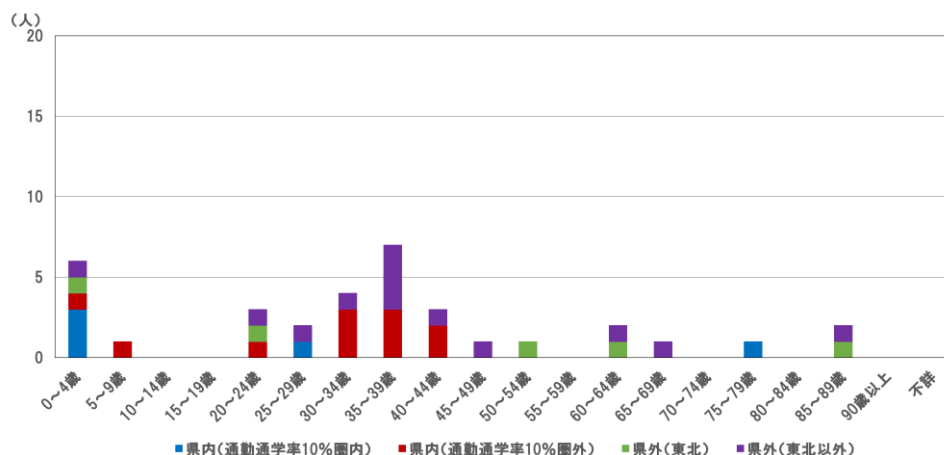
資料：住民基本台帳移動報告

(3) 5歳階級別・性別転入転出数、純移動数の状況

5歳階級別・性別をみると、転入については、男性においては35～39歳、女性においては30～34歳が多くなっている。その内訳をみると、男性の35～39歳においては県外（東北以外）が半数を超えているが、女性の30～34歳においては、県内（通勤通学率10%圏外）からの転入が多くなっている。

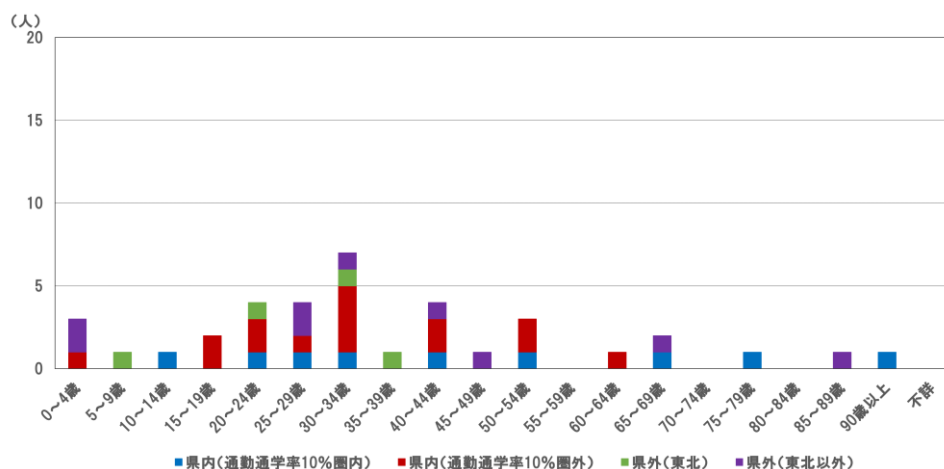
転出については、男性においては20～24歳、25～29歳が多くなっており、女性においては、15～19歳、20～24歳が多くなっている。その内訳をみると、男性においては、20～24歳では県内（通勤通学率10%圏外）と県外（東北以外）への転出が多く、25～29歳ではやや県外（東北以外）が多いものの、概ねどの区分も同程度となっている。女性においては、15～19歳では県内と県外（東北以外）への転出が多い一方、20～24歳では県外（東北）への転出が多くなっている。男性は、就職や転職に伴う県内外への転出が多いのに対し、女性は進学や就職、結婚に伴い県外へ転出する傾向が高いと推測される。

図表 5歳階級別転入数の状況（男性・令和6（2024）年）



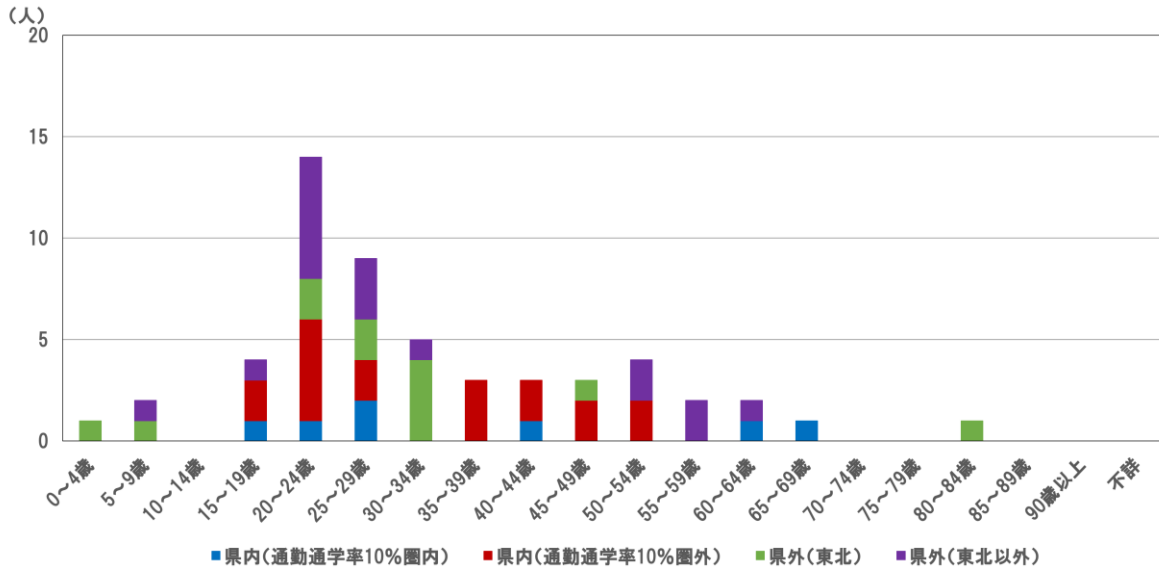
資料：住民基本台帳移動報告、住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（2024年）

図表 5歳階級別転入数の状況（女性・令和6（2024）年）



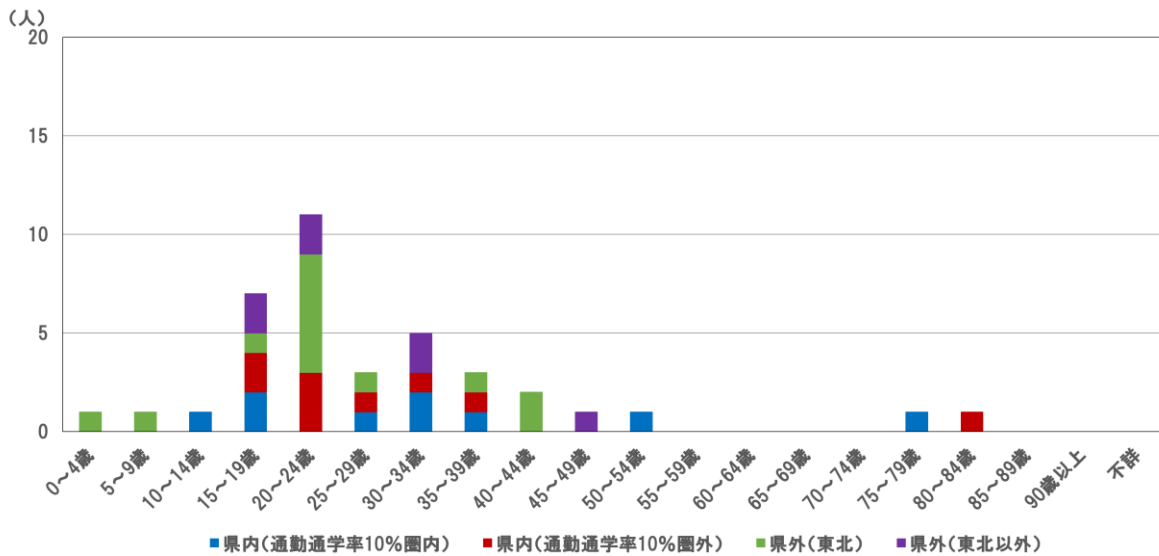
資料：住民基本台帳移動報告

図表 5歳階級別転出数の状況（男性・令和6（2024）年）



資料：住民基本台帳移動報告

図表 5歳階級別転出数の状況（女性・令和6（2024）年）



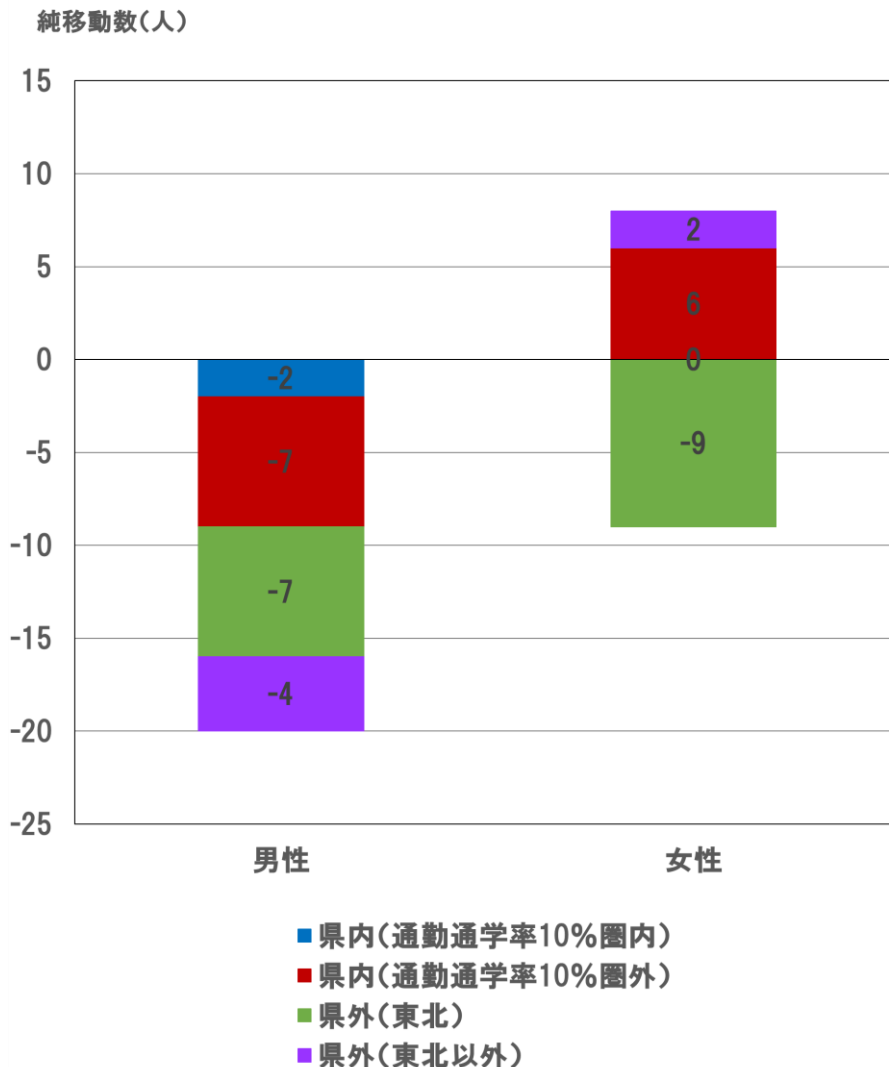
資料：住民基本台帳移動報告

本村の地域4区分別の純移動の状況を見ると、男性においては県内（通勤通学率10%圏外）及び県外（東北）への転出が最も多くなっている。女性においては、県内（通勤通学率10%圏外）及び県外（東北）への転出が多く、男女ともに県外（東北）からの転入を上回っている。

5歳階級別にみると、男性においては、20～24歳、25～29歳において、大幅な転出超過となっています。女性においては、男性と比べどの年代においても転出超過の傾向にあるが、15～19歳、20～24歳、25～29歳において、大幅な転出超過となっている。

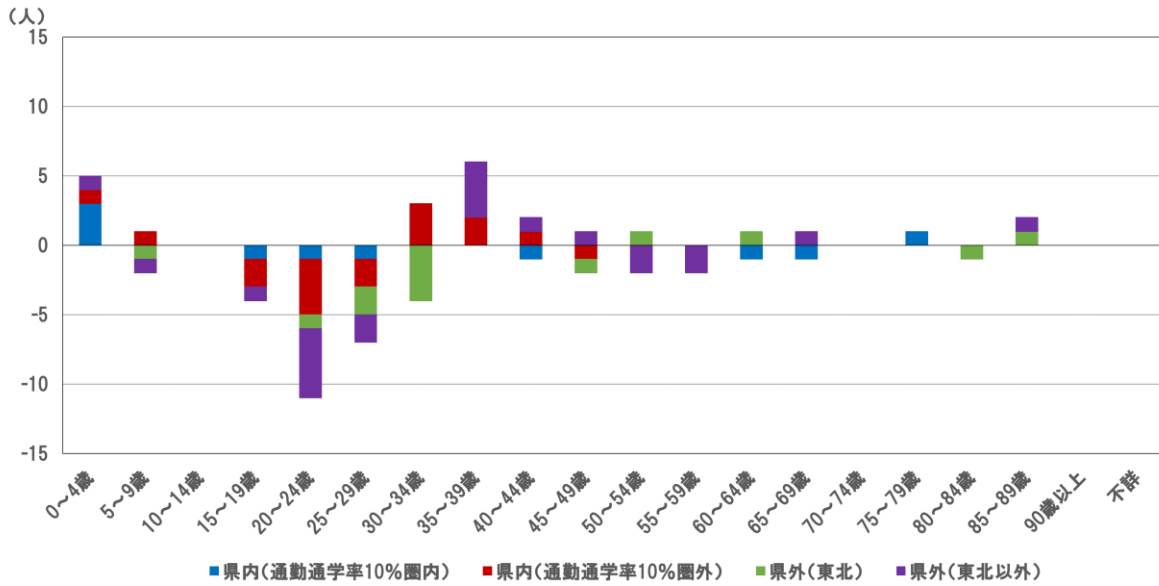
地域ブロック別にみると、男性は県外への転出が多い傾向があるのに対し、女性は県内（通勤通学率10%圏内）への転出が多い傾向となっている。

図表 野田村の純移動（令和6（2024）年）



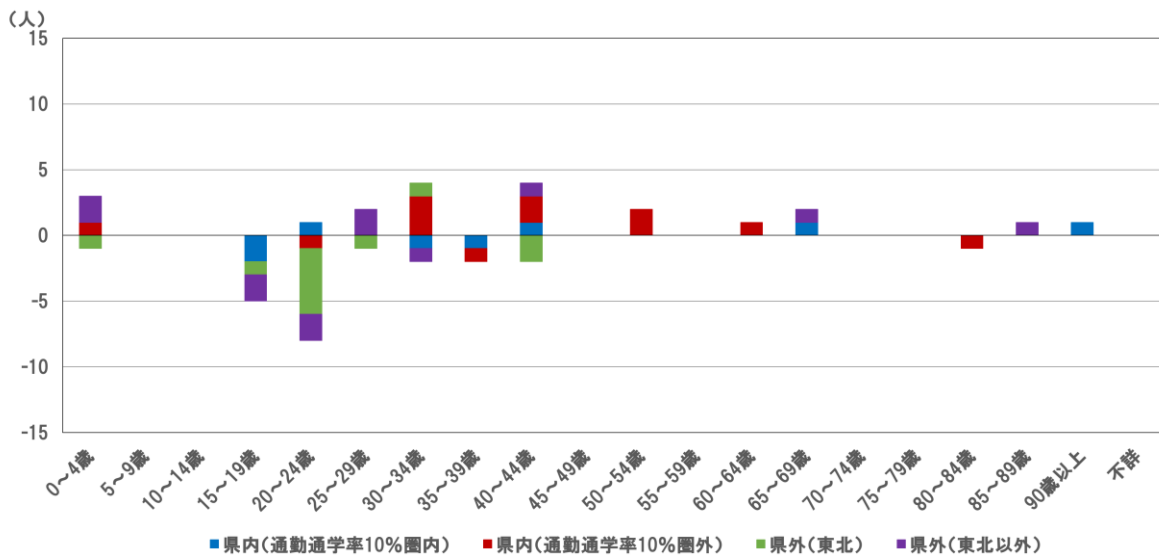
資料：住民基本台帳移動報告

図表 5歳階級別純移動の状況（男性・令和6（2024）年）



資料：住民基本台帳移動報告

図表 5歳階級別純移動の状況（女性・令和6（2024）年）

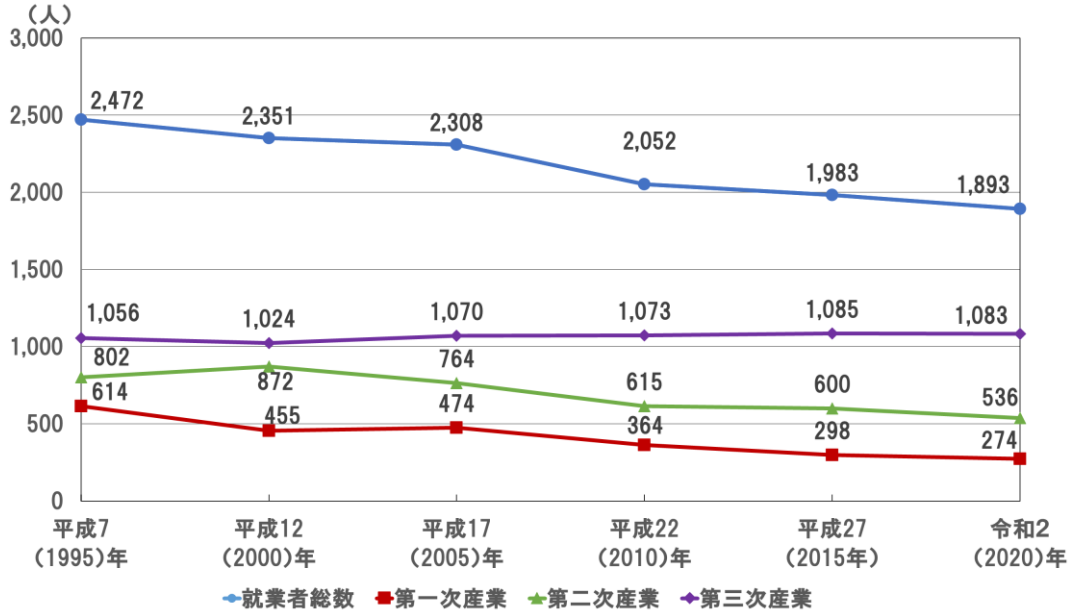


資料：住民基本台帳移動報告

### 3-3 産業別就業・雇用に関する人口分析

本村の産業別就業人口を見ると、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にあるが、第三次産業は緩やかな増加傾向にある。村全体の就業人口は減少傾向が続いており、雇用が減少していることが読み取れる。

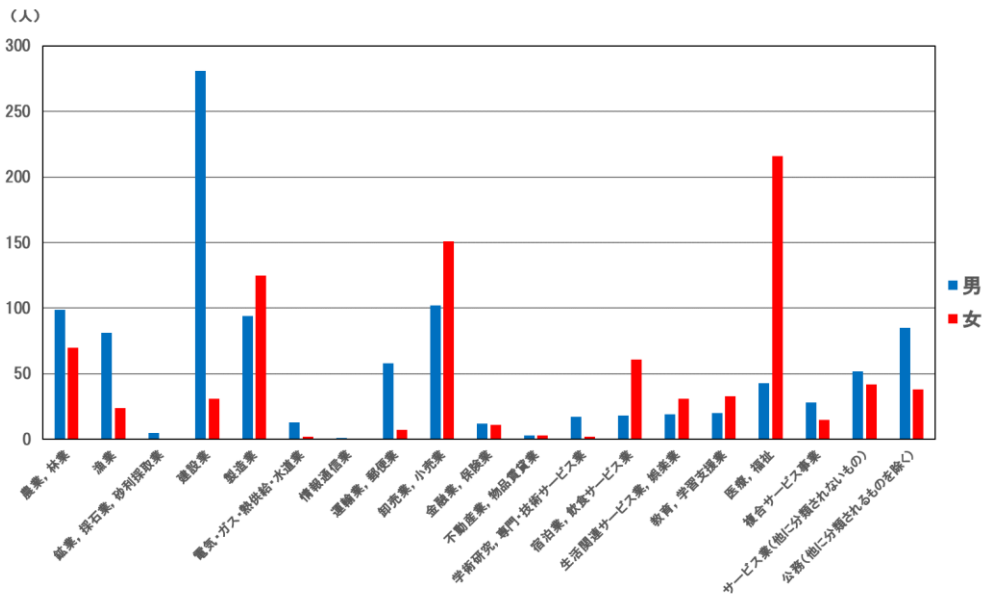
図表 産業別就業人口（15歳以上）



資料：国勢調査

男女別産業人口を見ると、男性は建設業の就業者が最も多くなっており、次に卸売業、小売業、農業、林業が多い傾向にある。女性は、医療、福祉の就業者数が最も多く、次に卸売業、小売業、製造業が多くなっている。

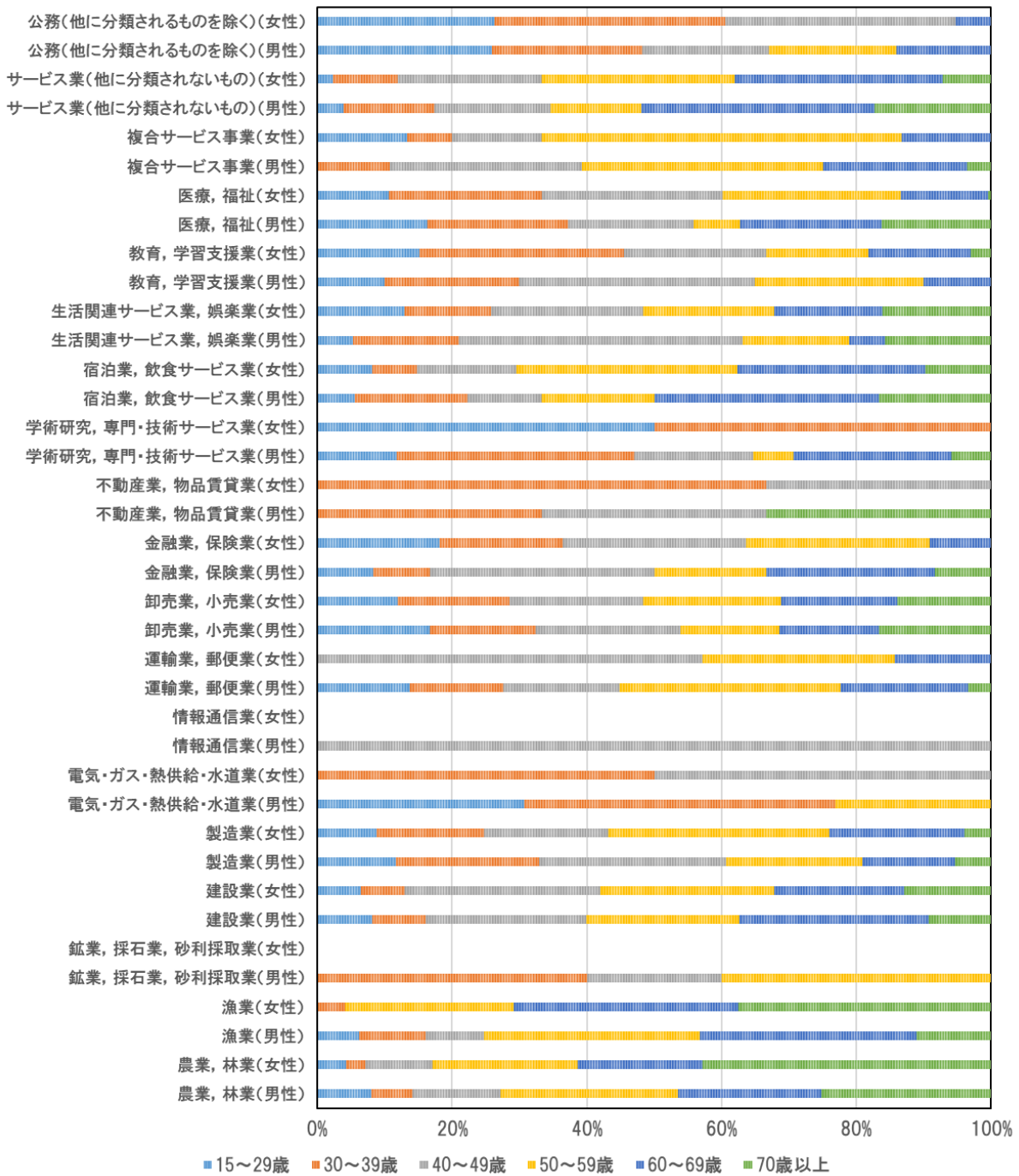
図表 男女別産業人口（令和2（2020）年10月1日現在）



資料：国勢調査

主な産業別に男女別就業者の年齢階級を見ると、他の産業と比較して、農業・林業・漁業等の第一次産業における60歳以上が占める割合が男女とも半数近くを占めており、高齢化が進んでいることが分かる。

図表 年齢階級別産業人口



資料：国勢調査

## 4 人口の将来展望

### 4-1 現状及び目指すべき将来の方向

#### (1) 現状と課題の整理

本村においては、昭和45（1970）年までは人口が増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じており、年少人口及び生産年齢人口の減少が進む一方で、老年人口が増加している。令和32（2050）年には2,104人まで減少することが予測されており、将来的により一層の高齢化及び少子化が進むとされている。

この人口減少の背景としては、生産年齢人口の進学や就職・結婚により近隣都市へ流出した後、本村へ戻ってきていないことが考えられる。

合計特殊出生率は令和5（2023）年に1.40と全国平均及び県平均より高い水準にある一方、特に20代～30代前半の既婚率が低い現状にあることから、晩婚化や未婚化が進んでいることも人口減少の一因と捉えられる。

農業・林業・漁業等の第一次産業を基礎とする本村の産業についても、就業者の高齢化や就業人口の減少が進み、後継者不足への対応が課題となっており、今後、人口減少が進むと、労働力不足の深刻化及びそれに伴う生産量の低下が懸念されるとともに、個人消費、地域内消費の縮小による地域経済の縮小も懸念される。

さらに、高齢化の進行により医療・福祉や公共交通機関へのニーズが高まる一方で、それを支える人材不足、財政負担の増大なども、今後起こりうると懸念される。

このような状況の中、村民が望む野田村の未来の姿としては、豊かな自然が守られるとともに、産業が発展し、安定した雇用が確保されており、かつ子育てしやすい環境や交通の利便性、商業集積が図られたまちが求められている。

#### (2) 目指すべき将来の方向

人口減少を正面から受け止め、人口規模が減少しても地域経済の成長や地域社会を維持するために本村が目指すべき将来の方向として、次の3つの方向を示し、取組を進めていくこととする。

##### ①産業振興により地域における安定した雇用を創出する ～人口の流出減～

本村の特徴である豊かな自然や食などを活かした産業の発展を図るとともに、第一次製品の生産量を増やすことで雇用の創出を目指し、野田村で働きたい若者の雇用の確保を推進する。

##### ②若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ～暮らしやすい村づくり～

本村で多くの人が子どもを生み育て、住み続けることができるよう、若い世代にとって魅力ある住宅を確保するなど、多様化するニーズにこたえ、野田村に住みたいと考える若い世代の様々な希望を叶える。

また、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

さらに、本村に住むだれもが、いつまでも安心して暮らすことのできるよう、住民同士が支え合うとともに、村内外の人々が集い、地域が連携し、高め合うコミュニティの形成を実現する。

##### ③地域への新しい人の流れをつくり出す ～人口の流入増～

本村が有する豊富な地域資源を活用し、その魅力を高め、広く発信していくことにより、人々が集い、住まう、交流のあるまちを実現する。

#### 4-2 将来人口の推計

本村の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の推計によると、令和 22（2040）年には 2,667 人になると見込まれており、更に令和 32（2050）年には 2,104 人まで減少すると予測されているが、この推計は何ら対策を講じなかった場合の人口推計である。

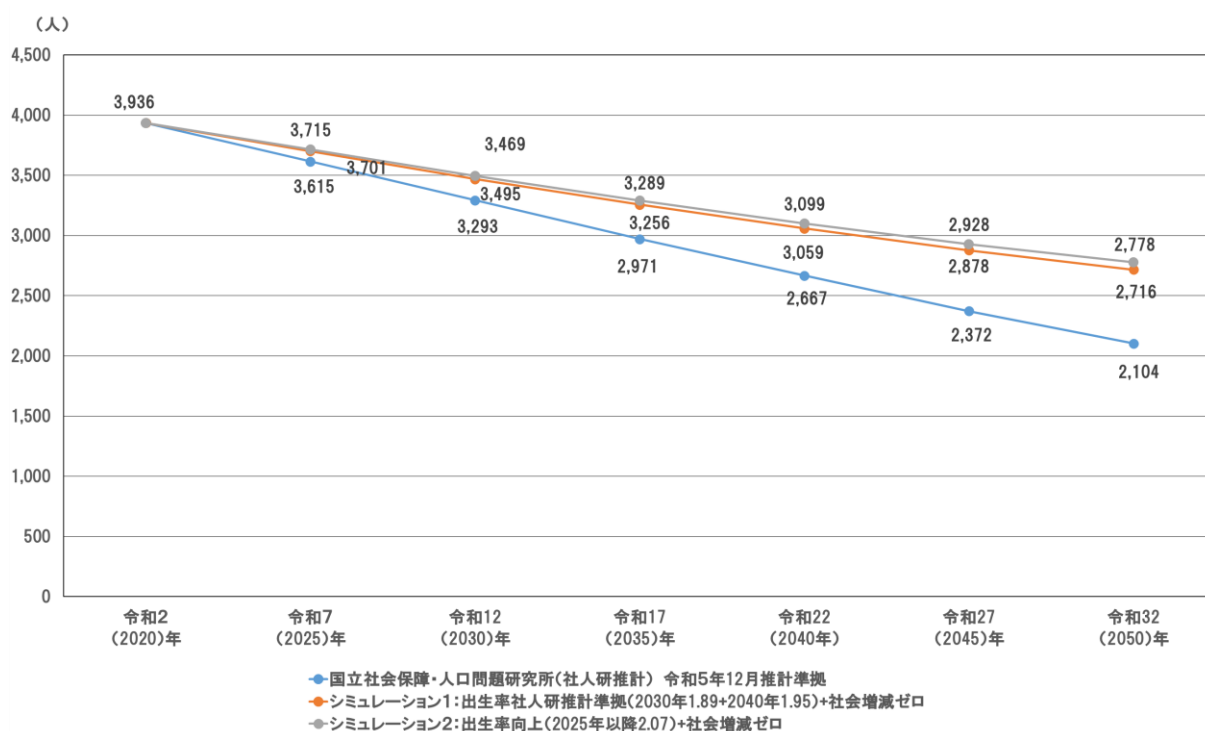
そこで、本村の将来人口に及ぼす自然増減や社会増減の影響を分析するため、社人研推計を準拠し、以下の 2 つの仮定を用いてシミュレーションを行ったところ、令和 32（2050）年において、シミュレーション 1 では 2,716 人、シミュレーション 2 では 2,778 人となった。いずれも社人研推計から 600 人以上の増加が見込まれるが、シミュレーション 1 とシミュレーション 2 において、大幅な変化が見られないことから、出生率の上昇と比較して、社会増減の方がより将来人口に対して大きな影響を及ぼすものと見込まれるところ。

図表 シミュレーションの内容

シミュレーション 1	社人研推計準拠において、令和 7（2025）年以降、社会増減ゼロが継続し、かつ出生率が社人研推計による見込値（令和 12（2030）年 1.89+令和 22（2040）年 1.95）に達した場合
シミュレーション 2	社人研推計準拠において、令和 7（2025）年以降、社会増減ゼロが継続し、かつ出生率が国が示す人口置換水準※である 2.07 に達し継続した場合。

※人口置換水準とは、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のことをいう。

図表 社人研推計に基づく将来人口のシミュレーション



### 4-3 人口の将来展望

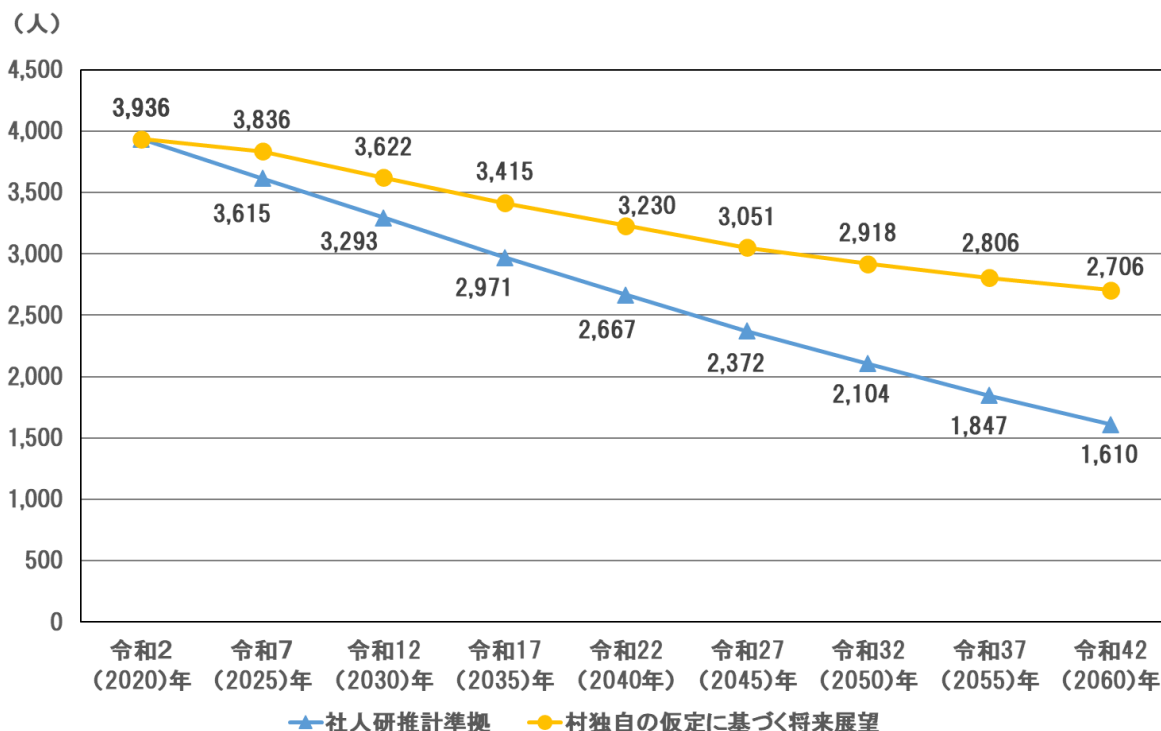
本村の将来人口は、社人研推計や社人研推計を準拠したシミュレーションのいずれの結果においても、令和 32（2050）年に 3,000 人を割り込むことが予測される。

本村では、人口減少が続く事態を正面から受け止め、人口規模が縮小しても地域経済の成長や地域社会を維持できる野田村をめざし、「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進することにより、次の仮定を実現し、令和 22（2040）年に 3,230 人、令和 32（2050）年に 2,918 人、令和 42（2060）年に 2,706 人の人口を確保することを目指す。

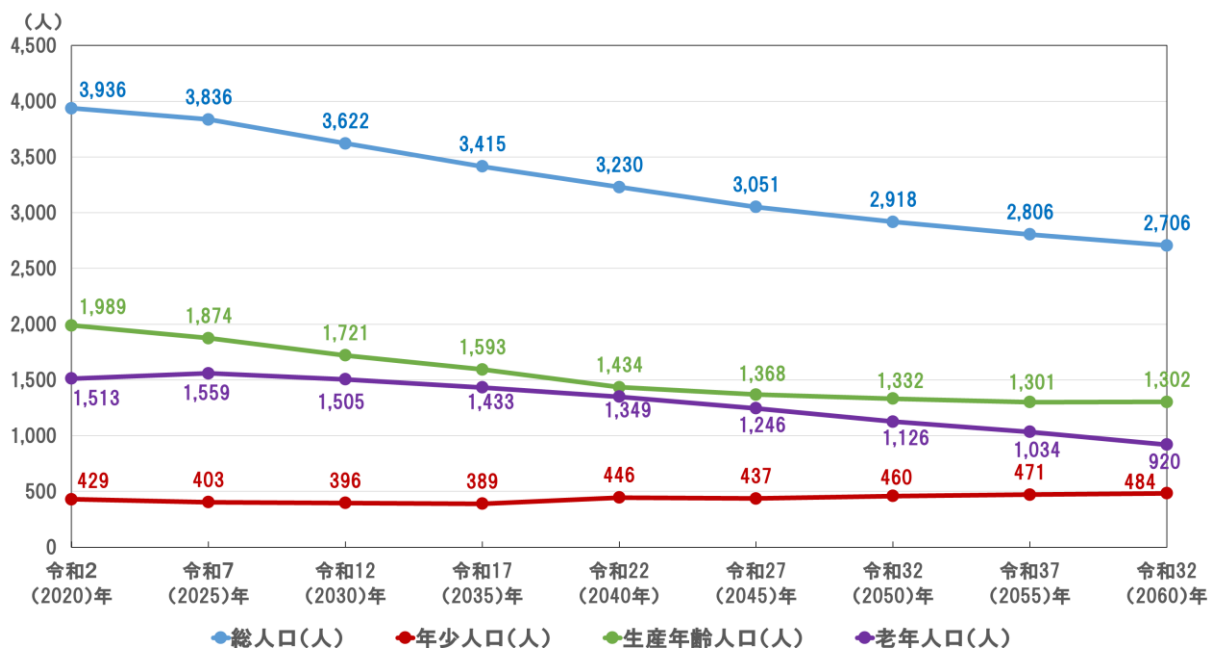
#### <将来展望に関する仮定>

- ・ 令和 7 年度の人口について、社人研推計の推計値（3,615 人）と実際に村の住民基本台帳に登録されている数値（3,836 人）に差が生じていることから、令和 7 年度の数値について、村の住民基本台帳の数値を採用し、人口推計を行う。
- ・ 合計特殊出生率は、令和 7（2025）年に 2.6 まで上昇し、以降も同水準を継続。
- ・ 社会増減ゼロ。

図表 総人口の将来展望



図表 年齢3区分別人口の将来展望



	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年
総人口	3,936	3,836	3,622	3,415	3,230	3,051	2,918	2,806	2,706
年少人口	429 (10.9%)	403 (10.5%)	396 (10.9%)	389 (11.4%)	446 (13.8%)	437 (14.4%)	460 (15.7%)	471 (16.8%)	484 (17.9%)
生産年齢人口	1,989 (50.5%)	1,874 (48.9%)	1,721 (47.5%)	1,593 (46.7%)	1,434 (44.4%)	1,368 (44.8%)	1,332 (45.7%)	1,301 (46.4%)	1,302 (48.1%)
老年人口	1,513 (38.4%)	1,559 (40.6%)	1,505 (41.6%)	1,433 (41.9%)	1,349 (41.8%)	1,246 (40.8%)	1,126 (38.6%)	1,034 (36.8%)	920 (34.0%)

※令和2年の国勢調査結果においては、年齢不詳（5人）がいるため、「総人口」と「年少人口・生産年齢人口・老年人口の合算値」の値が異なるもの。

#### 4-4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

##### (1) 産業経済の状況

###### ●就業人口の減少により、地域の産業・経済の縮小等が予測される

本村は、農業・林業・漁業等の第一次産業が盛んであるが、近年、就業人口は減少傾向にあり、平成22(2010)年から令和2(2020)年の10年間に90人減少した。第三次産業では増加傾向にあるが、第二次産業においても就業人口の減少傾向が見られ、総じて就業人口が減少していることから、地域の産業・経済の縮小などが予測される。

##### (2) 地域の産業における人材(人手)の過不足状況

###### ●生産年齢人口の減少に伴う従業員の高齢化や後継者不足により、技術や事業の伝承が困難となるとともに、医療、福祉、介護に携わる専門の人材の不足が懸念される

令和2(2020)年に人口の5割を超えていた生産年齢人口は、令和30(2050)年には4割程度まで低下するとされており、生産年齢人口の減少に伴う従業員の高齢化や後継者不足により、技術や事業の伝承が困難となることが予測される。また、農業・林業・漁業等の第一次産業における高齢化が進んでおり、担い手の育成が課題となっている。

加えて、後期高齢者の増加により、医療、福祉、介護の需要が増加すると見込まれる一方で、それらに携わる専門の人材の不足が懸念される。

##### (3) 都市構造に関する状況

###### ●高齢者の増加により地域公共交通の需要が高まる一方、利用者の減少による経営への影響が予測される

本村には、三陸鉄道北リアス線や、村営バスがあり、村の東端を国道45号が走っている。また、三陸沿岸道路野田インターチェンジが整備され、交通のアクセスが改善しているが、今後、高齢者の増加により地域公共交通の需要が高まることが予想される。一方で、人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、通勤(通学)等の利用の減少につながり、公共交通機関の経営に影響を及ぼすと予測される。

##### (4) 公共サービスに関する状況

###### ●人口減少等の理由による税収の減収が見込まれる中、公共施設・インフラの効率的な維持管理・運営が必要となる

公共施設・インフラの老朽化への対応が必要となってきた中、施設の維持管理費、補修費の増大が大きな課題となっている。今後、人口減少等の理由により税収の減収が見込まれる中、より一層の効率的な維持管理・運営が必要となる。

##### (5) 地域の産業経済に与える影響

###### ●生産年齢人口の減少により、労働力不足と生産量の低下が懸念される

生産年齢人口の減少に伴い、労働力不足が深刻化するとともに、それに伴う生産量の低下が懸念される。また、総人口の減少により、個人消費、地域内消費が縮小し、地域経済の縮小等につながる懸念される。

(6) 住民生活に与える影響

- 人口の流出や高齢化による住民サービスの縮小、および地域活動の担い手の減少による地域社会の機能低下が危ぶまれる

転出超過に伴う人口の流出や高齢化により、小売や飲食、医療等の住民サービスが縮小し、日常生活が不便になる恐れがある。また、地域活動の担い手の減少も予測され、自治会や消防団といった地域の自主的な活動が低下し、地域社会の機能低下が危ぶまれる。

(7) 財政に与える影響

- 少子高齢化の進展による社会保障関連費の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少による税収の減収が予想される

少子高齢化の進展にともない、医療費負担の増加や社会保障関連費の増加など、将来的に住民負担及び行政負担が増加することが見込まれる。一方、生産年齢人口の減少により、税収の減少が見込まれる。

## 5 おわりに

野田村人口ビジョンは、人口減少を緩やかにするための目指すべき将来の方向性と、本村の総人口が令和 42（2060）年に 2,706 人となる将来展望を示している。総人口は今（令和 7 年）より 1,100 人ほど少なくなるが、人口減少を増加に転じさせることはもとより、緩やかな減少を目指すことすら極めて困難と予測されている中、これを実現させるためには、多くの課題を解決していく必要がある。

本ビジョンで示す将来展望は、課題を解決するために行う施策を実施した結果を反映し、目指すべき目標人口として掲げたものである。その実現に向けて、本村では、人口減少対策や地方創生の取り組みを一体的に推進するため、「野田村総合計画」や「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少が続く事態を正面から受け止め、人口規模が縮小しても地域経済の成長や地域社会を維持でき、本村の恵まれた環境において村民のみなさんがいきいきと住み続けられるよう、地域のみなさんと共に取り組んでいく。

# 第2編

計画策定の経過  
及び策定委員会名簿等

## 第1章 計画策定の経過

「野田村総合計画 野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略 野田村国土強靱化地域計画（以下の表において、「総合計画等」という。）は、野田村総合計画策定委員会を中心として、21世紀むらづくり委員会の審議を踏まえて策定した。

「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下の表において「総合戦略」という。）」及び「野田村国土強靱化地域計画（以下の表において「国土強靱化計画」という。）」は、「野田村総合計画（以下の表において「総合計画」という。）」の策定事務と並行して進めた。

年 月 日	内 容
令和7年4月30日	総合計画策定に係る検討会議 ※庁内会議において総合戦略及び国土強靱化地域計画と合冊して計画策定することを決定、内部・外部協議の方針検討
令和7年5月21日	村政調査会において総合計画等の説明及び特別委員の説明 野田村総合計画策定委員会規定の一部改正 ※特別委員規定を追加
令和7年6月20日	第1回 21世紀むらづくり委員会 全体会 総合計画の説明（特別委員の報告、スケジュール等）
令和7年7月25日	第1回 野田村総合計画策定委員会幹事会 総合計画策定事務の説明
令和7年8月1日	第1回 野田村総合計画策定委員会 基本構想素案、基本計画策定事務、村民アンケート等を審議
令和7年6～8月	住民懇談会にて村民アンケートの説明、協力依頼
令和7年8月15日	村政調査会において基本構想及び村民アンケート実施の説明
令和7年8月29日 ～9月26日	村民アンケートを行政連絡員を通じて配布 村民アンケート回収期間
令和7年9月24日	第2回 野田村総合計画策定委員会幹事会 基本計画素案等の協議
令和7年10月2日	第2回 野田村総合計画策定委員会 基本構想修正、基本計画素案、主要事業・総合戦略・国土強靱化計画策定事務等を審議
令和7年10月15日	第1回 21世紀むらづくり委員会 総務・住民福祉部会 特別委員任命書交付、審議事項の諮問、基本構想・基本計画素案、主要事業・総合戦略・国土強靱化計画策定事務等を審議
令和7年10月22日	第1回 21世紀むらづくり委員会 産業振興・地域整備部会 ※審議内容は、上記総務・住民福祉部会と同じ
令和7年11月17日	第3回 総合計画策定委員会幹事会 村民アンケート結果報告、主要事業計画素案、総合戦略構成案、国土強靱化計画素案を審議

年 月 日	内 容
令和7年11月27日	第3回 総合計画策定委員会 村民アンケート結果報告、主要事業計画素案、総合戦略構成案、国土強靱化計画素案、財政見直し等を審議
令和7年12月5日	議員全員協議会において村民アンケート結果の報告
令和7年12月17日	第2回 21世紀むらづくり委員会 総務・住民福祉部会 村民アンケート結果報告、主要事業計画・総合戦略・国土強靱化計画素案、財政見直し等を審議
令和7年12月22日	第2回 21世紀むらづくり委員会 産業振興・地域整備部会 ※審議内容は、上記総務・住民福祉部会と同じ
令和8年1月15日	村政調査会において総合計画等の原案を説明
令和8年1月30日	第4回 総合計画策定委員会 総合計画等の原案を審議
令和8年2月10日	第2回 21世紀むらづくり委員会 全体会 各部会の審議結果報告、総合計画等の原案を審議し、答申。
令和8年2月24日	総合計画における議決事項（基本構想・基本計画）を3月定例議会に議案提出。
令和8年3月4日 ～3月13日	3月定例議会
令和8年4月	策定した総合計画等を公表（野田村公式ウェブサイト）

## 第2章 策定委員会名簿等

### 第1節 野田村総合計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
副 村 長	小谷地 鉄也	委員長
教 育 長	菊 地 理	副委員長
総 務 課 長	大 沢 勝 利	
住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子	
保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘	
産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴	
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明	
地 域 整 備 課 長	前 川 満	
未 来 づ く り 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦	
議 会 事 務 局 長	中 野 俊 男	
教 育 次 長	明 内 和 重	
特 別 委 員 岩手県立大学総合政策部 教授	新 田 義 修	産業振興
特 別 委 員 東北福祉大学共生まちづくり学部 教授	石 塚 裕 子	地域づくり

### 第2節 野田村総合計画策定委員会幹事会幹事名簿

職名	氏名	備考
総 務 課 長	大 沢 勝 利	幹事長
産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴	副幹事長
総務課庶務防災班総括主査	八 幡 重 光	
住民生活課住民生活班総括主査	小 林 潤	
保健福祉課福祉班総括主査	上 山 晃	
産業振興課農林班総括主査	北 田 圭 太	
税務課税務班総括主査	前 川 浩 一	
地域整備課上下水道班総括主査	高 田 光 晴	
未来づくり推進課未来づくり推進班総括主査	菅 崎 裕 平	
出 納 室 会 計 班 主 査	大 沢 洋 晃	
監 査 委 員 書 記 主 査	畑 田 純 一	
教育委員会事務局主幹兼学校教育班総括主査	古 山 秋 男	

### 第3節 21世紀むらづくり委員会名簿

部会名	職名	氏名	所属	備考	
総務部会 (7人)	部会長	鈴木 淳市	野田村漁業協同組合		
	副部会長	新山 イネ子	野田村生活研究グループ		
			米田 俊幸	第3地区(下・上泉沢、中平、南浜)	委員長
			外館 ミツエ	新岩手農業協同組合 女性部久慈支部南分会	
			大沢 伸子	野田村むらづくり運動推進協議会	
			南川 正樹	野田小学校PTA	
			大沢 剛	野田中学校PTA	
住民福祉部会 (7人)	部会長	小原 裕樹	野田白寿会		
	副部会長	根井 まき子	野田村保育会		
			明内 清一	第5地区(門前小路、前田小路、横町)	
			野崎 泰斗	第7地区(下・上明内)	
			中野 日和	野田村青年会	
			柏木 貴美子	特定非営利活動法人 風花	副委員長
			澤口 栄一	野田村社会福祉協議会	
産業振興部会 (7人)	部会長	安藤 正樹	野田漁友会		
	副部会長	中野 琢磨	第4地区(新町、本町、旭町)		
			中村 一彦	第1地区(大葛、種綿、間明、日形井)	
			畑村 和也	野田村森林組合	
			島川 良文	下安家漁業協同組合	
			北田 雅徳	野田村商工会青年部	
			北田 一子	野田村商工会女性部	
地域整備部会 (7人)	部会長	玉川 勝愛	第8地区(玉川、玉鉾、根井、下安家)		
	副部会長	米田 博樹	第2地区(米田、和野平、沢山)		
			檜見 幸雄	第3地区(下・上泉沢、中平、南浜)	
			小谷地 英正	第4地区(北区、愛宕町)	
			野崎 誠孝	第6地区(中沢、広内、港、下・中・上新山)	
			吉田 照夫	野田村老人クラブ連合会	
			道上 文明	住民(一般公募)	
特別委員		小野寺 光男	野田村議会議員 総務教民常任委員長		
		中川 昇	野田村議会議員 産業常任委員長		
		新田 義修	岩手県立大学総合政策部 教授	産業振興	
		石塚 裕子	東北福祉大学共生まちづくり学部 教授	地域づくり	

## 第4節 事務局名簿

### 1 野田村総合計画

職 名	氏 名	備 考
総 務 課 長	大 沢 勝 利	
総 務 課 財 政 班 総 括 主 査	小野寺 修 一	
総 務 課 財 政 班 主 事	川 崎 雄 海	
総 務 課 財 政 班 主 事	館 下 ひかる	

### 2 野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略

職 名	氏 名	備 考
未 来 づ く り 推 進 課 長	小野寺 輝 彦	
未来づくり推進課未来づくり推進班総括主査	菅 崎 裕 平	

### 3 野田村国土強靱化地域計画

職 名	氏 名	備 考
総 務 課 長	大 沢 勝 利	
総 務 課 庶 務 防 災 班 総 括 主 査	八 幡 重 光	
総 務 課 庶 務 防 災 班 主 査	下 向 大 介	
総 務 課 庶 務 防 災 班 主 事	大 西 翔 也	

# 第3編

## 村民アンケートの結果

# 村民アンケートの結果

今後のむらづくりについてご意見を伺い、計画策定の参考とするため、令和7年8月に無作為抽出した村民1,459人に村民アンケートを実施した。

なお、表中の ■ は各区分で最も高い数値であり、 ■ は最も低い数値である。

## 第1節 回収結果

回収結果は以下のとおり。前回（R2.6月）の村民アンケートとの違いは、全世帯アンケートから無作為抽出した個人に変更していること、アンケート用紙が1ページから9ページに増量していることが挙げられる。

配布数	回収数	回収率
1,459人（1,484世帯）	753人（856世帯）	50.93%（57.6%）

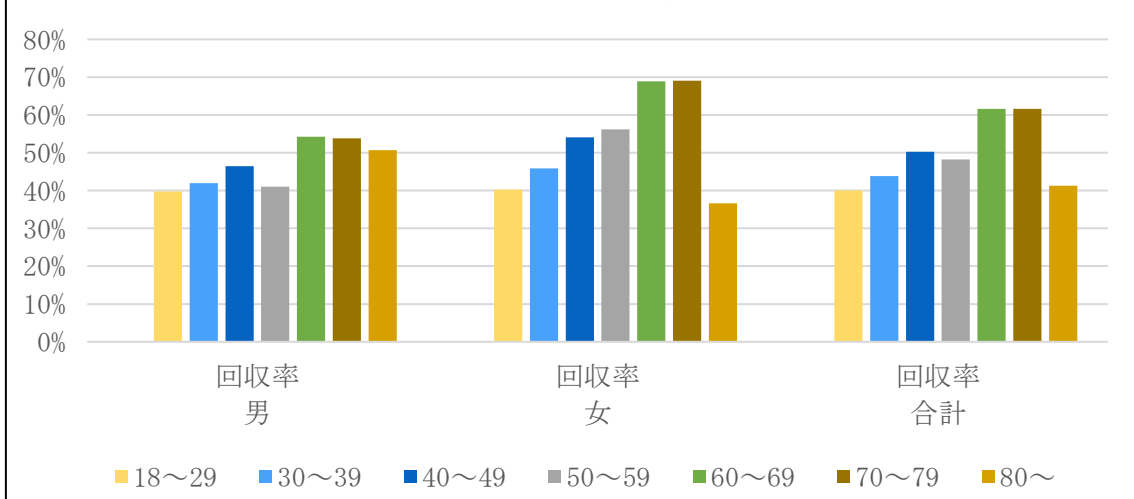
※括弧内は、前回の村民アンケート回収結果

表1 年齢・性別区分の回収結果

単位：人、%

区分	発送数			回収数				回収率		
	男	女	合計	不明	男	女	合計	男	女	合計
18-29	83	67	150	0	33	27	60	<span style="background-color: #ADD8E6;">39.76</span>	40.30	<span style="background-color: #ADD8E6;">40.00</span>
30-39	93	85	178	0	39	39	78	41.94	45.88	43.82
40-49	99	98	197	0	46	53	99	46.46	54.08	50.25
50-59	117	105	222	0	48	59	107	41.03	56.19	48.20
60-69	118	119	237	0	64	82	146	<span style="background-color: #FFD700;">54.24</span>	68.91	61.60
70-79	119	126	245	0	64	87	151	53.78	<span style="background-color: #FFD700;">69.05</span>	<span style="background-color: #FFD700;">61.63</span>
80～	77	153	230	0	39	56	95	50.65	<span style="background-color: #ADD8E6;">36.60</span>	41.30
不明	/	/	/	5	1	1	7	/	/	/
合計	706	753	<b>1,459</b>	5	334	404	<b>743</b>	47.31	53.65	<b>50.93</b>

グラフ1 年齢・性別区分の回収率



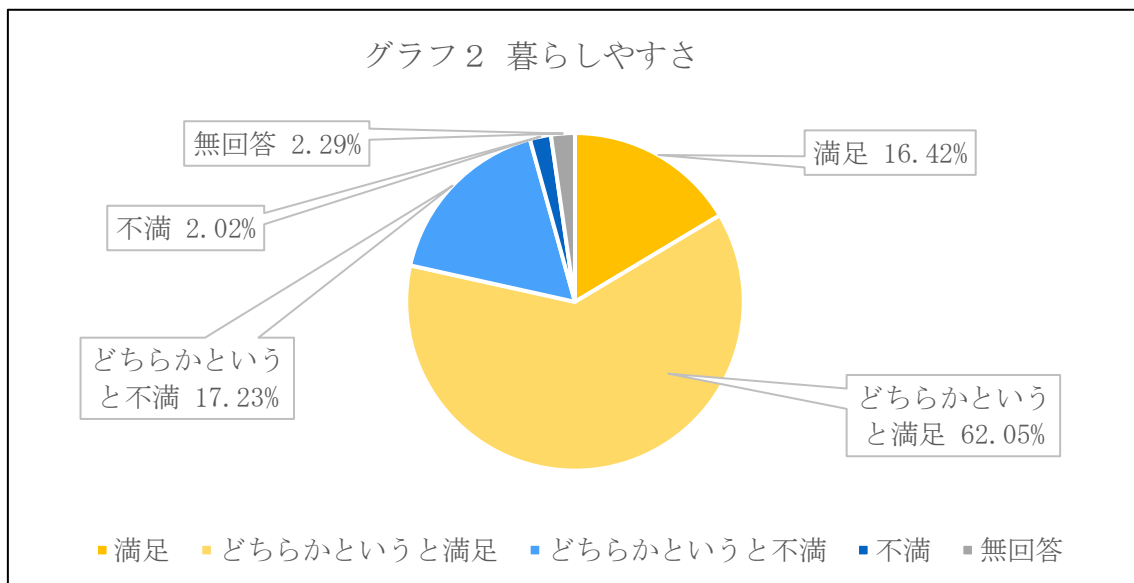
## 第2節 野田村の暮らしやすさ

野田村の暮らしやすさでは、78.47%が「満足」「どちらかという満足」を選択しており、19.25%が「不満」「どちらかという不満」を選択している。

表2 年齢区分ごとの暮らしやすさの満足度

単位：人、%

区分	満足	どちらかという満足	どちらかという不満	不満	無回答	回収数合計
18-29	15	30	10	4	1	60
30-39	12	52	12	2	0	78
40-49	16	58	24	1	0	99
50-59	16	69	17	1	4	107
60-69	13	103	29	1	0	146
70-79	27	90	27	4	3	151
80～	21	58	9	2	5	95
不明	2	1	0	0	4	7
合計	122	461	128	15	17	743
割合	16.42	62.05	17.23	2.02	2.29	100.00



### <自由意見の要約>

- ・ 子育て、医療、福祉の支援が手厚いのがよい。(20～40代女性)
- ・ 知り合いが多く、安心して暮らせている。(40～70代女性)
- ・ 村内での買い物だと高いし少ない。病院の通院など交通が不便。(各年代複数)
- ・ 仕事をする場所や飲食店が少ない。(40～60代男性)

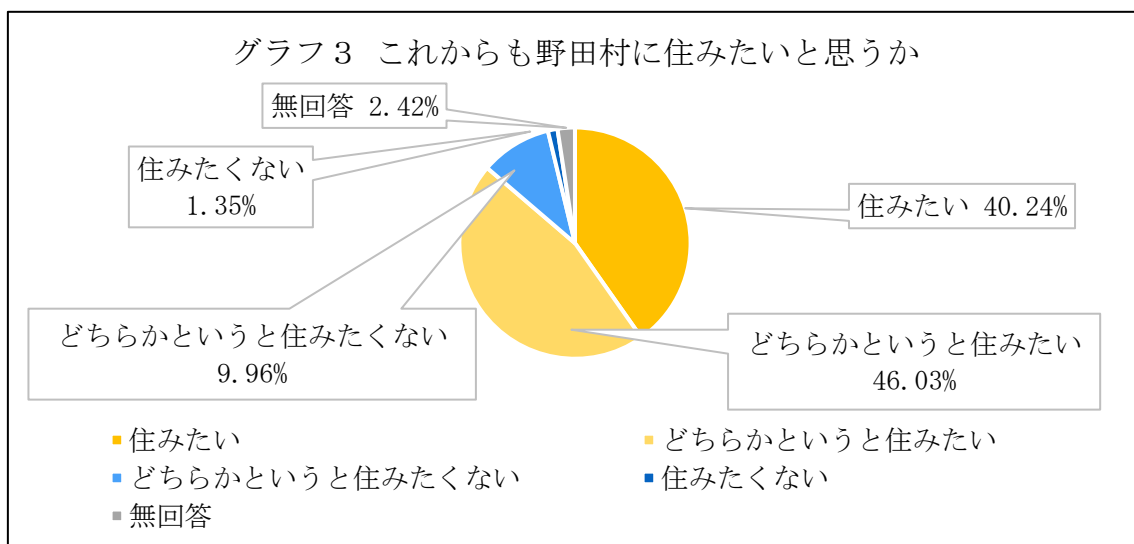
### 第3節 これからも野田村に住みたいと思うか

今後の野田村に対する居住意向については、86.27%が「住みたい」「どちらかというに住みたい」を選択しており、11.31%が「住みたくない」「どちらかというに住みたくない」を選択している。

表3 年齢区分ごとの今後の居留意向度

単位：人、%

区分	住みたい	どちらかというに住みたい	どちらかというに住みたくない	住みたくない	無回答	回収数合計
18-29	17	24	17	0	2	60
30-39	23	42	9	4	0	78
40-49	26	53	17	2	1	99
50-59	32	62	9	1	3	107
60-69	59	74	10	1	2	146
70-79	83	54	9	2	3	151
80～	58	31	3	0	3	95
不明	1	2	0	0	4	7
合計	299	342	74	10	18	743
割合	40.24	46.03	9.96	1.35	2.42	100.00



#### <自由意見の要約>

- ・ 三陸沿岸道路によりアクセスが良くなり、子育て支援が充実している。(20～50代女性)
- ・ 自然豊かで、家族や友人もいて、ふるさとであり、安心して生活できる。(60代～共通)
- ・ 車が運転できなくなったり、病気をしたりなど老後が不安。(30～60代女性)
- ・ 家があり、行く所もないので、住むしかない。(40代～共通)

## 第4節 分野ごとの満足度（項目別）

6分野ごとの満足度については、わからない項目や該当しない項目は無回答を可能としていた。

### 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

産業振興分野は、「満足」「どちらかという満足」が34～43%、「不満」「どちらかという不満」は33～44%である。

表4 ①農業の振興

区分	回答数	割合
満足	36	4.85%
どちらかという満足	263	35.40%
どちらかという不満	222	29.88%
不満	31	4.17%
無回答	191	25.71%
合計	743	100.00%

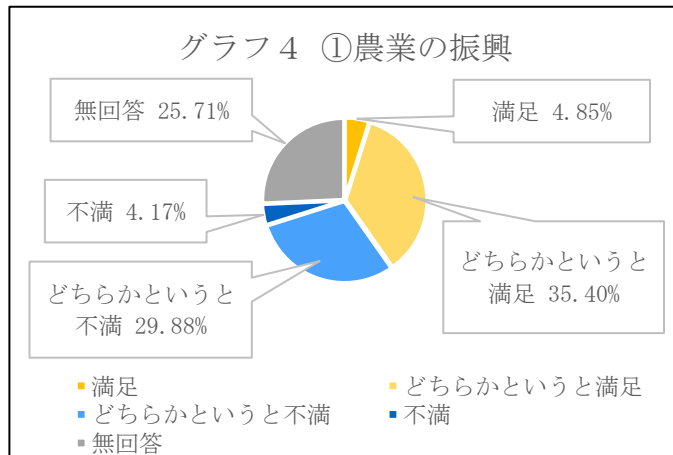


表5 ②林業の振興

区分	回答数	割合
満足	38	5.11%
どちらかという満足	264	35.53%
どちらかという不満	204	27.46%
不満	40	5.38%
無回答	197	26.51%
合計	743	100.00%

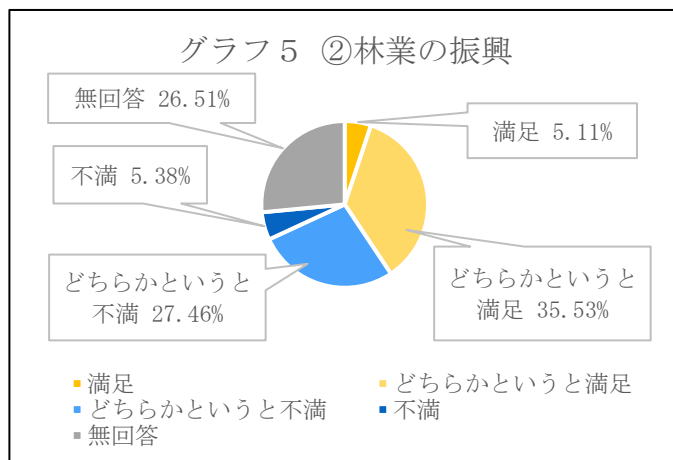


表6 ③水産業の振興

区分	回答数	割合
満足	40	5.38%
どちらかという と満足	235	31.63%
どちらかという と不満	241	32.44%
不満	44	5.92%
無回答	183	24.63%
合計	743	100.00%

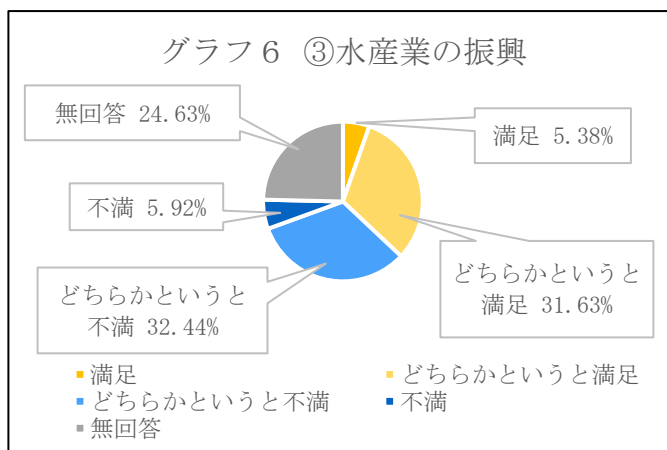


表7 ④商工業の振興

区分	回答数	割合
満足	32	4.31%
どちらかという と満足	218	29.34%
どちらかという と不満	266	35.80%
不満	63	8.48%
無回答	164	22.07%
合計	743	100.00%

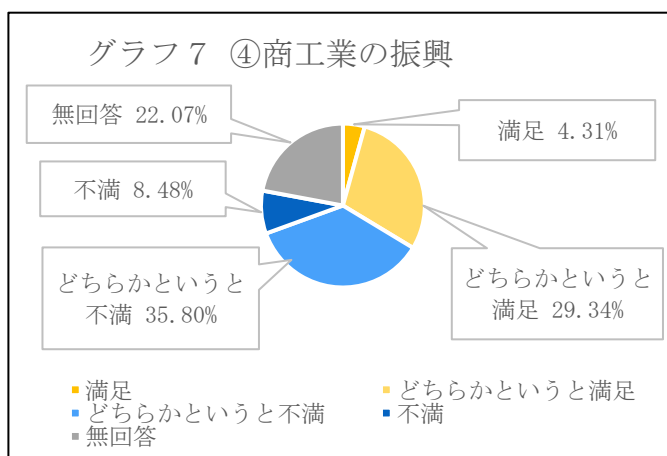
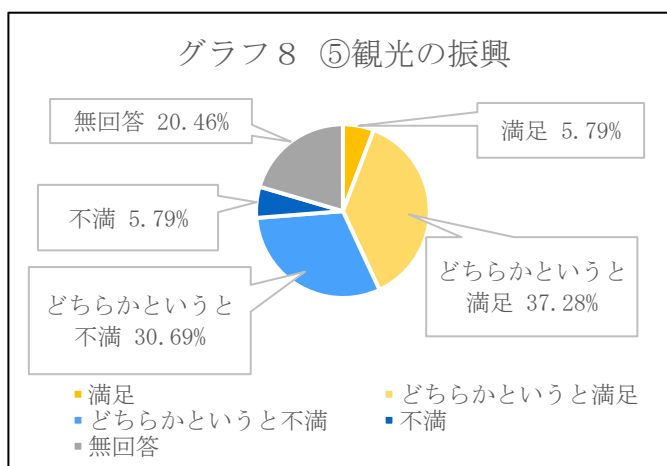


表8 ⑤観光の振興

区分	回答数	割合
満足	43	5.79%
どちらかという と満足	277	37.28%
どちらかという と不満	228	30.69%
不満	43	5.79%
無回答	152	20.46%
合計	743	100.00%



<自由意見の要約>

- ・ 新道の駅、夕方になると野菜がない、もっと地元のものを置いてほしい。(30代)
- ・ 分野ごと個々なので、産業全体でまとまって取りくんだほうがいい。(20代男性)
- ・ ナラ枯れ被害が目立つ。対策が気になる。倒木が心配。(40代～共通)
- ・ 振興品目(水産・農林)の切り替えが必要ではないか。(40代男性)

## 2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、たくましく創造する人づくりをめざして

教育分野は、「満足」「どちらかという満足」が67～72%、「不満」「どちらかという不満」は12～18%である。

表9 ①小・中学校の教育の充実

区分	回答数	割合
満足	109	14.67%
どちらかという満足	424	57.07%
どちらかという不満	77	10.36%
不満	14	1.88%
無回答	119	16.02%
合計	743	100.00%

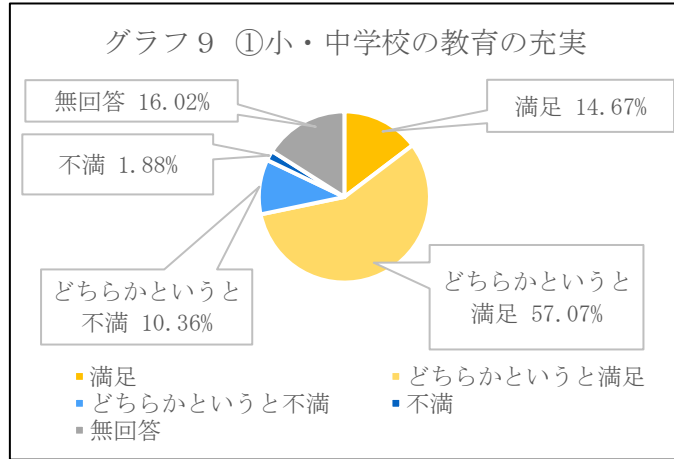


表10 ②生涯学習・生涯スポーツの活発な実施

区分	回答数	割合
満足	92	12.38%
どちらかという満足	412	55.45%
どちらかという不満	114	15.34%
不満	19	2.56%
無回答	106	14.27%
合計	743	100.00%

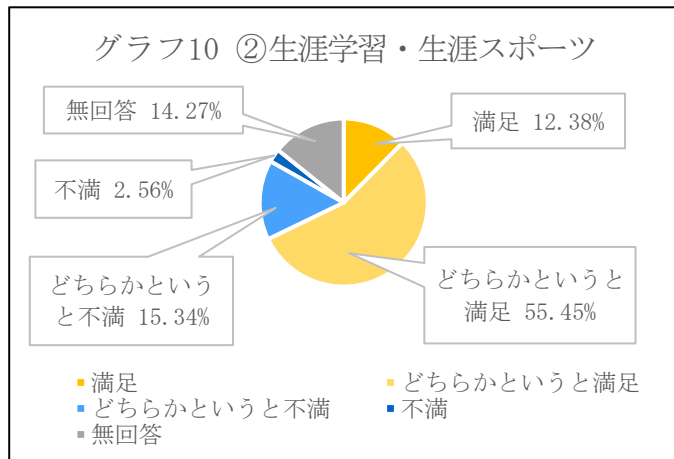
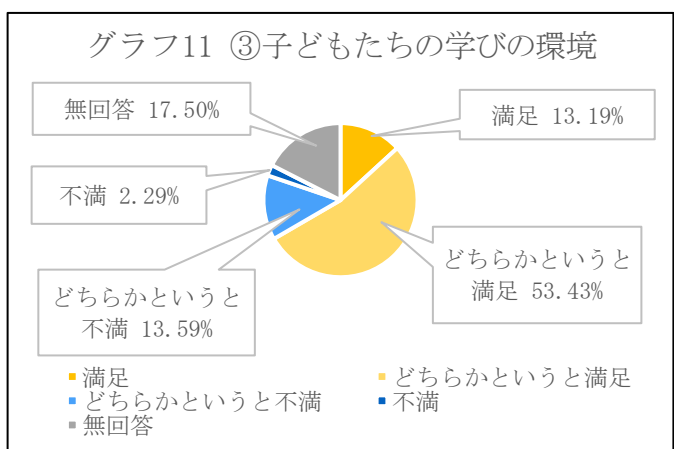


表11 ③子どもたちの学びの環境の充実

区分	回答数	割合
満足	98	13.19%
どちらかという満足	397	53.43%
どちらかという不満	101	13.59%
不満	17	2.29%
無回答	130	17.50%
合計	743	100.00%



<自由意見の要約>

- ・ 小中学生がイベントなどで色々と披露してくれて、村を盛り上げていると感じる。小・中・高の様子は回覧板でよく見ている。(各年代複数)
- ・ 朝の見守りや長期休暇中の放送など子どもを大切にしていると思う。(20~40代女性)
- ・ 避難所でもあるので、体育館にエアコンをつけて欲しい。(20・50代女性、40代男性)
- ・ 小学校が移って、車がすごく多くなった。通学路が狭い。(60代女性)
- ・ 英語、塾、伝統芸能、スポーツ教室などの習い事の充実。(各年代複数)
- ・ スポーツフェスティバルなど地区対抗をやめて欲しい。(30代男性)

3 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

住民・行政分野は、「満足」「どちらかという満足」が61~72%、「不満」「どちらかという不満」は17~25%である。

表12 ①住民参画の推進

区分	回答数	割合
満足	53	7.13%
どちらかという満足	397	53.43%
どちらかという不満	160	21.53%
不満	27	3.63%
無回答	106	14.27%
合計	743	100.00%

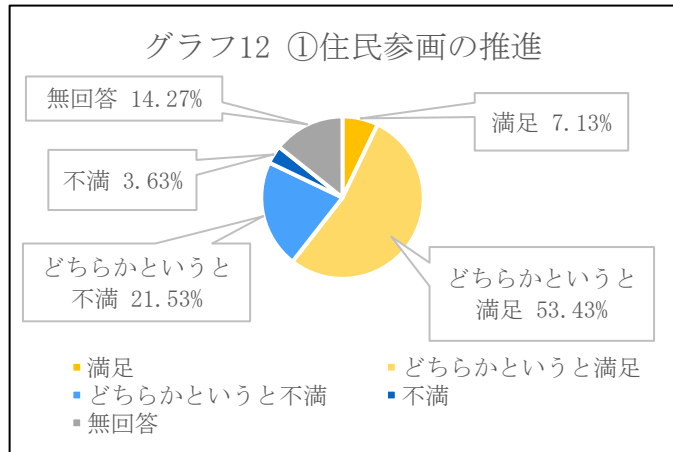


表13 ②行政サービスの充実

区分	回答数	割合
満足	116	15.61%
どちらかという満足	418	56.26%
どちらかという不満	123	16.55%
不満	24	3.23%
無回答	62	8.34%
合計	743	100.00%

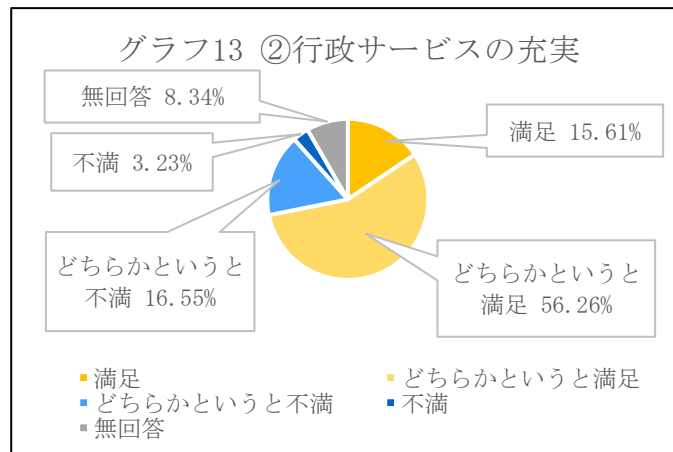
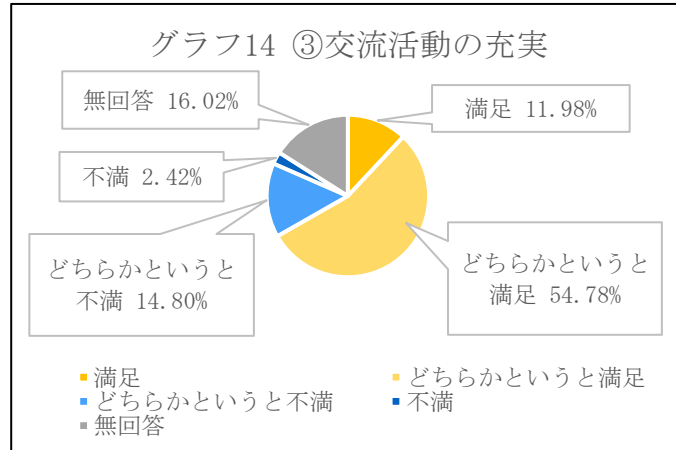


表14 ③交流活動の充実

区分	回答数	割合
満足	89	11.98%
どちらかという満足	407	54.78%
どちらかという不満	110	14.80%
不満	18	2.42%
無回答	119	16.02%
合計	743	100.00%



<自由意見の要約>

- ・ 町内会の集まりなどは特定の人ばかりで、新しい人は参加しづらい。(30代女性)
- ・ 若い世代の町内会活動への参加が低い。(60代女性)
- ・ 現状の町内会や世代間交流では、深まったコミュニケーションを取るのが難しい。防災など共通の問題を話したり活動したりする機会があってもいい。(40代男性)
- ・ 役場と保健センターのどちらに行ったらよいかわかりづらいことがある。(50代女性)
- ・ このアンケートなどもっとWebでの回答や手続きのデジタル化が進んでほしい。(30~40代女性)

4 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

社会福祉分野は、「満足」「どちらかという満足」が54~82%、「不満」「どちらかという不満」は8~28%である。

⑦保健体制の推進は82.23%で、6分野31項目の中で最も高い満足度である。

表15 ①地域福祉の充実

区分	回答数	割合
満足	92	12.38%
どちらかという満足	383	51.55%
どちらかという不満	141	18.98%
不満	17	2.29%
無回答	110	14.80%
合計	743	100.00%

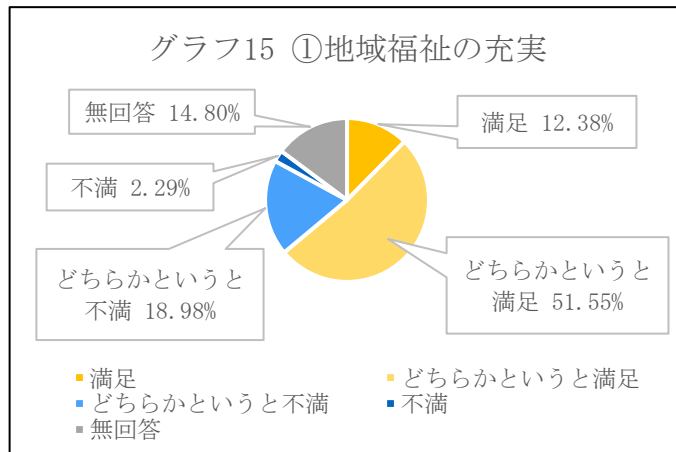


表16 ②少子化対策の充実

区分	回答数	割合
満足	76	10.23%
どちらかという と満足	322	43.34%
どちらかという と不満	176	23.69%
不満	32	4.31%
無回答	137	18.44%
合計	743	100.00%

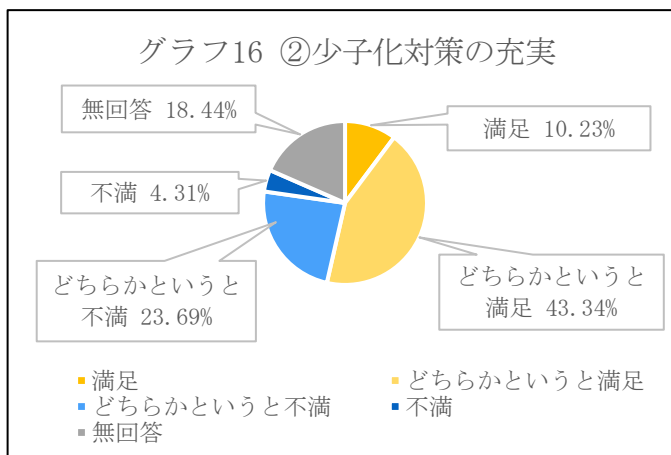


表17 ③子ども・子育て支援の充実

区分	回答数	割合
満足	105	14.13%
どちらかという と満足	390	52.49%
どちらかという と不満	92	12.38%
不満	14	1.88%
無回答	142	19.11%
合計	743	100.00%

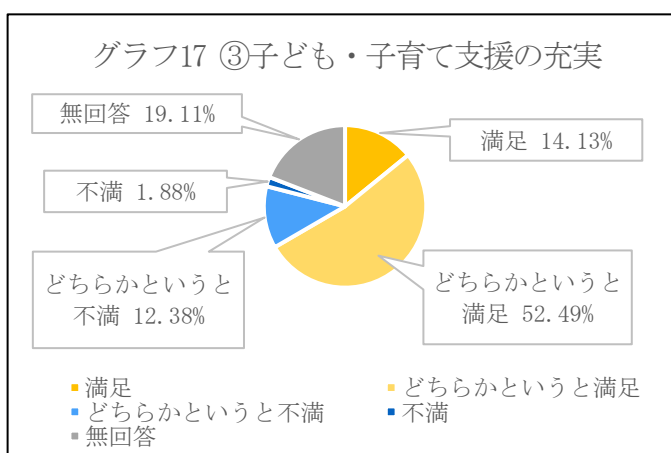


表18 ④高齢者福祉の充実

区分	回答数	割合
満足	82	11.04%
どちらかという と満足	386	51.95%
どちらかという と不満	133	17.90%
不満	21	2.83%
無回答	121	16.29%
合計	743	100.00%

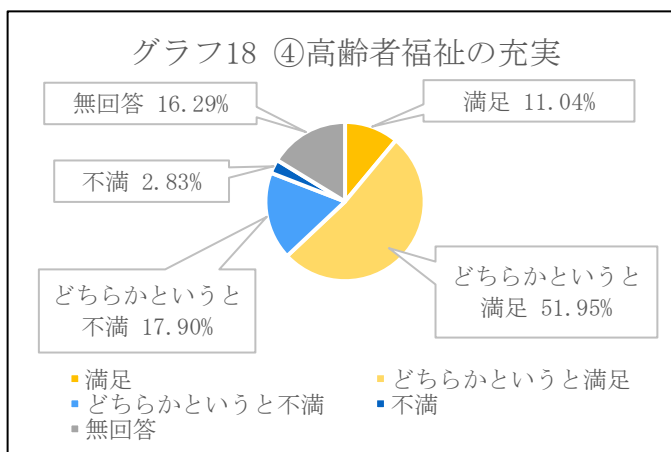


表19 ⑤障がい者（児）福祉の充実

区分	回答数	割合
満足	71	9.56%
どちらかという満足	353	47.51%
どちらかという不満	128	17.23%
不満	18	2.42%
無回答	173	23.28%
合計	743	100.00%

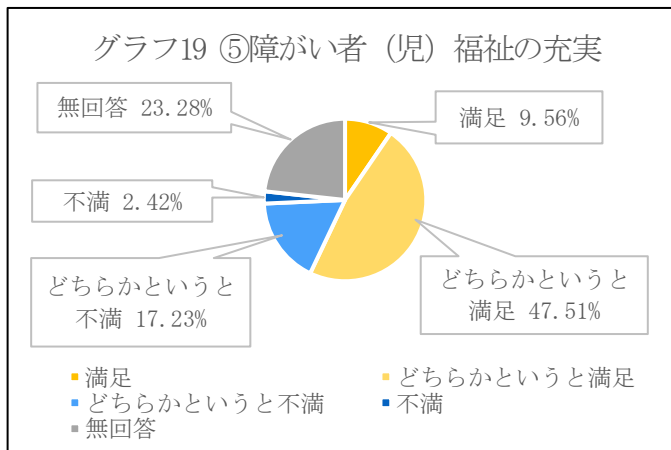


表20 ⑥社会保障制度の充実

区分	回答数	割合
満足	73	9.83%
どちらかという満足	366	49.26%
どちらかという不満	150	20.19%
不満	25	3.36%
無回答	129	17.36%
合計	743	100.00%

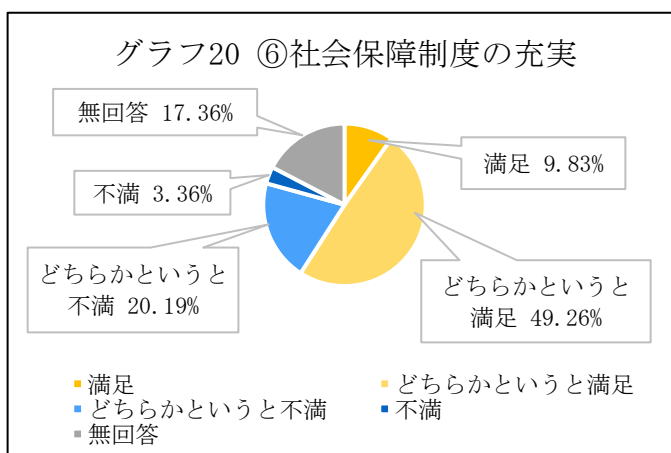


表21 ⑦保健体制の推進

区分	回答数	割合
満足	197	26.51%
どちらかという満足	414	55.72%
どちらかという不満	54	7.27%
不満	8	1.08%
無回答	70	9.42%
合計	743	100.00%

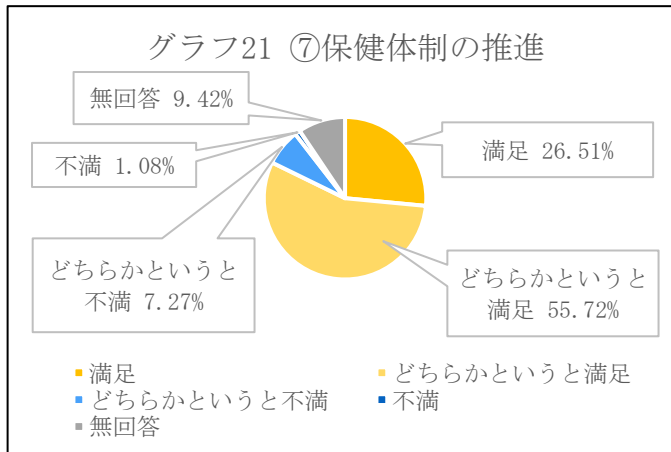
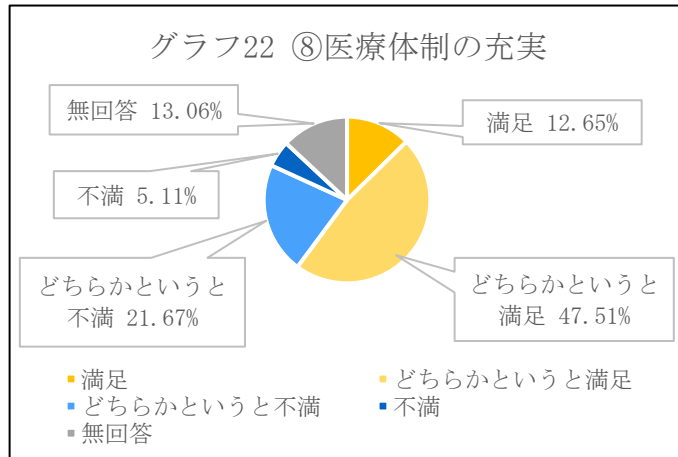


表22 ⑧医療体制の充実

区分	回答数	割合
満足	94	12.65%
どちらかという満足	353	47.51%
どちらかという不満	161	21.67%
不満	38	5.11%
無回答	97	13.06%
合計	743	100.00%



<自由意見の要約>

- ・ 子育て支援や予防接種無料などとても助かっている。(20~60代女性)
- ・ 子育て支援でもらうのが商品券だが、子育てのために使いづらい。(20代)
- ・ 雨でも子どもが遊べる場所があるといい。(40代女性)
- ・ 通院支援バスの充実。(60代)
- ・ 村内の医療機関の維持、広域医療体制の充実。(各年代複数)
- ・ 福祉サービスの充実。施設が少なく、空きがないと聞いて不安。(60代女性、50~70代男性)

5 魅力ある生活基盤をめざして

生活基盤分野は、「満足」「どちらかという満足」が54~65%、「不満」「どちらかという不満」は22~41%である。

表23 ①適正な不動産利用と村土の保全

区分	回答数	割合
満足	40	5.38%
どちらかという満足	268	36.07%
どちらかという不満	238	32.03%
不満	54	7.27%
無回答	143	19.25%
合計	743	100.00%

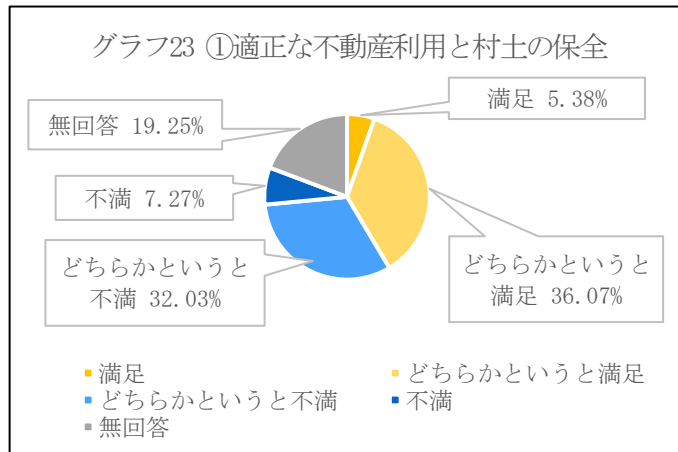


表24 ②公共交通の充実

区分	回答数	割合
満足	75	10.09%
どちらかという満足	368	49.53%
どちらかという不満	167	22.48%
不満	26	3.50%
無回答	107	14.40%
合計	743	100.00%

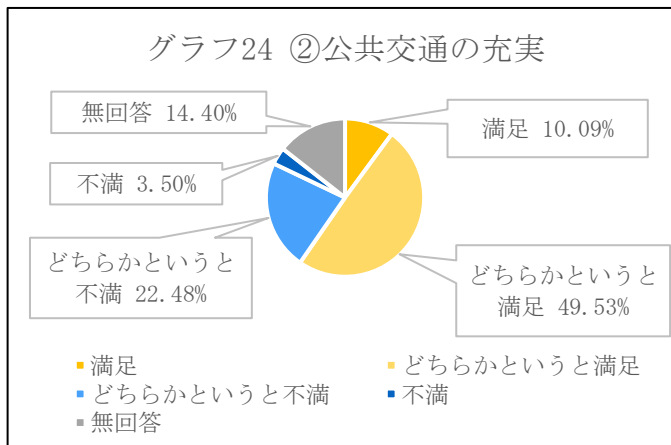


表25 ③住宅・住環境の整備

区分	回答数	割合
満足	56	7.54%
どちらかという満足	347	46.70%
どちらかという不満	170	22.88%
不満	34	4.58%
無回答	136	18.30%
合計	743	100.00%

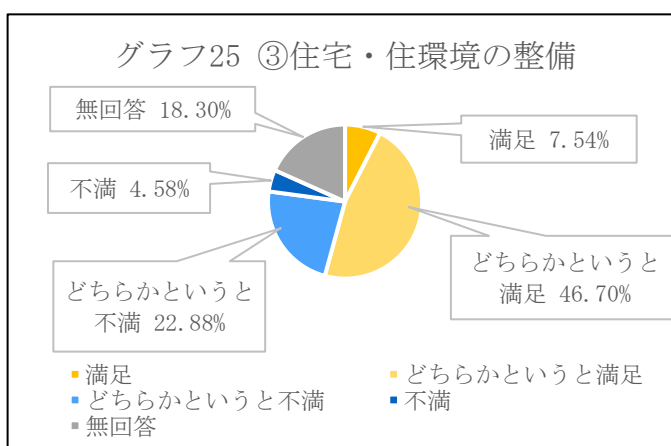


表26 ④道路網・道路環境の整備

区分	回答数	割合
満足	77	10.36%
どちらかという満足	344	46.30%
どちらかという不満	179	24.09%
不満	48	6.46%
無回答	95	12.79%
合計	743	100.00%

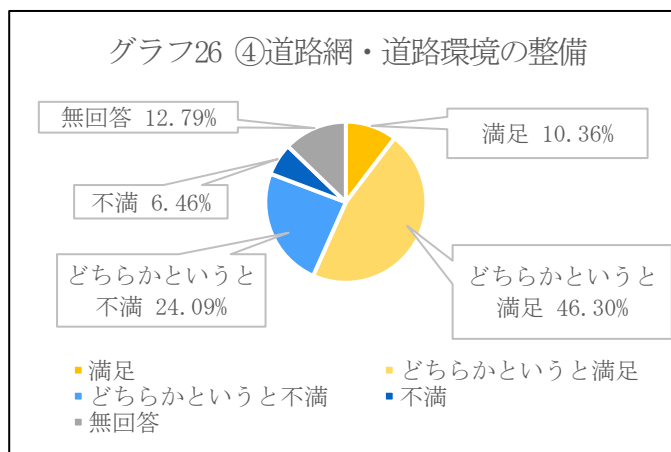
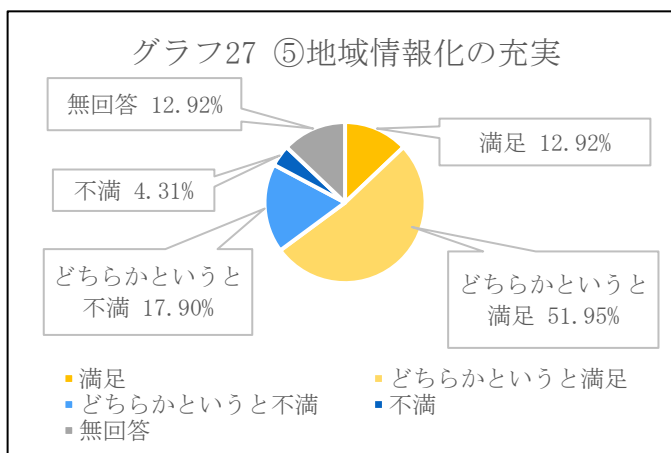


表27 ⑤地域情報化の充実

区分	回答数	割合
満足	96	12.92%
どちらかという と満足	386	51.95%
どちらかという と不満	133	17.90%
不満	32	4.31%
無回答	96	12.92%
合計	743	100.00%



<自由意見の要約>

- ・ 公式LINEができて、すごく便利になってよかった。(20代~40 女性)
- ・ 公式LINEについて、同じ内容を何度も送らないでほしい。(60代女性)
- ・ のんちゃんネットが廃止されて、高齢者への周知が遅れていると感じる。(40代男性)
- ・ 空き家が景観悪化や事故や事件につながるか不安。空き家が多い。(各年代複数)
- ・ 空き家の解体支援が必要。空き家への移住促進など利活用が必要。(各年代複数)
- ・ 玉川インターチェンジをお願いします。(各年代複数)
- ・ 防災無線が聞こえない。(各年代複数)

6 安全で安心できる住みよいむらをめざして

安全・安心の分野は、「満足」「どちらかという満足」が73~80%、「不満」「どちらかという不満」は8~15%である。

表28 ①消防・救急体制の充実

区分	回答数	割合
満足	133	17.90%
どちらかという と満足	447	60.16%
どちらかという と不満	59	7.94%
不満	11	1.48%
無回答	93	12.52%
合計	743	100.00%

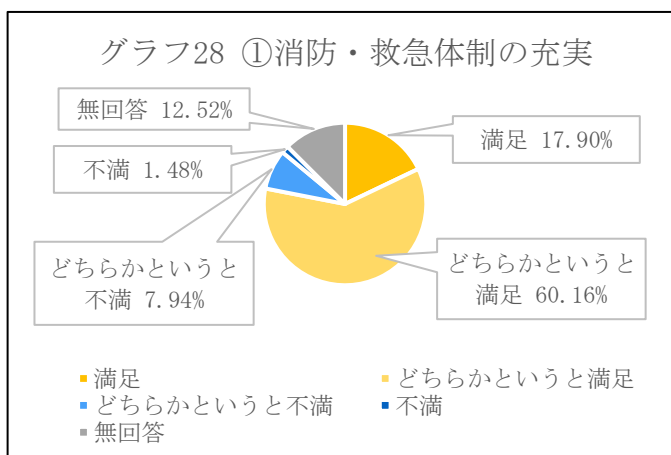


表29 ②防災体制・避難対策の充実

区分	回答数	割合
満足	113	15.21%
どちらかという満足	442	59.49%
どちらかという不満	83	11.17%
不満	11	1.48%
無回答	94	12.65%
合計	743	100.00%

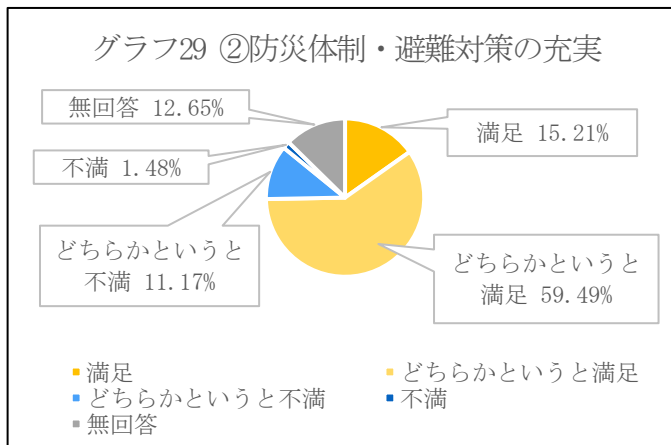


表30 ③震災伝承の充実

区分	回答数	割合
満足	126	16.96%
どちらかという満足	447	60.16%
どちらかという不満	60	8.08%
不満	8	1.08%
無回答	102	13.73%
合計	743	100.00%

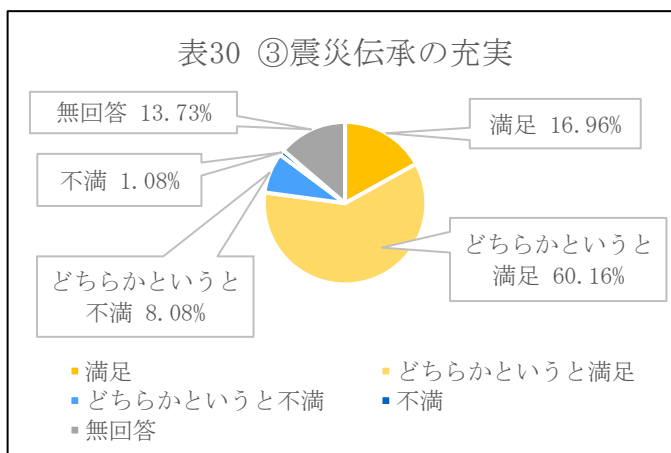


表31 ④自然環境の保全と活用

区分	回答数	割合
満足	137	18.44%
どちらかという満足	403	54.24%
どちらかという不満	94	12.65%
不満	16	2.15%
無回答	93	12.52%
合計	743	100.00%

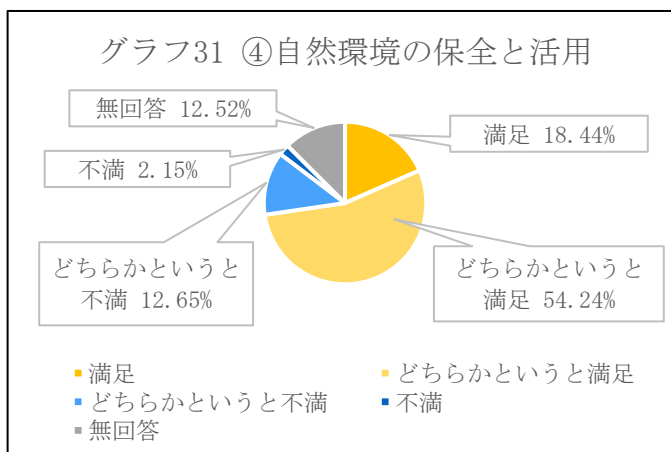


表32 ⑤環境衛生の充実

区分	回答数	割合
満足	146	19.65%
どちらかという満足	434	58.41%
どちらかという不満	80	10.77%
不満	11	1.48%
無回答	72	9.69%
合計	743	100.00%

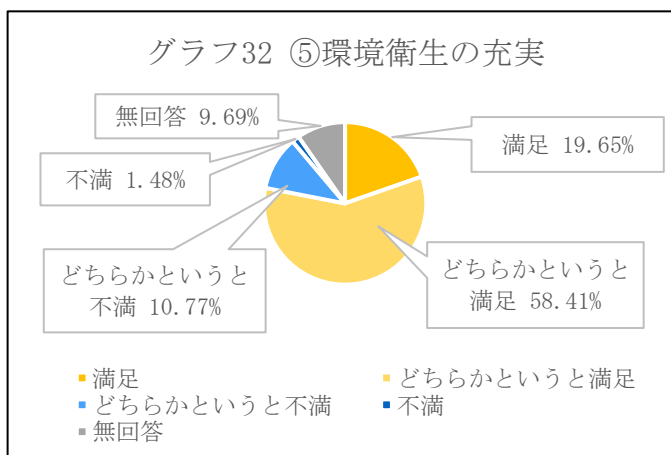


表33 ⑥交通安全の推進

区分	回答数	割合
満足	147	19.78%
どちらかという満足	448	60.30%
どちらかという不満	51	6.86%
不満	6	0.81%
無回答	91	12.25%
合計	743	100.00%

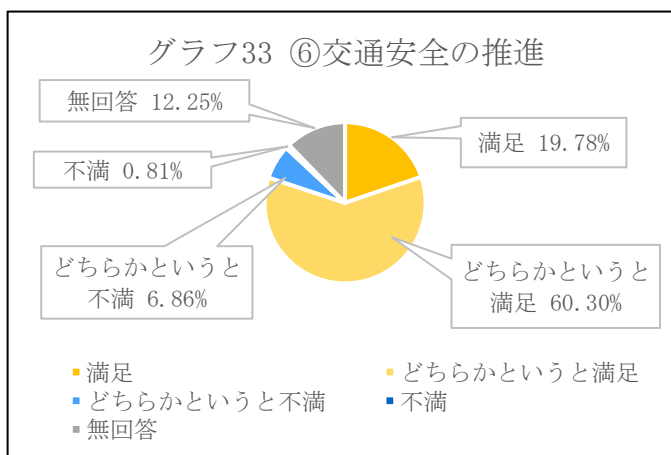
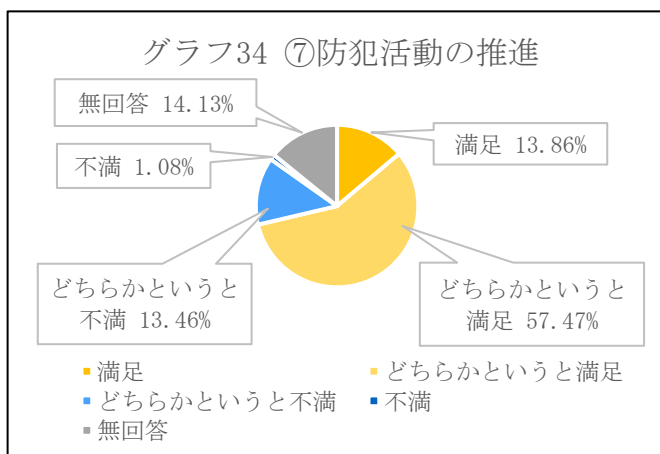


表34 ⑦防犯活動の推進

区分	回答数	割合
満足	103	13.86%
どちらかという満足	427	57.47%
どちらかという不満	100	13.46%
不満	8	1.08%
無回答	105	14.13%
合計	743	100.00%



### <自由意見の要約>

- ・ スポ少やウォーキング利用者もいるし、十府ヶ浦公園に防犯灯を設置してほしい。  
(各年代複数)
- ・ 燃えるごみ週2回収がとても助かる。通年で週2回にしてほしい。(50～60代女性)
- ・ 資源ごみは指定袋じゃなくてもいいようにしてほしい。瓶を出すときなど重くてスカスカでしか出せない。(40代女性)
- ・ 消防団員確保は急務。団員の負担の声も強い。(30～40代男性)
- ・ 消防団の車が通ると気持ちが引き締まる。(70代女性)

## 第5節 分野ごとの満足度（全体）

6分野31項目の中で、選択された割合が一番高かったのは、「満足」では福祉社会分野⑦保健体制の推進、「どちらかという満足」では安全・安心分野⑥交通安全の推進、「どちらかという不満」「不満」はいずれも産業振興分野④商工業の振興、「無回答」では産業振興分野②林業の振興である。

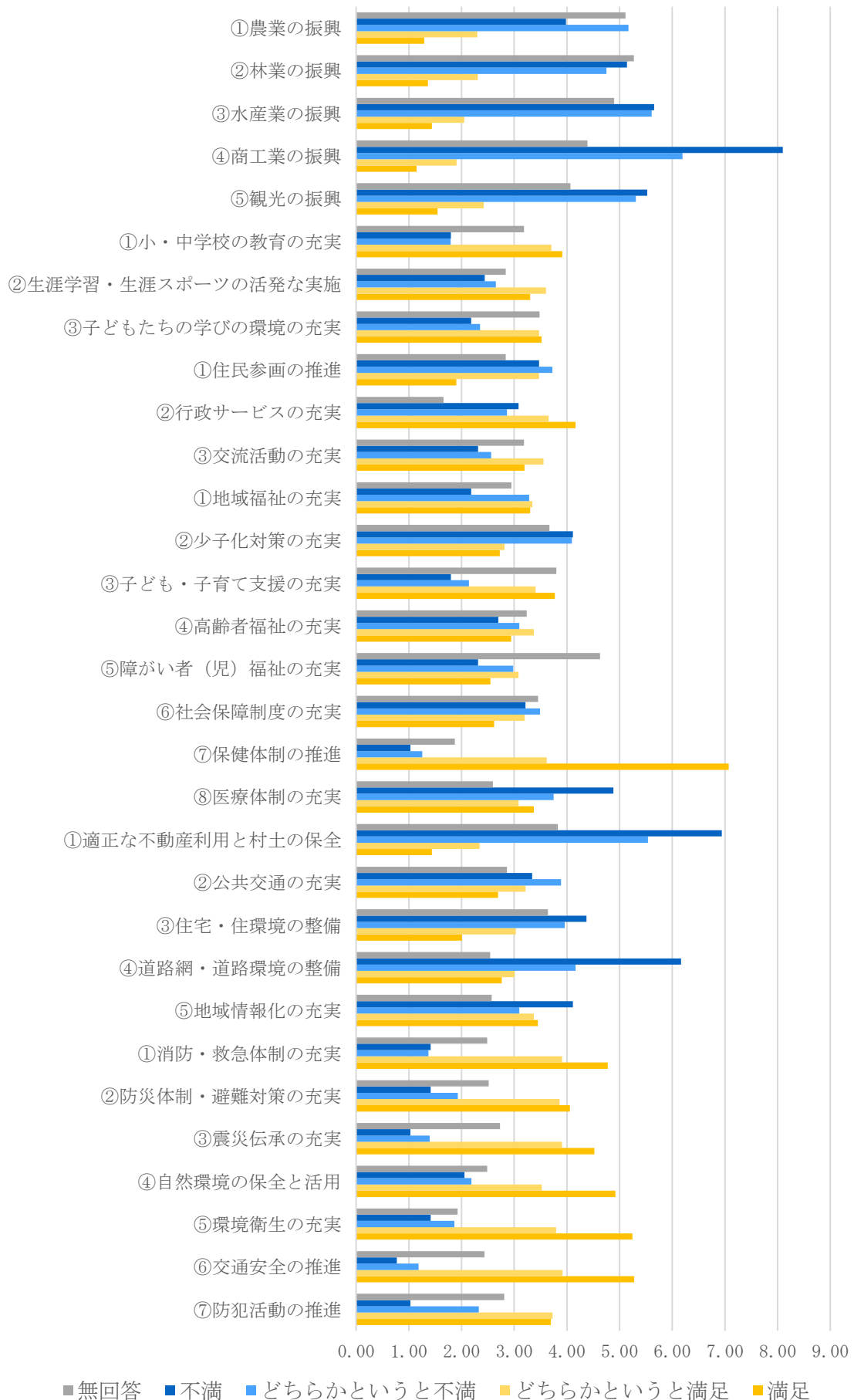
選択された割合が一番低かったのは、「満足」「どちらかという満足」はいずれも産業振興分野④商工業の振興、「どちらかという不満」「不満」はいずれも安全・安心分野⑥交通安全の推進、「無回答」では住民行政分野②行政サービスの充実である。

表35 全体集計（選択肢ごとの割合）

単位：人、%

分野	項目	回答数					割合				
		満足	どちらかとうとう満足	どちらかとうとう不満	不満	無回答	満足	どちらかとうとう満足	どちらかとうとう不満	不満	無回答
産業振興	①	36	263	222	31	191	1.29	2.30	5.17	3.98	5.11
	②	38	264	204	40	197	1.36	2.31	4.75	5.14	5.27
	③	40	235	241	44	183	1.44	2.05	5.61	5.66	4.90
	④	32	218	266	63	164	1.15	1.91	6.19	8.10	4.39
	⑤	43	277	228	43	152	1.54	2.42	5.31	5.53	4.07
教育	①	109	424	77	14	119	3.91	3.71	1.79	1.80	3.19
	②	92	412	114	19	106	3.30	3.60	2.65	2.44	2.84
	③	98	397	101	17	130	3.52	3.47	2.35	2.19	3.48
住民行政	①	53	397	160	27	106	1.90	3.47	3.73	3.47	2.84
	②	116	418	123	24	62	4.17	3.65	2.86	3.08	1.66
	③	89	407	110	18	119	3.20	3.56	2.56	2.31	3.19
福祉社会	①	92	383	141	17	110	3.30	3.35	3.28	2.19	2.95
	②	76	322	176	32	137	2.73	2.81	4.10	4.11	3.67
	③	105	390	92	14	142	3.77	3.41	2.14	1.80	3.80
	④	82	386	133	21	121	2.94	3.37	3.10	2.70	3.24
	⑤	71	353	128	18	173	2.55	3.09	2.98	2.31	4.63
	⑥	73	366	150	25	129	2.62	3.20	3.49	3.21	3.45
	⑦	197	414	54	8	70	7.07	3.62	1.26	1.03	1.87
	⑧	94	353	161	38	97	3.38	3.09	3.75	4.88	2.60
生活基盤	①	40	268	238	54	143	1.44	2.34	5.54	6.94	3.83
	②	75	368	167	26	107	2.69	3.22	3.89	3.34	2.86
	③	56	347	170	34	136	2.01	3.03	3.96	4.37	3.64
	④	77	344	179	48	95	2.76	3.01	4.17	6.17	2.54
	⑤	96	386	133	32	96	3.45	3.37	3.10	4.11	2.57
安全・安心	①	133	447	59	11	93	4.78	3.91	1.37	1.41	2.49
	②	113	442	83	11	94	4.06	3.86	1.93	1.41	2.52
	③	126	447	60	8	102	4.52	3.91	1.40	1.03	2.73
	④	137	403	94	16	93	4.92	3.52	2.19	2.06	2.49
	⑤	146	434	80	11	72	5.24	3.79	1.86	1.41	1.93
	⑥	147	448	51	6	91	5.28	3.92	1.19	0.77	2.44
	⑦	103	427	100	8	105	3.70	3.73	2.33	1.03	2.81
合計		2,785	11,440	4,295	778	3,735	100	100	100	100	100

グラフ35 全体集計（選択肢ごとの割合）



## 第6節 特に力を入れていくべきだと思ふ分野

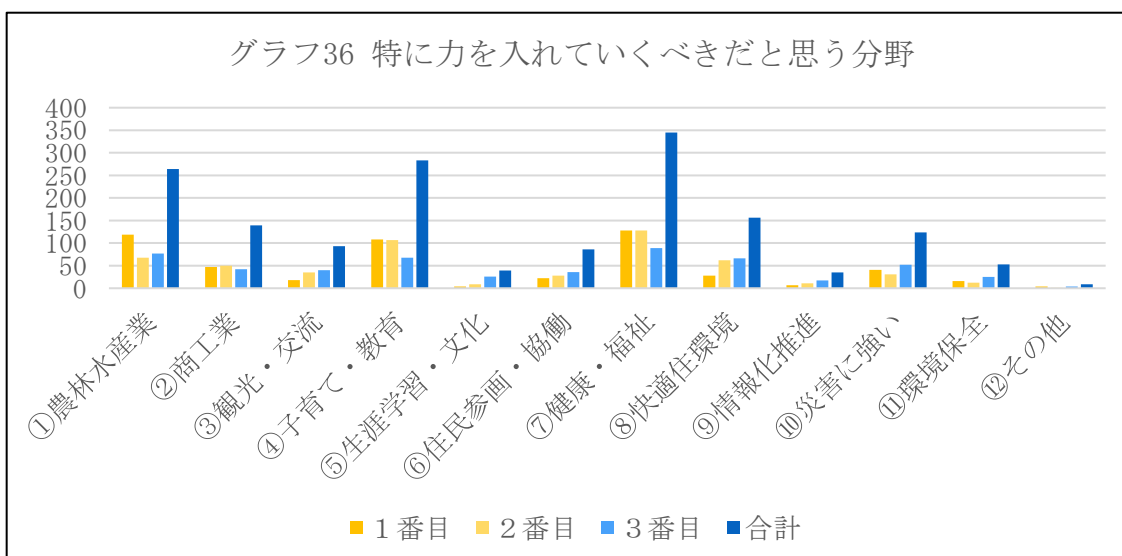
野田村のこれからのむらづくりにおいて、特に力を入れていくべきだと思ふ分野について12項目の中から重要な順に3つ選択するものである。回答結果は、以下のとおり。

1番目に重要	⑦人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のむら
2番目に重要	④子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のむら
3番目に重要	①特色のある農業、林業、水産業を中心として発展する農林水産業のむら

表 36 特に力を入れていくべきだと思ふ分野

選択肢	1番目	2番目	3番目	合計
① 特色のある農業、林業、水産業を中心として発展する農林水産業のむら	119	68	77	264
② 地場産業の振興や街のにぎわい創出による商工業のむら	47	50	42	139
③ 地域資源を活用し、観光・レクリエーションや交流事業を進める観光・交流のむら	18	35	40	93
④ 子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のむら	108	107	68	283
⑤ 生涯学習活動や芸術・文化・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化のむら	4	9	26	39
⑥ 住民と行政とが協力してむらづくりを行う住民参画・協働のむら	22	28	36	86
⑦ 人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のむら	128	128	89	345
⑧ 快適で安全・安心な住居環境の整備を優先する快適住環境のむら	28	62	66	156
⑨ 高度情報化時代に対応した情報化推進のむら	7	11	17	35
⑩ 東日本大震災や台風等による大規模災害を教訓とした防災体制の強化による災害に強いむら	41	31	52	124
⑪ 自然の保護や環境の保全・創造を優先する環境保全のむら	16	12	25	53
⑫ その他 ※自由回答	4	1	4	9

※ 空欄や無効としたものは除く。



### <自由意見の要約>

- ・ 「人づくり」「活気ある村づくり」「健康・福祉の充実」の3本柱を大切にしたい。(60代男性)
- ・ 仕事(産業)、医療は生活に大きく関わるので重要で、教育も今の子どもたちのために必要だと思った。(30代女性)
- ・ 高齢者がこの先も増えるので、自宅で元気に暮らすための支援を充実してほしい。(40代女性)
- ・ 医療・働く場などは広域的に考え、村は生活拠点として位置づける。(30代男性)
- ・ 村内で雇用を創出してお金を生み出せるのは一次産業。(40代男性)

## 第7節 その他自由意見

村民アンケートの間6として、自由意見欄にむらづくりについての意見や提案を以下のとおり要約して紹介する。

- ・ 辞める勇気も大事。変えるのはたいへんだが、将来のために大切だと思う。(20代女性)
- ・ 子どもが屋内で遊べる場所や新道の駅に遊具が欲しい(各年代複数)
- ・ 回覧板は回数を少なくするか、必要な人のみでもいいのではないか。(30代女性)
- ・ アンケートで高齢者の家は訪問し、職員が聞き取ればいいのか。(50代女性)
- ・ インフラにつながる地場業者の育成助成は重要だと思う。(40代男性)
- ・ のだ塩ソフトを新旧の道の駅で販売してほしい。並んでいて買えない。(女性共通)
- ・ 道路の整備を観光のためにもしたほうがいい。道路脇の草木がすれ違うとき危ない。(男性共通)

## 第8節 村民アンケートの内容

令和7年8月  
野田村役場総務課

# むらづくり（総合計画）に関する アンケート調査ご協力のお願い

村では、今年度、今後のむらづくりの基本的な方向を定める「野田村総合計画」を策定することとしております。

つきましては、広く村民の皆さまからご意見を伺い、計画策定の参考資料とするため、18歳以上の村民の皆さんの中から無作為に抽出した約1,500人を対象にアンケート調査を実施しますので、感じたままをご記入願います。

なお、この調査はすべて統計的に処理をし、総合計画の策定や今後のむらづくり等の業務以外の目的には一切使用することはございません。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨にご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

### ご記入にあたってのお願い

- 1 調査票は裏面からになります。ご確認ください。
- 2 ご回答は、回答欄にチェック「✓」又は「○」をしてください。  
(鉛筆・ボールペン可)
- 3 調査票は9月26日(金)までに記入し、お近くのポストに投函するか役場総務課にご持参ください。お手数をおかけしますが、よろしく願います。
- 4 この調査について、ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

野田村役場 総務課 財政班  
電話 78-2111(内線 116)

# アンケート調査票

問1

あなたご自身のことについて、教えてください。  
①～⑥の各項目について、当てはまるものにチェック「✓」をお願いします。

項目	選択肢									
①あなたの性別は	1 男性  <input type="checkbox"/>	2 女性  <input type="checkbox"/>								
②あなたの年齢は	1 10代  <input type="checkbox"/>	2 20代  <input type="checkbox"/>	3 30代  <input type="checkbox"/>	4 40代  <input type="checkbox"/>	5 50代  <input type="checkbox"/>	6 60代  <input type="checkbox"/>	7 70代  <input type="checkbox"/>	8 80代 以上  <input type="checkbox"/>		
③あなたの職業は	1 農林業  <input type="checkbox"/>	2 水産業  <input type="checkbox"/>	3 自営業  <input type="checkbox"/>	4 会社・ 公務員  <input type="checkbox"/>	5 内職・ パート  <input type="checkbox"/>	6 無職  <input type="checkbox"/>	7 その他  (内容)  <input type="checkbox"/>			
④あなたの世帯は	1人  <input type="checkbox"/>	2人  <input type="checkbox"/>	3人  <input type="checkbox"/>	4人  <input type="checkbox"/>	5人 以上  <input type="checkbox"/>					
⑤あなたのお住いの地区は	1 大葛 種綿 間明 日形井  <input type="checkbox"/>	2 米田 和野平 沢山  <input type="checkbox"/>	3 下泉沢 上泉沢 中平 南浜  <input type="checkbox"/>	4 北区 愛宕町 本町 旭町 新町  <input type="checkbox"/>	5 門前小 路 前田小 路 横町  <input type="checkbox"/>	6 港 下新山 中新山 上新山 中沢 広内  <input type="checkbox"/>	7 下明内 上明内  <input type="checkbox"/>	8 玉川 玉鉾 根井 下安家  <input type="checkbox"/>		
⑥あなたの出身は	1 野田村  <input type="checkbox"/>	2 久慈市 洋野町 普代村  <input type="checkbox"/>	3 県内  <input type="checkbox"/>	4 県外  <input type="checkbox"/>						

問2

あなたは、野田村の「暮らしやすさ」をどう感じていますか。  
当てはまるものにチェック「✓」をお願いします。  
また、よろしければその理由をお聞かせください。(自由回答)

<sup>1</sup>  
不満

<sup>2</sup>  
どちらかと  
いうと不満

<sup>3</sup>  
どちらかと  
いうと満足

<sup>4</sup>  
満足

(自由回答)

問3

あなたは、これからも野田村に「住みたい」と思いますか。  
当てはまるものにチェック「✓」をお願いします。  
また、よろしければその理由をお聞かせください。(自由回答)

<sup>1</sup>  
住みたくない

<sup>2</sup>  
どちらかと  
いうと住み  
たくない

<sup>3</sup>  
どちらかと  
いうと  
住みたい

<sup>4</sup>  
住みたい

(自由回答)

問4 あなたは、むらづくりの現状について、どのように感じていますか。以下の各項目について、当てはまるもの(1~4)に「○」をお願いします。また、よろしければその理由をお聞かせください。(自由回答)  
 ※質問項目があなたに該当しないなど、回答が「分からない」場合は、回答なしでも差し支えありません。

項目	満足度			
	不満	どちらか というと 不満	どちらか というと 満足	満足
	1	2	3	4

1. 産業振興による地域活力の増進をめざして  
 以下の各項目について、どのように感じていますか。

①農業の振興 (機械導入等による省力化・効率化、担い手育成、産地直売及び加工・販売等の6次産業化による所得向上など)	1	2	3	4
②林業の振興 (森林整備、鳥獣被害対策、しいたけ等の特用林産物の生産)	1	2	3	4
③水産業の振興 (つくり育てる漁業の促進、質の高い水産物の生産、養殖漁業の振興、就漁者確保、販路拡大など)	1	2	3	4
④商工業の振興 (街なかの賑わい創出、経営改善の支援、商品開発・PR・販路拡大の支援など)	1	2	3	4
⑤観光の振興 (自然環境を生かした観光、歴史や郷土食等の活用、SNS等による情報発信、交流の創出・深化など)	1	2	3	4

(自由回答)

項目	満足度			
	不満	どちらか という 不満	どちらか という 満足	満足
				
	1	2	3	4
<p>2. ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造するひとづくりをめざして  ☞ 次の各項目について、どのように感じていますか。</p>				
①小・中学校の教育の充実 (学習、部活動、行事など)	1	2	3	4
②生涯学習・生涯スポーツの活発な実施 (各種芸術文化、スポーツイベントなど)	1	2	3	4
③子どもたちの学びの環境の充実 (学校の環境、家庭教育、育英制度など)	1	2	3	4
(自由回答)				
<p>3. 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして  ☞ 次の各項目について、どのように感じていますか。</p>				
①住民参画の推進 (町内会・世代間交流など様々なコミュニティ支援、多様な住民参画の充実など)	1	2	3	4
②行政サービスの充実 (窓口対応や手続きのしやすさなど)	1	2	3	4
③交流活動の充実 (在京会、友好町村、心はいつものだ村民、震災後から今も続く各種交流など)	1	2	3	4
(自由回答)				

項目	満足度			
	不満	どちらか というと 不満	どちらか というと 満足	満足
<b>4. 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして</b> ☞ 次の各項目について、どのように感じていますか。				
①地域福祉の充実 (通院支援バス・有償ボランティアなどの福祉サービスや要支援者の支援など)	1	2	3	4
②少子化対策の充実 (子どもを安心して生み育てられる環境への支援、出会いの場づくりなど)	1	2	3	4
③子ども・子育て支援の充実 (保育事業、放課後児童クラブや在宅子育て応援手当など)	1	2	3	4
④高齢者福祉の充実 (介護予防事業、後期高齢者の保健事業や認知症予防活動など)	1	2	3	4
⑤障がい者(児)福祉の充実 (就労支援・日中活動などの福祉サービスや相談支援など)	1	2	3	4
⑥社会保障制度の充実 (国保制度の理解・啓発、介護保険の相談・サービス、国民年金制度の理解・啓発等)	1	2	3	4
⑦保健体制の推進 (特定健診・各種がん検診、特定保健指導やワクチン接種など)	1	2	3	4
⑧医療体制の充実 (診療施設・設備の維持管理や医療支援バスなど)	1	2	3	4
(自由回答)				

項目	満足度			
	不満	どちらか というと 不満	どちらか というと 満足	満足
				
	1	2	3	4
<b>5. 魅力ある生活基盤をめざして</b> ☞ 次の各項目について、どのように感じていますか。				
①適正な不動産利用と村土の保全 (空き家対策、治山等の防災対策、河川改修など)	1	2	3	4
②公共交通の充実 (村営バスの運行、三陸鉄道への運行支援など)	1	2	3	4
③住宅・住環境の整備 (村営住宅の整備、空き家改修補助、リフォーム補助、耐震補助など)	1	2	3	4
④道路網・道路環境の整備 (村道の維持管理・改良・整備など)	1	2	3	4
⑤地域情報化の充実 (村公式 LINE やXなどのSNS運用、防災行政無線の運用など)	1	2	3	4
(自由回答)				

項目	満足度			
	不満	どちらか というと 不満	どちらか というと 満足	満足
	1	2	3	4
<b>6. 安全で安心できる住みよいむらをめざして</b> ☞ 次の各項目について、どのように感じていますか。				
①消防・救急体制の充実 (消防団員の確保、防火水槽等の整備、救急車の更新など)	1	2	3	4
②防災体制・避難対策の充実 (防災計画・防災マップの見直し、自主防災組織の育成など)	1	2	3	4
③震災伝承の充実 (復興展示室、震災学習、写真返却、追悼行事など)	1	2	3	4
④自然環境の保全と活用 (十府ヶ浦公園の維持管理による緑地空間の提供など)	1	2	3	4
⑤環境衛生の充実 (ごみの分別収集の推進、再生可能エネルギーの活用など)	1	2	3	4
⑥交通安全の推進 (交通安全教育、交通指導員による街頭指導、季節ごとの交通安全運動など)	1	2	3	4
⑦防犯活動の推進 (地域安全協議会による防犯活動、青色防犯パトロール、防犯灯設置の助成など)	1	2	3	4
(自由回答)				

問5

あなたは、これからの野田村のむらづくりにおいて、特に力を入れていくべきだと思う分野はどれだと思いますか。

項目（施策）の中から重要と考えるものを3つ選び、重要度の高い順（1～3番）にチェック「✓」をお願いします。

項目（施策）	1番重要	2番目に重要	3番目に重要
①特色のある農業、林業、水産業を中心として発展する農林水産業のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②地場産業の振興や街のにぎわい創出による商工業のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③地域資源を活用し、観光・レクリエーションや交流事業を進める観光・交流のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤生涯学習活動や芸術・文化・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥住民と行政とが協力してむらづくりを行う住民参画・協働のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧快適で安全・安心な住居環境の整備を優先する快適住環境のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨高度情報化時代に対応した情報化推進のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩東日本大震災や台風等による大規模災害を教訓とした防災体制の強化による災害に強いむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪自然の保護や環境の保全・創造を優先する環境保全のむら	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(自由回答)			

問6

その他、むらづくりについてのご意見やご提案などがありましたら、お聞かせください。

自由意見欄



ご協力ありがとうございました





# 第4編

## 野田村の計画体系

## 野田村の計画体系

野田村の計画体系は、「野田村総合計画」「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」「野田村国土強靱化地域計画」を上位計画として、以下の諸計画によって主に構成されている。

<b>産業振興</b>	・ 地域農業経営基盤強化促進計画 ※地域計画
	・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	・ 畜産クラスター計画
	・ 野田村森林整備計画
	・ 病虫害防除計画
	・ 野田村鳥獣被害防止計画
	・ 創業支援等事業計画
	・ 経営発達支援計画
	・ 導入促進基本計画
	・ 事業継続力強化支援計画
	・ 野田村観光施設事業経営戦略

<b>教育</b>	・ 野田村教育振興基本計画
-----------	---------------

<b>社会福祉</b>	・ 野田村地域福祉計画
	・ 野田村子ども・子育て支援事業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 子ども・子育て支援事業計画</li> <li>- 次世代育成支援行動計画</li> <li>- 母子保健計画</li> </ul>
	・ 野田村高齢者福祉計画
	・ 久慈広域連合介護保険事業計画
	・ 野田村障がい者プラン <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障がい者計画</li> <li>- 障がい福祉計画</li> <li>- 障がい児福祉計画</li> </ul>
	・ 健康のだ 21 プラン <ul style="list-style-type: none"> <li>- 健康増進計画</li> <li>- 食育推進計画</li> </ul>
	・ 野田村いのちを支える行動計画
	・ のだむら歯と口腔の健康づくり基本計画

<b>生活 基盤</b>	・野田農業振興地域整備計画
	・野田村公営住宅等長寿命化計画
	・野田村簡易水道事業経営戦略
	・野田村公共下水道事業計画
	・野田村下水道事業経営戦略
	・野田村下水道施設ストックマネジメント計画
	・野田村汚水処理実施計画
	・野田村橋梁長寿命化修繕計画

<b>安全 安心</b>	・野田村地域防災計画 - 野田村耐震改修促進計画
	・大規模災害時業務継続計画《野田村BCP》
	・野田村災害時受援計画
	・野田村国民保護計画
	・野田村一般廃棄物処理基本計画 - 野田村一般廃棄物処理実施計画
	・野田村分別収集計画
	・野田村災害廃棄物処理マニュアル（野田村災害廃棄物処理計画）
	・野田村交通安全計画
	・野田村再犯防止推進計画

<b>住民 と 行政</b>	・野田村男女共同参画基本計画
	・野田村定員管理計画
	・野田村過疎地域持続的発展計画
	・野田村公共施設等総合管理計画 - 野田村公共施設等個別施設計画
	・野田村人口ビジョン



# 第5編

## 野田村総合計画の 施 策 体 系

# 野田村総合計画の施策体系

## 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

<b>基本施策 1 農業の振興</b> (1) 活力ある農業の展開 (2) 農業生産環境の充実
<b>基本施策 2 林業の振興</b> (1) 森林整備の推進 (2) 特用林産物等の振興 (3) 公益的機能の保持
<b>基本施策 3 水産業の振興</b> (1) 漁業生産の安定向上 (2) 流通体制の整備 (3) 担い手の育成
<b>基本施策 4 商工業の振興</b> (1) 経営体質の強化 (2) 商業環境の充実 (3) 商業附帯施設の利用 (4) 企業誘致の促進 (5) 地場産業の振興
<b>基本施策 5 観光の振興</b> (1) 観光資源の魅力向上 (2) 観光PRの強化 (3) 広域観光の推進 (4) 特産品の開発
<b>基本施策 6 雇用対策の充実</b> (1) 雇用の安定と人材育成

## 基本目標 2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして

<b>基本施策 1 学校教育の充実</b> (1) 地域学習及び復興教育の推進 (2) 確かな学力の育成 (3) 豊かな心の育成 (4) 健やかな体の育成 (5) 特別支援教育の推進 (6) 生徒指導及びこころのケアの充実 (7) 教員の授業力向上 (8) その他
<b>基本施策 2 生涯学習・生涯スポーツの振興</b> (1) 生涯学習社会の形成 (2) 芸術文化活動の推進 (3) 生涯スポーツの振興 (4) 体育・社会教育施設の整備及び活用促進
<b>基本施策 3 学びの環境づくり</b> (1) 家庭及び地域の教育力の向上 (2) 学びの環境づくり (3) 育英制度の充実

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

<b>基本施策1 地域福祉の充実</b> (1) 地域福祉の推進 (2) 在宅福祉サービスの向上 (3) 生活環境の整備
<b>基本施策2 子ども・子育て支援の充実</b> (1) 児童保育の充実 (2) 子育て支援の充実 (3) 少子化対策の推進 (4) ひとり親家庭の支援
<b>基本施策3 高齢者福祉の充実</b> (1) 生きがいづくりの推進 (2) 健康づくりと福祉サービスの充実
<b>基本施策4 障がい者（児）福祉の充実</b> (1) 障がい者（児）福祉の充実 (2) 社会参加と生きがいづくり
<b>基本施策5 社会保障の充実</b> (1) 介護保険制度の適正運用 (2) 国民健康保険の健全運営 (3) 国民年金制度の理解促進 (4) 医療費助成
<b>基本施策6 保健体制の推進</b> (1) 保健活動の推進 (2) 健康づくりの推進
<b>基本施策7 医療体制の充実</b> (1) 医療体制の充実

## 基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして

<b>基本施策1 適正な土地の利用と村土の保全</b> (1) 土地利用計画体系の整備 (2) 農業振興地域整備計画 (3) その他の土地利用 (4) 海岸保全対策の推進 (5) 治水対策の推進 (6) 治山対策の推進
<b>基本施策2 公共交通の充実</b> (1) 鉄道利用者の利便性の向上 (2) バス利用者の利便性の向上
<b>基本施策3 住宅・住環境の整備</b> (1) 良質な住宅の供給の促進 (2) 定住対策の推進 (3) 空き家対策の推進
<b>基本施策4 水資源の確保と水道の整備</b> (1) 水資源の確保 (2) 農業用水の有効利用 (3) 公営企業会計の運用 (4) 水道施設の整備充実 (5) 安定供給の確保 (6) 安全性の確保
<b>基本施策5 下水道の整備</b> (1) 公営企業会計の運用 (2) 下水道施設の整備 (3) 集落排水施設の整備 (4) 浸水対策施設の整備 (5) 浄化槽の設置整備

<b>基本施策6 道路網・道路環境の整備</b>	
(1) 高規格幹線道路網等の整備	(3) 生活道路網の整備
(2) 広域幹線道路網等の整備	(4) 道路環境の整備
<b>基本施策7 地域情報化の充実</b>	
(1) 情報通信網の整備充実	(2) 情報化の推進

## 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

<b>基本施策1 消防・救急体制の強化</b>	
(1) 火災予防の推進	(3) 救急体制の充実
(2) 消防体制の充実	
<b>基本施策2 防災体制の強化</b>	
(1) 村の地域防災体制の充実	(3) 住民による地域防災体制の強化
(2) 広域防災体制の確立	
<b>基本施策3 震災伝承の充実</b>	
(1) 震災伝承の充実	
<b>基本施策4 自然環境の保全と活用</b>	
(1) 自然環境の保全と活用の推進	(2) 公園・緑地の維持管理
<b>基本施策5 環境衛生の充実</b>	
(1) ごみの減量化・分別収集の徹底	(4) リサイクルの促進
(2) 産業廃棄物の適正処理の推進	(5) 公害防止対策の推進
(3) 不法投棄の防止	(6) エネルギー対策の推進
<b>基本施策6 地域安全の推進</b>	
(1) 交通安全思想の普及	(4) 防犯意識の啓発
(2) 道路交通の安全性の確保	(5) 防犯施設の整備
(3) 交通事故被害者の救済	(6) 消費者保護の推進

## 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

<b>基本施策1 住民参画の推進</b>	
(1) 協働型むらづくりの推進	(4) 情報公開の推進
(2) 男女共同参画社会の推進	(5) コミュニティ活動の推進
(3) 広聴広報の充実	
<b>基本施策2 行政サービスの充実</b>	
(1) 行政機構の見直し	(4) 行政の情報化の推進
(2) 施策及び事務事業の適正化	(5) 窓口サービスの向上
(3) 職員の能力開発	(6) 指定管理者制度の推進
<b>基本施策3 健全な財政運営</b>	
(1) 財政運営の健全化	(2) 公有財産の適正な管理運用

<b>基本施策4 広域連携の推進</b>	
(1) 広域連携の推進	
<b>基本施策5 地方創生の推進</b>	
(1) 総合戦略の推進	(2) 結婚活動の支援
<b>基本施策6 交流活動の充実</b>	
(1) 地域間交流の推進	(2) 交流活動の支援

---

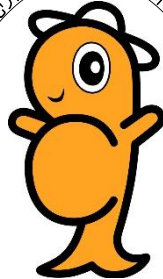
特別ご協力いただいた皆さま

21世紀むらづくり委員会委員及び特別委員の皆さま

村民アンケートにご協力いただいた村民の皆さま

表紙写真 小倉 幸一 様

北アスの砂浜に魅せられて



野田村イメージキャラクター  
のんちゃん